

令和元年 9 月定例会

# 総 務 委 員 会

予算決算委員会（総務分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## (委員間討議)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1、開催日時・場所          | 1 |
| 2、出席者              | 1 |
| 3、審査事件             | 1 |
| 4、経過               |   |
| 《委員会》              |   |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 1 |

## (第1日目)

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1、開催日時・場所                   | 2  |
| 2、出席者                       | 2  |
| 3、審査事件                      | 3  |
| 4、付託事件                      | 3  |
| 5、経過                        |    |
| 《分科会(警察本部審査)》               |    |
| 警務部長予算議案説明                  | 4  |
| 予算議案に対する質疑                  | 4  |
| 予算議案に対する討論                  | 6  |
| 《委員会(警察本部審査)》               |    |
| 警務部長総括事項説明                  | 7  |
| 議案に対する質疑                    | 8  |
| 議案に対する討論                    | 9  |
| 決議に基づく提出資料の説明               | 9  |
| 議案外所管事項に対する質問               | 9  |
| 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書審査 | 39 |
| 《委員会(出納局・各種委員会事務局審査)》       |    |
| 監査事務局長所管事項説明                | 40 |
| 人事委員会事務局長所管事項説明             | 40 |
| 労働委員会事務局長所管事項説明             | 41 |
| 決議に基づく提出資料の説明               | 41 |
| 議案外所管事項に対する質問               | 47 |

## (第2日目)

|                  |    |
|------------------|----|
| 1、開催日時・場所        | 49 |
| 2、出席者            | 49 |
| 3、経過             |    |
| 《分科会(文化観光国際部審査)》 |    |
| 文化観光国際部長予算議案説明   | 49 |
| 観光振興課長補足説明       | 50 |
| 国際観光振興室長補足説明     | 53 |
| 予算議案に対する質疑       | 54 |
| 予算議案に対する討論       | 66 |
| 《委員会(文化観光国際部審査)》 |    |

|               |    |
|---------------|----|
| 文化観光国際部長総括説明  | 66 |
| 国際課長補足説明      | 70 |
| 議案に対する質疑      | 71 |
| 議案に対する討論      | 74 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 75 |
| 陳情審査          | 75 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 78 |

### (第3日目)

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1、開催日時・場所            | 95  |
| 2、出席者                | 95  |
| 3、経過                 |     |
| 《分科会（企画振興部審査）》       |     |
| 企画振興部長予算議案説明         | 95  |
| 予算議案に対する質疑           | 96  |
| 予算議案に対する討論           | 96  |
| 《委員会（企画振興部審査）》       |     |
| 企画振興部長所管事項説明         | 96  |
| 決議に基づく提出資料の説明        | 100 |
| 政策企画課長補足説明           | 101 |
| I R推進課長補足説明          | 103 |
| 地域づくり推進課長補足説明        | 106 |
| 企画振興部次長補足説明          | 107 |
| 県庁舎跡地活用室長補足説明        | 109 |
| 陳情審査                 | 112 |
| 議案外所管事項に対する質問        | 113 |
| 新たな過疎対策法の制定に関する意見書審査 | 168 |

### (第4日目)

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 1、開催日時・場所          | 170 |
| 2、出席者              | 170 |
| 3、経過               |     |
| 《分科会（総務部審査）》       |     |
| 総務部長予算議案説明         | 170 |
| 予算議案に対する質疑         | 171 |
| 予算議案に対する討論         | 171 |
| 《委員会（危機管理監・総務部審査）》 |     |
| 総務部長総括説明           | 171 |
| 危機管理監所管事項説明        | 173 |
| 議案に対する質疑           | 175 |
| 議案に対する討論           | 175 |
| 決議に基づく提出資料の説明      | 176 |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 陳 情 審 査 .....       | 1 7 7 |
| 議案外所管事項に対する質問 ..... | 1 7 7 |
| 4、審査結果報告書 .....     | 2 1 2 |

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料
- ・分科会関係議案説明資料（追加 1）
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加 1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加 2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加 3）

## 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月9日

自 午前11時00分  
至 午前11時 8分  
於 委 員 会 室 1

2、出席委員の氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 中島 浩介 君 |
| 副 委 員 長 | 山下 博史 君 |
| 委 員     | 小林 克敏 君 |
| 〃       | 中島 廣義 君 |
| 〃       | 浅田ますみ 君 |
| 〃       | 川崎 祥司 君 |
| 〃       | 深堀ひろし 君 |
| 〃       | 松本 洋介 君 |
| 〃       | 吉村 洋 君  |
| 〃       | 下条 博文 君 |
| 〃       | 中村 泰輔 君 |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時00分 開会 —

【大場委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中島廣義委員、松本委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和元年9月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時00分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午前11時 8分 閉会 —

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月24日

自 午前 9時58分

至 午後 3時31分

於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 中島 浩介 君 |
| 副委員長(副会長) | 山下 博史 君 |
| 委 員       | 小林 克敏 君 |
| 〃         | 中島 廣義 君 |
| 〃         | 浅田ますみ 君 |
| 〃         | 川崎 祥司 君 |
| 〃         | 深堀ひろし 君 |
| 〃         | 松本 洋介 君 |
| 〃         | 吉村 洋 君  |
| 〃         | 下条 博文 君 |
| 〃         | 中村 泰輔 君 |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 警 務 部 長     | 伊藤 健一 君 |
| 首 席 監 察 官   | 福山 康博 君 |
| 首席参事官兼警務課長  | 山口 善之 君 |
| 広報相談課長兼総務課長 | 川本 浩二 君 |
| 会 計 課 長     | 佐藤 一春 君 |
| 装 備 施 設 課 長 | 塩崎 裕三 君 |
| 監 察 課 長     | 杉本 正彦 君 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 教 養 課 長     | 久保 宗一 君 |
| 厚 生 課 長     | 矢竹 雅敏 君 |
| 留 置 管 理 課 長 | 古賀 博文 君 |
| 生 活 安 全 部 長 | 田尻 弘久 君 |
| 生活安全企画課長    | 平田 泰範 君 |
| 少 年 課 長     | 田川 佳幸 君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 江口磨貴一 君 |
| サイバー犯罪対策課長  | 中村 敏弘 君 |
| 地 域 部 長     | 宮崎 光法 君 |
| 地 域 課 長     | 平戸 雄一 君 |
| 刑 事 部 長     | 羽田 敏雄 君 |
| 刑 事 総 務 課 長 | 宮原 哲朗 君 |
| 捜 査 第 一 課 長 | 中村 勝重 君 |
| 捜 査 第 二 課 長 | 柴原 雅也 君 |
| 組織犯罪対策課長    | 平井 隆史 君 |
| 交 通 部 長     | 土井 隆 君  |
| 交通企画課長      | 松岡 隆 君  |
| 交通指導課長      | 植木 保 君  |
| 交通規制課長      | 三浦 寛 君  |
| 運転免許管理課長    | 黒崎 誠 君  |
| 警 備 部 長     | 豊永 孝文 君 |
| 公 安 課 長     | 杉町 孝 君  |
| 警 備 課 長     | 多田 浩之 君 |
| 外 事 課 長     | 船場 幸夫 君 |

|           |         |
|-----------|---------|
| 会 計 管 理 者 | 野嶋 克哉 君 |
| 会 計 課 長   | 福田 修二 君 |
| 物品管理室長    | 岩村 政子 君 |
| 出 納 室 長   | 櫻井 毅 君  |

|             |         |
|-------------|---------|
| 監 査 事 務 局 長 | 下田 芳之 君 |
| 監 査 課 長     | 田尾 康浩 君 |



人事委員会事務局長 大崎 義郎 君  
職員課長(参事監) 三田 徹 君

労働委員会事務局長(兼任) 大崎 義郎 君  
調整審査課長 齋藤太紀雄 君

議会事務局長 木下 忠 君  
次長兼総務課長 柴田 昌造 君  
議事課長 川原 孝行 君  
政務調査課長 太田 勝也 君

## 6、審査事件の件名

### ○予算決算委員会（総務分科会）

#### 第103号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）  
（関係分）

#### 第116号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）  
（関係分）

## 7、付託事件の件名

### ○総務委員会

#### （1）議案

#### 第105号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（関係分）

#### 第117号議案

ローマ法王の来県時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

#### 第118号議案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

#### （2）請願

なし

#### （3）陳情

- ・令和2年度離島振興の促進に関する要望等の実現について
- ・諫早市政策要望（諫早駅周辺整備事業への協力と支援について 外）
- ・要望書（航空路線の安全確保について外）
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について外）
- ・令和元年度長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書 令和元年度（長崎空港の運営民営化及び24時間化の実現について外）
- ・要望書令和元年度（長崎駅周辺で計画されている各種事業の促進及び交流拠点施設利用者の利便性向上について外）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・長崎県庁舎跡地に所在する遺跡の発掘調査に関する陳情書
- ・国に対し「2019年10月からの消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- ・韓国人観光客の激減対策に関する要望
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書IV
- ・高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

## 8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開会 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

時間前ですけれども、ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第105号議案「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例のうち関係部分」外2件であります。

そのほか、陳情12件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、7月の人事異動に伴う新たな幹部職員について紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【伊藤警務部長】警察本部警務部長の伊藤でございます。

本日出席をしております警察本部の幹部職員の中で、本年7月12日付の人事異動で着任しました幹部職員をご紹介します。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

令和2年度の債務負担を行うものについてご説明いたします。

警察移動無線通信システム運用事業として、警察無線機の更新に係る令和2年度に要する債務負担として2億6,221万8,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【深堀委員】 おはようございます。今、説明いただいた予算議案でちょっと質問いたしますけれども、令和2年度に2億6,221万8,000円を計上して、無線システムの運用事業を更新することとありますけれども、これは各警察官の方が使われている無線機だと思うんですが、台数はどの程度なんですか。

【佐藤会計課長】 今回の警察無線機の更新につきましては、警察庁が全国警察の無線設備を国

費で更新することに伴いまして、本県が運用している約1,900台の警察無線機、このうち国費配分を除く570台を県費で更新するというものであります。

【深堀委員】 わかりました。そしたら、この2億6,221万円というのは、県が負担する570台ぐらいの分と。それ以外の1,300台ぐらいは国費で。だから、トータルでいけば1,900台ぐらいを使っているんだけど、そのうちの1,300台は国で、県の負担がこれだけということなんですね。一括して更新をするわけですね。

で、その時に、今、現状使用しているわけですね。最近更新した機器もあると思うんですけども、現状使われている機器の取扱いは、今後どうなるんですか。

【佐藤会計課長】 委員ご指摘の、この警察無線機につきましては、順次更新という形ではなくて、今の旧型機につきましては、平成17年度に一括して更新をかけております。

それで、今回、警察庁のほうでは、全国警察の無線機がやはり老朽化、暗号化の関係で、古くなって機械の故障も頻発しているということもありまして、全国的に更新を進めていくという計画になっております。一括して、今回更新をかけるということです。

【深堀委員】 一括して更新をかけるのはわかるんですけども、そこで今使っている1,900台ぐらいのやつが除却といいますか、使われなくなるわけですね。その物はどうするんですかということをお尋ねしているんですけども。

【佐藤会計課長】 この警察無線機につきましては、全国統一の周波数というのを使っておりますので、この計画が最終的に令和4年度に全国警察の無線機の更新が完了する予定です。それまでは旧型機を。長崎県警の分は、令和3年4月

1日から運用を開始しますけれども、全国的には令和4年度に切り替わる予定ですので、その間は旧型機は保管する。

それと、その後につきましては、具体的方法は、警察庁のほうで今検討を進めておりまして、当然盗聴防止、この暗号化機能の流出を防ぐためには、その無線機本体を破壊の上、処分することになるかと考えております。

【深堀委員】 わかりました。県費で購入した、今使っているのも大体600台ぐらいはあるわけですね。でも、それも含めて、セキュリティーの問題で一括して警察庁のほうで処理をする方向だということなんですね。違いますか。

【佐藤会計課長】 処分そのものは、長崎県のほうでやることになると思います。破壊の上ですね。そこら辺ちょっとまだ未定な部分はあるんですけども、最終的には県のほうで処分する形になるかと思えます。

【深堀委員】 わかりました。警察庁の指示でそういう取扱いを、多分長崎になるけれども、一括した処理をするということですね。

最後にしますけれども、県には県警察本部だけじゃなくて、物品管理簿ということで、一定3万円以上の物を備品という取扱いにしてそれぞれ管理をしている。これは全庁的な話ですけども、当然この通信機器もそういった対象に私はなと思うんですが、そういった管理簿の取扱いをしっかりとられているのかどうか、そこだけ確認をして終わりたいと思います。

【佐藤会計課長】 国費部分を除く県費部分については、県の物品管理にのっとって管理しております。台帳もございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

【吉村委員】 関連です、この103号で。単年度令和2年度で債務負担をわざわざ組まれるとい

うことは、この導入時期についてちょっとお知らせをいただきたい。なぜ債務負担を組まなければならないかというのが主な質問です。

【佐藤会計課長】無線機更新につきましては、全国警察が今、順次取り組んでいるところであります。警察庁も含めて平成30年度から関東管区とか、それぞれの管区ごとに順次整備を進めております。九州地区が今回、令和3年の4月1日から運用を開始するというので、当初、令和2年度の当初予算で計上を考えていたんですが、最近になりまして、全国的にこの無線機の発注が増加したことによって、メーカー側が納期にかなり時間がかかるという話になりまして、納期を考えると、令和2年度の当初予算ではちょっと間に合わないおそれが出てきたものですから、急遽補正をお願いして債務負担行為をとって、令和元年度内に契約までいけたらと考えております。

【吉村委員】何でもですけれども、例えば、学校の空調とかも、国は一遍にやれというが、現場ではなかなか大変ですね。機材がなかったり、工事する人がおらんやったり。そういうのと一緒に、こういうのもうあらかじめ想定ができとったんじゃないかと思うわけですね。一括更新ということであれば。前回は平成17年度でしょう。

そしたら、やっぱりそういうことがもう想定、既にされるわけですから、そういう場合は債務負担で組むというよりは、ちゃんと予定をして予算で組むということのほうが普通の形かなと思うんですけれども、そこら辺については、平成31年の当初予算というところでは、まだ国の予算がわからなかったということで組めなかったという話になるわけですか、答弁をお願いします。

【佐藤会計課長】委員ご指摘のとおり、当初は令和2年度で十分納期的にも間に合うという判断をしておりましたが、実際、各県整備が進んでいくうちに、平成31年の当初予算ではちょっと想定してなかったほどの納期のおくれが出る可能性が出てくるということで、急遽、今回補正をお願いしたところであります。

【吉村委員】わかりました。

あと一点、国費で全部を見てもらえるというような最初の話聞いた中で、いや、うち570台は県でやらなければいけないと。ここら辺の国の考え方というのは、平成17年も同じやったんですか。

それと、その基本的な考え方というのはどのようになっておるのか、お知らせいただければありがたいです。

【佐藤会計課長】警察庁の考え方につきましては、詳細については確認できておりませんが、ただ、警察官の数、あるいは事案の大小によって、県の規模によって、各県に対して警察庁が配分を決めているところであります。

そして、各県とも、どうしても県の事情、そういったところで、不足する分については、各県とも県費のほうで対応せざるを得ないという状況にあります。以上です。

【中島(浩)分科会長】ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案1件であります。それでは、ご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料（追加1）、警察本部の1ページ目をご覧ください。

第118号議案は、長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路交通法施行令で規定する運転免許に関する手数料の標準額が一部改正されることから、これに合わせた改正をしようとするものであります。

本条例の施行期日は、「道路交通法施行令の一部を改正する政令」の施行期日に合わせて、令和元年12月1日を予定しております。

次に、横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページ目をご覧ください。

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました2件の合計108万4,965円を支払うため、9月2日付で専決処分をさせていた

だいたものであります。この損害賠償金は、全額保険から支払われることになっています。

公用車による交通事故を減少させるため、警察学校の卒業を控えた学生に対する交通事故防止研修会の開催や、各所属において安全運転指導員等による運転訓練を実施するなど、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

このほか、犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況について、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載をしたとおりとなっております。

長崎県警察における障害者雇用につきましては、障害者を対象とした採用試験を導入し、本年度1名を新規採用いたしました。引き続き、計画的な採用と被雇用者の働きやすい環境整備を進めているところであります。

障害者雇用率につきましては、昨年は1.51%と法定雇用率2.5%を下回っていましたが、本年6月1日時点では2.85%と法定雇用率を上回っております。今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

以上をもちまして警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【吉村委員】 損害賠償の件ですが、2件あって、1件目は警察が90%の過失割合と。なかなかつらさがあるんですが、この説明資料の中で、公用車による事故を減少させるため、警察学校の卒業を控えた学生に対する研修会の開催や、かれこれと取り組んでおりますという文章が掲載されておるんですが、これは6月定例会も、3月定例会も、その前の12月定例会もおそらく同じ言葉じゃなかったんじゃないかなと思うわけですが、ちょっと時間がなかったんで調べておりません。似たような言葉だったんだろうと思います。これがずっと繰り返されるということについては、やっぱりちょっと一言物を言うとかないといけないかなと。もう少し具体的に何かこの対策について、県警として取り組んでおられるとか、こういうことをやろうと計画されておられるとか、そういうことが具体的にないといけないと思うわけですが、その点についてご答弁をいただければと思います。

【杉本監察課長】 委員ご指摘の公用車事故に対する具体的な取組状況についてご説明をいたします。

公用車の事故の分析結果を踏まえまして、原因別で多い後退時の後方不確認を防止するため、誘導員による後方誘導の徹底のほか、単独運転時でも降車して死角になる部分等の安全確認を徹底するよう努めているところであります。

事故の当事者別では、19歳以下の若年者が多いことから、安全運転指導員による同乗指導のほか、自動車学校等を活用した実践的な訓練や部外講話及び研修会等も開催をしております。

また、事故が増加する傾向にある人事異動後、あるいは雨が長く続く梅雨期等には安全運転意識を高めるための無線を活用したスポット一斉指令も行ってまいります。

先ほど読み上げにもありましたが、警察学校の卒業を間近に控えた学生に対する交通事故防止研修会の開催、それから、事故発生時には公用車交通事故速報という教養資料を発出して、事故原因等の情報共有なども行っております。公用車を運転する全ての職員が、安全は全てに優先するという意識のもと、安全運転をしっかり徹底するよう、引き続き指導してまいりたいと思います。

なお、講習会等につきまして、具体的に申し上げれば、ストレス、疲労、プレッシャーなどのヒューマンエラーを起こしやすい要因をマネジメントすることにより、事故防止につなげようという目的で、航空会社から講師を招いたクルー・リソース・マネジメント講習会を昨年3月に開催をしております。

それから、運転時のいらいらや焦りのネガティブ感情をコントロールするための感情コントロールプログラムの研修会を昨年2回開催しております。それ以外にも、安全運転指導員の指導能力の向上を目的とした運転技能の実践研修会も適宜複数回実施をしております。

また、さらには事故防止を高めるための事故に対する賞揚措置も行っております。例えば、公用車事故が一定期間ゼロであった警察署に対しては、署の規模ごとに基準を設けて、本部長賞を授与したり、公用車事故防止対策や取組が優秀と認められる警察署に対しては、本部長賞、あるいは警務部長賞を授与するなど、賞揚措置を講じて、職員の士気高揚にも努めているところでございます。以上です。

【吉村委員】 ぴしゃっと立て板に水を流すような答弁といいますか、途中わからんやっただすね。ヒューマンエラーのマネジメントの何とかとかと、わかって言いよらすとかなと思う

ぐらいですけど。それよりもやっぱり骨身にしみるといふか、そういうことをやっていただきたい。そういうにじみ出るような答弁があると、もっとうれしいんですが、あまりにも形がきちっとでき上がりすぎというか…。

やっぱり今の答弁の中も、ほとんどこの3行の資料の文章をもう少し広げて言うとするだけで、具体性に欠けるというか…。

最後のほうに出てきましたが、各警察署でも1年間無事故を続けようとか、無事故何日とか、やられよるんだらうと思いますが、そういうのをみんなで取り組んでいこうと、そういう共通な意識を持つのが大事なんだらうと思います。その後にやっぱり表彰があるからとか、何か賞品があるからやるというのでは本当はいかんのですけども、やっぱりやるためにはそういうインセンティブも必要ではなかろうかなと。そういうので取組を強化していってもらえればと思うところです。

今9月ですから、次の12月の時には、ここの3行がもう少し言葉の中身が変わるように頑張っていたくようにお願いをしておきたいと思います。以上です。

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第118号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第118号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【伊藤警務部長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、本年6月から8月までの実績は、資料に記載のとおり12件となっております。このうち、随意契約によるものはございませんでした。

以上をもちまして警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【下条委員】 皆様お疲れさまでございます。

議案外で、私のほうから、本年度新設されましたサイバー犯罪対策課についてお尋ねをしたいと思います。

本年度新しく開設されましたサイバー犯罪対策課、これまで各課別々で取り組まれていたサイバー犯罪について、1つの課として専属的に対応しているということをお聞きしております。非常に防犯の面で成果を期待しているんですけども、そういった中で、6月の委員会のほうでも少し触れさせていただきましたが、その後、9月11日ですか、新聞等メディアのほうで発表がされましたが、長崎県警サイバー犯罪対策課で初の摘発という記事を拝見させていただきました。

9月11日、詐欺的メールを送付し、個人情報 を不正入手する、いわゆるフィッシング詐欺で佐世保市内の40代女性が被害に遭われましたが、内容は後ほど詳しくやり取りをしたいと思 いますけれども、ドコモのdアカウントというものを不正アクセスし、高額スマートフォン15万円程度を不正購入した疑いということで、29歳の中国人を逮捕したという記事が掲載をされておりました。

そこで、まず大きな枠組みの中でご質問したいんですけども、県内におけるこういったサイバー犯罪の現状、特に問題になっているような点をお尋ねいたします。

【中村サイバー犯罪対策課長】 委員ご質問の件でございますけれども、今、特に問題になっておりますのが実在する大手企業を装ったショートメッセージ、電話番号で入ってくる分に関する相談、フィッシングというものも含みますが、そういう相談が増加しております。

今申しましたフィッシングというのは、今言ったような実在する企業などを装ったショートメッセージを送って、不正なプログラム、ウイルスに感染をさせたり、また偽のサイトにその後誘導して、利用者のIDとかパスワード

を盗むといったようなものになっております。その後、盗まれたIDとかパスワードを利用して商品を購入するといったような犯罪の被害につながっております。

このショートメッセージに関する相談といたしましては、平成30年が133件、本年8月末で263件と、増加している状況でございます。

【下条委員】 ありがとうございます。フィッシング詐欺というものが、特に問題になっていると。さらに件数も昨年が133件だったものが、今年は既に263件、約倍の数字になっていることですが、いわゆるこのフィッシング詐欺について、フィッシング被害の相談の中でも特に特徴といいますか、こういったことに気をつけていただきたいといいますか、県民、市民の皆さんに注意していただきたいという点がございましたら、教えていただきたいと思 います。

【中村サイバー犯罪対策課長】 このようなフィッシングといいますか、大手の企業を装ったショートメールの関係でございますけれども、最近は大手の携帯電話会社、先ほどお名前も出ておりましたようですが、そのあたりを騙ったショートメッセージを送って、商品を購入されるというふうな被害が目立つというか、割合が多くなっております。

これにつきましては、やはり不審なメールは開かないとか、通常IDとか、パスワードを求めるといこともないと思いますので、そういうところはしっかり確認をしていただくとかいった手段を取っていただければ防止にもつながるかなと考えるところでございます。

【下条委員】 ありがとうございます。

それでは、このフィッシングで今、中村課長のほうからありましたけれども、その犯罪とし



て、スマートフォンがやはり多いということですね。

今回はじめて摘発されました29歳の中国人女性ですが、佐世保市内に住まわれます40代の女性の方に、dアカウントと呼ばれるいわゆるNTTのポイントのところに不正にアクセスをして、巧みにこういった個人情報を入力しているということになっております。

このdアカウントのフィッシング詐欺について、今現在お問合わせというか、相談というのがありますか。

【中村サイバー犯罪対策課長】やはり今年に入りまして、この手の相談というのが多くなっております。8月末の現在でございますけれども、69件の相談、そして、被害が生じたのが50件、約370万円の被害ということになっております。

【下条委員】ありがとうございます。それでは、かなりの数、相談が来ているということですね。

では、このような大きな詐欺的な被害が予想される中で、県警、特にサイバー対策課としましては、どのような対策を考えられているのか、お尋ねいたします。

【中村サイバー犯罪対策課長】まず対策対応ということでございますけれども、やはり各警察署に相談というものが入りますので、その時点で即報してもらって、サイバー犯罪対策課から必要に応じて捜査員をすぐに派遣するという形をとっております。また、捜査の状況に応じて連携して捜査を推進いたしております。

そのような結果、先ほど委員がおっしゃられましたようなフィッシングでの中国人逮捕という形にもつながっておると思います。

また、この相談に関連した内容にも限りませんけれども、サイバー犯罪被害防止の講話、これはサイバー犯罪対策課員とか、各警察署署員

が被害防止の意識啓発活動なども行っております。

また、7月1日から情報発信としてLINEを使っておりますけれども、ここにおきましても被害防止の広報を行っております。

【下条委員】今、LINEのお話が出ましたけれども、このようにいわゆるサイバー犯罪というものは、特にユーザーが無知の状態でいろいろなものがわからずに、例えば、有名だったのは、ある一部上場の物流会社さんのお名前が直接出まして、それから荷物が届いているから、ここに連絡してほしいということでアクセスをしたことから、どんどんやり取りがあって、不正に情報を取られるということが問題になりましたので、やはり私としても、こういった問題を皆さんにお知らせをしていくツールというのは非常に重要だと思います。

LINEを7月1日よりはじめられたということなんですけれども、ここをもう少し内容も含めて教えていただけないでしょうか。

【中村サイバー犯罪対策課長】7月1日から、情報発信のツールとして幅広い世代が利用するというLINEに、タイムラインという機能がございまして、ここを利用して、サイバー犯罪の被害防止などの情報発信を実施いたしております。

タイムラインとして投稿した記事は、友達登録と言いますけれども、登録された方に公開をしていくという機能になっております。

現在の登録者は、設置後、概ね3カ月で約1,500人となっております。これまで22回の情報発信をいたしておりますので、あくまで単純な平均をいたしましたら、4日に1回程度の割合での情報発信ができておると考えております。

【下条委員】ありがとうございます。それでは、

このLINEでの情報発信は7月からということですから、まだ2カ月程度ですけれども、ある程度手応えはあるということですか。

それと、もしこれを今後どんどん発展させようとしていく場合に、LINEも含めてどのような形で情報を配信してお知らせをしていくのか、こういったものがありましたら教えてください。

【中村サイバー犯罪対策課長】先ほど申しましたように、登録者が今約1,500人ということですので、やはりあらゆる機会を通じて周知して登録者を増加させていこうという、まず、そこを考えていきたいとは思っております。

ただ、今、LINEでタイムラインを行っておりますけれども、これについて今後、登録者の増加も含めて、どのようなやり方がいいのかとか、県民の皆さんのご意見とかありましたら、そこも踏まえて、また、やり方など検討していきたいと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。

最後のご質問になりますけれども、県内には長崎県立大学にサイバーセキュリティ科があって、サイバーセキュリティを教えている学科は全国でほかにもあるんですけれども、このサイバーセキュリティだけを専門に教えている学科は、全国で唯一になります。こういったところが長与町まなび野にあります。

こういった専門でやられている先生、そして、今年はじめて4年制大学が卒業しますので、私も取材に行って聞き取りをしまして、県警とどうでしょうかというお話をしましたら、非常に興味を持っている生徒もおられるということですから、こういった学校、また長崎大学も新しい情報科が来年できますので、ぜひともそういったところと連携をしていただきたいと思います。

けれども、ちょっと私まだよくわかっていない情報がありまして、サイバーセキュリティボランティア事業というものを県警がされているということがあります。

ぜひとも、いろいろな形で交流をしながら、対策に取り組んでいただきたいんですけれども、この内容についてちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

【中村サイバー犯罪対策課長】サイバーセキュリティボランティア事業、これは平成30年7月から実施をしております。

内容といたしましては、インターネットを利用した犯罪被害からの防止などを図るために、小中学生のうちから、情報セキュリティー、またモラル、これを理解していただこうと。それで、警察本部が委嘱した高校生、また、佐世保高専の生徒が小中学校生に対して教養を行うといったような事業になっております。高校生などが小中学生を教えるというメリットとしては、大人から話を聞くというよりも、既にインターネットが普及している時代に生まれている高校生たちが知識も豊富ですし、また年齢も近いということで、受ける小中学生にしても、よりリアルな話として理解が深まって、教養の効果も高まるのではないかと考えて事業をいたしております。

この事業につきましては、教育長とか、教育関係のほうからも、小中学生が、年齢が近い高校生などから教養を受けるということに対して評価をされたり、協力をしたいといったような声もあって好評な状況でございます。

昨年度は、佐世保高専など4校79名を委嘱しております。小中学校12校1,495人に対して教養を実施している状況でございます。

【下条委員】 ありがとうございます。サイバー

ボランティアということで、小中学校のお子さんたちにコミュニケーションを取っていく、連携を取っていくということでした。今から、もう来年度、5Gという通信回線が変わりまして、本当にどんどん、このスマートフォン、インターネット関係のほうに、我々の経済であったり、生活の流れが変わっていきます。

その中で、今の小中学生のお話は、インターネットの依存症対策とも関係してくるところであると思いますので、ぜひ依存症対策も含めて、サイバーの特にセキュリティの部分は発展のスピードに比べて、残念ですけれども、やはり非常に対策が遅れているというところがありますので、ぜひとも、この新設しました県警のサイバー犯罪対策課に防犯の面で活躍をしていただきますよう、長崎県市民の安全を守っていただきますよう、ご要望しまして、私のご質問にさせていただきます。ありがとうございました。

【川崎委員】 おはようございます。新長崎警察署の建設が順調に行っているということは伺っておりますが、来年の3月いっぱいをもって、稲佐署と長崎署が統合して新長崎署に移転をするということで進んでいると認識をいたしております。

たびたびお尋ねいたしますが、稲佐署、長崎署を警察業務では使わないという方針は明確になっておりますが、いわゆる跡地の活用についての検討状況についてお尋ねいたします。

【塩崎装備施設課長】 委員のご質問にございました稲佐警察署は、来年、令和2年の4月には、新しい長崎署に統合されまして閉庁する予定になっております。それに伴いまして、建物、それから土地ともに、用途を廃止するという方針で行っております。以降につきましては、まずは県の他部局に、今後、建物付きで活用する計

画等、ご希望等はございませんかと照会を行いました。今のところ、県としては活用の予定はないという形でお伺いしております。

その後ですが、今後、建物につきましては、建物内部の警察施設、もしくは警察を表示する等の物品等を排除した段階で、建物を残した状態で土地と建物の活用を何かすることがないかということで、国または地元の市町に利用購入希望等の照会をかける予定でございます。それがもしないとした場合には、今後、公共事業に利用される方はいないかという形で公募をかけます。それでもないという形になりますと、一般競争入札等に進め、最終的には売却という形になるかと考えております。

この用途廃止につきましては、当方といたしましても、治安面であるとか、財政面であるとか、かなり検討を重ねてまいりまして、その結果、今回のような方針になっているところでございます。

引き続き、我々としても、よりよい活用を望んでいるところでございますが、現在の方針としては、今、ご説明したような状況でございます。ご理解をお願いします。

【川崎委員】 確認ですけれども、稲佐署というのが主語だったようですが、長崎署も移転しますから、昔の公会堂の横の長崎署も閉庁でしょう。と建物と土地もありますね。いま一度確認です。長崎署はどうなりますか。

【塩崎装備施設課長】 申し訳ありません。稲佐署及び長崎警察署は同様でございます。

長崎署につきましては、建物についてはか耐震性もない、老朽化しているということでございますので、解体の予定でございます。以上です。

【川崎委員】 先ほど進捗状況として、県に照会

をかけたけれども、県の活用はないと。以降、国及び市町に対して希望をかける予定ということです。希望をかける予定ということは、まだかけられていないということです。

長崎県庁跡地もそうですけれども、要は引っ越した後は、あとはどうなるんだということ。引っ越ししてすぐ着手するということでやって、今もまだ結論が出ていないわけで、稲佐署だって、まちの真ん中、長崎署もまちの真ん中、こういった状況を長い間放置するということはいかがかなと。県庁跡地の反省のもとに、県警も速やかに取り組んでいただきたいと思います。

跡地の活用を検討する部署ではないと思いますので、そういったところにお任せをする手続を速やかに行っていただきたい。ぜひそういったところをお願いしたいんです。かける予定ではなく、3月でしょう。もう半年したら移るわけで、そこまで見えている中において、いまだ手続が進んでいないということについては、長崎のまちづくりにもう少しお考えをきちんと示して、前に進めていていただきたいと考えますが、いま一度ご答弁をお願いします。

【塩崎装備施設課長】委員のご指摘にございましたとおり我々としても、スピード感を持って対応したいと思っております。

実は、県の他部局のほうに最初にお伺いをかけたのは、規定もございますけれども、まずは県の中でないかどうかということで、県につきましては、県の財産でもございますので、部内の話でもございますから、ある程度の話をして照会をかけることで大体の流れがわかるかなという形でかけておりました。

ただ、それ以外の国または市町に照会をかける場合につきましては、あの建物自体がどういうふうな形になるのか、どこがどういうふう

変わっていくのか、その辺もはっきりとした設計がまだ未定の段階でもございます。設計につきましては、予算化の予定もしておりますので、そこを明らかにした段階で、うちのほうとしても、こうなります、こういうふうな形になりますから、利用希望等はございませんかという形で、明確な形でお示しをしないと、国または市町につきましては、曖昧な状態でご判断も難しいかなということでございましたので、そこが明らかになってからということで考えておりました。

よって、用途廃止後、確定した段階、稲佐署が移った段階で照会をかける予定ということにしておりました。（発言する者あり）

すみません、以降につきましては、今後また検討して、スピード感を持って対応したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【川崎委員】まさに最後のお言葉が大事で、もう移るんでしょう、間違いなく。移るってわかっていて、すぐ着手をするということについては、もう本当に一言で言えばスピード感ですが、早期に今後の手続を進めていただいて、跡地の有効活用をお願いしたいと。2年も3年も真っ暗な状態で放置するということがないように、スピード感を持ってよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。昨今の社会的問題であります、あおり運転について、いろいろなところでご質問があっているかと思いますが、本当に非常に許しがたい悪質なものが連日のように報じられておりました、実際死亡されるような事件事故も起こっているわけで、許しがたい状況。警察庁においても罰則を強化することも報じられている状況ですが、まず、県内の発生状況、そして被害等があれば、お知らせいただきたいと思います。

【植木交通指導課長】委員の質問にありました、あおり運転につきましては、今のところ、あおり運転という定義はありませんが、あおり運転等でいろいろ通報があるんですけれども、そのような通報があって、対象を止めて、そういう行為があったものを確認したものについては平成30年1月から統計を取っております。平成30年中が50件ございました。そして、今年令和元年8月末現在14件ということで、前年に比べますと若干減少している状況でございます。

【川崎委員】これは、通報のレベルですね。よくテレビであっているような、実際、物を投げられたりとか、傷つけられたりとか、また人身に被害をこうむったとか、そういったことは認められますか。

【植木交通指導課長】実際にほとんどが通報があって止めてみても、行為が終わっておりますので、その時点での違反というのはなかなか認定しにくいんですが、それでも、そこで暴行があったり、あるいは傷害があったり、あるいは酒を飲んでいるとか、平成30年の50件のうち4件、そういう事案がありました。今年になっての14件のうちには、そのような事案はございません。

【川崎委員】長崎県は報じられているほど件数がないような感じではありますが、厳然たる事実あっているということですので、この辺については社会問題、しっかりと捉えていただきながら、どういった対策を講じていけばいいのかということも今後ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に移ります。道路交通法の罰則強化のことでお尋ねいたしますが、携帯電話を運転中に使用した時の罰則強化ということが報じられております。非常に危険であるということは十分認

識をしております、このような強化につながっているんだろうと推測いたしますが、まず、この罰則強化する背景。例えば、こういった重大な事故が発生していますよというような、強化に至る背景についてお尋ねをいたします。

【松岡交通企画課長】委員ご質問の背景につきまして、詳細につきまして、現在のところ、この場でお答えするのが難しいかなと思いますけれども、長崎県においては、携帯電話を使用する交通事故の発生状況は、8月末現在で発生件数が23件で、前年同期プラス3件、死者数は0、マイナス1人、負傷者数は43人でプラス19人と、発生、負傷者数についてもやや増加傾向であります。

そのような中、死亡事故は発生しておりませんが、自動車を運転しながらスマートフォン等の注視や通話は、通話や画像注視に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故にもつながりかねないという認識を持っておりますことから、交通指導取締りや運転者への安全教育等を推進していこうと、現在考えております。以上でございます。

【川崎委員】ありがとうございます。死者はなかったとはいえ、負傷者がいらっしゃるということについては非常に残念でありますので、この辺については自覚を持って取り組むというのが一番大事なことかと思いますが、そもそも違反であるわけですから、改めて云々ということはないんですけれども、より一層罰則が強化されることによって嚴重に取締りますよということを、12月からと報じられていますから、12月からでしょう、もう少し周知といったことを取り組んでいただきたいと思います。

というのが、誤って認識をするというケースがやっぱりあって、例えば、シートベルトは全員装着をしなければいけないというのが規則としてありますけれども、後部座席は罰則規定がないので、それが誤って、後ろはしなくていいような、そんな認識が実はあってですね。そうじゃないんですよ、ちゃんとしないといけないんですよということがやっぱり周知がきちんとなされているかどうかの違いだと思うんですよ。利用者が意識をしなければいけないということなんです、そういったことで、こういう変換点でもって、しっかりと皆様に認識をしていただいて、そして、交通安全の意識向上につなげていただきたいと思います。この周知についてどう取り組んでいかれるか、お尋ねいたします。

【松岡交通企画課長】委員ご指摘の周知の方法につきましては、現在、県警で実施しております継続的な交通指導取締りや運転免許更新時における講習、交通安全教育のほか、今後は、この改正道路交通法の概況が警察庁の方からも具体的に示されたのを受けてから、県警のホームページやフェイスブック等の各種メディアを活用するとともに、自治体等の機関紙並びに警察の広報紙、それから、普段の街頭活動を通じたキャンペーン等々、またチラシ等を作成しながら、あらゆる機会を通じて、改正内容の周知を効果的、かつ効率的に今後も図っていきこうと現在検討しております。以上です。

【川崎委員】ありがとうございました。ぜひ強化をして広報に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、障害者雇用についてお尋ねいたします。

先ほど説明がありました、まず、法定雇用率

は2.5%、かつては1.51%だったんですが、6月1日時点で2.85%、クリアをしたというご説明でございましたが、そもそもこのパーセンテージを出すに当たって、分母となるものは何人でいらっしゃるのか、また、当然その分子についてもお尋ねをいたします。まず、数字をお尋ねいたします。

【山口首席参事官兼警務課長】委員お尋ねの分母についてですけれども、分母につきましては、警察の場合は非常勤職員の総数と常勤一般職員の総数等が関係します。

まず、常勤職員の総数と、そして、非常勤職員につきましては、総数に0.5を掛ける数値ということで、これが分母になります。その上で、分子につきましては、常勤職員につきましては、重度の障害の方2人、これは2人分という計算になり、軽度の障害の方は1人分ということで算入されます。それで、非常勤職員につきましては、重度の方は1人分、軽度の方は0.5人分という形で計算をされて算定されるということになっております。よろしいですか。（「何か具体的な数字を」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

県警の場合は分母が508.5になります。それに対して、現在が14.5人を採用しているという計算になります。

【川崎委員】詳しい説明をありがとうございました。

そしたら、説明の資料の中に、被雇用者の働きやすい環境整備をしていくという説明がありましたが、具体的にどのような内容で2.85%まで上げていったのか、また、これからも取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

【山口首席参事官兼警務課長】まず、働きやすい環境整備につきましては、大きく2点に分けることができるかと思います。1点は採用時教

養という段階におけるケア、もう一つは採用後のケアということで分けられるかと思います。

1点目の採用段階といいますのは、警察職員につきましては、採用されますと警察学校で1カ月間教育を受けます。その段階において、採用に携わった人事採用の職員が、採用された障害者の人の特性、そして、接するに当たっての注意事項とか、家庭環境といったものを把握しておりますので、警察学校における指導をする教官側と連携をいたしまして、ケアを十分にやるように努めております。そして、その警察学校の教官にお願いしまして、卒業した後に配属するに当たって、どういうふうな部門が望ましいのかということにつきましても、本人の希望、そして適性を見極めるということで、人事採用係と学校教官側が連携をしているということです。

2点目の配属先におけるケアということに関しましては、警察学校を卒業して配属先が決まります。そうしますと、その配属先の幹部、例えば、その所属のナンバーツーですとか、課長補佐ですとか、そういった責任ある立場の人と学校教官、あるいは警務課の人事系の補佐等がミーティングを行いまして、配属した後におけるケア、そして、家族との連携といったことをしっかりやるようにということの指導、そして、意思疎通を図っているところであります。以上です。

【松本委員】 議案説明資料の1ページのところに書いてあります「人口10万人当たりの犯罪率は146.6件で、低いほうから全国3位、検挙率につきましては62.9%で高いほうから全国5位となっております」ということで、大変治安のよさというものが数字で明らかになっているところに、長崎県として感謝をするところでござい

ますけれども、大事なことは、やっぱりできれば全国1位を目指して犯罪発生率を下げていくということは今後も継続的にやっていかなければいけないことだと思っております。

その中で、この縦長の事件・事故の推移の資料を見させていただきますと、1,966件の事件の中で窃盗犯が1,282件ということで、全体の65%を占めております。やはりその率が高いものを抑えていくということは大事だと思うんですが、やはり窃盗というものは住宅の中とか、車上荒らしとか、そういったものの状況の中で発生すると思うんですが、その中で1ページ目の最後に書いてある「自主防犯意識の向上に努める」ことが大事なのではないかと。県民の方々が窃盗を受けないような意識を持って取り組むことというところで、それを県民の皆さんに浸透していくことで、警察だけではできないところも、私たちが意識をすることによって抑えることができるのではないかと思います。そこにつきまして、県警としては、県民への自主防犯意識の向上について具体的にどのような取り組みをしているのか、お尋ねをいたします。

【平田生活安全企画課長】 県警察では、県民の自主防犯意識を高めるため、犯罪なく<sup>さん</sup>3ば運動の浸透、定着化に向けた取組、あるいはあらゆる機会を通じた防犯指導、防犯訓練及び防犯講話、被害防止に役立つタイムリーな情報発信等を行っております。

また、防犯ボランティア等による自主防犯活動の活性化を目的としまして、合同パトロール等による着眼点の指導、パトロールグッズの支援、ボランティア保険の費用支援、防犯マニュアルの配布等にも取り組んでおります。

このような取組の推進もありまして、防犯ボランティア団体による取組としましては、青パ

トによる活動をはじめとした地域内の安全・安心パトロール活動、防犯パレードの開催、防犯に関する広報紙の作成配布、地域清掃やリサイクル活動などへの環境美化活動、樹木の手入れ、草刈り、花壇づくり等の環境づくり、地域住民への挨拶運動、このようなものに取り組んでおります。

【松本委員】 犯罪なく<sup>さん</sup>3ば運動ということで、「カギかんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」ということではわかりやすくはありますが、やはり過疎化が進んで、特に田舎のほうになってくると、習慣的に鍵をかけないというのが実情で、比較的そういう運動を提唱していてもなかなか浸透してっていないと、話でよく伺います。スローガンを上げることは大事ですが、実際にやはりどこまで浸透させていくかというところは、県警だけの力では難しいところがありまして、市町や各団体とか、そういったところに広く伝えていく。しかし、その伝えていく中で大事なことは、実際にもう県内で1,282件の窃盗が起きているわけです。ですから、鍵をかけないことによって、車のロックをかけないことによって、こんな被害が出ているんですよということもやはり警鐘としてお伝えして、いつ自分が被害に遭うかわからないというところを周知していくということも大事だと思いますし、関係団体に継続的に、これがもう一時的なものでないように、これをずっと強めることによって、発生率がどんどん下がっていくと思うんです。そちらのほうをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。そちらに対してのお考えをお尋ねいたします。

【平田生活安全企画課長】 委員のご指摘のとおり、犯罪を防ぐためには、まず、窃盗事件に対して、鍵かけが非常に大事なことでないと認識

しております。

そういう中で、犯罪なく<sup>さん</sup>3ば運動については、県あるいは教育委員会等と平成25年からやっております。その中で、乗り物や住宅等には必ず鍵をかけると。この県民の防犯意識を高めることが一番大事なことだと考えて取り組んでいるところでございます。

では、実際にどのような活動をやっているかということになりますと、今委員がおっしゃられたように、これを県民に知っていただくということにつきましては、県警ホームページにおいて、犯罪種別、自転車盗、車上狙い、住宅対象侵入盗、オートバイ盗、自動車盗の窃盗被害の件数及びそのうちの無施錠件数を掲示いたしております。

また、毎年6月9日、語呂合わせでロックの日でございますけれども、防犯設備協会と共同した鍵かけの広報啓発を目的としたキャンペーンを実施いたしております。また、各種キャンペーンにおいて、犯罪なく<sup>さん</sup>3ば運動の周知を図る広報グッズを配布しております。グッズとしては、コルク製のコースターとか、うちわ、チラシなどを配布しております。また、鍵かけを呼びかけるポスターを作成しております。これについては、長崎県出身のボディービルダーを活用したり、あるいは現在行われておりますラグビーのワールドカップ、スコットランドの代表を起用いたしまして、これの鍵かけを広報しているところでございます。

【松本委員】 実は、私の義理の母が自転車を3回も盗難に遭ってですね。お話を聞けば、結局ご自身が鍵をかけてらっしゃらないんです。失礼ですがけれども、やはり鍵をかけない本人にも責任はあるんですよとお話をしたんですが、ちょっとだから大丈夫というちょっとした気持ち



から、結局盗難に遭うと。特に自転車は窃盗の件数が多いですし、そういったところも含めて、もちろんボディービルダーとかもいいんでしょうけれども、鍵をかけるという意識をしっかりと持っていただくための浸透を、各団体と協力して進めていただきたいと思います。

次に、2ページの特種詐欺の被害防止なんですけれども、こちら縦長の資料にもありましたとおり、認知件数が15件、被害総額が約1億6,165万円ということで、件数は減ったといえども、もう1億円を超えた。これは1件が非常に大きかったということですが、しかし、個人の働いたお金を一瞬にしてとられてしまうというのは本当に許せないことでございます。15件の被害件数の中に高齢者の被害が9件ということで、全体の60%を占めるということでございます。

3ページのところに「被害防止対策を推進しております」ということですが、被害件数は減ったとしても、被害額が依然として増えている。この状況に対して、具体的に県警としてはどのような対策を取っているのか、お尋ねいたします。

【平田生活安全企画課長】特種詐欺の被害につきましては、これまでの委員会でもご報告させていただいておりますけれども、自動通話録音機の設置促進、あるいはコールセンターというもの、それと広報啓発活動におきまして、実際に特種詐欺の被害の件数及び被害防止に向けた取組、さらには、実際にどういう地区でどういうふうな手口のものがはやっているということにつきましては、防災無線等で広報をしております。

さらに、実際に特種詐欺の予兆電話が連続して発生した場合につきましては、その地区、諫

早であったり、大村であったりというところで多発した場合につきましては、実際やっておりますコールセンターから集中的にその地区に架電をしまして、予防について声かけを実施いたしております。以上です。

【松本委員】これもさっきのお話と重なるんですけれども、やはり啓発が大事だと思うし、それと同時にやはり率が高いところを集中的に対策を取るべきだと思うんです。

先ほど申しましたとおり、70歳以上が60%ということと、おそらく固定電話がほとんどだと思うんです。その部分で、高齢者に対して、いかに啓発をしていくかというところは、私も敬老会を回りましたけれども、その中で「こういうことが起きているんですよ」と言うと、まさか自分はそんなことにひっかからないとかおっしゃる方が多かったですが、でも、実際こうやって被害が起きているわけですから、この部分でいかに高齢者の方に浸透していくかというところに対しては、どのようにお考えでしょうか。

【平田生活安全企画課長】高齢者に対しましては、年金支給日における被害防止キャンペーン、あるいは各家庭に対して実施しております巡回連絡をはじめとする訪問活動等において、個別注意喚起を行っております。

また、老人会の会合、社会福祉協議会等と連携した出前講座の開催、手口の内容をわかりやすく盛り込んだ広報啓発用のDVDや寸劇等を活用し、具体的事例を踏まえたわかりやすい被害防止指導、注意喚起等に取り組んでおります。

さらに、金融機関に対しましては、特に高齢者による高額な引き出しや振り込みを行おうとする際の窓口での声かけや警察に対する早期通報を依頼しております。

【松本委員】やはり高齢者が対象になるというのは、周りに家族がいればやっぱり止めたりとか、アドバイスをするんでしょうけれども、最近は核家族化が進んで特にお一人で住んでいる高齢者の方が多い。その中で、「息子です」とか電話をかけられると、やはり話し相手がいない中で親身に話を聞いてしまう。そして、その中でそういった被害に遭ってしまうということが傾向として多いと思うんですね。

で、その寸劇というのももちろんわかりますけれども、しかし、高齢の多くの人が見に行けるわけでもないし、また、年配の方はネットとかもしない方が多いわけです。だから、そういった中でいかに効率よくするかは、やはり地域のつながりや、多分老人会といったところで周知をしていきながら、地域でそういうことが起きたということの警鐘を鳴らしていく。これは警察だけでできることではないので、ぜひその辺に対しても今後積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

【深堀委員】私も特殊詐欺の件で1つだけ確認をしたんですけども、今ある特殊詐欺の発生状況等々についての質疑があって、私がものすごく気になっているのは、今回架空請求が、金額的な意味で言えば大きな被害があったと。その中の額でいけば、高齢者の被害が95%だということ。これは1つの事案がものすごく大きな影響を与えているということ前提で、そう言っているんですが、未然に防ぐための話を今ずっと議論されていたわけですけども、ここでちょっと確認したいのは発生した後の話で、高齢者の方々が被害に遭っているわけですけども、もちろんそれをやっている犯罪者が捕まるケースと捕まらないケースがあって、当然捕まるケースも受け取りにきた全体を把握している

人じゃなくてそういった摘発ということも報道で見て思うのは、これだけ多くの被害が発生している中で、その犯罪が発生した後、被害に遭った高齢者の方々にどの程度被害額が回収できているのかなど。これは、警察の方が把握していることではないのかもしれないですけども、そこはわかる範囲でいいんですが、平成20年には振り込め詐欺の救済法というものができて、それに向けた取組もやられていると思うんですが、発生した後どの程度返ってくるものなのか。結局は泣き寝入りをしなければいけないという、今までの実績でいうならば、先ほどの啓発活動の中で、こういった特殊詐欺に遭ったら、もう二度と返ってこないですよという啓発の仕方もあると思うんですね。そのあたりがどういう状況にあるのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

【柴原捜査第二課長】まず、被害者にいくら返ってきたかということに関しましては、統計を取っておりませんので、ちょっとそこはわかりません。

あと、委員の言われた振り込め詐欺救済法の関係ですけども、これは、被害者があくまでも口座を利用して現金を振り込んだ場合のみに適用される法律です。ですから、警察は何をするかといいますと、被害者からの届け出において、まず、金融機関への口座凍結依頼を早急にやります。その後、被害者に対する振り込め詐欺の救済法の制度について説明をするようになります。

振り込め詐欺救済法適用以外の、犯人に直接現金を渡したりとか、宅配便で送ったという場合については、現在のところ、残念ながら救済する方法がございません。

あと、捕まえた場合に犯人が自主的に返済す

るという場合もございます。以上です。

【深堀委員】やはりどれくらいというのはもう統計的にないというか、把握できてないということなんですね。わかりました。

で、振り込め詐欺救済法は、あくまでもその犯罪に使われた口座の凍結ができて、そこにお金が入っていれば、それが被害者の方に回収されるという仕組みなんですね。

あと、直接口座を使用しない、直接の現金のやり取りであったり、宅配便であったりというところには、この振り込め詐欺救済法は適用はされないということですね。

先ほども質疑がありましたけれども、老後のために長年蓄えていた貯金を一瞬にして奪われるということで、被害に遭った方々のその後の生活が非常に危惧されるわけですが、当然都道府県の警察本部には、そういう犯罪の支援室が設置されていると聞いております。そういったところでの被害者の相談に対する受付状況であったり、フォローに対しての実績というのはどういうふうにやっていますか。

【川本広報相談課長兼総務課長】被害者支援についてのお尋ねですけれども、被害者支援につきましては、広報相談課内にありますが、警察の犯罪支援につきましては、個人の権利と自由を保護するという目的がございます。振り込め詐欺だけじゃなくて、対象事件としましては、殺人、それから、交通死亡事故といったものの罪種がございます。

振り込め詐欺につきましては、いわゆる被害者支援の対象ではございませんけれども、警察といたしましては、被害者の心情に寄り添った対応を随時させていただいているところです。

【深堀委員】最後にします。犯罪を未然に防ぐという啓発活動も当然必要なことだし、それを

やらなければいけない。ただ、起こってしまった後に対する被害者へのケアというのも、私は重要だと思っているので、そのあたり、今、課長からお話がありましたけれども、相談体制というのはしっかりやっていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

【浅田委員】何点かご質問させていただきます。

まず、議案説明の中にありますストーカー関係についてですけれども、これも何度も質問させていただいておりますが、配偶者の暴力事案が190件あるかと思います。この中で、子どもたちが見ているような案件ですとか、子どもたちが関わっているようなDV被害の案件というのがどの程度あるのか、まず教えてください。

【田川少年課長】本年7月末現在の児童虐待認知件数は232件ございまして、児童虐待の種類といたしまして、心理的虐待、身体的虐待、そしてネグレクト、性的虐待というのがございます。

その中で、先ほどお話がありました心理的虐待の通告人員は150人で児童虐待全体の6割を占めておりまして、心理的虐待150人のうち、面前DVが133人と約89%、約9割を占めているような状況でございます。

【浅田委員】89%は非常に大きな影響を、大体トラウマになって、その方たちも同じようなというようなことがよくよく聞かれるかと思えます。

最近でも、やっぱり配偶者のDVとかいったことがどんどん事件に関わっていったりですとか、中には死に至ったりとかというのが多々出てきているような状況の中で、この89%の子どもたちをまずどのような感じでフォロー、支援をその後なさっているんでしょうか。

【田川少年課長】この心理的虐待につきまして

は、警察で認知する場合、あるいは関係機関が認知する場合がございますけれども、それぞれ要保護児童対策地域協議会といった場などで関係機関が集まりまして、今後の対応について話し合いをしながら進めているところでございます。

【浅田委員】 話し合いをしながら。今、現段階では例えば、対面かもしれませんけれども、それがその後、子どもにまでも被害が及ぶこともやっぱり出てくると思うんです。そういう事件のこれまであった過去の実数だったりとか、その後の対応だったりとか、具体的な長崎の現状を教えてください。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩します。

-----  
— 午前11時25分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時26分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【田尻生活安全部長】 今、委員ご質問のとおり、親のDVの中で、面前で子どもが心理的虐待を受けるという事案がやはりあっております。一番恐ろしいのは、その後に暴力に及んで身体に被害が及ぶ事案が一番痛ましい事件かなと思っております。

そういうことですので、警察で認知した場合においては、当然児童相談所に通告をいたします。必要な場合については、児童相談所における一時保護ということで、心理的虐待の場面においても、一時保護を児童相談所においてしていただいて隔離をする、親と引き離すということ、あるいは身体に及んでおれば、当然最初から身柄をお互いに引き離して児童相談所に預けるということで、極力そういう痛ましい事件に

ならないために、早期にそういう状況を判断しながら、関係機関、特に児童相談所と連携しながら取り組んでいるところでございます。

【浅田委員】 議会の中でも意見書を出させていただいたり、国に対しても過去に私たちも出させていただいたりしておりますし、警察と児童相談所の連携の部分。ただ、そうは言いながらもなかなか転校したり、いろいろなことが起こった後にどうしてもそれを防げないようなことが、全国でも多々あっているわけです。

89%という面前DVの中で、すぐ子どもに被害が及ぶこともあるでしょうし、引き離しがうまくいってなかったり、いろいろな状況というのが長崎の中でも。

また、これはあくまで目に見えている、気づいている数値であって、まだまだ氷山の一角だろうなというところがありますので、この数字で出ているところから、やっぱり子どもさんたちのトラウマですとか、その後のフォローというのが、学校と児童相談所と警察との連携が非常に必要だと思いますので、この数字が減ることと、そして、どういった形でフォローをしているか。今なかなか数字とかは出てこないと思いますので、後ほどで構いませんので、長崎の現状というものを一度数字として出していただければと思います。

別の質問に移らせていただきます。ここ最近、非常に夏休みの間とか、新聞とかテレビでも報道されていたかと思うんですけれども、危ないバス停の問題とか、子どものスクールゾーンに対する危なさというのがニュースになっていたかと思うんですが、そういったところを今、長崎県ではどのように判断し対応なさっているか教えてください。

【三浦交通規制課長】 先般報道された危ないバ

ス停の関係ですけれども、危ないバス停につきましては、現在、国土交通省がバス事業者に対して、安全上、問題のあるバス停等の有無について実態把握を行っているものと承知しております。

なお、報道にありました県内70カ所の危険なバス停について確認をいたしましたところ、1事業者が報告をしたところではありますけれども、全てこの70カ所につきましては現在確認が終わっております。

確認が終わりまして、実際にバス停の移設、もしくは横断歩道の移設が必要なところもあり、そういう何らかの対策を取らなければいけないと確認できたところが8カ所、そのほか、これはちょっとどうかなということで関係者と検討する必要があるところが15カ所あります。これにつきましては、今後とも検討いたしまして、取れる対策については至急取ってまいりたいと考えております。以上です。

【浅田委員】既にしっかり対応を取って、協議も進めているということなので、そこは今後早急にやっていただきたいと考えております。何か起こったら、もう取りかえしがつかないということだと思うんです。

それとあわせて、これも、なかなか私も気づかなかったんですけれども、うちの周りはスクールゾーンになっていて、その時間帯は車は住んでいる人じゃないと、許可証がないと通れないところなんですけど、この間、夏休みの登校日の時は普通に物すごい勢いで車が通っていたわけですよ。子どもたちは、登校日だろうが何だろうが学校に通う時なので、多分何の感覚もなかったのか、うちもそうでしたし、ほかの方からも通報というか、注意が、私のところに何件か来たんですけれども、登校日とかに関して、ス

クールゾーンとかはどのような状況になっていて、対応なさっているのか、非常に危ないと思うんですが、いかがでしょうか。

【三浦交通規制課長】今、委員がご指摘になりましたところにつきましては、おそらく午前7時30分から午前8時30分、子どもたちが通行する時間については歩行者用道路として規制がかかっている部分だと思いますけれども、その部分については、通常であれば、夏休み期間中も解除されることなく、歩行者用道路としての規制がかかっているのが一般的であります。

ただ、委員がご指摘になりました部分については、夏休み期間中ということで、これはその部分だけですけれども、午前7時30分から午前8時30分、ただし次の日を除くということで、土曜、日曜、休日、3月25日から4月5日、7月21日から8月31日、12月25日から翌年の1月7日と長期の休み期間、歩行者用道路が解除されますよという規制になっております。実は、県下でその規制がかかっているのはそこ1カ所でございます。

警察といたしましても、同様な規制については、登校日等があることから、同期間いわゆる長期間の休みを除くという規制については解除したほうがいいと考えておところで、地元の住民の方の理解が得られれば、土曜日曜、休日のみを対象とした一般的な規制にしたい。いわゆる夏休みを除くという規制については解除したいと考えています。これができますと、登校日等の安全も確保できると考えております。以上です。

【浅田委員】県下で1カ所ということなんですか。なぜそこだけがそうなっているのかは、もしかして地域住民の方との問題ということですか。そのあたりはどういうふうに協議をしな

がらそうになっているのか。子どもは少なくなっているんですけれども、私が言っていた地域だけというのであれば、あの辺、逆に高齢者が増えて、今度高齢者の方は、その時間は安全だと思いついていて、節がどうもあるからこそ、多分相談が幾つか舞い込んできたかなと思うんですが、地域に周知だったり、あと学校で子どもに登校日は通常みたいにはならないよということをきちっとお知らせいただくですとか、学校との協議も含めて、そのあたりをやっていただきたいということと、その特殊な地域だけというのがどうなのかなというのも思いますので、そのあたり今後お話をしていただければなと思います。

もう一点だけお聞かせください。また別の障害者雇用についてなんですけれども、先ほど、県の警察部局に関しては、障害者雇用は、雇用率のほうは伸びているというお話がありました。今回、一般質問で私のほうも質問をさせていただいたんですけれども、雇用率が達成しているからいいのかどうなのかというところも若干あるのではないかなと思うんですが、通年、この障害者雇用に対する採用の枠に対しての応募の数でしたり、障害者の方々がどのような形で働いているのか、この間はテレワークについて障害者の方の働く環境を増やせばいいかとかということをご質問させていただいたんですが、警察においては、そのあたりどのようになっているか教えてください。

【山口首席参事官兼警務課長】警察におきましては、先ほどの説明にもありましたけれども、その人の能力とか、希望とかを踏まえて、配属先等につきましては配置をしております。

一例を挙げますと、今年採用された方については、きちんとした課に配属をしてあります。

あまり具体的に申しますと個人が特定されるおそれがありますので、そこまでとさせていただきます。

それともう一点の、目標が達成されればということにつきましては、私どもとしましては、目標が達成された後も引き続き募集はしていきたいと思います。

それは、組織というのは人に優しいということころは好感を持って評価されるということもあらうかと思しますので、採用活動においても、そのようなところは生きてくるのではないかなという期待もありますので、そういうふうな形で引き続き努めてまいりたいと思っております。以上です。（「採用の人数」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩をお願いします。

【中島(浩)委員長】 休憩いたします。

-----  
— 午前11時37分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時37分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【山口首席参事官兼警務課長】昨年度の分については3件応募をしております。ちょっと今年の数値が、後ほどお願いします。

【浅田委員】 後で構いませんけれども、私が聞きたかったのは、1件に対して何名の方々が応募をしたかということと、それに対しての採用なので。すいません。聞き方が悪かったのかもしれない。

【山口首席参事官兼警務課長】その数値につきましては、現在手元にありませんので、後ほどご説明させていただきます。

【浅田委員】 すいません。後で構いません。

テレワークに関してもお伺いしていたんですけれども、例えば、そういう働き方が警察の中

では今現在行われているのか。障害者の方じゃなくても構いませんし、ほかの方である場合、もしそれも把握できていないのであれば、後ほど教えていただければと思います。以上です。

【山口首席参事官兼警務課長】テレワークにつきましては、現在県警では、考えてはおりますけれども、取組はありません。

【中村(泰)委員】先ほどの松本委員のところで、事件・事故の推移についての話があったかと思うんですけども、検挙率が全国で5位だったと。そこは非常に感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、前年と比べた時に検挙率が下がっておられるようです。そして、中身を見ていくと、知能犯と風俗犯では、知能犯は46%検挙率が下がり、風俗犯は25%下がっていると。これは全国で見ればいいのかもしいないですけども、県警としては、これはよくない状況に至っていると思います。その点についてご回答をお願いいたします。

【宮原刑事総務課長】今、検挙率の関係で知能犯とか、風俗犯、今年になって下がっているというご指摘がございました。

確かに数字を見ますと、知能犯など大きな検挙の数、落ち込みがございます。ただし、この関係につきましては、認知件数のところをちょっと見ていただきますと、昨年163件が今年今のところ105件というところで、数そのものも減っているということもございます。検挙が100件以上下がっているということ、また風俗犯も下がっている。これは、対象になる被疑者を捕まえた時にたくさんの余罪があった、もしくはなかった、そういう点もございますので、ちょっと長い目で見たところで、例えば、何年間にかけて落ち込んでいるとか、そういう場合

は非常に対策を取っていかなくてはいけないと思っていますんですけども、今まだ年途中でもございます。この後にまた盛り返すということもございますので、この検挙の落ち込みにつきましては、関係課と協議をいたしまして、力を入れるべきところには入れるようにということをやりたいと思っております。以上です。

【中村(泰)委員】申し訳ないですけども、ちょっとよく原因がわからないというのが正直なところとございまして、多分県警はこのデータについては1カ月1カ月とおられると思います。それを見ないと多分状況はわからないと。

しかしながら、今のお話は明確な回答ではなかったんですが、一方で、いただいた関係議案説明資料によると、例えば、犯罪の一般概況では、これは前年比では語っておられません。しかしながら、ほかの案件については前年比で話をされています。それを見た時に、一般概況を前年比で語ってしまったら、あまりよくないように見えてしまうから、そういうふうに書かれているのかなというふうにしか見えないんです。

すいません。これはあまりいい質問ではないんですけども、それをわかった上でこういう書き方をなさっているのかなというふうに見えたんですけども、いかがでしょうか。

【宮原刑事総務課長】検挙率が下がっているということで、前年と比べてないのではないかとご指摘ですけども、そういうことではございませんで、例年このような書き方をしているということで、それにのっとってやっただけであります。

検挙の数が下がっておりますけれども、全国的に高い水準を保っているということは間違いないと。今後とも、検挙に向けていろいろな対策を取っていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 もちろん全国で高いということとはすばらしいことだと思うんですけども、それで検挙率が下がるということは、県として、それはいいことではないと思いますし、もちろんふだんから努力はなさっているんですが、県の中で何か変化が起きているということだと捉えます。

もう一つご回答いただきたいんですけども、先ほど、月々の状況を見ていかないと、この変化はわからなくて、要は、年またぎで見ているとか、そういったところから状況が見えないということをおっしゃられたので、であれば月々にどうなっているのかということを見せていただきたいんですが、例えば、次の議会から月々の変化について見せていただくということは可能でしょうか。

【宮原刑事総務課長】 年またぎになっているということではなくて、1年という長いスパンで取組と言ったらおかしいんですけども、検挙率というのは考えておりまして、今この段階で落ち込みはしておりますが、年末に向けて被疑者が捕まっていくというのは当然ございますので、短い1月1月の検挙、発生をお見せすることは全く構いませんが、それで、先月は頑張っているのに今月低いじゃないかと言われまして、被疑者は長い期間をかけて狙いを定めて捕まえるという捜査があります。

知能犯の場合は特に手がかかります。特殊詐欺につきましても、例えば、インターネットを利用した詐欺につきましても、照会をして回答があって、被疑者にたどり着くのに半年とかかかる場合も当然ございます。そういう場合にそこで捕まって、一遍に数が伸びる、検挙率が上がる、そういう場合がございますので、先ほど申ししたのは、年度またぎというわけではな

くて、1年のスパンで見ると、今は落ち込んでいるけれども、年末に向かって上がっていく可能性もございますし、当然てこ入れはしていきますよというお話をさせていただいたわけで、ごまかしたわけではございません。申し訳ございません。私の答弁が悪かったので、そのように聞こえたのではなかろうかと思います。申し訳ございません。（発言する者あり）以上です。

【中村(泰)委員】 よろしくお願いします。（発言する者あり）

特殊詐欺のところで、件数は減っているけれども、金額は上がっていると。これは一方で犯罪の在り方もすごく変わっているんじゃないかと、逆に心配をしたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

【柴原捜査第二課長】 被害金額が大幅に上がっている原因ですけども、浦上署管内に住まれている1の方が約9,800万円の大きな被害に遭われていらっしゃるしまして、そういう大きな被害があれば、被害額はぐっと上がります。件数自体は減っているんですけども、額が大きければ被害額は上がってきます。そういうふうなことでそういう状況になっております。よろしいでしょうか。

【中村(泰)委員】 1億円の被害にお一人が遭われたということで、それは過去多分ないような話なんだと思うんですけども、それがなぜ起きたのかというところと、それがかなり大きいので、そこについてもう少し深くお願いします。

【柴原捜査第二課長】 なぜ被害に大きく遭われたかということについては、ちょっとはっきりわかりませんが、被害が発覚するまでに何回も被害に遭う方とか、そういう方がいらっしゃる場合に上がるんですね。なかなか自分が被害に遭っているということを認識されない方



が多いんです。ですから、周りにも全然話をしない。そういうことで、警察も全く把握できない。把握できた時には、もうかなりの被害を受けているということで、そういう方が結構増えています。以上です。

【中村(泰)委員】 1人で1億円というのはかなりのインパクトがあるお話ですので、なかなかその方が伝えられなかったということで、そういった事例をほかの県民の皆様にも周知いただければと思います。

最後の質問ですけれども、薬物の話です。薬物の押収量が増加をしているというところで、先日テレビでちょっと出ていたんですが、先ほど下条委員の質問でもございましたサイバーセキュリティボランティア。やはり薬物が若者の中ですごく出回っているということで、ツイッターとかで薬物を売るといような犯罪が、今すごく広まっているようです。そういったこともあって、薬物の押収量であるとか、そういったそもそもの出回っている量がかなり広がっているんじゃないかと想像します。

で、サイバーセキュリティボランティアというのが、要は、そういったSNSに強い学生がやっているようです。それは福岡の事例だったんですけれども、長崎でもそういった取組がなされているかどうかというのを教えてください。

【中村サイバー犯罪対策課長】 福岡のほうでサイバーセキュリティボランティアをやっているということで、確かに県によって、大学生とかを中心に、そういう違法な情報とかがないのかというところで探していただいたりしておるところはございます。

ただ、本県におきましては、通常我々のほうもサイバーパトロールなどやったり、各課もやっておるところもございますけれども、それも

ございますし、やっぱり大学生とかにどこまで求めるのかというところもございます。逆に悩んでしまったりとか、いろいろあるというお話もお聞きします。

ですから、今のところ、本県において、大学生などがネット上を見るとかいったようなところでの依頼とかはしておりません。本県が行っているのは、先ほど申しましたように、高校生を中心として、低学年に対してモラルなどを教えるといったところで行っております。

【中村(泰)委員】 他府県の取組の参考であるとか、先ほど下条委員のほうから、県立大学のほうでそういった学部があるというお話も出ていますので、大学生を積極的に教育してもらいながら、そういったことをやっていくというのはすごく意味があると思いますので、できれば参考にさせていただければと思います。以上です。

【中島(浩)委員長】 午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。午後は13時30分から再開し、引き続き警察本部の議案外の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前 11時51分 休憩 —

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。ほかに質問はないでしょうか。

【吉村委員】 午前中で終わるかなと思っていたんですが、午後までなって大変でございます。

一、二点質問させていただきたいと思います。先ほど中村(泰)委員から非常にいい質問があったなと思って、僕もまさにそこら辺を聞こうと思っておったけれども、聞き方が悪いのか、答え方が悪いのかということじゃろうなと思い

ましたが、犯罪の一般概況で認知件数、検挙件数、検挙率があるわけですが、認知件数は年々概ね減ってきているというわけです。

それで、検挙件数も当然母数が減れば減ってくるということはわかるわけです。検挙率、これは上がらないといけないと考えるわけですが、それも一時的に見ると下がっていることもあるし、これを長い目でずっと見て統計を取るという必要性はあるんじゃないかと思います。

しかし、この検挙率について見ても、平成29年7月現在、平成30年7月現在、令和元年の7月現在と、一緒のところで区切っているの、やっぱりここで検挙率が下がるというのはどうなのというところは問題提起をせざるを得ないということです。

そういう質問で、その次が中村(泰)委員からあるんじゃないかと期待しておったんですけども、その次がなかったので、私のほうからさせていただきますと思います。

そこで、先ほどの答弁は、どこかを区切ってみても高い時もあれば低い時もあって、より長いスパンで考えたら全体的にはこうですよという話があったんですが、多少乱暴な答弁と指摘させていただく。もう少し愛情を持って委員の質問に答えていただきたいなと思うところです。丁寧というかですね。ぽんと切られたら、その後が言えん。

ただ、僕もこれを先般から考えよって、この資料が毎回出るんですが、認知できているのが果たして100なのかどうか。本当は犯罪の発生はもっとたくさんあるんじゃないけれども、認知できたのがこれだけと。いわゆる認知率です、検挙率ではなく。で、発生数というところがわからないわけですね。だから、そこら辺でこれを大きく見た時に、事件がどのように発生し

ておるのか、その中でどれくらい認知できているのかというのを、こういう資料をずっと取る中で、統計的に広く検証をしていただきたいというのが1つ願いにあるんですが、その点について、今後そういう取組をやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【宮原刑事総務課長】認知件数が減っているイコール発生件数が減っているのかという疑問は確かにございます。昔から、検挙してみると、実は被疑者が言っているところが未届けであったというのはかなりの数に上ります。

現在でも、確かに一定数で未届けであったというのは、こちらのほうも把握をして、全ての数がこれに入っているとは到底思っておりません。ただし、指数として見た場合に、全体的に発生そのものは減っているんだろうと。そういうところには落ちつくところであります。

ただ、今おっしゃられたように、大体どのくらいでという検証。実際のところ、捕まえてみた被疑者に言わせて、未届けがどれくらいあったかというふうな確率、割合を拾ってみて、実際どういうふうな割合になっていて、見かけではこうですけども、実数はひょっとしたらこれくらいあるかもしれませんという数値も把握していきたいと思います。以上です。

【吉村委員】そうですよ。そのように言うただけで満足するわけです。やはりそういうのは、この資料を見ながらいつも思うわけですよ。実際はどうなんだろうと。そして、この資料はどれくらいの確度でこの数字が出されておるんじゃないかというのが、やっぱり我々の感じるところで、そこら辺、我々の思いになるべく近づく資料づくりというのを今後心がけていただければなというところがございます。なかなか難しいとは思いますが。

関係議案説明資料の犯罪の一般概況についてというところで、先ほど松本委員からもありましたが、いわゆる10万人当たり検挙率62.9%、全国5位と。これで長崎県は治安がいいんですよと言うけれども、そこら辺の数字の信憑性というか、この数字をもって、果たして言えるのかというのが感じる場所なんです。

だから、そういう意味で、難しいとは思いますが、それが具体的にわかるような資料を今後つくってもらいたいと、あわせて言うところです。

それと、治安の言葉の意味というか、長崎県は果たして住みやすいのか。例えば、暮らしやすさとか、安心・安全のまちづくりとか言いますが、その治安というのがどういう判断になるのかなと。

例えば、検挙率が高いので、長崎県は住みやすいまちなのと言われると、はてはてと思うところが出てくるわけです。

そういった意味で、警察の役割というのはその中に大きなものがあるんじゃないかと思います。

先般も迫田県警本部長の記事が載っておりまして、持ってきました。「安全な長崎を後押し」と書いてあるわけです。安全な長崎って何じゃろうかなと思うわけです。この中に、それを具体的に書いてはないですけども、やはり治安維持というところになるんですが、単純に治安という言葉でできるものではないんじゃないかなという感じを受けておるわけです。

そういった意味で、これからの質問になるんですが、いわゆる警察の役割として治安を維持するのは当然で、犯罪が発生すればそれを抑制すると。ただ、それが単純に行われれば、それでいいのかというわけではなかろうと思うわけです。単純にそういう行いばかりじゃなくて、

いろいろなベクトルがあり、対応がありということだろうと思います。

先般、知的障害者の事案を耳にしたことがあるんですが、その事実関係は我々では全然わからないわけですが、一方のそういう人たちを応援するとか、見守る人たち、この人たちも安全・安心のまちづくりをしようというわけです。その意見と警察側の意見というのが真っ向から対立してくるわけですが、果たして、どっちが真実で正当性があるのかというのを考える時、我々では全然判断がつかない。なので、その時に例えば、警察の対応というのが正当であり、正確であるということをきちっと我々がわかるような何かシステムができないものかなと考えるわけです。

それで、これは、2012年に日本弁護士連合会、弁護士さんのほうが一方的につくった意見書ですが、これを見ると、やっぱり知的障害のある被疑者等の取調べに関する制度の構築は、誤判防止、供述の信用性の担保の観点のみならず、そういう被疑者の適正手続を保障し、いろいろな権利を平等の観点から導き出されるべきであるということです。大体わかるんですけども、例えば、知的障害者に今言ったようなことを言ってもわからないというところがあるので、そこら辺、長崎県警としては、こういった動きに対してどのような対応をこれまでされてこれたのかなと思うんですが、それについてお答えをいただきたいと思います。

【宮原刑事総務課長】障害を持つ方が被疑者ということで取調べをすることは当然でございます。県警といたしましては、平成28年4月1日に障害を理由としての差別ですか、「障害者差別解消法」というのができておりますので、それに基づいた、例えば、知的障害のある人、高齢者、

外国人など社会的弱者と言われる方の人権を配慮した警察活動を行うということで、いろいろなところで教養をやって、また、取調べの中でも心理的知見とか、障害者の特性を理解してとか、そういうふうな教養をやって、取扱いに注意するようにという話はしております。

一見障害者とわかる方の取扱いというのは非常にわかりやすいんですけども、知的障害と本人がおっしゃられても、こちらの判定はやはり障害者手帳の有無ではなかろうかという対応になったりいたします。

で、そういう方々を調べる時は、逮捕した時は録音・録画をしております。ただし、逮捕していない時でもわかりやすいように、わかりやすい言葉で話をして、もし判断がつかないような時は取調べを留保して、家族に知的レベルの照会をしたりということはございます。その障害の程度に応じて取調べを続行するかとか、また、事件によっては逮捕すべきという場合もございます。

逮捕した場合などについて専門的になるんですが、その後の勾留というのがございます。検事の持ち時間で10日間の勾留とかいうのがあるんですけども、そういう判断は検事のほうでなさって、また、裁判所のほうでも、それが適当でないということであれば、勾留の却下をして任意でやりなさいよというふうにして人権を配慮している。警察ではなくて、検察、裁判所も含めて人権に配慮した捜査をやっているところであります。

【吉村委員】今の答弁で、ある程度配慮が行われておるんだろうなとは感じるんですが、今ちょっと思いついたんですが、例えば、こういう障害のある人がそういうことになるのかなと。それと、高齢者も増えてきて、もう相当高齢者

であっても、そういう犯罪に結びつくということがあるんでしょうけれども、県内においては、ここ数年の流れの中で、そういう方々の犯罪率は上がりよるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【宮原刑事総務課長】申し訳ありません。障害者についての統計は警察のほうは持っておらず、高齢者のほうで説明させていただきます。

10年前の平成21年、高齢者の検挙の人員が540名、昨年の平成30年で531名。人数的には1年1年増減がございますけれども、大体数は変わらないところでございます。

ただし、検挙の人員の割合でございます。平成21年は全体の16.6%の比率でございましたが、昨年は30.2%と倍増するような状況にございます。また、今年の8月で見ましても330人、総数の29.6%が高齢者の割合であります。

ですから、障害者のほうは割合を取っておりませんけれども、足すともう少し数がいくんではなかろうかと思えます。

【吉村委員】高齢者は、特に少し増加傾向にあるのかなと思えます。

障害者については、障害者の数自体が私も把握しとらんの、申し訳ないけど、ここではないんですが、そう増えておるかどうかなというのにはわかりません。そういう人たちがそういうところに関わるということは、数的には少ないんでしょうけれども、やはりここは一旦そういうことになる、いろいろな対応能力がない人たちでも、犯罪を犯しておるかどうかなということについて、ある程度裏づけが取れば、それはそれなりの捜査をしないといけない。

しかしながら、例えば、専門用語とか、いろいろな難しい話、言葉について理解能力がないという人たちにとっては、例えば、この2012年

の弁護士連合会の中でも、立会人をつけるべきではないかということが述べられておるわけですが、この場合は弁護士が立ち会うということになるのかなと思いますけれども、現状においては、もう既に取調べの中で弁護士が立ち会うことができるようになっておるのかどうか。

それから、それ以外の人について。今、成年後見人制度が大分充実してきました、いわゆる調べられるその人の後見人になっておけば、関係人になってくるわけですが、そういうところ辺まで含めた立ち会いが可能になっておるのかどうか、現況をお知らせいただきたいと思います。

【宮原刑事総務課長】現状では、弁護士の立ち会いも、後見人の立ち会いも認められているところではございません。

【吉村委員】これも、そういう弁護士連合会の要望書ですから、これがだんだんと可能になっていくのかどうかというのは全国的に見ていけないといけないのでしょうかけれども、これは長崎県のみ認められていない、認められているところもあるということは把握されておりますか。

【宮原刑事総務課長】この取調べに関しての立ち会いというのは全国的に統一されているところであります。

【吉村委員】全国的に統一されておって、47都道府県どこでも、そういうことはまだ現在行われていないということであれば、それは全国的にそれが可能になるかどうか、可視化も含めながら、なっていくんだろうと思いますけれども、そこら辺は遅れることなく、やはりそういう人権の保障というのもあるので、今後、情報を入れながら、その動きには長崎県警としても思いを持っていていただきたいと思うところです。

この具体的な中身にはいかないんですけれども、この当事者というのは、1人は、73歳のいわゆる発達障害で判断能力がないという人ですね。もう一人は、84歳で全盲の方なんです。今回の場合は、73歳の発達障害の方は22日間の勾留、それから、もう一方の84歳の全盲の方が12日間勾留されておるということを聞き及んでおるわけですが、やはりこういう長期間やらなければいけなかったのかなというのが、ちょっと疑問で残ります。ちなみに、私も知能犯でお世話になったことがあるんですけれども、20日間でした。

それで、結果的には、この事案は不起訴ですけども、起訴猶予で終わっておるわけです。ですから、その起訴猶予についても、本人たちの意見が反映されておるかということ、なかなかそういう判断力がない人たちですから、やっぱり見方によれば、警察が一方的にやったんじゃないかという見方をする部分も出てくるわけですね。そういうことがあると、やっぱり警察の信頼性というか、信用性というか、そういうのが低下すると、住みよい長崎県というところにつながっていくのかなということは懸念されるわけです。

ですから、そういうところが、例えば、ある面では誤解になるのかもしれないですけども、そういうことがないように、やっぱり配慮というものを最大限にやっていただきたいという要望があるわけですが、これからそういう取組ということについて、警務部長、お考えを。

【伊藤警務部長】委員ご指摘のとおり、やはり疑念を持たれながら捜査を行っていくということについては、県民の方々に対する信頼を損ないかねないということもあります。

今後、障害を持たれている方に対する警察の

対応ということについて、取調べについては全国的な調整がなされておりますし、制度的に統一化されていくとは思われます。

そのほかにも、ちょっと話題からそれるかもしれませんが、障害者雇用を一方で進めておまして、雇用して職員の仲間として迎え入れるためには、長崎県警職員一同、障害者に対する理解をさらに深めなければならないと考えております。採用するに当たって、個別の教養等もやっておりますけれども、もっと全般的に障害者を理解するための教育というのもこれから進めていって、警察活動全般にそのエッセンスがしみ渡るような形で組織づくりを考えていきたいと思っております。

【吉村委員】今の警務部長の答弁で了とするわけですが、これも長崎新聞の21日の記事ですけども、若年性認知症の支援にと、県がハンドブックをはじめ作成しましたと。これも障害者と一緒のような感じです。だから、こういう取組がずっと進む中であって、やはり警察業務というのは表裏両面あって難しいとは思いますが、一方ではやっぱり犯罪を抑止しないといけないというのがあります。しかし、その相手方が社会的弱者であった場合に、その取扱いにはそれなりの配慮をしなければならないこともあるわけですから、県もそういうことをやらないといけないということでやりやるわけですから、関係部署と意見交換をもっとしながら今後取り組んでいただきたいと要望をさせていただきます。以上です。

【小林委員】今、長崎県は、移住に非常に力を入れておるわけです。とにかく都会から長崎県に移り住むという一群、それから、それを定住させるということ、そういう対策を目いっぱいやっているところでありますけれども、長崎県

のよさは何かと聞かれたら、非常に治安が安定しているということをよく承ることは誰しもわかりのことだと思うんです。

やっぱり治安がしっかりしておかなければ、他県から人が寄ってくるわけでもないし、そういう点から考えていけば、今、県警の皆様方が実績として数字をきちんと出していただいているということ、特に我々が一番頼もしいと思いますことは、いわゆる事件の発生率というのが常に下のほうから3番目という、その辺の順位をしっかりと保っているということ、やはり逮捕率が、あるいは検挙率が非常に高いということもとても大事なことであって、大体これが4、5番ぐらいだということを聞いておりますけれども、事件の発生率が下から3番目ぐらいに少ないというところが、長崎県の非常に誇るべきところであり、また、事件が発生すればその検挙率が70%に近いという形で全国上位を占めていると。これは、我々が長い間、委員会等々で、あるいは議会活動の中で県警と向き合う時に、この一線は我々は絶対に誇るべき長崎県警であるという形の中でずっと考えておるわけであります。

したがいまして、数字にいろいろなものがあるかもしれませんが、とにかく県警の皆様方にはそのところはしっかりこれからも堅持していただき、県民の期待に応えることができるようにひとつお願いしたいと思っておりますので、まずそのことだけは明確に申し上げておきたいと思います。

あえてわかりやすく言えば、県警与党だというぐらいな格好の中で言っておるけれども、やっぱり私もお世話になったりして、いろいろとそういう経過もあったこと、反省すべきことがいっぱいあったこと、そういう点もやはり自分

の戒めとして、自分のこれからの人生に大いに活かしていかなければいけないと考えるところでもあります。

ところで、今日、川崎委員からも質問がありましたけれども、やっぱりあおり運転ということに対しては厳しい姿勢で臨んでいただきたいと考えているわけでもあります。平成30年の1年間で大体50件の検挙をしたと、あるいは今年は8月いっぱいまでで14件という数字を当局からお伝えがありましたけれども、このあおり運転の内容がどのような内容のもので検挙されているのか。

先ほどもおっしゃったように、大体あおり運転の定義だってないわけです。あるいは罰則だって明確ではない。こういう中において、現実に茨城県の常磐道で起こって、テレビで大きく報道された、あんな論外の話。しかし、これが最近、社会の大きな問題として国民が関心を大いに持っているということでもあります。

したがって、くどいようでありますけれども、この50件の検挙の内容がどんなあおり運転なのか、あるいはまた今年に入って14件の状況がどんなものなのか、ここのところについて、まずお尋ねをしたいと思います。

【植木交通指導課長】委員の質問についてお答えいたします。

平成30年のうちの50件につきましては、そのうちの43件が車間距離に関するものであります。そして、残りににつきましては急ブレーキとか、あるいはパッシングとか、警音器とか、そういう違反になります。ですから、9割が車間距離に関するものです。

そして、今年の分につきましては、8月末現在14件、このうちの13件が車間距離に関するものです。あと1件が進路変更禁止違反ということ

ですが、先ほどもちょっと説明いたしましたとおり、ほとんどが通報があって、現場に行った時にはもう違反行為は終わっております。ですから、検挙というか、指導警告になるんですが、先ほども言いましたとおり、その中で現場で暴行があったとか、胸ぐらをつかまれたとか、木刀を示されたとか、そういう行為があったものについて4件、暴行で1件等。それと、すいません、先ほど「傷害」と言ったんですけれども、「暴力行為等処罰に関する法律」です。木刀を振り上げたみたいなことで検挙が1件、それと被疑者が酒を飲んでいてということで飲酒運転で2件検挙したという状況です。

【小林委員】要するに、車間距離を保持しなければならないと義務づけられているそのものに義務違反ということで、大体9割があおり運転の中に入っているわけですね。全国的な統計を見ますと、車間距離の保持に対する義務違反が倍増して1万3,000件ぐらいになっていると。昨年はその半分ぐらいだった。それが倍増をしているということなんです。そういうようなことで、いわゆる車間距離保持の義務違反ということについては、これも一つ大きな問題。

しかし、それはそれとしても、あおり運転というのはまだかなり許しがたい、まだ命に関わるような、そういう危険な状態が、今山積をしているということもあるわけです。高速道路の中で、そういうことに出くわすことはなかなかないわけだから、やっぱり通報をしている間にもうわからなくなったということはたくさんあるだろうと思います。

ただ、そもそもあおり運転という定義は一体何なのかということ、これがないということ。まだ法の整備が遅れているのか、これからなのか、そこのところの定義、あるいはそういう規

定がないわけです。

こういう中において、車間距離保持の義務違反というところで50件と。しかし、全国的に見れば、これが非常に増えているということでもあります。

ですから、これから法整備について、そもそもあおり運転とは一体何なのか、しかも、そういう車間距離の罰則というのはどれくらいのものでしょうか。いわゆるどういう処分を行われたのかどうか、その辺の内容についてお尋ねしたいと思います。

【植木交通指導課長】車間距離不保持という違反がございますが、確かに委員が言われておりますとおり、車間距離不保持違反の取締りにつきましても、平成30年は8件でしたが、今年令和元年につきましては、8月末現在で59件、プラス51件ということで増えております。それだけ取締りを強化したということでございます。

それと、この車間距離不保持の罰則につきましては、高速道路と一般道で違反が分かれておりまして、高速道路の場合が3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金。そして、一般道の場合が5万円以下の罰金になっております。軽微な違反につきましては、反則通告制度、交通反則切符が適用されますので、反則金としましては高速道路で9,000円、そして、一般道で6,000円です。これを払わないとか、あるいは否認するとかなくなってくれば送致されて、罰則の適用という流れになっていきます。

【小林委員】大分詳しくご説明をいただきまして、よくわかってまいりました。

ただ、そういう車間距離を保持しなければいけないところの義務違反というところで大体懲役3年以下とか、あるいは5万円の罰金とか、このあおり運転の危険性から見てまいりますと、

罰則が非常に軽量だという考え方を持つわけです。

ですから、命に関わる危険の、いわゆるあおり運転と車間距離というようなところについての分け方、この辺のところがやっぱり免許停止とか、そういうぐさっとくるような、やっぱりそれに見合うところの罰則も早く警察庁なり、国のほうで決めていただきたいと思いますけれども、これからの見通しはどういうふうになりますか。

【植木交通指導課長】最近、9月11日の新聞でもちょっと掲載されておりましたが、先ほど、車間距離については3年じゃなくて3カ月です。（発言する者あり）3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金なんですけれども、実際に軽いということで。あと、このあおり運転行為自体の定義も道路交通法にはありません。その定義も含めて今から検討されて、新聞によりますと、来年、改正案提出方針ということで書いてありました。

行政処分についても、今、高速道路が2点、一般道が1点の違反です。この辺の行政処分の点数についても検討されていくと思っております。

【小林委員】先ほどの答弁の中で8件だったのが今59件ぐらいと。これは、やっぱり取締りを強化した結果がこういう数字になっていると。だから、長崎県警としては、このあおり運転についてはやっぱり県民の関心も高い、社会の関心も高いというところの中から、きちんと対応していただいていると。

あとは国のほうで、あおり運転の定義とか、あるいは罰則の規定をやっぱりそれに見合うだけの重いものにしていただくというようなことがやがてやってくるだろうということで、それ



は当然のこととして、やっぱり遅きに失しているところもあるんじゃないかと思う。

いわゆる道路交通法の中で、3カ月の懲役だとか、5万円以下の罰金とか、こんなようなことで人の命にはかえられないというような考え方を持つわけです。ぜひ、そんなような形の中で。

例えば、私もちょっと新聞で読みましたけれども、ドライブレコーダーがいろいろ事件化する時に非常に役に立つということで、鳥取県はマイカー設置に対して補助を出しているという形の中で、やっぱりあおり運転に対する対抗措置を、県がそのままやっているということで、長崎県ではまだ調べてはないけれども、ドライブレコーダー設置に対する補助、支援というのがあるかないかわかりませんが、感触ではないのではないかという感じがいたしております。

ですから、そういう点から考えましても、あおり運転の定義、罰則を強化しながら、高速道路における、こういうばかなあおり行為がないような、そういう社会をつくっていかないといけないと考えておりますので、この点につきましてもしっかりと県警で対応していただいているということで、それは数字が物語っているということでございますので、今後ともしっかりと頑張ってくださいように、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

それから、高齢者の事故の中で被害者になったり、加害者になったりという中において、加害者になるようなことがあってはならないということで、特に池袋のああいふ事件があつてから、自主返納率が全国的に急に高くなったと言われておるわけであります。長崎県においても、自主返納についてはやはりいろいろな対策を講じながら、ある程度の年齢になって、どうして

もヒヤリ・ハットみたいな状況がやっぱりそれなりに経験をする。

だから、もう事故を起こす前に自主返納をしようというようなことを考えておりますけれども、自主返納をやった後の、いわゆる足をどうやって確保するかについて非常に大きな心配をされている方々もたくさんいらっしゃるということを、我々はよくよく知っておかなければならないということで、ここはやはり警察がどうのこうのじゃなくして、社会と県の行政とか、市町の行政とか、そういうところでみんなで力をあわせながら、自主返納後の対策はしっかり打っていかないといけないと考えておるわけであります。

ところで、長崎県警は自主返納率がどのくらいの位置づけになっているか。さっきは事件の発生率が下から3番目に少ないということ、あるいは上から4番目、5番目の検挙率というようなことを言っているけれども、自主返納率はどれくらいの状態になっているかご存じでございますか。

【黒崎運転免許管理課長】ただいまの質問でございますが、自主返納率につきましては、当方は順位として出しております。この計算方法は、平成30年の65歳以上の免許保有者の数が分母、月別の65歳以上の高齢者が免許証を返納した数が分子に当たります。そういったところで言いますと、この前、総合交通特別委員会のほうで小林委員にもお答えしましたのは、7月の数値でありまして、全国で高いほうから41位という形でございましたが、その後8月現在でございますと、65歳以上の返納率は37位といった数字でございます。以上でございます。

【小林委員】 そうということで、41位だった7月の状態が今37位になりましたということで、い

いわゆる自主返納率が幾らかでも上がっているという数字じゃないかと思うんです。

確かに今ご答弁がありましたように、長崎県においては、免許を取得されている方が大体約85万4,000人を超えているということで、65歳以上の方が24.7%、21万1,000人くらいと。85万4,000人の中の21万1,000人がいわゆる65歳以上という形の中で、昨年は65歳以上の免許の自主的な返納は4,000人を超えているということのデータが、この県警の資料から明らかになってきているわけであります。

我々は、警察の検挙率、あるいは事件の発生が少ないという形の中で、自主返納率をもう少し高めていかなければいけないと考えているわけです。しかしながら、免許返納を促す動きがやっぱりきちんとしておかないといけないということで、何もそのところを県警だけに任せると、県警だけにやってもらうというようなことは当然考えられないことで、県警のほうはやっぱり県警なりの対応をしていただきますけれども、先ほど言いますようにやっぱり市町含めた、県も含めた、あるいは各種団体を含めた、地域を含めた、そういう社会全体の盛り上がりの中において、ある程度の年齢になってまいりますとなかなか危険であるという形の中で、そういうところの空気を醸成していくと。やっぱり自主返納をするところの意義をしっかり盛り上げていかなければいけないだろうと考えているところであります。

もちろん自主返納は、本人、あるいは家族の進言とか、そういうようなところが一番大事になってきますけれども、これからそういう意味でこの自主返納をさらに高めていくための県警なりの取組ということについては何かお考え方がありますか、お尋ねをしたいと思います。

【松岡交通企画課長】 お答えいたします。

運転免許の自主返納については、これまでもあくまで運転者の自主性を尊重するものとして、免許証を返納しやすい環境の整備を県警としては支援しているところでございます。

しかしながら、高齢者運転者の免許人口10万人当たりの死亡事故の件数については、65歳以上が8.4件、65歳未満は3.7件と、65歳以上の高齢者が約2.3倍という事故の確率があるところでございまして、今後、高齢運転者が加害者となる交通事故は重大な交通事故につながる可能性が高いと十分な認識をしているところでございます。

したがいまして、今後も知事部局、市町等の自治体等と支援連携しながら、運転免許の自主返納の周知の徹底、自主返納しやすい環境の整備等を引き続き積極的に、効果的かつ効率的に行っていきたいと思っております。

なお、現在のところ、特に取り組んでいるというのが安全運転管理者講習とか、その他講習の場におきまして、講習者に対しましてもこういうのがございますよというのを重点的に繰り返しながらやっているところでございます。以上でございます。

【小林委員】 やっぱり65歳を超えて、あるいは75歳を超えて、あるいは80歳になっても、とにかくドライバーで毎日活動されている方は、我々の周辺の中にもいらっしゃる。本当に大丈夫だろうかということをはた目に見ながら心配するわけでありますけれども、先ほどご答弁がありましたように、自主返納するかどうかということは、あくまでも個人の判断であらなければいけないということですから、あまりやあやあ、そんなことを言うのもいかがかと思っておるわけでございます。

ただ、事故が起きた後に反省するよりも、やはり対策はしっかり練っていかなくちゃいけないということについては、正しい判断ができるような空気と、先ほどから何回も言っていますように生活の足になっているものを、それにかわるべき対策を市町行政側がどのくらい出しきるかということにかかっているのではないかと考えておりますので、やっぱり我々議会も、そういう点については人ごとではなくして、そういう警鐘を鳴らしていかなければいけないと考えておりますので、この点については、これからも自主返納の必要性、そして、その後の対策をどうするかということをしっかり訴えていきたいと思っておりますので、県警当局といたしましても、しっかり今後ともよろしくお願いをしておきたいと思っております。

それから次の問題ですが、さっきから特殊詐欺対策ということについていろいろとご意見が出ております。件数は減ったけれども、被害総額が多くなってきていると。今回の場合は、先ほど捜査第二課長のご答弁の中で、1人の人が約1億円ぐらいの被害に遭っていると。何度も何度も注意を呼びかけても、同じ人がまた何度もやっぱりだまされて被害者になっているというようなことが後を絶たないわけであって、どういう対策をやればいいのかということについて、当局は相当いろいろと考えていただいているものと考えます。

ただ、こうやって新聞を読んで、これを明らかにしておかなくちゃいけないと思っておりますことは、特殊詐欺対策の録音機の貸し出し5年目と。いわゆる録音機を貸し出したその方々については、利用高齢者の被害がゼロだということが毎日新聞で大きく報道されているわけであります。

そこで、お尋ねしますけれども、これは5年

目を迎えたということの中で、大体どういような内容でどういう取り決めで、この録音機を貸し出しをされているのか、また貸し出しの件数がどのくらいのものであるか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

【平田生活安全企画課長】録音機につきましては、県警のほうで948台を保有しております。その中で、過去に特殊詐欺の被害に遭った方、それと独居高齢者の方を各警察署のほうでピックアップしていただきまして、その方たちに優先的に貸し出しをしております。

その中で、台数が限られておりますので、1年間貸し出しをして、そして、あとは効果を検証していただいて、自主的に買っていただけるようにということをやっております。

【小林委員】これが今約950台近くの保有台数だと。これをいろいろピックアップしていただいて、全部、約1年間の期間の中で今貸し出しができておるのかどうか。そのところがまだ幾らか余っているのかどうか、その辺のところについてはいかがですか。（「ちょっと休憩願います」と呼ぶ者あり）

【中島(浩)委員長】しばらく休憩します。

-----  
— 午後 2時22分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時22分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

【平田生活安全企画課長】現在、948台のうち、貸出台数が771台でございます。保管台数が157台、うち故障している台数が58台でございます。

【小林委員】故障しているのが58台、これは直るんですか。

やっぱりこれだけ効果が高いということについて、こういう録音機というのはいわゆる街に売っているわけでしょうね。失礼ですが、こん

なのは大体幾らぐらいするんですか。県警で買えば安いのか、それとも直接行けば高いのか、そこら辺はどうなんですか。

【平田生活安全企画課長】 値段的には大体1万円ちょっとでございます。ですから、県警で買うとまとめて買うということで、安いということではございません。

ただ、この自動通話録音機の設置につきましては、県警といたしましても、先ほど委員からご指摘がございましたように、貸し出したところでは被害がゼロでございます。これについては実際にそういうふうな効果が出ていると認識しております。

さらに、こういう自動通話録音機につきましては、全世帯に警察が買って貸し出すということについては不可能でございますので、実際には広報資料等において機器の有効性の紹介をしたり、特殊詐欺被害防止キャンペーン、防犯講話において実際にそういう機器を使ってデモンストレーションをしたりと、あらゆる機会を通じて機器の有効性の周知を図っております。

また、この機器の設置推進に努めてきた結果でございますけれども、最近の報道によりますと、市町による機器の貸し出し、機器の購入者に対する補助金の交付、防犯ボランティア団体等から各自治体等への機器の寄贈などがなされておりました、県警の設置促進に係る活動により一定の効果があらわれているんじゃないかなと理解しております。

【小林委員】 確かに、何か打つ手が無いのかという質疑もかなりありました。録音機でこんなに成果を上げておられるのに、なぜもっとアピールをしていただけないのかなという感じがするわけです。

先ほどからの質疑に対する答弁として、5年

目になる、この録音機の成果というのが、それをそれぞれつけていただいている約800件ぐらいのデータを見る時に被害がゼロなんだと、効果がこれだけあっているんだということはもっともっとアピールをしていただきたい。やはり県警なりにそういうような取組をやっているんだということは、自信を持って言っていただいて、我々の信頼と安心がそこにつながるようにしていただきたいと思います。と思っております。

ただ、今のお話で1万円ちょっとぐらいでこの録音機を購入することができるということであるとすれば、被害に遭う金額から比べれば、この1万円は決して高いものではないんではなかろうかと。

我々も今のご答弁を聞かせていただいて、もっともっとこれをアピールしていきたいということで、やっぱり被害対策をしっかり打たなければいけないと。そのためには、手っとり早いのはこの録音機だという形の中で、これからもしっかり被害総額が少なくなっていくように、ひとつ皆様方も大変でございますけれども、ご尽力をよろしくお願いし、我々も我々なりにまたそういう話を広げていくし、また、マスコミ等々においても、そういうことを広く訴えていただくことができればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、次に意見書の審査を行います。

ここでしばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時27分 休憩 —  
-----

— 午後 2時30分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

今回、公明党会派から、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書案提出の提案がっております。

それでは、川崎委員より意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【川崎委員】 このたび、「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書案」を提出させていただきました。

先ほどは、小林委員からも高齢者の運転の問題について質疑がありましたが、ほとんどその内容については重なるところではありますが、いま一度、意見書の内容を少しかいつまんでご説明し、趣旨説明とさせていただきます。

東京の池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事件以降も高齢者による事故が続いております。75歳以上の運転免許保有者が、2022年には現在より100万人増えて663万人に膨らむと推計されております。改正道路交通法では、75歳以上の運転免許保持者は、違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたところであり、対策については待ったなしの課題だと承知をしております。

一方、いまだ生活の足として車が欠かせない高齢者も多い中に、自主的に免許返納をした場合など地域における移動手段の確保も重要な取組となっているところから、以下3点について、政府に要望するための意見書を書かせていただいております。

まず1点目が、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を

一層加速化させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討していただきたい。

2点目には、安全運転サポート車に限定した免許の創設や走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討していただきたい。

最後3点目は、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの導入など、地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図っていただきたい。また、地方自治体などが行う免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度の支援をさらに後押しをしていただきたい。

そういった内容で意見書を提案させていただいておりますので、委員の皆様の賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

【中島(浩)委員長】 ただいま公明党会派からの説明がございました、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について、ご意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご意見等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

公明党会派提案の高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を提出することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、公明党会派提案の高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。ありがとうございます。

警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時34分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時34分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

しばらく休憩いたします。再開を14時50分といたします。

-----  
— 午後 2時35分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時50分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、関係局長より所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

監査事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】 お手元の総務委員会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

監査事務局関係の所管事項について、ご説明いたします。

住民監査請求について。去る6月17日、大村市在住の個人から本県監査委員に対して住民監査請求がなされました。

その内容は、長崎県立諫早高等学校が、教室名等を示すプレート2枚及び図書3冊を本件請求人の子である卒業生により盗み出されたにもかかわらず、何ら返還請求をしないまま放置していることは違法、もしくは不当に財産の管理を怠る事実にあたるとして、長崎県教育委員会に対し、盗み出されたプレート及び図書の返還請求並びに再発防止策を講じることを求めるものでありました。

監査の結果、同校がこれまでに行った返還請求や図書の管理が十分であったとは認めがたいものの、本件請求人が盗難の証拠資料であることを理由として、みずからが保管しているプレート及び図書の返還に応じないことや、既に教育委員会から同校に対して指導が行われるとともに、図書の管理に係る改善策が示されていることなどから、請求を棄却いたしました。

なお、以上の監査結果については、教育委員会に対して、物品の管理及び処分に係る問題点を全て洗い出し、最も効果的な管理の在り方をいま一度十分に検討した上で、文書により全ての県立学校へ指導を行うことや、請求人等との十分な協議による本件の早急な解決を求める監査委員としての意見を付した上で、8月14日付で請求人に通知いたしました。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、人事委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項について、ご説明をいたします。

お手元の議案説明資料の追加1でございます

が、この1ページをお開きください。

令和元年度県職員採用試験についてでございます。大学卒業程度の行政など15職種に係る試験を実施し、8月に最終合格者を発表いたしました。また、行政・社会福祉の民間企業等職務経験者及び行政の海外活動等経験者の試験を実施し、また、警察官Ⅰ類（男性・女性）第1回の試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。このほか、警察官Ⅰ類（男性・女性）第2回、短大卒業程度、高校卒業程度及び警察官Ⅲ類（男性・女性）と障害者を対象とした試験の実施につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、労働委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】 労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

お手元の議案説明資料、出納局・各種委員会事務局の2ページをお開きください。

調整事件についてでございます。これは、労働組合と使用者との間で生じた紛争に関するもので、前回説明以降、新たに申請があった事件は1件であり、現在、調整中の事件は本件のみとなっております。

審査事件について。これは、不当労働行為に関する救済申し立てに関するものでございますが、新たに申し立てられた事件はなく、現在審査中の事件は3件でございます。

個別的労使紛争について。これは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争に関するものでありますが、新たな申し出はなく、また、この間、取扱いしました事件1件が打ち切りにより終結をしており、現在、調整中の事件はございま

せん。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【福田会計課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年6月から8月の実績は、1ページから3ページに記載のとおり11件となっております。

また、それぞれの入札結果の状況につきましては、4ページから14ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんでしょうか。

【吉村委員】 尋ねるだけで申し訳ないんですが、語句の説明をちょっとお願いしたいと思います。

入札の辞退と入札不参加、この違いについて説明をしていただけませんか。

【岩村物品管理室長】 ただいまのご質問ですが、辞退と入札不参加と書いてございますが、物品管理室による入札の結果一覧表の中では、一般競争入札で、事前に入札参加申請書を出した業者が当日入札会場に来ない、入札に参

加しない場合を入札不参加。それから、当日入札会場で入札書に辞退と記載して提出した場合は辞退と整理をしております。

指名競争入札の場合は、県側であらかじめ指名業者を選定し、入札施行通知を送付しており、業者が入札に参加しない場合には必ず辞退届というのを提出させております。

一般競争入札の場合は、業者の自由意思で参加を求めるものであり、辞退届の提出は求めておりません。入札の開始時間までに会場にあらわれなければ入札には参加させないこととしております。当日会場に来て、辞退と書いたものが辞退で、来なかった者を入札不参加と、物品管理室の結果一覧では整理をしております。以上でございます。

【吉村委員】 今の説明で理解したわけですが、指名競争入札の場合が、そういう手続をきちっとやらないとペナルティーがかかるのだったんですか。一般競争入札の場合は、今の説明からいくと、無届けで来ないでも何のペナルティーもないということになるわけですか。そういうことをやると、次の回は参加できませんよと。自由とはいえ、それなりのルールにのっとってやらないといけないのじゃなからうかと思えますけれども、その点はどうですか。一般的にそういうふうになるわけですか。そこら辺の説明をお願いします。

【岩村物品管理室長】 先ほど申し上げましたとおり、一般競争入札は、参加すること自体が業者の自由でございますので、どのタイミングで参加するしないというのは、業者のほうに判断は委ねられているものと思います。ただ、指名につきましては、県側の事情によって指名をするものですから、相手の意思が確認できないということで、辞退する場合は必ず辞退届を出し

ていただくということで整理をしております。

【吉村委員】 最後にします。大体わかるんですが、これは熊本県の業者なので指名になることはないのかなと思うんですが、例えば、県内の業者でこういうことをやった場合、一般競争入札ではそういう括りはないが、指名競争入札の指名に、こういうことをしよったら入れなくなりますよというペナルティーはないんでしょうか。

【福田会計課長】 今、吉村委員がご懸念されているご質問に対してご答弁申し上げます。

一般競争入札の場合、入札に参加しなかったことに対するペナルティーは設けておりません。

これは、入札意欲のある事業者が県に入札参加申請を行った後、事情変更が生じて入札に参加できなかった場合に、ペナルティーを科すことにすれば、事業者の入札参加意欲を減退させることにつながりかねないということ。それとペナルティーが科せられるという不安を与えることで参加者数が減ることにつながってしまうということで、県としては、最も有利な金額で申し込みをした者を契約相手方として選定するという有利な環境を保持できなくなる恐れがあるということで、現在ペナルティーは科していません。

【吉村委員】 わからないこともないんですが、やはり入札に参加する事業者の権利と義務と意欲、このバランスがどうなのかというところになるんじゃないかと思いますけれども、その権利と義務の間に、権利は自由かというたら、野放図な自由ではないと思うんですね。

その当日、のびきならない事情があって参加できなかったという場合は理解できるんですが、それなりの理由書を提出させるとかいうことをしないと、例えば、指名競争入札の



中に入れるということは、あんまりそういう自由をしようとなくなるんですよということは、指導とか、そういうことにしてもいいんじゃないかなと思っておりますけれども、それで意欲が減退するということをあまり考えすぎると、入札したが、1者しか来なかったというのも、物によってはたくさんありますが、その延長でそういうことにあまり気を使いすぎると、そういう人が増えかねない事態が出てくるんじゃないかなろうかと。

それもまた、いっぱい入札に参加するとしたけれども、あけてみたら不参加ばかりやっただと。昔、辞退がいっぱいあって、実際に入札した人は2者しかなかったとか、1者しかなかったというのがあるんですけれども、それはそれなりに辞退したという動きをしておるので、理解せにゃならんじゃないと思うんですが、この不参加というのは、あまりにも自由すぎて、勝手すぎるんじゃないかなろうかと思うんですけれども、今後もそういうことでいかれるんですか、どうでしょうか。

【福田会計課長】一般競争入札の不参加について、同一事業者が複数回、重ねるような行為になれば、その理由をお聞きして、そこに合理的な理由がなければ、当然出納局内部で検討した上で指導をするものであらうと思っております。以上でございます。

【吉村委員】するものであらうで終わられるとちょっとつらいんですが、指導するんですか、指導しないんですか、そこら辺ははっきりして。

【福田会計課長】指導してまいります。

【吉村委員】よかです。

【川崎委員】1,000万円以上の契約状況の一覧を今見ておりまして、まず確認をさせていただきます。県外の事業者さんが落札をされているケー

スがありますが、県外の業者さんが入札に参加された経緯についてお尋ねいたします。

【岩村物品管理室長】県外業者が発注しているところでございますけれども、この契約状況一覧表の中で、福岡県のほうに住所がございます内田洋行というところが、おそらく3件上がっているかと思います。

この入札に関しましては、全てWTO案件、政府調達に関する協定ということで、予定価格が3,000万円以上の物品につきましてはWTO案件ということで、世界貿易の一層の自由化及び拡大を目的に広く入札の参加を認めるということで、地域要件、事業所の所在地がどこであるかという要件をなしにして、県外であらうと県内であらうと参加できるという条件にしておりますので、その結果として、この県外業者が落札をしたということでございます。以上でございます。

【川崎委員】WTO、3,000万円とおっしゃったですか。これは全部3,000万円ですか。

【岩村物品管理室長】すいません。言葉足らずで申し訳ございませんでした。1件1件、あるいは一連の契約で3,000万円を超えるということでございまして、この契約の中で言いますと、2番、3番、4番、5番、それから6番、7番、9番、10番、全て教育環境整備課のほうで教育関係のパソコンであるとか、ICTシステム、電子計算機の関係の調達をしておるものですが、これを一連の調達と整理をいたしまして、1件1件は3,000万円を超えていませんが、足して3,000万円を超えておりますので、WTO案件ということで入札をかけているものでございます。以上でございます。

【川崎委員】教育委員会のほうでしょうか、細かくは…。どうでしょう、その一連という意

味がよくわからないんですね。結局、別々の事業者さんが落札をされて、県内の事業者さんが落札されたケースもあるわけで、一連だったら本当に一括して1つの事業者さんが全てのシステムを、ネットワークも含めて構築をするものだ、素人ながらそう思うんですが、分けられて、結局いわゆる入札にかけて、それぞれいろいろな事業者さんが落札をされているということであれば、何かおっしゃっていることの整合性というのがちょっと理解しがたいんです。

分けて落札できるようなものだったら、最初からその一連性を取っ払って、要は申し上げたいのは、なぜ長崎県の事業者さんに絞った形で県費を支出するに当たって、そういったところを配慮というか、本当の長崎の事業者さんをとこの思いに立ってもらえないのかなと。

WTOの縛りというか、WTOのことはよくわかります。わかりますけれども、そういった工夫をいろいろな見地からやられていると思うんですね。そういったところをぜひやっていただいて、本当にわずかな差で長崎が落札できなかったというのがずっと見て取れるわけです。何とかならないものかなと思うわけです。その一連というところはということでしょうか。

【岩村物品管理室長】この一連の調達契約の考え方というところですけれども、このコンピューターシステム等については、一般的に本体と周辺機器とか、端末をもってシステムを構築する場合ですが、同一の調達期間で同一年度内において、その契約を2以上の契約に分割したとしても一連の調達契約に該当するということで、国の捉え方が決まっております。

ですので、今回は地区によって調達の件数を分けまして、なるべく多くの業者が参加できるようにしています。まとめてしまいますと、ど

うしても大企業がまとめて落札するというケースもあるかと思しますので、そこは県内企業に配慮したように分割をして発注をかける。

ただ、そういうふうに分けると、それが恣意的に分けたというふうに捉えられる可能性がございますので、あくまでも全体としてはWTO案件なんだと。一連の調達だというふうに国のほうで整理をしているところでございます。以上でございます。

【川崎委員】要は、県教育委員会としては工夫をしましたと。工夫をしましたが、その同じ年度内で同じようなものを発注しているので、これはまとまったものであるという、国がそういった見解を示すだろうから、WTOという案件にせざるを得なかったと。額は、それぞれ分割するから3,000万円いかないけれども、WTO案件なんだということなんですね。（発言する者あり）いや、非常に何か歯がゆいというかなんというかですね。

そしたら、じゃ、一括する必要が今度はあったのかと思うわけです。たまさか年度を合わせて、わっと一括してやったのかもわかりませんが、もう少し計画立ててですね。まあ、教育委員会に言う話かも知れませんが、もう少し計画立てて、これだけ長崎県の経済を高めていこう、中小企業を振興させていこうという中において、何かやっぱり工夫がなされないものかと思うんですよ。いかがですか。

【野嶋会計管理者】失礼します。今、川崎委員のほうから県内発注をというお話だと思います。

基本、一連の契約ということでまとめることで、それが3,000万円を超えるかどうかで、まずWTO案件になるかならないか。で、WTO案件になれば、それについては地区要件を加えられないということになります。

ただし、そうなんです、やはり我々としては、できるだけ地元の企業さんにも取りやすいとかいうことも考えつつ、可能な範囲の中で分割することで受注の機会を図るということで考えて、制度として運用をしているという状況でございます。

基本的にまとまって一定金額を、今回3,000万円です。3,000万円を超えれば、WTOの案件ということで入札を執行しなければいけないということが大前提になっておりますので、ご理解いただきます。（発言する者あり）

やはり一まとまりの案件として、それが基本の金額を超えるか否かという判断をするように制度としてなっておりますので、最初から分割するということについてはできないということでございます。

【川崎委員】最後の一言がよくわからなかった。一連のものとして発注をすれば、当然3,000万円はぐっと超えるわけなので、それをなるべく地元の企業さんにもという思いで分割をされた。でも、WTOの枠から外れることはないということですね。それはわかりました。

だから、申し上げたいのは、その一連というやつをなぜもう少し計画的に、例えば、年度を分けた形で、いろいろな現場の声もあるのかもわかりませんが、もう少し工夫をしながら、そういった地元の企業を守る、何とか地元の経済活性化というところの視点に立って、物品の購入計画というか、そういったものを策定できないものかという質問です。

だから、一連のやつを分割しましたという県の努力はわかりましたけれども、結果として、残念ながら県外事業者さんが落札されたケースがあるじゃないですか。そうじゃないように、WTO案件にならないような工夫ができないん

ですかという話です。（発言する者あり）

【福田会計課長】今、川崎委員のほうからご指摘をいただきました。確かに一連のものとしてまとめればWTOの要件金額を超えてしまいますので、購入する計画があるならば、年次計画を立てて分割することでWTO要件の金額を下回れば地域要件、要するに県内に支店、営業所のある企業、あるいは純粋な県内企業に限定することが可能ですので、これにつきましては、教育環境整備課とも今後協議をさせていただければと思います。（発言する者あり）

先ほどから一連の調達という定義でございますけれども、平成7年11月の自治省の行政局行政課長通知によりますと、その一連の調達契約の判定に際しましては、同一の種類か否か、それと機能、性能、規格が同等であるかどうかで判定されるという定義になっております。

【川崎委員】そしたら、一連の定義のところまで今詳しく説明がありましたので、確認しますが、先ほど年度というお話もありましたが、同一の性能、同一の機種といったことであれば一連ということですが、年度が変わればもう完全に違うものとして扱って大丈夫なんですか。

【福田会計課長】同じ行政局の課長通知に基づきますと、一連の調達契約の判定は、会計年度ごとに行うものであるということですので、年度が違えば別の扱いでございます。

【川崎委員】生鮮物ではないので、1年ぐらいで物が傷むということはないと思うんですよ。リースじゃないですよ、買い取りなんですよ。もう少しメンテナンスをして、少しずつずらしていながらすれば、このことが全部地域要件で地元ということが可能になるじゃないですか。まさに、そういった指導性を発揮してもら

いたいと思うんですね。

現場の方は、おそらくまとめて管理したほうがしやすいと思うんですよ。ネットワークだとかいろいろ考えれば、現場の立場になると。しかし、そうじゃなくて、本当に厳しい厳しいと言われる地元の経済において、何度も繰り返しますが、そういった視点でぜひ皆さんも考えていただきたいと思うんです。いま一度ご答弁を。

【福田会計課長】県内企業の育成支援のために県内企業を優先して発注することは非常に大切なことだと思っております。そのことを肝に銘じて、今後、こういうケースにおきましては、事前に関係課と協議してまいりたいと考えております。以上です。

【中村(泰)委員】今の件なんですけれども、私、前議会の一般質問でこのあたりはちょっと詳しく勉強をしたんですが、これは福岡に発注をしているのは、長崎に営業所を持っているから、要は一般競争入札の優先順位の中で同じ位置にあったということが理由だと思います。

先ほどから、一括にするのか分割にするのかという話で、私が一般質問で県内発注を高めるという取組を皆様にお伺いをしていた時に、その発注形態を基本的に分割をすると。極力県内発注ができるように分割をしているというご回答をいただいていた。既に、この内容は分割されているので、なぜ3,000万円以上の案件にわざわざひもづけないといけないのかというのが、なかなか理解ができません。ご回答いただいたものかとは思いますが、おそらく営業所が長崎県にあるからという理由だと私は見えています。

もう一つ、今回の発注で電子計算ネットワークシステムとICT化システムと、もう一つ教職員のPCということで3つに分かれています。

これが同じような企業さんが一般競争入札に参加しているんですけれども、これは全て違う企業が取っているんです。というのは、例えば、電子計算機ネットワークシステムでいくと、富士何とかさん、扇何とかさん、内田何とかさん、それぞれ分かれて取っている。で、ICTのシステム機器も同じように別々の企業さんが取っていると。ちょっと違和感があるんですね。要は、何か事前に協議がなされているかのようなきれいな取り方をされているので、そのあたりについてどうチェックされたのかをお聞かせください。2つ質問しました。

【岩村物品管理室長】委員ご質問の1点目でございますけれども、この県外の業者ということですが、この県外業者の内田洋行につきましては、県内には支店、営業所は持っていません。先ほどお話がありましたように、WTO案件でするので、地域要件を設けられないということで、県外の業者であっても参加ができるということで、入札を実施しております。

それから、それぞればらばらで取って、何か上手に取ったというようなご指摘ではありましたが、当然その場で入札会場で立ち会いをしていました者もおまして、そのような疑義を持たれるような入札のあり方ではなかったと聞いております。以上でございます。

【中村(泰)委員】わかりました。

同じような話をずっとしているんですけれども、既に内容が分割されているので、わざわざその3,000万円の案件にくっつけないといけないんでしょうか、その1,000万円とか2,000万円の案件を。そこがちょっと理解ができなくて。だったら、一括で発注をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

【岩村物品管理室長】この教育環境整備課の電

子計算機ネットワークですとか、パソコンの更新につきましては、教育環境整備課のほうで、今年度はこの地区でこの学校で何台購入するということで調達計画を立てているものと聞いております。

同じものを1つの調達課、これは物品管理室ですけれども、そちらで発注する場合には同じパソコン類で同じような仕様で買うのであれば、それは先ほど申しました同一の機種ということで、これを一連ではないと位置付けることは難しいと思っております。

そのような中で、発注機会を増やすために分割をしているということで、これをまたまとめてしまうと、そのような県内業者の発注機会を奪うということになりますので、現在の発注のやり方が一番望ましいと考えております。以上でございます。

【中村(泰)委員】 終わろうと思うんですけども、おっしゃるとおり一括で発注をしない理由は、県内業者の皆様に発注機会を設けるという考えでそうなさっているというのは私も理解をいたします。

であれば、既にばらばらになっているので、だからこそ、今回このリストで出している6番と10番は3,000万円以上じゃないので、しかも、県内企業の皆様が入札もされていて近い金額で出ているので、県内企業の皆様に受注する機会があったわけです。それがなぜ3,000万円のところに吸収されているのかがわからないんです。

【福田会計課長】 中村(泰)委員のご質問にお答えします。

ちょっと繰り返しになりますけれども、調達しようとする物の機能、性能、そして規格等が一連のものであれば、分割しようともそれは一

連の調達契約と見てくださいというのがWTOの規定でございます。

先ほど、中村(泰)委員のほうで3,000万円というお話がございましたけれども、先ほどの資料で申しますと、2番から10番まで、新産業創造課の8番を除いて、この金額を合算したものが一連の調達の契約金額となります。でも、このままでは1件の契約であるがゆえに受注業者は1者となる。しかも、その規模を履行確保できる可能性が高い企業としては都市部の大手の県外企業になるおそれがあるということで、地域要件を付記することはできませんけれども、なるべく分割発注することで、県内の企業の皆様にとっても受注できる機会を広く設けているという趣旨でございます。以上でございます。（発言する者あり）

【中村(泰)委員】 すいません、ちょっと理解ができないんですけれども、一旦とりあえず承知いたしました。ありがとうございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。（「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）

休憩します。

-----  
— 午後 3時27分 休憩 —

-----  
— 午後 3時30分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。ほかに質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは次に、議案外所管事務一般について質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時31分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時31分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

-----  
— 午後 3時31分 散会 —  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月25日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時57分  
於 委員会室 1

国際観光振興室長  
（参事監）

佐々野一義 君

物産ブランド推進課長

宮本 智美 君

国際課長

永橋 勝巳 君

国際課企画監  
（アジア・国際戦略担当）

小川 昭博 君

2、出席委員の氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 中島 浩介 君 |
| 副委員長(副会長) | 山下 博史 君 |
| 委 員       | 小林 克敏 君 |
| 〃         | 中島 廣義 君 |
| 〃         | 浅田ますみ 君 |
| 〃         | 川崎 祥司 君 |
| 〃         | 深堀ひろし 君 |
| 〃         | 松本 洋介 君 |
| 〃         | 吉村 洋 君  |
| 〃         | 下条 博文 君 |
| 〃         | 中村 泰輔 君 |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 文化観光国際部長               | 中崎 謙司 君 |
| 文化観光国際部政策監<br>（国際戦略担当） | 浦 真樹 君  |
| 文化観光国際部次長              | 岩田 正嗣 君 |
| 文化振興課長                 | 村田 利博 君 |
| 世界遺産課長                 | 栞原 恵 君  |
| 観光振興課長                 | 佐古 竜二 君 |

警備部参事官  
兼公安課長

杉町 孝 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、予算決算委員会の議案説明資料ですけれども、今回、追加提案がございますので、当初分と追加分がございます。当初分の方からご説明をさせていただきます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分と追加説明の方で追加補正予算案を説明させていただきます。

はじめに、一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分でございますが、今回の補正予算は歳入予算で合計2,033万円の増、歳出予算は合計1億1,279万6,000円の増、この結果、令和元



年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は41億7,886万8,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

上海線定期便の増便運航支援・利用促進支援により、国際定期航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に要する経費として、国際定期航空路線維持拡大事業費1,729万9,000円、宿泊・交通のパッケージ商品にしまの体験プランを加えた旅行商品の造成・販売を支援する経費として、しま旅滞在促進事業費9,036万3,000円、海外向け動画製作、Web広告を実施し、しまの魅力を発信する取組に要する経費としてしま旅グレードアップ事業費513万4,000円を計上いたしております。

債務負担行為について。

次に、令和2年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

長崎市が実施する長崎恐竜博物館（仮称）整備事業に対する助成に係る令和15年度までの債務負担行為として1億9,872万9,000円を計上いたしております。

次に、追加1をよろしく願いいたします。1ページ中ほどからでございます。

次に、第116号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計3,223万7,000円の増、歳出予算は合計9,517万9,000円の増であります。

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、第103号議案のうち関係部分と合算いたしまして、42億7,404万7,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

対馬を訪れる韓国人観光客の減少に伴う国内客等の誘客対策として、宿泊・交通のパッケージ

商品にしまの体験プランを加えたしま旅旅行商品の販売拡大や、個人客向けの宿泊料金割引キャンペーン等の取組に要する経費として、対馬観光誘客対策事業費9,517万9,000円を計上しております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、観光振興課長より補足説明をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】 それでは、私から総務分科会補足説明資料の9月補正予算分と、それから追加で提出をいたしております追加提案分、こちら2種類の補足説明資料に沿いましてご説明を申し上げます。

まず、通常の補正分でございますけれども、3ページをご覧ください。

こちらは平成29年度から国境離島新法を活用して取り組んでおります国境離島地域の滞在型観光に関する事業でございます。補正でお願いします予算額としましては9,036万3,000円という数字でございます。

こちらの補正の具体的な中身ですけれども、国境離島を活用しました事業のうち、今回お願いしておりますのは、旅行会社を活用いたしまして、主に団体ツアーといった形での旅行商品を造成して国境離島地域に送客をしていただくという事業でございます。交通手段、宿泊、それから、ここが制度上の要件になりますけれども、現地での体験プラン、これらがセットになった旅行商品を販売するというものでございます。

まず、（1）としまして、この旅行商品に關します助成分としまして補正額が4,426万

3,000円ということになります。括弧書きには当初予算額と補正後の予算額を記載しております。

今回、補正をお願いします理由としましては、今年度のこのしま旅旅行商品の販売が非常に好調というのがございまして、各旅行会社からも予算枠の拡充という要望をいただいているところです。

好調の原因としましては、白丸で今年度の実施状況というふうに記載しておりますけれども、事業実施期間を延ばしましたとか、それから現地での体験メニュー、より魅力のあるものを増やしているということもございまして、当初の目標、年間で2万7,000人泊の目標を掲げておりましたけれども、今回の補正で4万人泊に上方修正をしたいと考えております。

参考としまして、送客実績、6月末の数字になりますけれども、9,601人泊という数字になっております。この9,600というのは、前年の同期、5月、6月と比較いたしますと約4倍という数字になっております。

それから、この9,600という数字につきましては、今回、補正をお願いします一般向けの旅行商品の実績でございまして、これと別に補正予算の対象外ではございますけれども、今年度からは修学旅行も対象にしております。この修学旅行を加えますと、全体で、6月末で約1万5,000人という方に国境離島地域に行っていたという状況でございます。

それから、（2）ですけれども、こちらにつきましてはこの旅行商品の販売を側面支援ということで補正額としては4,610万円、これはプロモーション関係の経費ということになります。

4つ掲げておりますけれども、内訳としましては、1つ目の体験プラン等のYouTube広告、

こちらが1,320万円、それから旅行会社のタイアップによるダイレクトメールの発信が2,000万円、それから全国情報番組とのタイアップで1,200万円、最後の体験専門誌への記事掲載で90万円という金額を予定しているところでございます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、野母崎地区の振興に向けまして、来年度以降の県の予算に関します債務負担の設定をお願いするものでございます。このタイミングでお願いいたしますのが、これまで、亜熱帯植物園の平成28年度末の閉園に伴いまして、野母崎地区の振興をどう図っていくかということで、長崎市、それから地元の自治会とも協議を重ねてまいりました。

今回、長崎市におきまして、恐竜博物館（仮称）、これを核にして野母崎地区の振興を図っていくというお考えでございますので、その一部に対して県としても、亜熱帯植物園が閉園して、来場者がその分はいなくなったということもございまして、当該地域の振興に向けて支援を行おうとするものでございます。

支援内容としましては、対象経費として13億2,482万8,000円、裏面の6ページの方に長崎市の全体事業費を記載しておりますけれども、全体事業費では17億円余りという数字になります。このうち、基本計画策定ですとか、実施設計ですとか、もう既に長崎市の方で執行しているものは17億円のうちから除きまして、今後、整備をしていく部分について長崎市と調整をしまして、13億円余りというものを支援対象経費として整理をしております。その内訳は記載のとおりでございます。

支援額の算定方法ですけれども、こちらにつ

きましては過去の同種の事例に準じた考え方でございます。

考え方としましては、支援対象経費①13億円でございますけれども、これに長崎市の方で過疎対策事業債を充当したという仮定のもとで計算をいたしまして、過疎債につきましては交付税が70%後年度に入ってまいりますので、長崎市の実質負担である30%、この半分を県として支援をするという考え方でございます。そういった計算をいたしますと、支援総額として1億9,872万9,000円という数字になります。

後年度、債務負担の期間につきましては、来年度の令和2年度から令和15年度までということで、それぞれの年度ごとの長崎市の元利償還金、それから、それに対する県の支援額というのを下の表に記載をしております。

今後、長崎市におきましては、実際の工事契約等に入ってまいりますので、その工事契約に入る前に、県と市で後年度の県の支援について協定を結びたいと考えております。そういったことで、今回、事前に債務負担の設定をお願いするものでございます。

引き続きまして、追加提案分の補足説明資料をお願いいたします。資料の2ページをご覧ください。

こちらにつきましては、現在、日韓関係の影響を受けまして、対馬にいらっしゃっている韓国人観光客の方というのが激減をしているという状況でございます。これを受けて、県としても対策を講じてまいりたいということで追加の補正をお願いしたいと考えております。

大きくは3つございます。1つ目がしま旅旅行商品の販売促進ということで、先ほど通常補正分でご説明をいたしました旅行会社を活用した団体向けの商品になりますけれども、こちらを

これから10月以降、販売期間が来年の2月末まで、5カ月になりますけれども、ここを当初予定をしていた毎月の送客見込みを2倍まで頑張って引き上げるということで、数字としましてはプラスで2,050人泊というのを考えております。こちらは旅行会社等ともヒアリングを実施いたしまして、どこまで頑張っていけるかというようなご相談をした結果でこの数字を見込んでいるところでございます。

それから、2点目の宿泊料割引キャンペーンでございます。補正額が5,816万円ということでございます。こちらは主に個人客を対象にいたしまして、オンライントラベルエージェント、それからコンビニエンスストアの仕組みを活用いたしまして、対馬に宿泊していただける方に対して宿泊料の割引クーポン、1泊当たり3,000円というのを販売するという取組でございます。このクーポンの対象人員としましては、1万人というものを見込んでいるところでございます。この1万人につきましては、過去のオンライントラベルエージェントを使って対馬においでいただいた方の数字等も参考にしながら、ある程度高い目標として掲げているところでございます。

資料に記載していなくて申しわけないんですけれども、5,816万円の補正額のうち、クーポンに直接必要な経費というのが3,000万円になります。それ以外の経費としましては、オンライントラベルエージェント、それからコンビニで販売をしていただく形になりますので、そういったところの販売経費、あるいは対馬の魅力を県外の皆様にもより知っていただくようなPR、テレビCM、こういったものに約1,800万円程度使いましてプロモーションをしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、3点目のインバウンド対策につきましては、これは先ほどの（1）と（2）というのが今できる、当面の緊急的な対策ということと考えておりますけれども、（3）につきましては、少し今後を見据えた形での取組ということで、これは対馬市の考え方とも連携をしながら、韓国以外のインバウンドの誘客に向けて情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、3点でございますけれども、現時点でこの3つで事足りるとまでは私どもとしても考えておりませんけれども、また、現地にも出向きまして、対馬の事業者の皆様の実情とかニーズというのをしっかり把握をしながら、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

【中島(浩)分科会長】 次に、国際観光振興室長より補足説明をお願いいたします。

【佐々野国際観光振興室長】 それでは、令和元年9月定例会県議会の補足説明資料の方で説明をさせていただきたいと思います。

資料2ページをご覧ください。

はじめに、航空対策費でございます。長崎～上海間の航空路線につきましては、夏季期間中の7月16日から9月24日まで、昨日までですけれども、定期便の週2便に加え、臨時便が週1便運航されておりました。期間中、臨時便が運航されたことで利便性が向上し、定期便の利用にも好影響を及ぼすなどの効果も見られたことから、同路線を運航しております中国東方航空において、冬季ダイヤから週1便の増便が計画をされております。

なお、運航開始日、運航曜日などについては、現在、調整が行われているところですが、今回、10月下旬の冬季ダイヤから年度末までの

運航に伴う着陸料等の運航支援のほか、増便を契機とした旅行商品の造成や教育旅行の誘致、旅行会社とタイアップした情報発信に要する経費として、予算額1,729万9,000円を計上いたしております。引き続き、インバウンド、アウトバウンド双方の利用促進に取り組み、路線の安定運航や、さらなる路線の発展へとつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、資料の4ページをお開きください。

国境離島振興事業費、しま旅グレードアップ事業費でございます。

本事業につきましては、本県の外国語の観光Webサイトにおきまして、国境離島交付金を活用して、離島の自然や食、文化などの魅力を紹介する特集ページを作成することとしております。

そういった中でローマ法王の来日が期待されていたことから、今回、同サイトの充実に併せまして、欧米豪に対して訴求力の高い「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や、しまの自然、暮らしなどを題材にした動画を作成し、認知度向上に取り組むこととしております。

なお、より多くの方に動画を視聴し、また、Webサイトの特設ページを閲覧していただけるよう、併せてWeb広告に要する費用などについても計上させていただいており、計513万4,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【川崎委員】 おはようございます。

野母崎地区振興支援事業についてお尋ねをいたします。

先ほど、亜熱帯植物園の閉園に伴い地元連合自治会からの要望を踏まえての支援という説明がありました。長崎市選出の議員としましては、大変感謝をするところでございます。本当にありがとうございました。

それで、今回、恐竜博物館（仮称）を整備するという事になってございますが、つくるから、じゃ支援しますよという単純な話ではないと思います。

県として、この市の事業全般をどのように捉えておられるのか。恐竜博物館というのは他県にもあるわけで、じゃ、なぜこの長崎市なのか、なぜ集客力がなくて、そこに活性化が図られるということを見込んで支援をしていくのか、全体的なことを県がどう捉えているかということをお尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】 県の考え方といたしましては、亜熱帯植物園が閉園になったということで、一つは野母崎地区の活性化なり振興を図っていく必要があるというところが基本的な考え方でございますけれども、長崎市の方で計画をされております恐竜博物館（仮称）につきましては、もともと野母崎半島の西岸で発掘されました肉食恐竜の化石というのが全国的にも珍しいものだということでお伺いをしております。市としましては、そういうこともございますので、この施設につきましては、研究機能というのもしっかりやっていきたいというお考えでいらっしゃると思います。

この間、長崎市と県の方でずっと協議をしてまいりましたけれども、その中で私ども県の方から申し上げたのは、単に研究機能とか、博物

館だけを整備するということではなくて、県としても支援をするというところを踏まえて、できるだけ交流拠点機能、そういったものも併せて整備をしていただきたいという話を複数回にわたって長崎市の方にも申し上げてまいったところでございます。

現在の基本計画の中におきましては、長崎市もそういった交流拠点機能というのをしっかり位置づけていただいておりますし、地域イベント、あるいはアクティビティ（体験）、そういったものとの連動ですとか、あるいはこの施設の中には直接飲食機能を持たせずに、周辺の地域の飲食店を活用していただくような、単に博物館という点だけではなくて、周辺の飲食店はもちろんですけども、観光施設も含めたところで面的にこの地域の振興を図っていくという考えでいらっしゃいますので、県としてもそこを踏まえたところで一定の支援をするという考えでございます。

【川崎委員】 全国的に珍しい化石があるというポイント、そして研究機能も設けるという市の考え方を今説明していただいて、県としては交流拠点機能の充実ということを注文されたと、全くそのとおりでしょうね。

中身については市が主体的にやられるので、そこは市の方で検討するということですが、まさにこの交流拠点機能ということについては、機能をぜひ発揮していただくべく取組を充実させていただきたいと思うんです。

長崎の南部の方に引っ張っていくマグネット施設としてあった亜熱帯植物園が残念ながらああいうことになったわけで、そう考えていくと、もう少し面で長崎の魅力、観光を広域でやっていただくという意味でいけば、南部に引っ張っていくマグネットが新たにできるということは、

非常に期待ができることでありますし、長崎もMICEが整備をされ、また、コンベンションということでもう少し広域にということも期待をしているところでございますので、ぜひご支援をいただきたいと思います。

1点、たら・ればの話を県もあんまりなさらない中において、「過疎対策事業費を充当すると仮定し」ということが説明にあるんですね。仮定ということは、そうじゃないこともあり得るのかなと思うんですが、これをもう少し説明いただきたいんです。計算はわかるんですが、もし、仮にこれに過疎債が充当できなければどうなるのかということは想定があるんでしょうか。

【佐古観光振興課長】 過疎債につきましては、制度が令和2年度までの起債ということになっているようでございます。それ以降に起債を起こす場合には、また別のメニューの起債を起こすということが、今後、市の方でどういう起債を使うかというのは検討をされていく形になります。県の立場として先が見通せないものですから、県が幾ら支援するかというところを決めるに当たって、この1億9,872万9,000円ですけれども、そこを一つのラインとしましょうというところ、そこを市の方と県で協議をして、どこかで決めないといけないものですから、そういった意味で全額に過疎債を充当したらという想定の中で市と県で決めたという状況、今、調整している状況ということでございます。

【川崎委員】 確認ですが、過疎債を充当したらという仮定もそうですが、どうなっても支援はすると。その上限が、今のところ1億9,800万何がしと、そういった理解でよろしいですか。

【佐古観光振興課長】 支援の総額をこのラインで決めて、この分については確実に支援してい

くということでございます。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】 今の野母崎の話で少しお尋ねをしたいと思うんですけども、当然亜熱帯植物園閉園後、この野母崎地区の振興として、こういった事業を長崎市が計画をされて、それに支援するということは高く評価するものであります。

さっきも過疎債の話がありましたけれども、この野母崎地域も当然長崎市の一部過疎地域に含まれていて、今後新たな過疎対策の分で、その一部過疎が認められるかどうかというところはまだ確定はもちろんしてない。

特に、一部過疎といっても、人口の減少で見れば、企画振興部の資料で見れば、こういった一部過疎地域の人口の減少率が極めて高い、この10年間で41%ぐらい減少しているという資料も既に委員会の資料で出ているんです。

そういった時に、この恐竜博物館（仮称）が整備をされるに当たって、どの程度の集客を想定しているのか。これは市が計画をしている話なんだろうけれども、その負担を県がするということを表明しているわけですから、そのあたりを、例えば亜熱帯植物園の集客状況と比較してどうなのか。あとは、地元の野母崎の方々の雇用という意味での雇用効果がどの程度想定されるのか。

当然過疎債を充当するという意味合いでの前提で話をしているので、そういったところまで県としては把握をしているとは思っているので、そのあたりの状況を教えてください。

【佐古観光振興課長】 まず、恐竜博物館（仮称）の来館者数の想定でございますが、長崎市において同様の施設を参考にしながら出されているのが約12万人、年間12万3,000人という数字を出されております。参考で申し上げますと、熊本

県にございます御船町恐竜博物館も、ほぼ同様の年間12万人という来館者数になっております。

雇用につきましては、まだ何名という数字は長崎市の方からはいただいておりますけれども、基本的には地元の方を中心に採用していただけるのかなとは考えておりますし、そういったお話も今後、県からもしていきたいと思っております。

それから、直接の雇用ではないんですけれども、今、市の基本計画の中にございますのは、地域の皆さんのボランティアの活用というのも一つ明確に位置づけられておりますので、そういった意味でも、地域の住民の方を含めた活性化というのにつながっていくのかなと期待をしているところでございます。

【深堀委員】雇用の部分についてはまだ明らかにはなっていないと、想定もされていないようなんですけれども、応分の負担を県としても当然するわけで、こういった過疎地域の振興のために、そういったところもぜひ長崎市と連携をとって、そういった地域の振興のために大切なこれを使うわけですから、ぜひそこら辺お願いしておきたいと思います。

そしてもう一つ、しま旅滞在促進事業費の件で確認だけさせていただきます。

取組の拡充ということで、今回補正予算を組んで、当初目標の2万7,000人泊を4万人泊へと上方修正する、これは非常に喜ばしいことだと思っております。

説明の中でもあったように、平成29年度からこの事業を進められているということで、これはかなり、何といいますか、業績と言っておかしいですけども、成果として出ていると思うんですよね。平成28年度までの分と、この事

業を始めてからの実質の、真水の上昇部分というのがどれくらいあるものなのか、そのあたりはいかがですか。

【佐古観光振興課長】まず、この制度を活用した各離島地域への送客数で申し上げますと、初年度の平成29年度が1万1,600名余りでございました。その翌年の平成30年度が2万4,000名余り、今年度につきましては、前年度と比べますと3倍程度伸びてきているという数字でございます。

今申し上げましたのは、あくまでこの制度を活用した数字でございまして、全体の国境離島地域の平成28年度との比較につきましては、表で整理をさせていただいて、後ほどご提出させていただければと思いますけれども、私が今把握している範囲では、国境離島地域の延べ宿泊者数というのはずっと伸びてきております。これは世界遺産効果というのも当然ございまして、伸びてきている状況にあるのは間違いございませんので、後で正確な数字はご報告いたします。

【深堀委員】今、資料がないので、後ででもいいので、実際に国境離島地域での宿泊泊数が確実に伸びているという資料を見せていただければと思います。

そこで一つだけ要望なんですけど、確実に伸びているわけですね。この事業が未来永劫続くのであればいいんですけども、どこかのタイミングで、予算の関係上、この事業が止まることが当然想定されるわけですね。

その時に、この事業がなくなったことによって、また国境離島の宿泊客の数ががんと減るようなことにならないために、例えば観光のいろんな事業の補助を行って、魅力度アップであったり、観光事業者に対するいろんな支援を行うことによって、この事業が止まって極端に目減

りしないようなことも準備をしておく必要があると私は思うんですけれども、その点についての考え方だけ教えてください。

【佐古観光振興課長】例えば、交付金で旅費が安くなりますというところが終わった後に、ぱたっと流れが止まるということはどうしても避けられないといけないことでございますので、まずは、それぞれの離島地域の魅力というのを高めていく、そのためにも、この制度上の現地での体験というのが大きな要件になっております。

今回の補正の分とは別ですけれども、同じく交付金を活用しました事業として、それぞれの国境離島の市町が取り組む体験メニューの新たなつくり込みとか、より魅力があるものに改善していくとか、あるいは、実際に旅行会社なり個人の旅行者との窓口になる、私どもは「しま旅コンシェルジュ」という言い方もしておりますけれども、それぞれの観光協会に配置をしていただいて、一般の方のニーズを汲みながら、それを地域のまちづくりにつなげていくといった取組も併せて行っておりますので、そこもしっかり今後も取り組んでいって、旅費が安くなるという制度がなくなっても、しまに魅力が残るという形を実現してまいりたいと考えております。

【中島(浩)分科会長】ほかにございませんか。

【小林委員】上海便の1,729万9,000円、この補正についてお尋ねをしたいと思います。

7月16日から9月24日の昨日まで、週1便と言いながら上海便が週3便体制でやっておったわけですね。こういう背景になった、いわゆる夏場に、7月16日から9月24日まで週1便、これを運航してくれた、この理由は一体何だったのか、お尋ねします。

【佐々野国際観光振興室長】日本と中国の間の

定期便につきましては、発着枠ということで両国で決められたルールがありました。これが今年の9月に、地方路線につきましては自由化ということで協議が整ったところなんですけれども、これを見据えたところで中国東方航空の方では臨時便を飛ばすというのと、併せて、長崎線が平成29年度、30年度と搭乗率が上昇してきておりまして、そういった好調の中で航空発着枠の自由化といった流れがありましたので、そこを見据えての臨時便ということで運航いただいたところであります。

【小林委員】要するに、一番我々が大事だと思うことは、今、国際観光振興室長からお話があったように平成29年度、あるいは30年度に乗客が非常に伸びを示したと。これが一つの要因になっているということでもありますけれども、大体平成29年度と30年度でどれくらいの伸び率があったのか。まず、その乗客について、何人という形でご答弁をいただきたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】上海線の搭乗率でございまして、平成28年度の利用者数が1万2,768人、搭乗率が50.1%でございました。平成29年度の利用者数が1万4,610人、搭乗率が58.4%です。対前年度比で8.3ポイントの増となっております。平成30年度、利用者数が1万6,956人、搭乗率が66.9%、対前年度比で8.5ポイントの増ということになっております。

【小林委員】要するに、この数字は、中国から長崎の方に来ていただくというインバウンド、そういう状態ではなかったかと思うんですね。これがアウトバウンド、日本人がこの東方航空を使って、大村から中国にどのくらい行ったかという乗客の数字はありますか。

【佐々野国際観光振興室長】アウトバウンドの数字でございしますが、日本人の利用で平成28年



度が3,653人、割合としましては28.6%、平成29年度が4,757人で32.6%でございます。平成30年度が4,695人、27.7%となっております。およそ日本人の利用は30%前後で推移をしているという状況でございます。

【小林委員】 今、平成28年度、29年度、30年度と、こういう形の中でインとアウトの乗客数を聞かせていただきました。

これまで中国の上海路線を維持するために、非常にご苦労が多かったと思うんです。これは中国の時の政府の流れがいろいろあったり、国際的にもいろいろあったりということで、なかなかそのところは凹凸が激しかったのではないかなと思うんです。それが、今ここにきて安定化したような状況の中でこの乗客が伸びてきていると。日本人はそう特別に多くなったという感じはしないけれども、いわゆる中国から長崎に来る人がやっぱり増えているというところが評価の対象になっているのではないかと、こういう考え方を持つわけですけども、今回、臨時便を7月16日から9月24日、9月24日と言えば昨日までです。週1便ということですが、大体何人乗りの機材で、そして、この臨時便で長崎空港にどれくらいの人がお見えになったのか、ここのところの数字がわかりますか。

【佐々野国際観光振興室長】 利用されている機材につきましては、先ほどの補足説明資料の2ページの3のところに記載しておりますけれども、エアバスA319、119人乗りの飛行機を使って運航されております。

今回の7月、8月、9月の臨時便ですけども、火曜日に運航されておりました臨時便のみの利用でいきますと1,364人、これは日本人、中国人合わせて、往復で1,364人利用されているところでございます。

【小林委員】 1,364人ということにつきましては、これは大体見通しが、見込みからして、これがちょうど見込みどおりになったのか。あるいは見込みを超えたのか。それとも、不足したのか、この辺についてはいかがですか。

【佐々野国際観光振興室長】 搭乗率でいきますと、この臨時便に限っては3カ月間で57.3%ということで、当初見込んでいたところでは、定期便化につながる目安としましては70%というのがありましたので、そこを目標に取り組んできたところですけども、結果として60%を若干下回るような結果になっております。

要因としましては、臨時便が7月16日から運航されたんですけども、臨時便の運航が決定しましたのが、もう1カ月を切った6月の下旬ということもありまして、7月分につきましてはやや周知に、いきわたるのが少し遅くて利用が伸び悩んだのかなというふうに考えております。

8月につきましては80%弱ということで、夏休み期間中ということで、かなり好調に運航がされております。

なお、9月につきましては、中国側の夏休みも終わりました、10月1日からは国慶節の大型連休があるということもありまして旅行を控えるといった動きもあって、9月については若干苦戦をしているという状況でございます。

【小林委員】 たしか政策監は、本会議場で見込みとして大体1,900名ぐらいということをやったんじゃないか。いわゆる臨時便の中において、実績、つまり乗客を日本人と中国人を合わせて1,900名ぐらいと、こういうことを、たしか山本委員への答弁であなたがおっしゃったこと、私は記憶に新しいんだよ。

そうすると、やっぱり540名、550名ぐらいの差が出てきたと。このエアバスの119人乗りの

飛行機、その中において約550名か540名ぐらいの見込みが違ったということについては、このくらいのことについては大丈夫だということなのか。やっぱり見込みが大分違ったと、こう考えておるのか。その辺のところについて、今、室長が6月ぐらいからとか、いろいろ理由を言っていたけれども、6月から始まるというようなところはちゃんと計算に入って、要するに7月16日から9月24日までの間において1,900名を達成すると、こんなようなことを言っているわけだよ。ちなみに台湾についても2万6,000人とか言っているわけだよ。これは政策監が、たしか決特か何かの中で説明をしたと思うんだよ。その1,900名というのをよく覚えていた。今言うようにそれだけの見込み違いが出てきているけれども、この見込み違いについてはどういうふうに考えていますか。

【浦文化観光国際部政策監】上海線の臨時便の利用実績についてでございますけれども、確かに、先ほども答弁がありましたけれども、目標の臨時便の搭乗率、利用率を約70%ということで見込んで約1,900名ということでございます。これは我々、臨時便を1回で終わらせるのではなくて、定期便につなげると、その定期便につなげるための目安として、航空会社とも話をする中で、それぐらいの目標を掲げようということをやったところでございます。

実績としてそれを下回ってしまったというのは、決して容認できるものではないと、私は受け止めています。厳しく受け止めないといけないと思っています。

ただ、一方で、臨時便を運航することで、月曜日、金曜日の定期便の利用者の増に一部つながったというのは航空会社からも評価を受けています。現実に昨年度の年間の搭乗率の66.9%

というのは過去最高だったんですけれども、その年の8月の搭乗率を、今年度はさらに、臨時便、定期便を合わせますと8割を超えるということで、上回る勢いで利用者が増えましたので、ある意味では臨時便の運航が定期便にも相乗効果を生んだということで航空会社からも評価を受けていまして、結果として、この便数が増えたことで、長崎路線全体の利用の底上げにはつながったのではないかとすることは、航空会社、それから我々も認識を共有しているところでございます。結果、定期便につながったということもございしますが、目標を下回ったというのは真摯に受け止めないといけないと思っていますし、また反省もしないといけないと思っています。足りなかったところはしっかり補っていく形で、これから増につなげていきたいと思えます。

【小林委員】今、政策監は、そうやっていろいろ厳しく受け止めますということで、確かに見込みがこれくらい大幅に違ったということについては、これが何も問題はないよと、ただ見込みが違っただけ、理由はこうこうだと、こんなことを言われても、ちょっとどうかというようなことでありますけれども、なかなか中国からお客さんを連れてくる、あるいは、日本人を中国の飛行機に乗せると。これまでずっと長い歴史の中で、もう40年経っているわけだろう。その40年の中で、なかなかここはうまくいかないわけだよ。私は、この1,900名ということを知っていて、かなり強気で読んでいるなど、それだけ状況が変わってきたんだと。

だから、私は申し上げたいんだけど、この中国便については、これを維持するということ。この補足説明の中に10月下旬からとあるが、これは10月から本当に定期便になるんですか。

ここの見通しはいかがですか。

【佐々野国際観光振興室長】中国東方航空と協議をする中で、航空路線につきましては冬ダイヤと夏ダイヤというのがありまして、10月下旬から冬ダイヤが始まるということで、最短で10月下旬ということで予算は計上させていただいておりますけれども、今、中国東方航空と協議をする中では、少し時期が遅れるということでお話は聞いております。これは上海の浦東空港というところが過密空港ということで、発着枠とか、今、調整をされているということで、10月下旬からは少し遅れるということでお聞きしております。

【小林委員】10月下旬が遅れるなら遅れるとちゃんと書いておけ。もうそれははっきりしているのか。はっきりしているならば、それはやっぱり正しく書かなければ。あなたは少し隠すタイプの人か。それじゃいかんぞ。ちゃんと本物を書かんといかんよ。

大体どれくらい遅れるのか。私が聞いているのは、遅れるということは今わかりました。いつ頃になるのかということと、本当に定期便として、臨時便ではなくして定期便として週3便の体制になるのかどうか、ここも眉唾じゃ困るぞ、見込みでも困るぞ。どうですか。

【佐々野国際観光振興室長】定期便につきましては、9月にも知事に中国東方航空本社を訪問していただきまして、その時に中国東方航空の副社長に当たります副総経理から、冬ダイヤの中で1便定期便化するというのははっきり明言をいただきましたので、これは定期便化になるというのは間違いありません。ただ、時期につきましては、先ほど申し上げたように少し遅れるということで、12月もしくは1月の頭からというようなことで、今調整をされているという

ことでお伺いしております。

【小林委員】こうやって12月か1月からと、ここには10月下旬と書いてあるんだよ。だから、そういうことで、週3便は大体12月か1月ぐらいには、本当に定期便として週3便体制になるということ、これはもう大変な大きな出来事だと思うんです。

ただ、これが本当に今後ともに維持されるかどうかということについては、何ととっても、インバウンドは別としても、アウトバウンドがこういう状況の中で、ここのところの対策がこれから要るわけだよ。だから、日本人がなかなか中国便に乗らないと、乗る時は福岡から乗ると、こういう状況になっているわけだよ。いいですか、政策監、これをどうやって堅持するかと。ここのところは並大抵ではないと思うんだよ。やっぱり東方航空の方も日本からお客さんが乗ってくれなければ、こっちは80%とか、ある程度人を乗せて長崎に来るものの、長崎の飛行場から中国にはわずかししか来ないということについては、やっぱり東方航空、中国側としてはおもしろくないと思うんだよ。

これを口で言うことは簡単だけれども、なかなか大変だと思うんです。だから、新しい君たちの体制で、ここのところをこれから堅持できるようにしっかり取り組んでもらって、そして、眉唾ではない、正しい情報を我々に事前にしっかり教えていただきながら、議会としても我々としても、何か協力すること、何かしなければならぬこと、やっぱり我々だって役割があると思うんです。こういうところをしっかり情報を開示していただいて、そして、これから一緒になってやっていくと、こういう体制の中で、この週3便体制を絶対に、また2便に戻ったとか、そういうことがないように、ひとつお願いをし

たいと、以上で終わりたいと思います。

【浅田委員】先ほどから話が出ております野母崎地域の支援事業についてですが、支援をしていただいたことは非常にありがたいことだと思っておりますが、やっぱり野母崎の振興というのは非常に大変な部分も多々ある中で、今、実際過疎債があるから充当していただいているという状況だと思うんですけども、もうちょっと県としても踏み込んでいただきたいという思いがあります。

というのが、この間、長崎市は「Alega軍艦島」という宿泊施設を売却したばかりということで、ましてや野母崎の亜熱帯植物園もどんどん利用者、来館者が減っていた、県もそういう状況を踏まえた上でというのも一つの閉館の理由だったと思うんですが、もっと市と具体的な協議というか、お金をというだけではなくて、踏み込んだ政策のところまで一步ご協力いただけないかと思っているんですが、そのあたりは長崎市とはどのようにご協議をなさっているか、ひとつ教えてください。

【佐古観光振興課長】恐竜博物館の整備に当たりましての県の考え方を市にもお伝えをして、そこは踏まえていただいたというところは先ほどご説明をいたしましたけれども、もちろん恐竜博物館だけで交流人口を増やしていくというのは、そう簡単なことではないと思っております。

「Alega軍艦島」につきましても、民間に売却をされるという方針を市も示されておりますので、今後、入ってこられる民間の方のいろんなノウハウですとか、そういったことも活かして、博物館とのうまい連携というのにも期待をしたいと思っています。

また、軍艦島そのものの近さもございます。

「Alega軍艦島」から、少し規模は小さいですけども、発着のクルーズもございますし、それから、軍艦島の資料館も近くにあります。

それともう一つ、私どもとして、今後、長崎市としっかり話をしていきたいと思っておりますのは、やはり野母崎の地域の魅力というものを活かして、観光客の方が周遊していただき、満足をしてお帰りになっていただくと。そういう意味では、例えば体験ですとか、あるいは地元の水産物を活かした体験だったり食事だったり、飲食店につきましては、今も野母崎地域に魅力的な店舗も新しく出てきておりますので、そういった点在しておりますいろんな野母崎の魅力というものをうまくつないでいくような、そのつなぐためにも、今ない地域の魅力を活かした体験とか、そういったものをつくり込んでもらいたいと。そこは県としても、別途補助制度もございますので、そういったものを活用しながら、当然、市ともしっかり話をしながら進めてまいりたいと思っております。

【浅田委員】なかなか答弁も厳しいかなという感じはしているんですけども、やっぱりこの地域の振興というのは本当に難しい、距離もありますし。だけど、今まさしく観光振興課長がおっしゃったように、まだまだ未開発の部分があったりとか、物産があったりとかはすごくあると思うんですね。だけど、なかなか市だけでは今までもうまくいかなかった、交流人口も増やせてなかった。体験型にしても、そこにどんなに修学旅行生の体験型とか、いろんなものを入れるにしても、なかなか予算とかという厳しさがあるかと思います。

正直言って、恐竜博物館は、全国の中でも交流人口をがんと増やす、福井とかもかなり力を入れていたりとかしますけれども、私はこれが

できると聞いた時に非常に難しいなと思ったぐらいだったものですから、やっぱり全体的に植物園もあのまま、どうにもできないような状況のままで残っておりますので、そのあたり、ぜひとも県に一つも二つもご協力をいただければ幸いかなと。これはあくまでお願いと要望にかえさせていただければと思います。

もう一つ、国境離島振興事業の中で、（2）の中に販売促進にかかる経費というのが4,000万円ほど出ております。これは今までなかった、全部新たなものとして捉えてよろしいのでしょうか。

【佐古観光振興課長】販売促進にかかる通常補正分4,600万円でございますけれども、これは従来から、制度を知っていただくためのプロモーション経費というのは当初の段階から組んでおります。今回につきましては、さらにそこをもう少し力を入れるという内容でございます。

【浅田委員】多分YouTube等を利用したりとか、いろいろあるかと思うんですけれども、そういったところをどれだけ分析をなさっているのか。例えば、全国情報番組とのタイアップで予算を組まれておりますけれども、全国情報番組とはどの番組なのかとか、具体的なものが全然見えないものですから、もう少し踏み込んで教えていただけますか。その番組にどれだけの価値を皆さんが感じてそこに予算を投じるのか。YouTube広告にしてもそうだと思うんですが、今、YouTubeは若い人たちには見られているからというところに入れていいのか。どこまできちっと考えてやられているかを、もう少しお示しいただければと思います。

【佐古観光振興課長】まず、YouTube広告でございますけれども、こちらは体験プランの紹介動画というのを当初予算の段階で計上してお

りまして、過去に滞在型観光のプロモーションを実施いたしましたけれども、例えばタレントを使い過ぎて、そのタレントは覚えてくださっているんですけれども、実際に国境離島地域には足が向かなかったというような分析もして、そこはやはりストレートに、それぞれのしまの体験、行けばどういう体験ができるのかというのをお見せするのが大事なかと。

特に、今回の補正につきましては、旅行会社を活用した旅行商品ではございますけれども、もう一つ別に個人向けの企画乗船券、本県の場合は「わくわく乗船券」という形で販売しておりますが、個人向けにそれを買っていただくためには、やはり対象が広がってまいりますので、そういった離島の魅力をストレートにお伝えする動画を作成して、若い方向けにはYouTube等の広告で発信をすると。

それから、テレビの情報番組でございますけれども、こちらはメインターゲットして我々が考えておりますのは、35歳以上の女性をターゲットに考えまして、これも、どういう番組を活用するかというのはこれから、予算成立後に検討してまいりますけれども、並行して検討してまいりますけれども、私ども世界遺産の登録前後の状況を見た時に、やはり全国の情報番組で五島というのがかなり取り上げられまして、実際にそういった効果だろうと私ども分析しておりますけれども、五島への送客数というのは1割ぐらい増えたという実績もございます。ですから、若い方向けにはYouTube等を使いつつ、少し年齢が上の方には、オールドメディアという言われ方もしますけれども、テレビの全国情報番組で露出をしていくことで送客に結びつけてまいりたいと考えております。

【浅田委員】確かに去年とかは五島や壱岐、い

ろんなところが取り上げられていたなという気はするので、どういう番組と組むかはこれからということですので、そのあたりをしっかりと注視していきたいと思っているんですが、先ほどおっしゃっていたYouTube、例えば目標見込み、さっきの話じゃないですけども、ヒット数等をどれくらい見込んだ上でここに広告を出そうと考えてここを使おうとしているのか、具体的な数字ははじいているんですか。

【佐古観光振興課長】 すみません、ちょっと具体的な目標数字までははじいておりません。

【浅田委員】 具体的な目標数字もないまま、若い人はYouTubeを見るだろうというところで予算を出すというのは、果たしてどうなのかなと。その動画自体にもよるとは思いますが、正直ちょっと探しづらいじゃないですか。県のホームページからもそこにぱんと飛びやすさがあるかという、なかなか面倒くさいですよというご意見は多いです。

じゃ、どこでそういうYouTubeを見ますかと言ったら、「長崎、五島」とか言って、どれが県がちゃんと作っているものなのかとか、実際さっきから見てもわかりづらさがあるんですけども、そういったところの工夫というのもしないと、今みたいに目標数字もないまま、紹介動画によって告知をしますだけでは、結局何も進まないんじゃないかなという気がしますけれども、いかがですか。

【佐古観光振興課長】 YouTube広告につきましては、この国境離島の事業とは別にはなりますけれども、観光振興課の方で、例年、いろんなSNSとかを活用して発信をして、その効果がどうだったかと、例えば、こういった層にはこの媒体を使う方がヒットしやすいとか、そういった分析、今手元に細かい数字はございませ

んけれども、そういう知見もございますので、それをもとにYouTubeを活用した広告を打ってまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員】 申しわけないんですが、私の中ではちょっとぼやとした感じにしか聞こえないなという気がしていて、今あるものを活かしてということで予算組みをしたというのは一定理解はするところなんですけれども、目標もないままというのがどうなのかなという気がしております。

そのほかの質問に関して、この間も一般質問でCMOの活用などについても質問を若干していたので、その件についてはまた議案外のところで質問をさせていただければと思いますが、4,000万円だからではなくて、これを何倍にでも活かしてもらえるような、もうちょっと踏み込んだというか、しっかり分析をなさっているのか、目標があるのかなと思ったものですから質問をさせていただきました。

以上です。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんか。

【吉村委員】 今の野母崎振興ですけども、これは県が施設を手放して、市が引き受けてということですよ。そして、地域振興のために恐竜博物館（仮称）をつくろうと。この事業目的、亜熱帯植物園が閉園したのをきっかけにということですよ。

それで、この事業目的ですけども、ここに「野母崎地区の振興」、「野母崎地区の地域振興」と、こういう「地域の振興」というのが非常に目立つなと思うんですけども、観光振興課が取り組む事業で「地域振興」という言葉が大きく出てくるということについて、果たしてどうなのかなと思うところがあるわけですね。その点について、この事業目的、観光振興課が

やるならやっぱり、さっきちょっと出たんですけども、出てくるのかなと思って聞いていたら、ようやく1回だけ出てきました。「周遊型観光の核にする」とか、「交流人口を増やす」とか、そういうことも目的とするというような言葉が少し出たんですけども、この事業目的の中に、文章としてはそういうことが全然出ていないということについて、ご見解をお知らせいただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】 この間、地元の野母崎地区の自治会の皆様とも、県も市とともに話をしまいいりまして、亜熱帯植物園というのが最終の平成28年度は5万人を超えたような来場者をしていただいておりますけれども、平年ベースで申し上げますと3万人前後という数字でございました。そういった野母崎地区の核となる施設がなくなるということで、地元の皆様から地域振興に県としても協力をしてもらいたいという声があったので、資料上は「地域振興」という書き方にさせていただいておりますけれども、もちろん、その地域振興を図るための手段として交流人口を増やす、それから、できるだけ野母崎地域に滞在して周遊していただくというところは、私も観光の立場からしっかり考えているところでございます。

【吉村委員】 今、「観光の立場から」と言われたでしょう。だから、観光の立場からこの文章を書いてほしかったなと思うんですよ。そうしないと、この文章だけぱっと見ると、これは企画振興部かなと思うわけです。市町村課かなと思うんです。だから、やっぱり観光という切り口であくまでも考えてもらわないと、この文章だけ見ると非常に残念と。

その結果、地域振興につながるというのはよく理解できるし、そうならないといけないとい

うのもわかるんですが、やはり観光振興課が扱う事業としては、そこら辺を前面に出していただかないとつらさがあるのかなと。長崎市もその辺が緩いのかなと思いますけれども、長崎市の担当部局、所管の部局はどこなんですか。過疎債を使うということについて、そのメニューの中にこういう観光施設をつくるというのがあるんですか。そこら辺を確認されておりますか。いかがですか。

【佐古観光振興課長】 長崎市の担当セクションにつきましては、恐竜博物館整備室という室ができておりますので、そちらが所管になります。

また、交流機能を持ったこういった博物館に過疎債を充当するということも市のお考えとして聞いているところでございます。ですから、制度上、問題ないのかなとは思っています。

【吉村委員】 そこら辺が確認できていればですね。私も今、過疎債のメニューをちょっと調べたんですけども、観光施設というのも入っているんで、それはそうかと。それを使っていわゆる地域振興、交流人口を増やしていくという目的が中にあるんだというのはわかったんですけども、今、特別にこういう恐竜博物館（仮称）をつくるために室を作るというのも、市の力の入れようがそこに出ているのかなと思います。その室の上の部は観光部なのかな、企画振興部なのかなと思いますけれども、その辺は後で聞かせていただければいいです。

こういう市町に対する県の助成のあり方ということについて、ここは文化観光国際部なので、いわゆる観光、周遊型観光というのを県内全域で考える時に、野母崎の亜熱帯植物園が閉園した、その地域の振興というのを考えてやらないといかんというのは、もう心情的にはよくわかるんですけども、県下全域を俯瞰した中で、

どういうところにどういう力点を置いていくかという県の主体的な姿勢ですね、ずるずると流されて、しないといかんでしょうということではいかなのじゃないかと思うわけです。

ですから、そういう意味でもこの事業目的というのに、もう少し文章をつけ加えて、その周遊型観光というのを目指しているんですよ、その中であって、この恐竜博物館（仮称）が核となる施設であると県が判断したから、こういう助成をしながら支援をしていくんだという県の姿勢というのを積極的に示すようにしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、先ほどから深堀委員からも出ていた時に関連で質問したかったのですが、ちょっと遅くなりました。

しま旅滞在促進事業費です。これは当初と合わせると2億8,900万円ぐらいになるわけです。前年が予算ベースで2億4,700万円だから4,000万円ぐらい増えと。だから、考えると前年ベースなのかなと。対前年で比較すると9月補正時点で、結果どれぐらい予算が増えているのか、まずそれを聞かせていただきたいと思います。わからないならいいです。後で調べておいてもらえばと思います。

先ほど、深堀委員が実績とか効果とか、これだけの予算を県が投入して、どういう効果があらわれたか。平成29年の前と後で比較してくださいと言ったけれども、聞いていて、何が具体的な回答が全然ないような感じがして腑に落ちないところがあったので重ねて言わせていただきたいんですけども、この上海線の定期便の増便なんかでも、こうやってこれの根拠は何ですかと前回聞いて、こういう資料が出ているじゃないですか、1隻当たりの支援額とか。こういう分析をしていって、効果を見える化してい

くという積み重ねが大事なんだろうと。それが予算を付ける時に説得力が出てくるわけです。だから、しま旅促進事業のこういう9,000万円とか、この事業自体もさっき質問があったように、こういう事業がある前、それから事業化した後というのを、やっぱりこういう数字で見える化する、そういう作業をやっていただきたいと思うんですよ。そういうのを見ないと、私たちは効果がわからないじゃないですか。

せっかくこうして、いや、増えているんですよと抽象的に言われてもいかなので、そこは単価を出して、これだけの予算を投入したけど、結果、これだけの消費が上がったんだとか、雇用が増えたとか、そういうのをぱっと準備できているぐらいなからんといかんと思うんですけども、いかがですか。

【佐古観光振興課長】 申しわけございません。先ほど深堀委員からお尋ねの数字につきましては、後ほどお配りしたいと思います。例えば国境離島地域全体で申し上げますと、平成28年、取組前の状況で、延べ宿泊者数が80万6,000人余りでございます。翌29年が84万3,000人余りと。伸び率で申し上げますと、前年比4.7%の伸びと。それから、平成30年につきましては、延べ宿泊者数が91万8,000人余りということで、こちらにつきましても伸び率が8.9%の伸びという状況にはなっております。

【吉村委員】 最後にしますが、今、そういう資料をつくっているならつくっているでいいですよ。この上海線なんかの時にやりとりをしたじゃないですか。私たちが見て、例えば、資料というのは、わくわくするような資料をつくってもらいたいわけ。何%の伸びですとか、何人の増ですと聞いたってわからんのです。だから、例えば、この投入予算額を人口割りにすると、



これだけ投入しておりますけれども、そのはね返りが幾らになるんですよとか、つくり方をもっと工夫してつくってもらいたいと思うんですよ。これは要望ですけども、そういう資料に基づいて、もうちょっと具体化して、一隻当たり幾らかかるんですよとかいったような考え方で資料をつくって、その効果の発現というのを私たちにわかりやすくしてもらいたいと思いますので、そういう資料づくりをお願いして終わりたいと思います。

【中村(泰)委員】 先ほど浅田委員からご指摘がありました、しま旅滞在促進事業費のプロモーションに関するところで、補正で4,600万円上がっていて合計で8,200万円。8,200万円もかけてプロモーションを行うわけで、今回も対馬の関連で補正の額が増大したというのは一つあるとは思いますが、約1億円近くかけて、その戦略がないというのは多分あり得ないと思います。恐らく部下の皆さんがお仕事をされる時でも、その効果はどれぐらい見込めるのかといったことは必ず問うておられると思います。

なので、このプロモーションに関して、ターゲットとそれぞれのアクションでどれだけのヒットがあるのか。その年代層はどれぐらいなのか。そのヒットに対して、お客様がどれぐらい県に来ていただけるのかという見込みを踏まえた上で多分こういった戦略はなされるはずで、そういった計算というか、それは恐らくお持ちのはずだと思いますので、私が今申し上げたところ、ほかに我々に見せていただけるようなものをマトリックス状にして見せていただいて、1億円もかけるのであれば、これだけの成果が見込めるといったものをぜひとも見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【佐古観光振興課長】 今ご指摘の部分について

は、整理をして後ほどご報告いたします。

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第116号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時22分 休憩 —

-----  
— 午前11時23分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、総括説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、議案の説明ですけれども、本文と追加1、追加2がありますが、追加1の方から先に説明いたします。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第117号議案「ローマ法王の来県時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例」であります。

この条例は、ローマ法王の来県時に、法王の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、各種行事の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資するため、小型無人機の飛行を禁止する区域や期間について、法律より拡大した区域や期間とすること等について定めるものであります。

次に、議案外の所管事項について、主なものについてご説明いたします。

ローマ法王の長崎訪問につきましては、去る9月13日、ローマ法王庁において、ローマ法王フランシスコ台下が11月23日から26日にかけて来日し、本県もご訪問いただくことを発表されました。

法王におかれては、「焼き場に立つ少年」の写真カードを配布いただくなど、被爆地長崎に心をお寄せいただき、核兵器のない世界の実現を訴え続けていただいております。ご来県の折には、被爆者の方々をはじめ幅広い県民の皆様との交流の機会をいただき、平和のメッセージを全世界に向けて発信していただきたいと願っております。

ご来県にあたっては、本県でのご日程をつつがなく終えられるよう、カトリック長崎大司教区、長崎市や県警察本部をはじめ関係機関と綿密な連携をとりながら、万全の態勢でお迎えしたいと考えております。

また、法王のご来県に併せ、国内外から多くの来訪者が予想されることから、県では、長崎歴史博物館等において、潜伏キリシタン関連遺産の関連資料等を展示紹介する展覧会を開催することにより、特色ある本県キリシタンの歴史

文化や世界文化遺産の価値を発信することとしております。

こうした取組のほか、県の観光ホームページ「ながさき旅ネット」内に法王来日に関する特設コーナーを設置し、本県の観光情報を発信するなど、この機会に本県の多彩な魅力を国内外に向けて発信し、交流人口の拡大を図ってまいります。

対馬市における韓国人観光客の減少に伴う影響と対策につきましては、これまでも国内の旅行会社に対して、新たな旅行商品の造成を働きかけているところであり、対馬を旅先とする旅行商品の募集期間の延長や、新たな商品の造成につながっているところであります。

さらに、東京、大阪をはじめとした長崎県人会を通じて、県外の本県出身の皆様に対して、対馬への旅行を積極的にご検討いただくよう働きかけを行っております。

また、去る9月9日には、知事をトップとした「対馬観光対策会議」が開催され、「今回の状況は想定外の事態が生じており、地域経済へのダメージについて手厚い支援が必要である。」との共通認識のもとで、全庁的に対策に取り組んでいくことを確認しました。

追加2の1ページでございます。

また、追加補正予算案の提出に併せて、県及び県議会、対馬市、同市議会が合同で「韓国人観光客の激減対策に関する緊急要望」を実施し、北村地方創生担当大臣や関係省庁等に対し、国内から対馬を訪れる観光客にかかる特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（滞在型観光促進事業）の対象経費の拡大、新たな宿泊料金の割引制度の創設や、観光宣伝・誘客プロモーションの実施に対する財政支援等について要望したところであります。

当初の議案説明資料の1ページをお願いいたします。

文化の振興につきましては、今後は、美術館において、10月18日から、歴史、記憶、人間の存在をテーマとして活動が続けるフランスの世界的作家ボルタンスキーの回顧展「クリスチャン・ボルタンスキー—Lifetime（ライフタイム）」を開催いたします。大阪府の国立国際美術館、東京都の国立新美術館に続き、巡回展示される本展覧会は、日本における過去最大規模のボルタンスキー展であり、長崎県美術館が最後の会場となります。

また、県内最大の美術公募展「第64回記念長崎県美術展覧会」については、県内各地から約1,500点の作品の応募をいただき、9月15日から9月29日まで長崎県美術館において入賞・入選作品を展示しております。会場では、体験参加型美術の促進を図るという観点から、小中学生を対象とした「ふれあいワークショップ」や「チャリティー・オークション」を実施しております。

今後とも、県民の皆様から、より親しまれる「県展」となるよう努めてまいります。

世界遺産の保存活用につきましては、去る7月16日、長崎大学教育学部附属中学校で「世界遺産と私たち」をテーマとした「総合的な学習の時間」の授業を公開し、県及び関係市町の世界遺産担当者がゲストティーチャーとして参加しました。この授業をモデルとしながら、将来を担う子どもたちに世界遺産の価値を知ってもらい、郷土への愛着や誇りを持ってもらうために、県内の小中学校で同様の試みを広げられるよう引き続き取り組んでまいります。

世界遺産登録1年に際しては、12構成資産及び県内各地のキリスト教関連の文化遺産群をP

Rする記念写真展を7月8日から31日まで、県庁エントランスホールにおいて開催したところですが、今後も講演会や民間と連携したPRなど、改めて遺産の価値や意義を広く発信するとともに、関係県市町や構成資産所有者、地域と一体となって、世界遺産の保存と活用に努めてまいります。

観光の振興につきましては、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」への来訪者数は、世界遺産登録後の1年間で前年同期の約1.6倍となっており、これまでと同様に好調に推移しております。

引き続き、地元市町、関係団体等と連携しながら、世界遺産の真の価値を伝えるガイドの確保・育成や、二次交通も兼ねた着地型旅行商品の造成・販売に取り組み、登録効果が一過性のものにならないよう、持続的な誘客に結び付けてまいります。

県内の宿泊施設がさらなる品質向上を目指して設立した「宿泊施設グレードアップネットワーク」のキックオフ会が去る7月17日に長崎市において開催されました。改善意欲のある県内25の宿泊施設が参画し、観光品質認証制度「サクラクオリティ」の導入、グルメ満足度の向上、人手不足解消に向けた観光人材の確保・育成、接客・マナーの改善等々にネットワーク全体で取り組むことを共通認識とし、さらに、個々の宿泊施設においては、他産業、事業者等とも連携しながら、付加価値の向上を目指していくなど、本県観光の質の向上に努めていくこととしております。

観光人材の確保・育成に向けて、去る8月3日、「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」（長崎会場）の第1回を開催いたしました。本事業では、県内の高校2年生を対象として、宿泊業をテーマ

とした講座や、宿泊施設でのインターンシップを受けていただくことで、明確な職業イメージを持って観光産業に就職し、将来にわたって活躍できる人材となつていただくことを目的としております。

8月から来年2月までの7カ月間で、長崎と佐世保地区においてそれぞれ7回の講座等を予定しており、60名の定員に対し、県内の高校2年生142名から参加申し込みがありました。参加生徒には、働くうえでの心構えや現場の厳しさ、働くことで得られる喜びなど、よい面も厳しい面もしっかりと学んでいただき、一人でも多くの生徒の皆様に観光産業を目指していただきたいと考えております。

国際航空路線の取組でございますが、上海線については、昭和54年に開設され、今年9月で就航40周年を迎えることから、去る9月5日、路線開設40周年を記念して知事を団長とする訪中団が中国東方航空本社を訪問し、李養民総経理に対して、これまでの長年にわたる運航に対するお礼をお伝えするとともに、今後の同路線の維持・発展について意見交換を行ってまいりました。

また、同日、上海市の応勇市長と会見し、さまざまな分野における交流拡大に向けて意見交換を行ったほか、在上海日本総領事館のご協力のもと、現地旅行社向け本県観光説明会を開催するとともに、総領事公邸において、これまでの同路線の運航にご尽力いただいた皆様などをお招きして、路線開設40周年の記念夕食会を開催いたしました。

台湾からの連続チャーターについては、今年6月1日から10月16日までの間運航され、搭乗率も好調に推移しているところであり、チャーター実施者である旅行社や航空会社とも協議を行

ってまいりましたが、機材繰りなどの関係から10月下旬以降の運航については見送られることとなっております。しかしながら、チャーターを実施している旅行社、航空会社ともに、今後も本県へのチャーター実施の意向を示されており、現地における本県の観光地としての情報発信に引き続き取り組むとともに、チャーターの実現に向け働きかけてまいりたいと考えております。

今後とも、国際航空路線の維持・拡大に取り組み、インバウンド誘客対策を通じて県内への経済効果が高まるよう努めてまいります。

県産品のブランド化と販路拡大につきまして、首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋 長崎館」は、本年4月から8月末までの来館者数が約24万5,000人、売上額が約9,300万円であり、対前年同期比では、来館者は108%、売上額は102%と多くの方々にご利用いただいております。

今年度は、都内の大手企業などにおける県産品PRを拡充し、県産品のブランド化、販路拡大や、本県への誘客に結び付くよう、市町、県内企業、運営事業者とも連携を図りながら、取り組んでまいります。

県産品のブランド化の推進については、首都圏・関西圏の百貨店や高級スーパーなどにおいて「長崎フェア」の開催や店頭でのプロモーション活動のほか、高級ホテルの料理長などを産地へ招聘し、長崎県の多彩な食材の魅力を知っていただいた上で、「長崎フェア」を開催する取組を進めており、10月末まで「長崎プロモーション」として「ザ・リッツ・カールトン大阪」において、長崎和牛や水産物を中心に本県の食材を使用したメニューを提供いただいております。

今後も市町、関係団体とも連携しながら、引き続き、本県の文化・観光・物産の魅力的な発信に努めてまいります。

中国との交流に関する取組につきましては、8月19日から23日までの間、日中の大学生が相互理解を深め、今後の更なる交流拡大について意見を交わす日中「孫文・梅屋庄吉塾」2019を長崎市内で開催しました。また、同時期に開催した「日韓未来塾」に参加した学生とともに、日中韓の青少年によるトライアングルでの交流を行うなど、更なるネットワークの拡大にもつながる取組を行ったところであります。

~~（追加1）~~の4ページをお願いいたします。

また、去る9月8日から10日まで福建省廈門（アモイ）市で開催された世界最大規模の投資見本市である「中国国際投資貿易商談会（C I F I T）」にブース出展し、隠元禅師をはじめとした偉人の足跡や本県と中国とのゆかりを紹介するとともに、長崎県産酒、五島手延うどんや波佐見焼などの県産品や観光の魅力を来場者や中国メディア等へPRいたしました。

県といたしましては、こうした取組を通じて、これまで先人の皆様が築いてきた中国との絆を若い世代にしっかりと引き継ぐことにより、経済的実利の創出へつなげてまいります。

また、当初説明の6ページの下でございます。

ベトナムとの交流に関する取組につきましては、去る7月27日から29日、ベトナムの中部に位置するダナン市において開催された「ダナン越日文化交流フェスティバル」に参加し、県・五島市・長崎県立大学が一体的にブースを出展し、本県の観光や物産等のPRを実施するとともに、ダナン市人民委員会外務局との共催により「日本語スピーチコンテスト」や「長崎留学説明会」を開催し、留学先としての本県の紹介

等を行いました。

今後とも、現地政府との友好関係を活かし、市町や民間の皆様方とも連携を図りながら、本県とベトナムとの関係強化及び人的交流の拡大に努めてまいります。

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、このうち、文化観光国際部は施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「外国人材の活用による産業、地域の活性化」、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」、「県産品のブランド化と販路拡大」、「アジアを中心としたインバウンド、海外活力の取り込み」、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「しまや半島など、地域活性化の推進」、「特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化」などの施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、国際課長より補足説明をお願いいたします。

【永橋国際課長】 第117号議案「ローマ法王の来県時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例」についてご説明させていただきます。

資料は補足説明資料をご覧くださいと思います。

います。

1ページをご覧ください。

国では、各国首脳が来日した際には、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律、いわゆるドローン法によって外国要人の宿泊施設や訪問場所を外務大臣の告示によって指定することで飛行を禁止しております。

今回、上程させていただきましたのは、ローマ法王が来県される時に、県として法王の生命の安全確保、危険の未然防止、それと禁止区域における県として警備上必要である区域や期間を定めようとするものであります。

2ページ目を見ていただきますと、簡単な図も付けております。こちらをご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。

それでは、法律と条例の比較につきまして、主なものをご説明いたします。

今回の目的は、法王に対する危険の未然防止、それと各種行事の円滑な実施でございます。

今回の法王の来日に限定したものとなっております。したがって、今回の条例につきましては、法王の来日が終わった時点で廃止ということで考えております。

禁止期間は、法律での対応は、国の方は来日期間のみとなっておりますけれども、条例の方では知事が指定する期間として、約2週間ほど長く禁止をしたいと思っております。具体的な期間は告示に定めることになっておりますけれども、今回の場合、長崎では基本的に屋外で多くの方々が集まるところが想定されておりますので、期間を長くとりまして、対応に万全を期したいと考えております。

禁止区域は、法律では対象施設及び周囲300メートルとなっておりますけれども、長崎空港

が海上空港ということで見通しもきくことからこれを1,000メートルと拡大しております。

また、禁止区域で飛行を行おうとする場合は、国の方では48時間前に通報を行う必要がありますけれども、この通報時期を県の条例では14日前と長めにとっております。

罰則につきまして、法律では通報せずに空港や訪問場所の上空で飛行を行った場合のみ、即罰則の対象となりますけれども、今回の場合は屋外の行事が想定されているということでございますので、屋外での施設上空の線引き判断が非常に難しいということもあり、対応が遅れ不測の事態を招くことがないように、条例ではこれを対象施設、周囲も含む区域に拡大して適用することとしております。

具体的な禁止区域や禁止期間につきましては、ローマ法王のお立ち寄り先などが正式に決まった後に、知事が指定し、告示することとしております。

なお、本条例の策定に当たりましては、事前に外務省や警察庁と協議を行い、提案を行っているところでございます。

このような条例につきましては、平成28年の伊勢志摩サミットにおける三重県、愛知県、それと今年のG20が開催された大阪府などでも同様の条例が制定されているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 ドローン条例について若干お尋ね

をしたいと思います。

まず、38年ぶりにローマ法王台下に本県にお越しいただくということは、大変ありがたいことでもあるし、また名誉なことだと思います。特に、長崎県は、今、世界遺産の1周年と、まさにこういうよき年であります。こういう時にご来県をいただくということでございますから、今申し上げたように大変名誉なことだと考えるわけであります。

そこで、一番大事なことは、ローマ法王台下を県民挙げてお迎えをし、今もお話がありますように各種行事が行われるであろうと思いますが、この各種行事を何のトラブルもなく、しかも、法王台下のいわゆる身の危険とか、そういうことを未然に防止すると、こういうことも大きな責任でありますし、何のトラブルもなく円滑に行うことが最重要でありまして、今回のドローン条例についてもその意味が込められている、とても大切なことではないかと、こう考えているわけであります。

そこでお尋ねしますが、ドローン条例は、県民をはじめ国内外から訪問するお客様、こういう方々に、いかに今回のドローン条例を徹底させるかということがとても大事だと思います。どんな方法で、どういうやり方で周知徹底を図っていくのか、まず、そこをお尋ねいたしたいと思います。

【永橋国際課長】 委員ご指摘のとおり、今回の条例の効果を発揮するためには、しっかり県の内外の方々へこの条例を周知することが大事だと思っております。周知を図るためには、公布施行後、すぐに県及び県警本部、関係機関と一緒に広報に取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、県や県警のホームページ、フェ

イスブックの活用、新聞・ラジオなどの県政番組での紹介、チラシ配布・掲示、市町や周辺自治体への協力依頼、そのほか広報誌や交番ニュースなど、ありとあらゆる手段をもって広報に努めたいと思います。

県外、海外メディアなどにつきましては、これは外務省の方にも協力を要請いたしまして、在京の報道機関、海外メディアを含んで、そういった機関でありますとか、実際にローマ法王が来県する時に来られる予定の報道機関などにもしっかりと周知を図ってまいりたいと思っております。

今後も、県と県警と連携しながら、関係機関と一緒に、周知、広報を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】 ドローンは、先ほどもご説明がありましたが、大体48時間前に通報すればいいと、こういうことが一般的です。しかし、今回は、前例もあって2週間、14日前に通報し、もう14日間は飛ばしてはいけないと、指定された場所がそのような形になるわけです。しかし、それを知らなかったという形が一番危険だと思うわけです。

だから、今言うように、周知の徹底をどうやって図っていくかということは、とてもこれは大きなことでありまして、県警の皆様方と一緒に、また県民挙げてその気持ちになっていかなければいけないと、そういうふうに思います。

例えば、ドローンについては一つの条例をつくって対応するということが、それ以外でも、さまざまな安全確保については、やっぱり真剣に考えていかなければいけないところでございますが、そのさまざまな安全確保対策について、どのような受け止め方をされているか。これは県警当局にお願いできればと思いますが、よろ



しく願います。

【杉町公安課長】警察におきましては、ローマ法王の来日日程が正式に発表されました9月13日付で、県警本部の各部各課から人員の差し出しを受けまして、本部の警備課内に「ローマ法王警護警備対策室」を設置し、所要の態勢で、現在、同室が中心となって警備計画を策定しているところであります。

警備本番まであと2カ月ですが、今後、各種情勢を踏まえ、県の国際課及び関係機関と連携のうえ、ローマ法王の警護はもとより、参集者の雑踏対策、それから沿道対策など、主に警備及び交通関係を中心に、諸対策、警備態勢を検討することとなりますが、対策や警備態勢、そして装備資機材等の内容につきましては、警察の対処能力に関することであり、それを明らかにすることによって対抗措置をとられるなど、今後の警察活動に支障を生じるおそれがありますので、お答えは差し控えさせていただきますが、いずれにしましても、警察といたしましては、あらゆる事態に対処できるよう、必要な態勢や装備資機材の確保に努めるとともに、各種訓練、教養を実施するなど、警備本番まで対処能力の高度化に取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】今、ご答弁の中で、万全の警備態勢を連携をもってやっていくんだと、強い意志のあらわれが今のお答えの中にあったと思います。あと2カ月という期間でございまして、なかなか緊張が走るであろうと、こう思われるわけではありますが、これは絶対にあってはならない、未然の防止をしっかりとやっていかなければいけないと、そういう意味においても、県警並びに関係皆様方のいろいろなご心痛に心からお礼を申し上げながら、ぜひ11月のその日

を迎えるまで、しっかりよろしくお願い申し上げます。

そこで、今回のドローンということについては、あくまでもこの条例というのはローマ法王がご来県されるまでの対応をする、いわゆる時限の条例ということになるんですね、時限条例。しかし、今後、国内外の要人が来県されることはこれまでもあったし、これからもあるであろうと考えられます。そういう時にはどういう対応をするのか、お尋ねいたしたいと思います。

【永橋国際課長】ご指摘のとおり、今回はローマ法王に対する危険の未然防止と行事の円滑な実施ということが目的でございますので時限条例で行います。

今回の条例を制定するに当たりましては、外務省、警察庁とも協議を行ってまいりました。それと、他県の状況なども踏まえて今回の条例を上程させていただいたわけでございますけれども、今ご質問がございました今後の同条例の対応につきましては、ご来県される方、お立ち寄り先、それと行事の内容、そういったものを関係機関としっかり協議しながら対応してまいりたいと考えております。

なお、国のドローン法におきましても、附則の方に「国は、小型無人機に対する技術の進歩を勘案しつつ検討を加え、必要な措置を講じるものとする」旨が規定されておりますので、こういったものを踏まえて国がどういった対応をするのか、それと他県がどういった対応をするのか、そういったことを踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【小林委員】最後にお尋ねしたいと思いますが、ローマ法王がご来県されること自体、冒頭に申し上げたように、我々としては被爆県という立場から大変ありがたいと考えているわ



けです。特に、ローマ法王については、いわゆる世界平和と、そういう意味から言って核兵器の廃絶、あるいは世界平和に対するアピールをこの被爆県の長崎から、この地から全世界に向けて発信される効果というか、その発信力は相当大きなアピールになるのではないかと、こういうことを確信いたしているところであります。

潜伏キリシタンの関連遺産というような状況の中においても、このアピールはそういう意味でもさらに大きな効果になるのではないかと、こういうことから、そういう雰囲気や、またそういう状況をどのような形の中でつくっていくか、どのような体制でこの情報発信をするのか、この辺のところについて、今考えておられますか。

【永橋国際課長】 ローマ法王のご来県は38年ぶりでございます。国内外から多くのカトリック信者、そのほかの皆様がお集まりになることと思っております。今、委員からご指摘がございました、法王が来られたこと、これは法王のご来県の様子が世界にも発信されるものと期待しております。

そうした中で、県としてもこの機会を捉えて、核兵器廃絶でありますとか、世界平和の発信、それと長崎の歴史・文化や、いろんな長崎県の情報を世界に発信してまいりたいと考えております。これにつきましては、庁内関係各課で情報共有を図りながら、今回も既存予算を使いながら、いろんな取組をやっていこうということで確認をしております。

具体的には、県のホームページの特設ページの開設、それと各種メディアを活用した世界遺産や周辺観光施設の情報発信、そのほかにも関係行事参加者に対する観光パンフレットの配布など、いろんなことをやりながら、長崎の情報

を世界に発信してまいりたいと考えております。引き続き、庁内関係各課と連携をしながら、最大限に効果が発揮できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【中島(浩)委員長】 休憩いたします。

-----  
— 午前11時53分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時53分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第117号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第117号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

再開は、午後1時30分からといたします。

-----  
— 午前11時54分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を

求めます。

【村田文化振興課長】 私からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております文化観光国際部関係の資料についてご説明いたします。

お手元の総務委員会提出資料をご覧ください。資料は、いずれも6月から8月までの実績について記載しております。

資料の1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件でございます。  
1,000万円以上の契約件数は2件ございまして、1件はアルカス S A S E B O のホールの舞台における電動機構、吊物昇降装置の消耗部品や制御盤内機器の更新業務にかかる契約でございます。この業務を実施できますのは、当初の施工からメンテナンスまで一貫して実施しております業者に限定されるため、随意契約としております。

残りの1件は、本県の加工品を含む農産・畜産品及び水産品及び地域特産品について、首都圏や関西圏等への P R 活動やマーケティング活動等を実施するための契約でございます。契約方法は一般競争入札で実施しております。

次に、資料の3ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございます。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長あてにも同様の要望が行われましたのは、佐世保市、長崎県町村会、五島市、島原市、南島原市、長崎市からの要望の計16件でございます。それぞれに対する県の対応等をお示ししているところでございます。

佐世保市からの要望としまして資料3ページから5ページに記載しております。佐世保港に

おける国際船誘致について等、3項目でございます。

長崎県町村会からの要望につきましては、資料6ページから8ページに記載しておりまして、潜伏キリシタン関連遺産の構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景など、技術的・財政的支援に関すること等、2項目でございます。

五島市からの要望としまして、資料9ページに記載しておりまして、国境離島交付金の対象者拡大についての関係部分の1項目でございます。

島原市からの要望としまして、資料は11ページから15ページに記載しております。島原港から長崎県内各地への広域観光ルートの構築等の3項目でございます。

南島原市からの要望としまして、資料17ページから19ページに記載しておりまして、世界遺産関連施設の整備についての関係部分等の2項目でございます。

長崎市からの要望としまして、資料21ページから27ページに記載しておりまして、長崎開港450周年記念事業実施に向けた支援・協力についての関係部分5項目でございます。

最後に、資料の29ページをご覧ください。

附属機関等の会議結果でございます。6月から8月までの実績といたしまして、第1回観光審議会が開催され、市町観光地づくり実施計画について審議を行っており、その概要を記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

陳情書につきまして、何かご質問はございませんか。

【川崎委員】 陳情書38番の長崎市と市議会からの陳情についてお尋ねです。資料でいけば55ページ、通し番号13番です。端島炭坑への整備事業に係る財政支援についてお尋ねをいたします。

長崎市から整備補助金についての要望が上がってきていますが、まず、県の支援の考え方、基本的なところを教えていただきたいと思います。

【栞原世界遺産課長】 世界遺産は、文化財保護法によりまして、その保護・保全の措置が行政や所有者によって図られております。

端島は、長崎市の所有でありまして、国の史跡に指定されておりますので、財政支援につきましては、まず文化庁の補助金の交付が受けられるようになっております。併せて、県といたしましては、文化財保護部局である教育庁学芸文化課が所管しております補助金をもって支援を行っております。

世界遺産の重要な構成資産でございますので、県としましてもしっかりと取り組むという方向性のもとで、県の補助の上限額が確保できるように、教育庁と連携して予算の確保に努めてまいります。

長崎市の端島の修復・公開活用計画によりまして、整備費用の概算が110億円ということで示されておりますが、工法やスケジュールなど詳細の具体化につきましては、今後、専門家のご助言をいただきながら、調査研究を重ねて検討をしていかなければならない面々がまだ多々ございます。財政的支援のあり方につきまして

は、その状況を伺いながら、さらに検討をする必要もあると考えております。

県と市では、財政的にも、また技術的にも耐えきれない将来的な負担が継続的に見込まれますので、国に対してもしっかりと要望をしながら、県も対応をしていきたいと思っております。

併せまして、ユネスコ世界遺産委員会の方にもこの保存管理計画につきましては定期的な報告が求められておりますので、県の役割としまして、所管の国、内閣官房、あるいは文化庁、そして他県とも連携をしまして、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の一つとして適切に保存できるよう、県としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 県としての役割を果たしていただくというご答弁でございましたので、ありがたいところではございますが、まず確認なんですけれども、端島の世界遺産の部分は護岸と生産施設、これが世界遺産だったと思います。よく我々が、我々というか観光の皆様が感動といいますか、すごいと思うのは、やはりそこも含めていろんな建物とか、その陰影、まさに軍艦島と言われる陰影をつくり出す、あの老朽化した建物にあらうかと思うんです。今、ずっと補助金等々、整備の支援ということについては、こういったところも含めての話なのか。先ほど、110億円が市の概算の整備費用ということでありましたが、そういった部分を含んでの話なのでしょうか。まず、確認です。

【栞原世界遺産課長】 端島を形づくっている遺構につきましては、今、委員からありましたとおりでございます。島を形づくっている護岸と擁壁、それから石炭の生産施設、この部分が世界遺産としては価値上、大事ということになっております。

そして、人々が暮らしましたアパート群、いわゆる居住施設がございます。文化財保護法上の史跡指定につきましては、これら全てを含んでおりまして、実際にこれだけ、今の姿全てを、居住施設も含めまして保存・維持していくことはかなり困難を伴います。

そういう意味で、整備方針につきましては、世界遺産の価値上大切な部分、それに併せまして居住部分でも優先順位をつけまして、保存をしていくものを今色分けしているところでございます。110億円の中には、居住部分で優先的に保護すべきと考えているものも含まれております。

【川崎委員】その居住部分の重要なところを含めて、まさに今、軍艦島に訪れたいという皆様のお気持ちを高めていくようなところでございますので、ぜひそこを含めた形で支援等を検討していただきたいと思います。今すぐはあれでしょうから、どういった部分に優劣をつけていって保存をしていこうという計画なのか、後日で結構でございますので、改めて資料に基づいて説明いただければと思います。

次に、16番の「観光立国ショーケース」の取組ですが、これも所管でよろしいでしょうか。長崎港におけるクルーズ船客の受入態勢についてお尋ねしていいですか。

松が枝の国際埠頭の2バース化を県も国に要望しながら進めて、今、2バース化の事業化のための調査費を、国と県と合わせて1億円ぐらいつけて2バース化に向けて進めていると承知をしております。

この2バース化を進めるに当たっての条件の一つとして、出島岸壁の活用ということが国から求められて、ここに海上保安庁の船があったのを、たしか今年の秋じゃなかったでしょうか、

常盤の方に移して、出島岸壁をあけて、そこにもクルーズ船がたくさん泊まるような、そういった計画で2バースに向けて進んでいると思います。

ということは、出島岸壁に今まで以上に停泊をしていくということを考えると、ここに市が求めている、いわゆる受入態勢の、おもてなしといえますか、そういった部分については大事な取組になってこようかと思いますが、市の要望を受けて県の見解をお尋ねいたします。

【佐々野国際観光振興室長】今回、長崎市の方から要望がっておりますのは、港湾機能の一つとして、天候にかかわらず、両替、観光案内ができるような受入態勢ということで、基本的には土木部の港湾の方で担当されておりますけれども、委員からお話がありましたように、海上保安庁の船の移転が今年度中に行われるということで、主に受入体制のハードのところ、雨とか暑さの対策をするための施設、それから、C I Qスペース、休憩所のスペース、保安対策の強化、Wi-Fi環境の整備、あとは簡易トイレ、バス駐車場とのアクセス改善などについて、港湾部局の方で今対応を進められているとお伺しております。

観光部局としましては、こういった整備が進む中で、出島岸壁の状況も踏まえながら、船社もしくはチャーターを実施する旅行社に対して、出島の状況もお伝えしながら誘致に取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】今のご答弁、C I Qも含めて、ある意味フルスペックで、ハード整備は港湾課ということでございましたが、フルスペックで準備をしようと、検討されているということでしたが、この出島岸壁に停泊する船は、将来はちょっとわからないかもしれませんが、現在、外

国からの船が多いんでしょうか。国内のクルーズなのか、外国のクルーズなのか。

また、C I Qが要るということは、ファーストコートというんですかね、最初に入り込む入国審査をしなきゃいけない、そういったことでC I Qということなんでしょうか。そうじゃないよと、まだ国内がほとんどですよということであれば、優先すべきところは優劣をつけて、両替と言っても国内だったら両替なんて要らないでしょうから、いわばただの岸壁なんですから、もう少し乗り降りするところに雨風を避けてスムーズに行けるような、そういったことを先に優先してほしいと思うんですが、実態、今後の予測も含めて、どういったところから整理すべきか考えて対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】 出島岸壁につきましては、基本的に7万総トン級以下の客船ということになりまして、国内外のクルーズ船ということで実績がございます。

毎年、大体10隻弱ぐらいの船が、今、出島の方に来ておりますので、今後、海上保安庁の船が移転して、そういった環境が整ってくると、さらに入ってくる船も増えるかと思えますけれども、現状でも国内線だけではなくて、国外からの船も入ってきている状況ですので、そういったC I Qや両替の設備というのも当然必要になってくると考えております。

【川崎委員】 今、現在10隻ぐらいが実績ということでしたが、恐らくこれが3～4倍ぐらいを想定しているんじゃないかと思えますので、今おっしゃった、できればフルスペックに越したことはありませんが、これがもう受付が恐らく始まる頃じゃないかと私は土木部から聞いていました。秋ぐらいから受付を始めるというふう

に言われましたので、よくその実績を踏まえながら、当局、関係部局ともよく相談をしながら進めていただきたいと思います。

以上です。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問もないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、議案外所管事務一般について質問はございませんか。

【松本委員】 それでは、議案説明資料の5ページのところです。台湾からの連続チャーター便についての記載で、「本年6月1日から10月16日までの間運航され、搭乗率も好調に推移しているところであり」ということが記載されています。連続チャーターということでございますが、まず、その好調に推移している搭乗率はどれくらいだったのか、実績をお尋ねします。

【佐々野国際観光振興室長】 台湾からのインバウンドチャーターですけれども、6月1日から運航を行っておりまして、先週9月18日（水曜日）までの実績で申し上げますと、搭乗率が92%ということで、当初、チャーター実施者、航空会社は85%を成功ラインということで考えておられましたので、今、92%というのは好調に推移していると考えております。

【松本委員】 92%、午前中の上海線に比べれば、ほぼ100%に近い数字というのは大変評価

するところでございますし、かなり台湾からのインバウンドが増えているということでいいことですが、しかしながら、その後は「機材繰りなどの関係から10月下旬以降の運航については見送られる」と。せっかく100%近い連続チャーターではあったけれども、この10月以降は見送りになったということで、この見送りになったことに対しての要因は何なのか、そして、今後はどうするのか、お尋ねをいたします。

【佐々野国際観光振興室長】資料の方にも記載をさせていただいておりますけれども、今回、運航している航空会社が台湾のLCCのタイガーエア台湾という航空会社ですけれども、こちらの方が機材をたくさん抱えてないということもありまして、ほかの定期路線も踏まえた機材繰りの関係で、どうしても長崎空港の運用時間内での運用が難しいということで、一旦10月16日で終わりました。その後も、今回好調に推移しているということもあって、引き続きチャーター実施者、航空会社ともに長崎へのチャーターの実施というのは考えておられるんですけれども、一旦はそういった機材繰りの関係で運航を中止して、再開に向けて今協議をさせていただいているという状況でございます。

【松本委員】恐らく機材の関係で隙間を狙って、その部分はあいているから連続チャーターとして枠が取れたと。そういった中で、ほぼ100%ができたけれども、その期間を過ぎたらもう機材がないということで、物理的にどうしようもないということだとわかりました。

しかしながら、これだけの搭乗率、そして韓国も落ち込んでいる中で、やはりインバウンドでこの台湾というのが、連続チャーターとはいえども実績があるようであれば、やはり来年の今頃にも同じように実績があるのであれば、営

業をかけてしっかりとそこを、好機をつかむチャンスだと思うんですけれども、そこに対しての営業の取組というのは、先方の反応とかはどのような状況でしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】この台湾のチャーターですが、4月以降、私ども体制が変わりましても、ほぼ毎月、担当者も含めてチャーターを実施している旅行社の方に訪問させていただいて、運航の状況、今後の見通し、それと併せて台湾での長崎の認知度向上ということで、連携したプロモーションを継続してやっております。

今回、10月16日で一旦止まるんですけれども、10月には観光連盟の方で、台湾の台北の方で旅行社を集めた旅行説明会をさせていただくようにしております。併せて、11月の台湾の最大規模の旅行博にも県と関係の市町併せてブースを出展して情報発信を行うことで、引き続き、台湾チャーターが実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】ぜひとも、引き続きお願いしたいと思います。

次に、先月、IR・観光振興対策特別委員会の視察で韓国に行ってきたんですけれども、その韓国に行って、いろいろほかの国にも行ったんですけれども、その時に、今インバウンド対策はずっとやっているんですけれども、自分自身が外国人として外国に視察に行った時に不便だなと思ったのが、ネット環境、なかなかネットが繋がらないと仕事にならないので、ポータブルのWi-Fiを持って行かれる方もいらっしゃると思いますが、このWi-Fi環境の設置状況というのは、やはり重要だなと感じております。

そこで、逆に私たちが外国人観光客をおもてなしする時の県内のWi-Fiのスポットの整備状

況ですね。特に人が集まるところには一番重点的にしなきゃいけないと思うんですけども、その交通の要衝、重要な拠点の中でどれくらいの設置率なのか、お尋ねをいたします。

【佐々野国際観光振興室長】 交通要衝、空港、港、こういったところはおおよそ県内に52カ所ありまして、そのうちの41カ所で整備が進んでいます。整備率としましては79%ということで、一定整備は進んでいるのかなと考えております。

【松本委員】 79%ということですから、残り21%はまだ整備ができてないところでございます。

また、その交通要衝とともに大事なのが宿泊施設です。こちら、ほとんどのところはついているんですが、やはり経営状況によって設備が整っていないところもあると思います。逆に言えば、そういうものがないから敬遠される宿泊施設も出てくると思うんですが、こういった訪日外国人の旅行者の受け入れ、環境の整備を整えるための支援とか補助等はどのように考えているんでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】 インバウンドの方を受け入れるためのそういった環境整備ということで、平成27年度から29年度まで、県の方でインバウンドおもてなし向上補助金ということでメニューを作成しまして、事業者に補助をしております。

平成29年度で一旦この制度を終了しているのは、国の方で同じような制度ができたということで、現在は国の制度の活用をしていただくような形で誘導をさせていただいております。

平成27年度から29年度の3年間で、実績としまして361件の支援を行っております。そのうち、先ほど委員からもありました無線LANに

つきましては、71件の整備について支援を行っております。そのほか、外国語表記、それからクレジットカードの端末の設置といったところの整備を含めまして361件の支援をさせていただいております。

【松本委員】 今、71件という実績もありましたけれども、これが単年度で終わらず、継続的にほかの事業者に対しても対応できるような形で取り組んでいただきたいと思います。

それと、やはり世界遺産の関係で巡礼ツアーとかも出てきていまして、多言語の対応というのも必要になってくると思います。

実際、外国に行って、英語圏だったら多少読めるんですけども、自分たち日本人が韓国に行った時にハングルが書いてあって、何が書いてあるかさっぱりわからないし、道もわからないという中で、逆に韓国の方が来られた時は、日本語だけ書いてあったらどこに行っていいたかわからないと。

実際、島原半島に行く場合は、長崎空港からの交通アクセスが大変複雑になっています。島原半島も観光客が大分減っている中で、長崎空港における多言語の対応、もちろん、大型バスで全体で行くならまだいいんですけども、個人客とかになった場合、そういった時の対応はどのようにやっていらっしゃるんでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】 長崎空港におきましては、1階の案内所の隣に「長崎空港アクセス路線図観光マップ」ということで5カ国語表記の案内板を設置しております。併せて、国際線の到着ロビーのところに5カ国語の路線図を設置させていただいているところです。

ただ、この観光マップ、路線図、それから案内所のところの動線が少しわかりにくいといった指摘もありますので、こういったところは

空港ビルや交通事業者とも協議をしながら、動線がわかりやすいような形にできないかということで協議をさせていただきたいと思っております。

【松本委員】実際に私も資料を取り寄せたんですが、私も気づかなかったんですけれども、空港の入ったところにでっかい地図がありますが、もうざっくりしすぎていて、実際にこれを見ながら乗り換えができるのかなというのはちょっと感じる場所があります。もちろん、事前に調べることもあるでしょうけれども、しかし、多言語対応のスタッフの方がいらっしゃるか、そういう時も、体制づくりはもちろん空港の業者が対応すべきことですが、そういったところもリピートの関係が変わってきますので、しっかり対応していただきたいと思います。

それと、巡礼ツアーの方ですけれども、ちょっと見せていただいたら、これも韓国人観光客がすごく増えていて、受け入れ人数も巡礼ツアーは平成23年が3,018人だったのに対して、平成30年は2万4,297人ということで、8倍に膨れ上がっております。

それで、潜伏キリシタン関連遺産の外国人観光客に対する受入態勢を調べてみると、やはり大浦天主堂を含め教会関係にWi-Fiが設置されていなかったり、外国語ガイドの方がいらっしゃらないと、原城もそうですけれども、そういったところに対してはどのように対応していくお考えかお尋ねいたします。

【佐々野国際観光振興室長】通訳案内士という制度がありまして、これは県内に150の方が登録をされているんですけれども、そういった方々向けに世界遺産の研修ということで、毎年、場所を変えながら、長崎巡礼センターとも協議をしながら、その通訳案内士の皆さんに世界遺

産を知っていただいて案内ができるような体制がとれるようにということで、平成26年度から毎年研修をさせていただいております、多分これだけでは十分ではないんですけれども、そういった取組も今させていただいているところです。

【松本委員】委員会でも原城跡を見せていただいて、素晴らしいガイドの説明がわかりやすかったし、VRも見させていただいて学ぶことは多かったんですが、しかし、外国人へのガイドが対応できないとなると、国内だけにとどまってしまうわけですから、そちらに関しましてもしっかり対応していただきたい。

実際、確かに韓国人観光客は減っていますけれども、そうはいいながらも、平成23年の3,000人が平成30年は2万4,000人になっていることはありますから、もちろん韓国人以外の、さっき話しました台湾の関係も出てくると思いますし、そういったもので、やはり長崎県は外国人の受入態勢が万全にできているんだと、空港に行っても案内がしっかりしているんだというところを積極的に取り組んでいかないと、その部分でやはりロスも出てくると。ロスが増えると搭乗率が減って行って、結局定期便が運休になってしまうと、そういった負の連鎖になってしまうので、そういった地道なおもてなしの取組というものが、また今後のインバウンドの対策になっていくと思いますので、しっかり取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【浅田委員】先ほど、質問の中でもお話をしたんですけれども、いろんな観光の中においてのデータの分析とか、そういったことをどのような感じで今やられて事業に転換しているのか。いろんな形で事業費を投入するわけですから、



そういったところをどういう状況でやられているのかをまず教えていただいていいですか。

【佐古観光振興課長】午前中も概略申し上げましたけれども、毎年度の取組としまして、観光の方では、まず情報発信を戦略的に進めていくということでPDCAサイクルを使ってWebプロモーションを実施いたしているところです。

具体的に申し上げますと、あるテーマ、このテーマをどの媒体で発信をした時に狙っている顧客の方に訴求力があつたかという分析をして、その分析結果に基づいて次の展開につなげているということを進めているところでございます。

【浅田委員】さっきお昼休みに、若い女性とか、何人かに「県の例えばYouTubeとか、どんなもの？どう？」と言うと、まずそういうことをやっていることを知りませんと。若い人たちは、やっぱり自分が見たいところを探しにいくというのがほとんどなので、「さっき委員会を聞いてちょっと不思議でした」というような声があつたり、いろんな世代によってやり方、情報収集の仕方というのは当然違ってくとは思いますが、この間、議会の中でもCDOの話を、テクノロジー導入の時に、そういった責任者をちゃんと置くことによって、できることをもっともっと加速化させてやるべきじゃないかという質問をさせていただいた時に、特段観光面においては、よりCMO、今言われているチーフ・マーケティング・オフィサー、そういう形でのマーケティングをしっかりとやる人材というものを投入すべきではないですかということを知事にご質問をいたしました。

そういう観点で、先ほどPDCAサイクルということでしたけれども、そういうことではなくて、もっと、今の長崎の中の通年のいろい

ろなデータをとっていらっしゃると思うんですが、そういうものをしっかり分析できるプロの方というか、そういう方を置いてやるべき時に長崎こそきているんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【佐古観光振興課長】現在の状況を申し上げますと、より大きな責任なり権限を持った職員という形では配置をしておりますけれども、県の観光連盟の中にそういったWeb関係の専門の人材は配置をしております、その方と一部外部委託等も活用しながら、いろんな情報発信の効果等の分析、次の展開への結びつけといったところは進めているところでございます。

【浅田委員】Web関係の専門というのは、それを構築できる、例えばホームページをつくる人ではなくて、その状況をきちっと判断できる方と捉えていいですか。それによっては、それなりの報告書なりというものがしっかりと存在しなければいけないかと思うんですが、どうでしょうか。

【佐古観光振興課長】Webページの作成等は専任の職員で行っているところではございますけれども、分析の部分は一部外部の力もかりながら進めているという状況、外部委託という形でございます。

【浅田委員】マーケティングをやられている方というのは、ずっと何年も長崎県の観光連盟とかと組んでやられているんでしょうか。

すごく拘っているのが、目標値もないまま予算を、さっき恐竜博物館の時に話が出ましたが、それをなぜやっているのかという根拠たるものがあってしかるべきだと思うんですね。今、SNSがはやっているからとか、そういうことではなくて、特段長崎において、どう

いう方が来て、どういう世代で、今後何を求めている、これから長崎がやっていく政策とどう合致させていくかというところが、もう少しでも進んでいかないと、長崎は、やっぱりこの観光というものを産業として大きく捉えていく中においては、長崎版DMOとかの中で、長崎市などもきちっとCMOを今年になっておいたりしているんですけれども、そのあたりをもっと県としても、県下にあるDMOとかをまとめるようなプロフェッショナルな方とかを、民間レベルでも、民間の方に委託というだけではなくて、ちゃんと責任者として、私たちが目に触れるような形でやっていくべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

【佐古観光振興課長】 今、委員ご提案の部分につきましては、現状ではすぐ配置しますというようなお答えができかねる状況ではございますけれども、他県の事例等も参考にしながら、県内にも事例がございますので、少し検討をさせていただければと思っております。

【浅田委員】 今、観光振興課長からそういう検討をということがありました。

部長におかれましては、このCMOの配置とか、現状行われている長崎県での観光政策の中におけるマーケティングとかデータ分析とか、そのあたりはしっかりできている、どれぐらいできていて、今後どうなのかというような目標はおありですか。

【中崎文化観光国際部長】 今、委員からご指摘があったように、観光政策を立案するに当たっては、ビッグデータ等を含めて十分にデータを分析して戦略を練ることが大事だと思っております。

先ほど課長からも説明がありましたように、情報発信もただ単に情報発信するだけじゃなく

てということで、今、ICTを活用して、単なる数だけじゃなくて、性別はどうか、あるいはどこに住んでいるのか、あるいは検索具合で何に関心があるのかみたいなものも把握するようにしております。そう考えると、それぞれ長崎県の観光のコンテンツを、こういった方にどういうふうに届けたらいいのかということも考えながら発信しているところでございます。

それで十分かと言われれば、やはり観光を産業と捉えるというお話がございましたけれども、より精度の高い施策を立案するためにはどういった方法が効果的なのか、そこは関係部署等も含めて十分検討してまいりたいと思っております。

【浅田委員】 非常に重要なことだと思っているんですね。CMOという立場に拘っているわけではないんですけれども、もうずっといろんなマーケティングデータの管理とか、警察署でRESASとかができて、いろんな人たちの動態とかを何年も前から言いながらなかなか進んでいないところがあったり、県においても、特にSNSは私たちもやっていった方がいいですよと、もっともっとやりましょうよと言いながら、じゃ、フェイスブックの数を見ると非常に少なかったり、YouTubeにしても、それを探していくところから始めなきゃいけないものに対して広告費を打つということは、それなりの事前段階をちゃんとしないと、ここでも何千万円突っ込んだところで非常に厳しいものがあって、予算を投入したものの、すごく費用対効果が少なくなってくるのではないかなと。

私は、ここの観光にいらっしゃる方々は、皆さん本当に優秀で頑張っているという事がわかった上での質問をさせていただいているわけですが、そういう長崎の中の本

当に大きなところを占める、今後もっともっと占めてもらわなければいけない観光政策の中において、先ほど委託している方もいらっしゃいますとか、民間の力をかりていますとおっしゃるんですけれども、その方たちがどういう形でやられているかが見えない。こういう資料とかにしても、私たちにどういう形で分析をしてというのを、もう少し見せていただいてもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】 今、委員からご指摘があったことを全く否定しているわけではございません。そういった分析も大事だと思っています。特に、今、長崎市のコンベンション協会がDMOという枠組みの中で、先ごろJRからCMOという形で配置もされておりますけれども、なかなか専門的人材の確保に苦勞されて、体制が今整っていないというお話は聞いているところでございます。

今、おっしゃったような体制を考えると、やっぱり人というのがすごく大事になってくると思いますので、少し専門的な人に、例えば職員という形で配置するのがいいのか。あるいは、外部委託という形がいいのか。目指すべき方向はご指摘のとおりだと思っていますので、今の体制の検証も含めて、どういった形でやるのが長崎県の観光政策を立案するのに一番いいやり方なのかということを検討させていただきたいと思っております。

【浅田委員】 ぜひこの観光政策に関しては、もっともっと積極的にやっていただきたいと思っています。

いろんな方がいて、もちろん職員の皆さんだって観光だけがプロではない方たち、いろんな方がいて、私たち議員もそうだと思うんですけ

れども、人材育成というのはすごく時間がかかることだと思いますし、観光の中のプロフェッショナルを庁内で育てるということもある一定必要な気もしているので私はこのCMOの話もしているんです。今は観光学科とかが県内にもあるわけですし、そういう方とか、データ分析ができる、視点を持っている人たちを登用できないのであれば、これから育てていくとか、しっかりその辺は今後ともずっと要望をし続けたいと思っていますし、何よりも分析できるプロというのを、私は長崎だからこそ配置すべきだということは、ずっと言い続けさせていただければと思っています。

ほかの質問に移らせていただきます。

先ほど松本委員からもVRの話が出ていました。南島原に行った時に、原城のVRとかは、そこに何もなくても歴史を感じさせる、思い起こさせるようなものだなと思ったんですけれども、長崎の県庁跡地に関してみると、あそこはすごくいろんな歴史が重層的に積み重なっているところで、今は何もないかもしれないけれども、それを思わせることができる十分な場所だと思うんですね。

今後、あの場所において、この間私は、ローマ法王が来る時に併せてカトリックの方たちがいっぱいいらっしゃるの、そういうのも見せたらどうかということをちょっと申し上げましたけれども、今後の政策の中で、今ないからこそ、逆に、ないからこそ、あの地域の振興と観光と両方を含めて、そういうでき得ることをまずやるという必要性を感じているんですが、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】 県庁舎の跡地につきましてですが、今、基本的な3つの方向性の中の一つに交流・おもてなし機能というのがございま

すので、当然その中で国内客、国外客を含めて、長崎の歴史ですとか、そういったものを紹介していく機能というのは必要な機能になってくるのかなとは、我々観光の立場としては思っておりますので、関係部局とも今後ご相談しながら、どこまでのことができるのかというのは調整をしてまいりたいと考えます。

【浅田委員】私も、おもてなし空間ができてからとか、跡地活用の箱物ができてからということではなくて、今でき得ることだと思うんですね。スマホとかでもそういったことができて、この地域にはこういうものがあつたというのを見せることは、あの周りに行けばそれができ得るようなシステムをつくればいいわけで、3年も4年も待たなくて、今でき得ることを出島からあその周りへ人を促す、それによって地域、今県が、跡地活用の時にも、地域を活性化させる、観光客とともにということをよく言っているので、できてから考えるのではなくて、今こそ考えていただきたいということを申し上げているんですが、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】いろいろエアサイネージやVR等を活用しながら、現状の中でもできることはあるかと思います。

県と市町の役割分担のお話で申しわけございませんけれども、基本的には長崎市の、これは県内全体的にそういう役割分担ですけれども、市町のいろんな取組を県として支援するという役割分担を今しておりますので、今、委員ご提案の内容につきましても、長崎市と少し話をしてみたいと思います。

【浅田委員】もうこれは要望にかえますが、ここは市のだからではなくて、私が拘っているのは県有地だからです。県有地にそれだけの歴史があつて、人を呼べる観光コンテンツがあるの

で、市というよりも、県自体があその跡地の活用自身がずっと押したりもしている状況の中で、もっともっと出島からの交流をというのは、もう何年も前からおっしゃっています。でき得ることを、事前に、今こそやるべきだという話です。できてからじゃなくて、今、あそこ、であればできるわけですから、周りからでも、かざせばこの地域のこの場所にということはできるので、でき得ることをやって、人をもっともっと回遊させることを考えて、積極的にそういったことをやっていただきたいと思います。

以上にとどめます。答弁ができますか。もしよければ政策監か部長に、前もっての政策ということでお考えいただければと思っております。

【中崎文化観光国際部長】もうこれは委員ご指摘のとおり、県庁跡地は日本にキリスト教をもたらした岬の教会があつた、本当に歴史的な、重層的な歴史が刻みこまれた非常に大事な場所であると思っています。

これは県としても、この県庁跡地をどう賑わいを持たせるか、あるいは県内外から訪れた方にそういった県庁跡地の持つ意味をまた知っていただいて長崎の良さを分かってもらおうということは非常に重要なことだと思っております。

今、ご提案がございましたVRを使ってというお話でございますので、県庁舎跡地を所管しております企画振興部、あるいは教育委員会とも話しながら、こういった形で対応できるかというのも協議してみたいと思っております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【下条委員】皆様、お疲れさまです。

午前中も中村(泰)委員、また浅田委員がご質問されましたし、ただいま、浅田委員の方からさらに詳しくデータ分析、ビッグデータの件がありましたので、少しこの関連で質問をしたい

と思います。

私もインターネットプログラム関係の仕事を約20年させていただいておまして、最初はプログラム、それからデザインというものをつくっていましたが、やはりこの中を解析していくと、Webマーケティングと呼ばれるものが非常に大きく、物を売ったり、また効果を達成するために重要な項目ということに気づいてまいりました。それで、まずはマーケティングの方から勉強し、Webにつなげていったという経緯があったんですけれども、まずはマスメディアと呼ばれるもの、テレビや新聞、こういったものとインターネットコンテンツは効果検証によって全く違います。

マスメディアは、端的に言いますと、効果検証が非常に難しいです。例えばCMですが、それをやっている時はいいんですけれども、もうやめた途端にぱたっと売上がなくなってしまうと、ブランド力も落ちるという効果があります。ですから、大きな資本を持っているところは、また継続的に10年程度しっかりコンスタントに発信できる場合は有効ですけれども、そうじゃない部分はなかなか難しいところがあります。前回の委員会でもちょっと「しま旅」のCMで少し触れさせていただきましたけれども。

一方、Webコンテンツは全く真逆になります。これは恐らく効果検証が唯一できるメディアになります。ECサイト、物を売るサイトが非常に顕著ですので、ちょっとだけご説明しますと、まずはユーザーがページに入った時に回遊ということを行います。回遊率とか、回遊性というんですけれども、これは海で魚が泳ぐような感じです。いろんなページをぐるぐる回ります。これがほとんどのコンテンツでたくさん回っていただくと、いわゆる目標達成、商品を買うサイ

トであれば買っていただける。これはコンバージョン率、達成率というんですけれども、これにつながるということがわかります。

じゃ、そういったものがわかったらどうするかといいますと、ユーザーに物を売るのではなくて、ユーザーにこのページをぐるぐる動いてもらうような戦略をつくります。そうやって達成率を上げていくと。これが実は今、浅田委員がずっと言われていましたデータサイエンスと呼ばれるものになります。

データサイエンスは、データ分析、ビッグデータ、AIとか、いろんなことがありますが、人間の気持ちを分析するものでありますので、このビッグデータやAI全てが万能とは言いません。私もいろんなイレギュラーなんかも経験をしてきました。ただし、万能ではないんですけれども、戦略の構築には本当に大きな指針になるのは間違いありません。

ですので、ぜひとも、特に今回、しま旅のグレードアップの方は、海外向けWebサイトの充実、動画の製作、Web広告というものが入っておりましたので、これは確実に数値で効果検証ができます。ですので、こういったものをまずはしっかり数値として出していただいて、今度はこれを解析していくということになります。専門的な情報が要りますので、これはWebマーケティングの専門の方、観光連盟の方やアウトソーシングをされているということでしたが、そういった方や、何度もお話をさせてもらっていますけれども、来年、長崎大学にデータサイエンス科、そのまますばりですね。観光の方も分析をしたいと言われていましたけれども、西井龍映先生が教授です。こういった方々がすぐ近くにおられますから、ぜひとも浅田委員のご要望どおり、私も要望になります。答弁もいた

だきたいんですけれども、こういったところと連携をしまして効果的な戦略、そして効果検証ができて、しっかり計画ができていく、そこに予算の裏付けができると、こういった形で進めたいと思っていますが、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】 今日、なかなか十分なご答弁もできずに大変申し訳ないという思いと、少しそういった分野に、私自身、力を十分入れてなかったのかなという反省も今しております。いろんなご提案をいただきましたので、しっかり私自身も含めて取り組んでまいりたいと思っております。

【下条委員】 責めているわけではないんですけれども、実はこれは既に横浜市が先進的に取り組まれております。これは市議会で情報に対する条例というものをつくりまして、平たく言いますと、あらゆるデータを集めてビッグデータとしてAI活用していくと、これは既にやられております。

例えば、ごみの収集、ごみを捨てる日などをチャットとかで入力するわけですよ。これはビッグデータが上がっていますので、「何々のごみはいつでしたっけ」と入力します。そうすると、あたかも人が返してくれるように丁寧な言葉で「何曜日ですよ。こうこうしてくださいね」、もしくは、もっと詳しい人はここにとか、リンクがぱっと出てきたりということがあります。これは私も非常に興味を持っておりまして、現在、取材、聞き取り調査をしておりますので、またわかりましたら皆様にご相談しながら進めていきますけれども、既に横浜市はこういった条例を使ってやっております。当然、観光も同じようにやっておりますので、こういったところでこのデータサイエンスを用いて、ぜひとも

頑張りたいと思います。

別の質問ですけれども、川崎委員から観光立国ショーケースについてお尋ねがありましたので、私もこの部分をお聞きしたいと思っております。

観光立国ショーケースは、基本的にはインバウンドの対策と考えておりますけれども、これは佐古課長がしま旅のところでしたか、体験型ということが非常に重要と発言をされました。このインバウンドで、県としてでいいんですけれども、体験型というのは、促進をされたり、もしくは何か現時点で計画されているインバウンドの体験型のコンテンツというものはございますか。

【佐々野国際観光振興室長】 観光客向けの体験コンテンツにつきましては、日本人向けというのはもう既に幾つかありますけれども、そういったものをインバウンド向けにカスタマイズするような取組ということで、例えば、雲仙ではプレミアムナイトということで、普段入ることができない仁田峠の星空とか観賞するところがあるんですけれども、そういったところにインバウンド向けに多言語のガイド、もしくはパンフレットをつくって、外国の方にも楽しんでいただけるような仕組みを考えたり、五島の方では、五島の旧田尾小学校というところにグランピングの施設が今あるんですけれども、事業者が世界遺産と併せた形でいろんな体験コンテンツを今作られているというのがありますので、県の方でもアドバイザーを招聘してコンテンツの磨き上げ、それとその後の情報発信といったところを今連携して取り組んでおります。

ほかの地域におきましても、そういったインバウンド向けのコンテンツということで、各地を回って今聞き取りをさせていただいていると

ころでございます。

【下条委員】 ありがとうございます。私も仁田峠のプレミアムナイトではないんですけれども、実は雲仙の夜の地獄を巡るツアーを外国の方たちと一緒に行かせていただきました。

外国の方、白人系もそうなんですけれども、アクティブな、体を動かしたりとか、積極的に参加をしていく、受け身ではなくて、自分たちから行動していくものを非常に好まれますが、私の範囲で申しわけないんですけれども、いろんな方にお話を聞いたところ、なんで長崎には市場といいますか、海鮮市場、鮮魚ではなくて生きている活魚を並べているようなものが、北海道や沖縄なんかには比べるとないのかというのを外国の方から実はよく聞きます。たまに思案橋の方に連れて行って生きているイカなんかを食べますと、ものすごく喜んだりします。非常にこういった海鮮市場というものは、インバウンドの外国人も当然ですけれども、我々も楽しめるコンテンツじゃないかと思っているんですが、県内の海鮮市場、特に鮮魚ではなくて活魚の市場というものは、現状どのようになっているんでしょうか。

【宮本物産ブランド推進課長】 活魚に特化した市場の数というものは、申しわけございません、ちょっと把握しておりませんが、観光客が県内で魚を食べられるお店が少ないし、それに特化した海鮮市場みたいなものが県内にないよという声は、最近本当に多く聞いております。

現在、産学官で構成されている長崎サミットの間でも協議をされているところでございまして、県といたしましても情報収集に努めております。民間事業者からも、食の拠点については多数情報が入ってきている状況でございますので、今後、十分に協議をして情報収集に努めて

まいりたいと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。

実は、なぜこのような活魚の市場の状況をお話ししたかという、この体験型に結びつくんですけれども、いわゆる生きている魚を売っているところで和食の料理体験をしたいというようなアイデアを持たれている民間事業者が出てきております。話を聞いておりますと、もちろん民間事業者ですから、とにかくいろんな形でDMOなり、観光立国ショーケースなり、いろんな形でサポートしていくんですけれども、やはりロケーションがいいところがいいとか、2バス化でインバウンドの方がたくさん来られるので港の近くがいいとか、そういった条件を考えると、一つの事業者でどうなのかなということもありますし、この話はまたこの事業者のお気持ちですけれども、非常に光栄といいますか、市民・県民の皆さんのためになるんじゃないかと。そういった一つの心に残るような場所をつくりたいというような思いを非常に感じております。もちろん、こういったことを、今この話をしてどうということもありませんけれども、非常に私はこのインバウンドの体験型、和食文化、長崎の特徴を持った活魚、こういったところは今現在、私が知り得るところでは、三重のがんばランドはよく頑張っていますし、私も好きでよく行きますけれども、活魚という意味では市内にはないのかなと思っておりますので、ぜひこういったところも含めて情報交換をやっていきながら前向きに進めていっていただきたい。これは要望にかえさせていただき、終わりたいと思います。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 美術館など公共施設の入場料についてお尋ねをいたします。

かつて、もう大分前ですけれども、質疑させていただいて、障害者手帳の所持者の方には長崎県美術館等の利用料の減免制度を採用していただいたことがございます。非常に喜んでいただきました。

一方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、いわゆる障害者総合支援法の施行時に難病患者もこの中に加わりました。このことから、ぜひ公共施設の入場料、文化をより一層楽しんでいただくというところから、ぜひ平等に取り扱っていただきたい、取扱うべきだと思いますが、このことについて皆様に検討を求めてまいりましたが、その結果について伺いたいと思います。

【村田文化振興課長】今お話がありましたように、川崎委員からご提案をいただきまして、県も美術館、歴史文化博物館の指定管理者と協議を進めてまいりまして、両館とも非常に前向きに捉えていただいております。県といたしましても、この法律の中でも障害者に難病患者も含まれることに改正されているということもありますので、ぜひ積極的に対応していきたいと思っております。

この入場料につきましては、指定管理者から県の方に申請がありまして、それを県が認めるという仕組みになっております。そういう手続になっておりますので、今後、具体的な手続を進めまして、できるだけ早く改正できるように取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】早速にありがとうございます。非常に前向きにご検討いただいて、少しでも早くこの制度を取り込んでいただいて、難病で苦しんでおられる方もたくさんおられますので、そういう文化に触れて、さらに元気になってもらう、活力を与える、そのような取組をぜひ県と

しても取り組んでいただきたいと思います。

併せて、先日、長崎歴史文化博物館の「収蔵品展 学芸員のイチ推し！」の展示がオープンし、委員長と一緒に行かせていただきました。非常に感動もいたしました。こんなすばらしい資料がたくさん眠っていたのかと思って、見入ってしまいました。全館、合わせて2時間半も滞在して、今さらながら長崎の歴史も含めて勉強し直したところでございますが、本当勉強になりました。ぜひこの難病患者の皆様の制度を加えた時に、いま一度何か少しそういったイベントもPRをしてもらいながら、長崎歴史文化博物館の活用とかもご検討いただきたいと思います。

その文化に関わる件で引き続きお尋ねですが、文化の力をかりた地域の活性化ということについては、「描いてみんな！長崎」でしたか、アニメ、漫画ということで県も取り組んでこられました。いわゆるクールジャパンということについては、もう随分前から日本全体でも取り組んでいるところでして、改めてこのサブカルチャーといいますか、そういったものの持つ力ということについて再認識をしているところでございます。

先日、佐世保では「艦隊これくしょん」なるイベントがあって、文化振興課長も楽しんでこられたと伺っております。まず、具体的に事細かくということではなく、こういったクールジャパンに資するイベントいうものが地域にもたらす効果とか、そういったことに関して、まずご所見をいただければと思います。

【村田文化振興課長】サブカルチャーと言われます日本のアニメ、あるいは漫画などのコンテンツですけれども、これについては本会議の方でも前回の6月議会、今回の9月議会におきまし



でもご議論がなされているとおり、クールジャパンのコンテンツとして本当に世界的に注目されている認識をしております。地域の活性化を促進する観光資源としても大きな期待が寄せられていると考えております。

県といたしましても、こうしたアニメの聖地巡礼などには数多くのファンの方々が訪れていただいておりますし、それと関係グッズの販売という部分にもつながってまいりますので、経済効果があると認識をしているところでございます。

「艦隊これくしょん」につきましては、地元の経済界の方々が中心となりまして、佐世保市の支援を受けて、こうしたアニメーションのゲームキャラクターを活用してイベントを開催されておりました。各地で各飲食店などとコラボレーションしながら、皆さんがそこを巡回されるということだったんですけれども、限定のグッズとか、あるいはオリジナルのグッズなどを買い求められるお客様がかなりたくさんいらっしゃったと、そういった部分にも人気があったということで、4日間ございましたけれども、全体で約2万人を超えるような方々が全国からお見えになったとお伺いしております。

【川崎委員】 その「艦隊これくしょん」の新聞記事を見たんですね。今、課長が言いましたように4日間で2万人、これにいらっしゃるお客様向けに、羽田から長崎、あるいは福岡の特別便を企画して、この販売直後から予約が相次ぎ、すぐに完売をしたと。飛行機のチケットが完売をしたと。福岡や長崎、長崎空港から佐世保に向かう高速バスでは、参加者向けの専用のガイドンスも流れましたと。すごいと、こんなに人を惹きつける魅力があるのかなと、本当に驚愕をしているところでございまして、ぜひこう

いったサブカルチャー、アニメ等を活用という言葉が適正かどうか、ぜひ地域振興に取り組んでいただきたいなと思います。

もう一つ、長崎では11月24日にアニメ「色づく世界の明日から」という長崎さるくのコースが設定をされて、こちらも定員は20名となっておりますが、長崎県のフィルムコミッションがこの企画等をやられているということでございました。

今まで、映画のロケ地を巡るツアーというのは、恐らくいっぱいあったんだろうと。しかし、アニメに描かれている場所が、いわゆるさるくの場所になると。また新たな視点だなと。

となってくれば、ロケ地だと実写ですから、恐らくいろいろ制約もあろうかと思うんですが、アニメだったら少し空想の世界といいますか、いろんな可能性が広がっていったって、実際ポイントを見ると、グラバー園の視点というのはわかるんですけれども、鍋冠山、鍋冠山は景色がよくてよくわかるんですが、大浦展望公園とか祈念坂とか石橋電停、出雲近隣公園とか、あまりロケ地にどうなのかなと思うようなところも、アニメに転ずると、これがまた観光スポットしてよみがえってくると。すごいなというふうに思っていていたところです。こういったところを、ぜひ県も後押しをしながら、文化の力をかりて地域振興に向けて頑張りたいと思います。

この長崎の取組は、まだ先の話ではありますが、何かこれについて情報をお持ちであればお聞かせいただければと思いますが、ない。では、予約状況とか、もしあれば後で教えていただきたいと思います。

ご答弁は結構ですが、かつて、私は総務委員会で昔のトキワ荘、漫画家の卵、それこそ手塚

治虫さんや石ノ森章太郎さん、藤子不二雄さん、赤塚不二夫さんもそうですかね、そこで本当に飲まず食わずの中で、自分たちで切磋琢磨して、そして一時代を築いたというトキワ荘というのがありますが、そういったものを長崎のどこかに引っ張ってこれないかと。いろんな素材が長崎はある中に、そういったものを引っ張ってこれないかということも一度ご提案を申し上げたことがあるんですが、その時は一蹴されました。ここまでアニメでいろんなイベントがあって、長崎にそれで人が来るというのは、そんな環境にはない時でした、わずか数年前ですが。それがここに至って、これだけ人気を博しているということであれば、まさにそういった取組ということも今後検討して、地域、要は人口減少で人もいなくなってしまうような地域、人が住もうと思えば、移住しようと思えばできるところはいっぱいあるわけで、そういったところを活用しながら、長崎の魅力を、そこで実際に描いてもらって、また発信をしていくといった相乗効果、シナジーを生めるような取組、こういったこともぜひご検討いただきたいと思います。もし何かご答弁があれば。

【村田文化振興課長】 今、文化振興課では、委員の方からお話をいただいておりますけれども、「描いてみんな！長崎」という事業をやっておりまして、昨年からはこれまでの漫画に加えて、小説家の方にも長崎までお越しただいて、色々な食や歴史、景観等をご覧いただき、漫画や小説の中に入れていただくという取組を進めております。

こうした作品を多く生み出すということで本県の地域資源を、多様な趣向を持っておられる方々に、幅広い世代の方々に伝えたいという思いでございます。その中で本県の魅力に気づ付

いていただき、長崎の方にお越しいただくことで交流人口の拡大を目指して取り組んでいるところでございますので、県としてはそういったコンテンツをつくるというところでありまして、それが発展して、先ほど来の聖地巡礼のような形で大きなイベントにつながっていけばいいと考えておりますので、県としてはこういった部分の情報発信をしっかりとやっていきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】 1点だけ、ローマ法王の来県に関してですけれども、条例等々で、警察本部等をはじめ関係機関と綿密な連携をとりながら万全の態勢でお迎えをするということで理解をしておりますが、部長説明資料の中でも書かれているように、「法王の来県に併せて、国内外から多くの来訪者が予想されることから」ということで、もう十分その受け入れ態勢についても検討されていると思うんですが、どの程度の方々が来県される、その想定と、そこで出てくる課題に対する対応案、こういったものはどのようになりますか。

【永橋国際課長】 ご指摘のとおりローマ法王のご来県に際しまして、全国からいろんな方が来られると思っております。

正式な行事等については、まだ発表されておられませんので、我々が承知しているというか、いろんな情報交換する中で得ている情報としては、例えば大きな会場でのミサというのを、カトリック長崎大司教区の方から情報提供をいただいております。

そうした中で、もしそういったものが行われるとなれば、多くのお客様が例えばバスで移動されると。そうした時には交通渋滞であるとか、それだけではなく、バスの乗り降りの時にいろ

んな制約が出てくるだろうと。乗り降りされた後にも、そのバスを駐車場に移動したりとかということも考えられるだろうということで、いろんなロジの部分で想定される課題について、長崎大司教区、県警本部、長崎市、それと我々と一緒に共有しながら、まだ正式な発表はあっておりませんが、今現在考えられる、想定される範囲内で万全の態勢で臨めるように、いろんな協議をさせていただいております。

具体的には、今言った交通関係、渋滞については県警本部が対応いたしますし、そうしたバスの受け入れ、それとご来県された法王様ご一行の車の手配といったもの、沿道での県民の方々の歓迎、それに要する小旗の手配とか、そのほかにもプレスセンターの設置、取材、こういったものを、まだ正式な発表はあっておりませんが、もしあった時にはどうするかという仮定の話を含めながら、関係機関で連携しながら、今、協議を進めているところでございます。

【深堀委員】確かに、現時点で明確なミサの状況であったりというのは公表されてないので、想定の話にはなるんですが、38年前にも来県を体験された。直近で言えば、2008年の同じ時期、11月24日ですけども、列福式というのがカトリックの大きなイベントとしてあって、その時はローマ法王はもちろん来られてないですけども、代理の方が来られてビッグNで大規模なミサがあって、その時に、全国から約3万人の方々が来られたというのがちょうど11年前、同じ時期ですね。その時に発生したいろんな課題があったのかどうかということから逆算してといいますか、その実績があるものだから、そういったところから見えてきた課題というのを今の段階で、もちろん規模は多分違うとは思いますが、そういった課題をしっかり捉ま

えて態勢をとってほしいと私は思っているんですが、そのあたりはいかがですか。

【永橋国際課長】列福式の時の課題につきましては、大司教区と一緒に共有させていただいております。先ほどのバスの話でありますとかも、当時200台を超えるバスが来たというふうに聞いております。そのさばきについてもいろんな課題があったと。入場の時とか、そういった時にもいろんな課題があったとお聞きしておりますので、それは当然、一番直近の情報として、その時あり得た課題、それにプラス、ローマ法王が来られるということで、さらに多くの方が見られると思いますので、そこを踏まえてしっかりと対応していくように、今協議をしているところでございます。

【深堀委員】当然その列福式の時の話もちろん理解されてあったということなので、その列福式の時よりも、間違いなく今回の方が大規模なイベントになるはずなので、ぜひそのあたり、万全の態勢、確かにローマ法王が見えるということで、そのセキュリティ対策は今万全にとられていると思うんですけども、それ以外の本県に来られる方々がスムーズに、安全にそういったイベントに参加できるような態勢を、ぜひ県警として、大司教区とも連携を図ってやっていただきたいということを要望しておきます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】前回の議会の後に視察がございました。私は、総務委員会で島原半島、そしてまた、新幹線・総合交通対策特別委員会で北陸新幹線を主に見させていただきました。

特に印象に残っているところとしては、北陸新幹線の金沢駅です。石川県の県庁にお伺いをし、話をしました。北陸新幹線で最もインパクトがあるというか、経済効果が予想より大きな

ったと。これは知られている事実でして、参加した委員の皆さん、そして企画振興部の皆さんと、なぜ金沢というか、北陸新幹線、特に金沢なんですけれども、それだけ経済効果があったのかといったところを鋭くというか、束になって聞きました。

いただいた回答としては、石川県は伝統文化とか、そういったものが非常に豊かで、その磨き上げに、そしてそのコンテンツにすごく時間をかけたんだと言われました。企画振興部の皆さんとも、本当にそうなのかなと。実はもっともっといろんな仕掛けがあったんじゃないかと思い、帰ってはきたんですけれども、しかし、何度聞いてもそういったご回答なんですね。

一方、総務委員会で島原半島にお伺いをし、島原市の行政の皆様から一番いただいた思いとしては、全線フル規格で通してくれと。それはもちろん県の皆さんの思いであるんですが、新幹線がつながった後に、そのケアもしっかりしてほしいということを重ねて言っていました。

つまり、どういうことをお伺いしたいかというと、令和4年度、新幹線が開業すると。それに伴い長崎県の観光というものが、また一つクローズアップされる、すごくいいチャンスだと思います。そこに向かって、石川県が成功したように、長崎県もぜひとも成功をしたいと。当然、石川県は関東圏につながって多くの人が来られたということがあるとは思いますが、全線フル規格ではないという我々の厳しい状況もありますが、しかしながら、全国に対してすごく注目をいただくチャンスになると思いますので、要は、新幹線開業に伴いどういった思い、そして覚悟、またどういう取組をこれからされていくのか。そして、今あるコンテンツや伝統文化、

こういったものがより磨かれるにはどうしたらいいのかという視点でご答弁を賜りたいと思います。

【佐古観光振興課長】 まず、新幹線の開業を見据えた誘客の取組ですけれども、数年前から関西戦略という形で、関西方面での長崎県の観光のPRとか、そういったところには、例えばJR西日本と連携をして進めたりということもやっております。

それから、隣県の佐賀県と連携をいたしまして、これも佐賀県と長崎県を素材にした少し品質の高い、雑誌というところとちょっとイメージが違いますが、それぞれ両県のあるテーマを取り上げて書籍を作成しまして、これを関西方面でご覧いただくという取組も佐賀県との間でやっております。

それから、島原半島について申し上げますと、これもいわゆる九州横軸、大分県、熊本県、長崎県、この3県での連携事業をずっと今進めているところでございますので、西九州ルートが開業して、もう既に開業している鹿児島ルート、この二股に分かれて、双方向で人の流れというのが出てくるだろうと。そこで重要な役割を果たすのが島原半島だろうと思っておりますので、今進めております横軸での連携事業の中でもそういった取組を進めているところではございます。

それと、もう一点の伝統文化といいますか、地域のいろんな歴史や文化を活かした観光まちづくりというところは、従来から県としても支援をしてまいっているところでございます。

特に、新幹線の開業がもう目の前にきておりますので、少しそういった既存の市町の取組を支援する制度の中でも、できるだけ新幹線の開業を見据えて、その地域の特色を磨き上げると

いいですか、そういう取組をしていただけるように、それぞれの市町、これは沿線自治体だけではなく、できるだけ広い範囲で市町に取り組んでいただけるように、今後話をしていかなんといけないかなと思っているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。非常に私の質問は抽象的になってしまったんですけども、金沢駅で成功した石川県の皆さんとぜひともお話をさせていただきたいということがまず一つございます。企画振興部の皆さんも、そういった目線で、この間一緒にお伺いをしましたので、ぜひともその連携をとっていただきたいと思います。

そもそも、じゃ、伝統を磨くとかコンテンツを磨くとかというのは非常に難しいところで、今までやってきたよということだとは思いますが、もう一度、新幹線開業ということを抑えた中でどうするのかと。もしかしたら、これが最後のチャンスになるのかもしれないという危機感と情熱を持って取り組んでいただければと思います話をさせていただきました。よろしくをお願いします。

以上です。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時56分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時56分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審

査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画振興部の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
— 午後 2時57分 散会 —  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年 9 月 26 日

自 午前 10 時 0 分

至 午後 4 時 46 分

於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 中島 浩介 君 |
| 副委員長(副会長) | 山下 博史 君 |
| 委 員       | 小林 克敏 君 |
| 〃         | 中島 廣義 君 |
| 〃         | 浅田ますみ 君 |
| 〃         | 川崎 祥司 君 |
| 〃         | 深堀ひろし 君 |
| 〃         | 松本 洋介 君 |
| 〃         | 吉村 洋 君  |
| 〃         | 下条 博文 君 |
| 〃         | 中島 泰輔 君 |

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 企画振興部長                     | 柿本 敏晶 君 |
| 企画振興部政策監<br>(離島・半島・過疎対策担当) | 前川 謙介 君 |
| 企画振興部政策監<br>(I R推進担当)      | 吉田 慎一 君 |
| 企画振興部次長                    | 坂野花菜子 君 |
| 企画振興部参事監<br>(県庁舎跡地活用担当)    | 村上 真祥 君 |
| 政策企画課長                     | 陣野 和弘 君 |

政策企画課企画監  
(次期総合計画担当)

福田 義道 君

I R 推進課長

小宮 健志 君

地域づくり推進課長

浦 亮治 君

地域づくり推進課企画監  
(離島振興対策担当)

明石 克磨 君

スポーツ振興課長

野口 純弘 君

スポーツ振興課企画監  
(スポーツ合宿・  
大会誘致担当)

江口 信 君

市町村課長

井手美都子 君

土地対策室長

原田 一城 君

新幹線・総合交通対策課長

小川 雅純 君

新幹線・総合交通対策課企画監  
(航路・バス事業担当)

椿谷 博文 君

県庁舎跡地活用室長

苑田 弘継 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前 10 時 0 分 開議 —  
-----

【中島(浩)委員長】 皆さん、おはようございます。

これより企画振興部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、7 月の人事異動に伴う新たな幹部職員について紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。

7 月 16 日付の人事異動に伴い交代があった職員を紹介させていただきます。

企画振興部次長 坂野花菜子君です。よろしくお願ひいたします。

【中島(浩)分科会長】 それでは、これより審査に入ります。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 企画振興部関係の議案

について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」及び「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、第116号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で1億3,715万8,000円の増を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております地方創生推進交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した事業に対応するものであり、地方創生推進交付金は政策企画課、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は地域づくり推進課において歳入予算を計上するものであります。

次に、第116号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、3,070万5,000円の増を計上いたしております。

これは、対馬を訪れる韓国人観光客の減少に伴う国内客等の誘客対策として、文化観光国際部で歳出予算を計上いたしております特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した事業に対応するものであり、地域づくり推進課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第116号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画振興部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

企画振興部長より所管事項説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項について、ご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」の



当初版と追加1・2・3がございますので、こちらの方をよろしく願いいたします。

まず、お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開きを願います。

まず、議案外の報告事項につきまして、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計37万1,347円を支払うため、去る9月2日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項のうち主なものについてご説明いたします。

（次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について）

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、良質な雇用の場の創出や若者の県内定着、移住の促進など、さまざまな施策を講じてきたところであり、本年度が計画期間の最終年度となっております。

現総合戦略においては、企業誘致等による雇用の創出や移住者数の増加など一部には成果が見られるものの、全体として人口減少を抑制するまでには至らない状況であり、高卒者・大卒者等の県内就職率の伸び悩みや、女性の転出超過の拡大、県民も含めた意識共有の不足などの課題が残されているものと認識しております。

そのため、来年度からの次期総合戦略では、こうした課題に対する要因分析を行い、それを踏まえた施策を構築するとともに、市町や民間との連携を図りながら、より具体的な成果につながる総合戦略となるよう策定作業を進めて

おり、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示ししております。

このうち、企画振興部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、ながさき暮らしUIターン対策の促進や、関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、九州新幹線西九州ルートを整備と開業効果の拡大や、しまや半島など地域活性化の推進、などの施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

総務委員会関係議案説明資料の2ページと（追加3）の1ページをあわせてご覧をお願いします。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

IR区域の整備については、長崎県・佐世保市IR推進協議会において、九州・長崎IR基本構想の改訂作業を進めているところですが、去る7月31日、今年度2回目となる九州・長崎IR区域整備推進有識者会議を開催し、基本構想の改訂に反映すべき具体的な方策案についてご意見をいただきました。

基本構想は、IR事業者が事業計画等を検討する際の基礎にもなることから、今後速やかに改訂案を公表した上で、IR事業者から具体的な事業コンセプトの提案を募集するRFC（Request for Concept）を10月1日から開始いたします。

今回のR F Cは、九州・長崎 I Rの区域整備や施設の設置・運営等に対する考え方やニーズ等について、県及び I R事業者の相互理解を深めることで県はもとより、事業者の準備・検討の加速化を図ることを目的として実施するものであり、国の基本方針策定後の速やかな実施方針の策定及び事業者の公募・選定につなげてまいります。

総務委員会関係議案説明資料の3ページをご覧ください。

（U I ターンの促進について）

U I ターンについては、「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組んでおり、移住者数は年々増加している状況であります。

特に、本県からの転出が多い福岡県については、本県への移住者の前住所地の中で最も多くを占め、その伸びも顕著であることから、Uターン促進の観点からも福岡県を移住施策の重要なターゲットとして認識しているところであります。

そのため、今回、産業労働部において、福岡地区の本県出身大学生等への働きかけを行う拠点を福岡市内に整備することにあわせて、移住に関する相談窓口としての機能を新たに設けることとしております。

移住相談体制の充実を図ることで、さらなる移住者の確保につなげてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料の3ページと（追加1）の1ページをあわせてご覧ください。

（新たな過疎対策について）

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効が令和3年3月末に迫

っておりますが、本年2月、庁内に「長崎県過疎地域活性化研究会」を設置し、県内過疎市町の意見も取り入れながら、新法制定に向けた具体的な提案等に係る検討を進めてきたところであり、今回、「新たな過疎対策に向けた具体的提案（案）」として取りまとめました。

今後、県議会での議論も踏まえた上で、本年11月ごろをめどに、県過疎地域自立促進協議会とも連携しながら、新法制定や国の関係施策に反映されるよう要望活動を展開してまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料（追加2）の1ページと（追加3）の2ページをあわせてご覧ください。

（対馬市における韓国人観光客の減少に伴う影響と対策について）

本年7月以降、対馬市を訪れる韓国人観光客は急激に減少し、宿泊施設や交通事業者等の観光関連事業者に大きな影響が生じております。

このため、県としても、対馬振興局が中心となって宿泊施設等への聞き取り調査を実施するなど、地域経済への影響の状況把握に努めるとともに、去る9月9日には、知事をトップに、副知事や全部局長等を構成員とする「長崎県対馬観光対策会議」を設置し、全庁的な情報共有を図るとともに、中小企業者の資金繰りや観光客の誘致対策など、必要な対策に一体的に取り組む体制を整備したところであります。

こうした中、有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業の採択事業者に対する影響も懸念されることから、市と連携して状況把握に努めるとともに、去る9月18日には、平田副知事をはじめ、県、県議会、対馬市、同市議会が合同で、「韓国人観光客の激減対策に関する緊急要望」を実施し、北村地方創生担当大臣や関係

省庁等に対し、国内観光客誘致強化のための財政支援等とあわせて、雇用機会拡充事業の採択事業者の事業継続支援に向けた雇用要件の緩和など、各事業者の状況に応じた柔軟な取扱いに関して要望したところであります。

引き続き、地域経済に及ぼす影響の十分な把握に努めながら、様々な機会を通して国等への働きかけを行うとともに、対馬市をはじめ、関係機関や関係部局と連携し、必要な対策に取り組んでまいります。

総務委員会関係議案説明資料の 4 ページと（追加 3）の 1 ページをあわせてご覧をお願いいたします。

（東京オリンピック・パラリンピック等にかかる取組について）

今月 20 日に開幕したラグビーワールドカップについて、本県は、スコットランド代表とトンガ代表の 2 チームのキャンプ地となっております。

このうちスコットランド代表チームは、既に長崎市でのキャンプを終えたところでありますが、キャンプ期間中にはチーム関係者約 60 名が滞在し、市民による歓迎イベントや子供たちを対象としたラグビー教室などが行われました。また、今後、島原市でキャンプを実施するトンガ代表チームについても、ラグビー教室など市民との交流の機会が設けられることとなっております。

県としては、今後も市町や競技団体と連携し、スポーツを通じた地域活性化を目指して、交流人口の拡大や国際交流の促進につながる取組を推進してまいります。

総務委員会関係議案説明資料（追加 1）の 1 ページをご覧ください。

（長崎空港の活性化について）

長崎空港については、運用時間を延長するにあたり、国において、管制業務の増員など体制を整備する必要があることから、それに見合う航空需要の創出が必要とされております。

このため、県においては、これまで航空会社に対して、路線誘致に積極的に取り組んできたところではありますが、その一方、運航する航空会社としては、先に運用時間延長の見通しがないと検討は難しいとの考えが示されております。

県としては、こうした状況とあわせて、インバウンド需要の増加による地方への流動が見込まれる中、地方空港の重要性は益々高まることから、国に対して、長崎空港のように海上空港で 24 時間化に適しているものについては、より積極的な活用に向け、一部時間帯における航空管制のリモート化等の検討についても協議を重ねてきたところであります。

こうした中、国においては、これまでの本県の継続的な要請や、空港の特性を踏まえ、長崎空港もその対象空港として導入を検討されているところであります。

県としては、航空管制の夜間早朝帯における一部リモート化を契機に、路線の拡大が図られるよう誘致活動を一層強化し、運用時間の延長を図るとともに、将来的には長崎空港の 24 時間化の実現を目指してまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料の 4 ページと（追加 1）の 2 ページをご覧ください。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進について）

九州新幹線西九州ルートの整備のあり方については、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委

員会」において、去る8月5日、「九州新幹線（西九州ルート）の整備のあり方等に関する基本方針」が示され、新鳥栖～武雄温泉間については、これまで本県が求めてきたフル規格により整備することが適当と判断され、また、国土交通省に対し、同省を含めた、佐賀県・長崎県・JR九州の関係者間での協議の実施と同検討委員会への状況報告が求められているところでもあります。

また、8月27日には、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームに対して、基本方針の報告がなされたほか、環境影響評価調査費について令和2年度の概算要求に盛り込むことは見送る一方、予算計上については、同プロジェクトチームから国土交通省に対して、今後の関係者間協議の進捗に応じて柔軟な対応をとるよう求められたところでもあります。

さらに、9月4日には、佐賀県と部長間で会談を行い、佐賀県内の議論を深めていただきたいことや、今後実施される関係者間の四者協議への参加について要請してまいりました。

県としては、諸課題の解決に向け、この関係者間の協議への積極的な参加とあわせ、佐賀県との協議を重ねながら、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料の5ページと（追加3）の2ページをあわせてご覧願います。（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、去る6月、「広場」「交流・おもてなしの空間」「文化芸術ホール」の3つの主要機能を効果的に配置し、その相乗効果を発揮させ、賑わいを創出するということを基本的考え方とする「県庁舎跡地整備方針」を決定し、6月定例会において、3つの

主要機能の詳細な機能や規模、運営手法等について定める基本構想の策定にかかる予算を承認いただいたところであり、現在、構想策定に着手するべく準備を進めております。

具体的には、経済団体など関係者の方々に加え、まちづくりや公民連携、広場運営などの専門家、デベロッパーなど民間事業者から幅広く意見をお聞きし、いただいた意見等を踏まえ、賑わい創出の考え方や今後における留意点などについて整理を進めております。

また、埋蔵文化財調査については、旧県庁舎解体工事が終了する10月以降、速やかに範囲確認調査に取りかけられるよう、現在、教育委員会において準備が進められており、去る8月30日に県文化財保護審議会を開催し、調査箇所等について意見聴取を行い、先般、調査箇所を決定したところでもあります。

今後、10月中旬ごろより調査を開始する予定であり、予断を持つことなく適切に調査を実施し、重要な遺構等が確認された場合は、専門家のご意見もお伺いしながら、その取扱いについて必要な検討を行ってまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【陣野政策企画課長】 私の方から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております企画振興部関係の資料についてご説明いたします。

総務委員会提出資料の1ページをお開きくだ

さい。

市町等の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、6月から8月までの実績につきましては、記載のとおり、長崎県集落維持対策推進事業補助金に関し、島原市、諫早市分の2件となっております。

続きまして3ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、3ページから52ページまで、佐世保市、長崎県町村会、養成所を考える会、諫早市、五島市、島原市、南島原市、大村市、長崎市及び長崎市議会からの要望37件となっております。

次に、53ページからでございますが、附属機関等会議結果報告でございます。6月から8月までの実績につきましては、長崎県バス対策協議会など計5件でございまして、その議事概要につきましては、54ページから58ページにお示ししているところでございます。

なお、出納局から報告されているかと存じますが、物品管理室で契約を行った1,000万円以上の契約につきましては、企画振興部分を参考として配付させていただいております。

以上をもちまして資料の説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】 次に、政策企画課長より補足説明をお願いいたします。

【陣野政策企画課長】 引き続きまして私の方から第2期「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」骨子案につきまして、概要をご説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、A4横の2枚もの、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子（案）について」とい

うものと、冊子になっておりますが、骨子案本編、2種類配付させていただいておりますが、説明につきましては、このA4、2枚の「骨子(案)について」という概要で説明させていただきます。

平成27年10月に策定しました「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、企画振興部長からの説明にもありましたように、本年度が計画期間の最終年度となっておりますことから、第2期の戦略の策定に向け作業を進めてまいりましたが、今回、骨子案を取りまとめましたので、お示ししているところでございます。

概要の1ページ、左上をご覧ください。

第1期の総合戦略につきましては、記載のとおり、転出超過数の改善、企業誘致等による雇用創出、新卒者の県内就職率の向上、県内移住者の増、合計特殊出生率の向上等を基本目標としてさまざまな施策を講じてきたところでございます。

矢印をおりまして、この4年間、現時点での実績でございますが、企業誘致等による雇用創出数や移住者につきましては、現時点での目標を上回って達成しているところでございます。

合計特殊出生率につきましては、一定改善しておりますが、ここ近年、少し減少傾向にございます。

高校と大学生の県内就職率につきましては、なかなか目標を達していないというところでございます。

加えまして、基幹産業でございます造船関連をはじめとした産業のところで従業員数の減少が見られるという点、また、女性の転出超過が拡大傾向となるといったことも見受けられますことから、全体として今現在、転出超過数

の改善に至っていないという状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、1 ページの右側に、ご覧いただきますとおり、やはり企業誘致等による雇用創出のところが目に見える形で人口減少改善に結びついていないという点、また、県内就職率が改善せず、全国的にもまだ低水準にとどまっているという点、さらには関係団体や企業、教育機関、県民の皆様との意識共有が十分でないという点、女性の転出超過が拡大しているという点、合計特殊出生率が伸び悩んでいるという点が、第1期の課題として残っていると考えております。

こうしましたことから、矢印、右側下においていただきまして、第2期総合戦略の方向性としていたしましては、まず、一定成果が得られている分野につきましては、より高い効果が得られるような施策の充実・深化、さらには量的な拡大に努めるという一方、十分成果が得られない分野につきましては、要因分析を進め、足らざる取組の追加・拡充に努めることを基本としまして、①から⑤に記載がございます、まずは、「しごと」と「ひと」のマッチングの促進、県内企業の採用力強化、また、進学等で県外に転出されている方のUターン対策の一層の充実・強化、若者の受け皿となる魅力的な働く場の創出や交流人口の拡大、ふるさとで活躍することの重要性について理解を得るための施策の強化、さらには女性の県内定着を進める施策や、子どもを産み、育てやすい環境を整備する取組の充実・強化などを見直しの方向としております。

また、新たな視点としてしましては、Society5.0など先端技術の活用であったりとか、また、高齢者数がピークを迎える2040年問題を想定し

た対策、さらにはSDGsの理念を盛り込んでいくこととしております。

2 ページをご覧ください。

そうしましたことから、2 ページの左上でございます、第2期総合戦略の施策体系としましては、基本的には、現在の3つの柱と同様に、「ひと」、「しごと」、「まち」の3つの流れで、骨子案では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」という3つの施策体系のもとに対策を推進していくこととしております。

2 ページから4 ページにかけまして、現時点で検討を進めている具体的な施策の主なものを抜粋して記載しております。

2 ページの下段の方でございます。

まず、1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」。ひとの分野でございますが、こちらにつきましては、県内高校・大学生の県内就職を更に強化していくことに加えまして、福岡におけるUIターン就職支援拠点の設置や、キャリアコーディネーターによる支援といった県外の大学生の県内就職促進にも力を入れていくこととしております。

加えまして、県内就職対策といたしまして、県内企業の採用力向上や県内企業の情報発信の強化、各産業分野におけます処遇の改善、または外国人の活用といったしごととひとのマッチングや、Uターン対策の一層の充実に取り組むこととしております。

3 ページをご覧ください。

また、3 ページのところでは、同じくひとの分野でございますが、各分野における女性活躍の推進、働きやすい職場環境の整備といった女

性の県内定着の促進、または結婚、妊娠、出産、子育てまでの一貫した支援や、子どもを産み、育てやすい環境に努めるといったほか、あと女性、中学生を対象といたしまして職業体験学習プログラムの構築など、ふるさと教育にも力を入れていくこととしております。

2番の「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」というしごとの分野におきましては、海洋エネルギー、ロボット・IoTといった新たな基幹産業の創出にも力を注ぐとともに、地場企業の成長促進、若者に魅力のある雇用の場を提供できる企業の誘致、インバウンド、海外活力の取り込み、一次産業の振興など、雇用の場の創出と交流人口の拡大に取り組みこととしております。

4ページをご覧ください。

4ページにつきましては、まちの分野になりますが、3番「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」というところにつきましては、人口減少を見据え、地域住民が主体となった集落地域コミュニティの維持活性化に取り組むほか、地域の医療・介護サービスの確保、ICTなどを活用した地域の活性化、また、九州新幹線西九州ルートを整備と開業効果の拡大、IRの誘致をはじめとした持続可能で魅力のある都市・地域づくり、しまや半島など、地域の活性化の推進に取り組んでいくこととしております。

2ページにお戻りください。今後のスケジュールでございます。

今後のスケジュールにつきましては、2ページの中段に記載がございますとおり、今回、骨子案をお示ししておりますが、今後、11月議会に素案の議会への提出、パブリックコメントの実施を予定しております。県議会のご意見を十

分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、外部有識者で構成する懇話会のご意見を伺いながら、本年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【中島(浩)委員長】次に、IR推進課長より補足説明をお願いいたします。

【小宮IR推進課長】お手元に配付いたしております総務委員会補足説明資料「基本方針（案）の概要」、こちらの資料をお手元にご用意ください。

9月4日に観光庁から示されました「基本方針（案）の概要」でございます。資料の左側の「第1IR整備の意義・目標」から「第6カジノ施設の有害影響排除」が記載をされてございます。

第1の意義・目標でございます。

IRは、国際的なMICEビジネスを展開し、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するということでございます。

次に、目標といたしまして3点ございます。

MICE開催件数の増加。2030年に訪日外国人旅行者の6,000万人、同じく消費額15兆円とする政府目標の達成。そして最後に外国人旅行者の国内周遊でございます。

次に、第2でございます。

IRの整備に当たりましては、公益性、あと地域における十分な合意形成が求められております。

本県におきましては、6月に開催されました九州地方知事会議、あるいは九州地域戦略会議などにおきまして、九州第一弾としての応援をいただく旨の決議をいただいているところでございますので、こういったところは政府へしっかりアピールをしてまいりたいと存じます。

次に、第3は記載のとおりでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

第4の最初の項目でございます。

事業者の公募・選定に関しましては、公平性、透明性を確保しなければなりません。

次に記載しております認定の申請期間につきましては、今月から観光庁において各自治体のヒアリングが開催されておりますので、その各自治体の状況を踏まえて、後に検討をなされるということとなっております。

次に、第5のその他の項目でございます。

インバウンドの促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して推進することとされております。

第6のカジノ施設の有害影響排除につきましては、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施すること、あわせてギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進することが求められてございます。

次に、右側の認定審査の基準でございます。

要求基準といたしまして、IR整備法施行令で示されております国際会議場やMICEの規模、あるいは宿泊施設の規模、こういった要件を満たしていることが基本的な要件とされてございます。

下にまいりまして、評価基準でございます。5項目示されておりますけれども、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

1の(8)、国内外の主要都市との交通の利便性や交通アクセスの改善、インフラ整備等の施策が効果的であること。2の(1)から(3)に記載のとおり、MICE開催件数の増加、旅行消費額の増加や地域の雇用創出効果、また、2030年に訪日外国人旅行者6,000万人、消費

額15兆円とする政府目標の達成への貢献、こちらが重要なポイントとなっております。

また、5番に記載しておりますカジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられていること、以上が評価基準として示されているものでございます。

この資料の説明につきましては、以上でございます。

次に、お手元でございます「九州・長崎IR基本構想(案)」の概要をカラー刷り、2ページもので用意をいたしておりますので、お手元にご用意いただければと思います。

まず、左側の外的要因、それから内的要因で記載をいたしている下でございます。九州・長崎のポテンシャルを整理いたしております。

まず、アジアとの近接性、メッセージ性の高い観光資源、IR候補地の開発環境、良好な観光市場、そして地元の合意形成、この3つをポテンシャルとして整理をいたしております。

また、世界最高水準のIR導入による国策への貢献といたしまして、国際競争力の高い滞在型観光の実現、まち・ひと・しごとの地方創生、有人国境離島の保全・振興、歴史・文化・芸術の保全・活用、そしてアジアと日本をつなぐゲートウェイ機能、こうした国策への貢献を実現してまいります。

次に、九州・長崎IRの目指す姿、コンセプトでございます。

世界と日本をつなぐ九州創生IRといたしまして、そこに示しておりますゲートウェイ・九州、ショーケース・九州、観光アイランド・九州の3つの実現を目指してまいります。

次に、右側に移りまして、九州・長崎IRが有すべき施設と機能でございます。

①から⑤までは、法で設置を要求されてお



ます「MICE施設」から「来訪及び滞在寄与施設」まででございます。

⑥その他といたしましては、ハーバーの活用やハウステンボスと調和の取れた環境配慮型の観光リゾート都市の構築、災害発生時における避難施設や物資の拠点施設として活用などを想定しております。

次に、2ページをご覧ください。

2ページ、左側の誘致に向けた課題と取組でございます。交通アクセスの強化・連携、MICE誘致支援体制の構築、IR区域外の活性化に向けた取組、国際観光人材の育成など、それぞれの課題や改善すべき事項につきまして、関係機関等と連携して取り組んでまいります。

次に、九州・長崎県内での合意形成につきましては、説明を割愛させていただきたいと思っております。

次に、右上に移りまして懸念事項対策でございます。

懸念事項対策につきましては、分野間の連携・協働体制の構築をはじめ、目指す姿といたしまして、IR施設利用者にとって、安心して施設を利用できる環境の確保、あるいはIR施設周辺の住民の皆様にとりまして、安全・安心・快適な地域環境を享受できる基盤の整備、IR事業者と施設利用者との地域の良好な関係を構築し、共生できる社会の構築を目指してまいります。

右側のイメージ図でございますけれども、医療機関や支援機関、関係団体、防犯組織等に加えて行政、警察、IR事業者が一体となって取り組むフレームワークを想定してございます。

次に、中ほどの左下でございますけれども、経済波及効果につきましては、平成30年4月

に有識者会議取りまとめで公表されました投資規模2,000億円がベースになっておりますけれども、こちらは、現在、投資規模等が増加傾向にありますので、今現在、算定中といたしておりまして、今年度末を目途に整理をする予定といたしております。

想定されますスケジュールでございます。

今回、基本方針（案）が示されましたので、パブリックコメント等を、この後控えまして、今年度中にもカジノ管理委員会設置後に基本方針の最終版が示される予定となっております。その後、速やかに、県におきまして実施方針を策定いたしまして、事業者の公募・選定に移りたいと存じます。

次に、「九州・長崎IR基本構想（案）」の本体を添付いたしておりますけれども、こちらは各委員お時間がある時にお目通しをいただければと存じます。

最後に、RFCの実施についてということでA4縦の1枚のペーパーを用意をさせていただいております。

先ほど企画振興部長の説明にもございましたように、本県が目指します九州・長崎IRの区域整備につきましては、それぞれ県、IR事業者の相互理解を深めるとともに、事業者の準備状況を加速化させるということを目的にして、事業者の公募・選定につなげてまいりたいと存じます。

2に示しております事業者に提案を求める事項につきましては、1から4の基本的な事項に加えて、懸念事項対策、事業実施のスケジュール、事業計画、事業効果等について、意見交換を進めてまいりたいと存じます。

3のスケジュールにつきましては、来月、10月1日からRFCの募集を開始いたしまして令

和 2 年 1 月 10 日をめどに提案書の締め切りを行い、3 月ごろまでには実施方針へ反映をしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【中島(浩)委員長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明をお願いします。

【浦地域づくり推進課長】 お手元の「新たな過疎対策に向けた具体的提案(案)」について、資料に沿ってご説明いたします。資料は、この A4 横のカラーの表紙がついた資料でございます。

新たな過疎対策につきましては、本年 6 月の政府施策要望でも基本的な内容の要望を行ったところでありますけれども、現行法の期限が令和 3 年 3 月末に迫る中、今後、国への働きかけを強めていく必要があるというふうに考えております。

そこで、国の過疎問題懇談会の状況を踏まえながら、国に働きかける内容の充実を図るため、県内市町の意見も参考にしながら、具体的な提案として取りまとめたものでございます。

表紙をお開きいただき、裏面の目次をご覧ください。左上に新たな過疎対策法の制定等の欄に記載の【1】から【3】が、過疎対策全般に関わるもので特に重要だというふうに考えております。また、その他の項目につきましては、庁内の関係部局とも検討を行い、個別分野について取りまとめたものでございます。

次の新たな過疎対策法の制定等のページをお開きいただきまして、裏面の 1 ページをご覧ください。

中央の下に記載のとおり、過疎地域の指定を受けている県内市町は、色付けしている 13 市町でございます。このうち、みなし過疎は、市町村合併によりまして過疎要件を満たさなく

なったケースにおいて、特例として、市の全域を過疎地域とみなすものでございまして、雲仙市が該当いたします。

また、一部過疎は、合併前に過疎地域であった一部の区域のみを過疎地域とするもので、長崎市の 4 区域、佐世保市の 6 区域が該当し、両市においては、緑色の部分が過疎地域となります。

次の 2 ページ、新たな過疎対策法の制定についてをご覧ください。

多くの離島・半島を有する本県では、県土面積の約 7 割が過疎地域でありまして、全国を上回るスピードで人口減少が進む中、集落維持のほか、交通や医療の分野などで多くの課題を抱えております。

過疎地域は、都市部に対しても食料の供給、災害防止など多大な貢献を果たしており、現行法の終了後も総合的な対策を講じていくことが不可欠でありまして、新たな過疎対策法を制定し、各種支援制度を充実・強化することを求めるものでございます。

裏面をおめくりいただきまして 3 ページ、「一部過疎」、「みなし過疎」の堅持についてをご覧ください。

本県では、市町村合併を積極的に推進することで、行財政基盤の強化を図りながら、過疎地域の振興に取り組んでまいりました。そうした中、現状の分析として、「現状・課題」欄に記載のとおり、長崎市、佐世保市の一部過疎地域では、ほかの過疎地域と比べても、離島地域や半島地域を中心に人口減少が顕著であること。また、一方で、宅地面積が増えるなど、いわゆる低密度化が進む地域も多く、人口減少の中においても、インフラの維持管理コストが負担となっていること。また、都市部から離れた遠隔

地では、速達性に欠けるほか、こうした地域の課題解決に期待される高速情報通信網の整備も十分な状況ではないことなどの課題があります。

とりわけ、本県の「一部過疎」「みなし過疎」地域は、その大部分が半島地域、または離島地域で、条件不利性もより高いことから市町村合併に関する特例の堅持を求めるものでございます。

政府施策要望でも、国に訴えてまいりましたが、市町村合併を推進してきた本県にとって、特に重要な内容と認識しており、県や全国の過疎関係団体とも足並みを揃え、引き続き強く訴えてまいりたいと考えております。

次の 4 ページ、過疎対策事業債の拡充についてをご覧ください。

現在、過疎債は、過疎市町の重要な財源となっており、合併特例債の発行可能期限も迫る中、特に合併市町において、その重要性が高まっております。そのため、中段の①記載の過疎債の総枠の拡大を求めた上で、丸に記載のとおり、雇用創出等の積極的な人口減少対策や集落対策など人口減少を見据えた対策、また、さまざまな取組を支えるソサエティ 5.0 の推進など、より効果の高い人口減少対策を推進する特別枠の創設を提案するものでございます。

次のページ以降は、関係部局と検討した個別分野における提案の一覧でございます。関係部局における政府施策要望と重複する項目が多くありますので、主な項目のみ説明いたします。

まず、開いていただきまして 5 ページから 7 ページまでは、「【1】住民の安心・安全な暮らしの確保・向上」として、集落維持対策の着実な推進を図るための財政支援措置、または消防体制の確立や自主防災組織の強化のための

財政支援措置などを挙げております。

続いて 8 ページから 9 ページまでは、「【2】地域資源を活かした産業の振興と雇用の拡大」ということで、農林水産業の支援のための必要な予算の拡充や確保のほか、過疎地域への交流拡大に向けた財政支援措置などを挙げております。

最後に 10 ページから 11 ページまでは、「【3】交通・情報通信基盤の整備」として、情報通信基盤の整備や更新等に対する財政支援措置、地域公共交通の維持・充実のための支援制度の拡充などを挙げております。

以上をもちまして、新たな過疎対策に向けた具体的提案の案についての説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 次に、企画振興部次長より補足説明をお願いします。

【坂野企画振興部次長】 九州新幹線西九州ルートに係る最近の主な動きについて、ご説明いたします。

補足説明資料のうち「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」とタイトルが打たれた資料をご覧ください。

西九州ルートの整備のあり方については、これまで与党 P T 九州新幹線（西九州ルート）検討委員会におきまして検討されてまいりましたが、8 月 5 日、同検討委員会におきまして、「九州新幹線（西九州ルート）の整備のあり方等に関する基本方針」が決定されました。

2 ページをご覧ください。

8 月 5 日に与党 P T 検討委員会で決定された基本方針でございます。概要をご説明いたします。

まず、3 ページをご覧くださいますと、3 ページにありますとおり、基本的な考え方といった

しまして、武雄温泉駅での対面乗換が恒久化することは、利用者の利便性や整備効果を大幅に低下させるのみならず、全国的な高速鉄道ネットワークの形成を妨げることとなり、あってはならないというふうにされております。

次に、整備方式等については、比較検討を行った結果や関係者からの意見聴取の結果などを踏まえ、新鳥栖～武雄温泉間については、フル規格（複線）により整備することが適当と判断することとされております。

次に、4ページをご覧ください。

最後に、今後の進め方といたしまして、関係者である国土交通省、佐賀県、長崎県、JR九州の間で協議を行い、検討を深めていくべきであり、国土交通省に対し、関係者間での協議の実施と、随時、その状況について検討委員会へ報告することを求めること。また、最後に、検討委員会は、関係者間の合意形成を図るべく、全力を尽くすことなどが示されております。

5ページをご覧ください。

基本方針が決定されたことを受けて8月7日、与党PT検討委員会の山本委員長が本県を訪問し、中村知事と面談をされました。

面談では、山本委員長から知事に対して、基本方針の説明と今後の関係者間の協議への参加などの協力要請がございました。中村知事からは、フル規格による整備という基本方針を示していただいたことに感謝を申し上げ、また、基本方針で示された国土交通省が実施する四者の関係者の協議へ積極的に参加することや、地元として佐賀県との調整にも注力したい旨を申し上げました。

1ページにお戻りください。

同日の8月7日、九州地域戦略会議夏季セミナーが開催され、中村知事が佐賀県の山口知事

とお会いする機会があったため、中村知事から直接、両県知事会談の要請を行いました。山口知事からは、「整理に時間がかかるので、もう少し待ってほしい」との発言がございました。

8月22日には、改めて、事務方より佐賀県に対して知事会談の申し込みを行いました。翌日の23日には佐賀県からは、「今は話をする状況にないと考えている」ということで、お断りをされております。

そのような中、8月27日には与党PTが開催をされました。

6ページをご覧ください。

与党PTにおきまして、西九州ルートの整備のあり方等に関する基本方針と令和2年度概算要求について報告がなされました。その中で、与党PTとして国土交通省に対して、佐賀県をはじめとする関係者と誠意をもって協議することを強く求め、また、新鳥栖から武雄温泉間のアセス調査費については、概算要求に盛り込まれていないが、今後、関係者の協議の進捗に応じて柔軟な対応を取るよう国交省に求めたとのことです。

1ページにお戻りください。

8月28日には、国土交通省が令和2年度概算要求の概要を公表し、また、長崎県から国土交通省に対しまして環境影響評価調査費の令和2年度予算への計上につきまして、今後の協議の状況に応じて柔軟な対応をとることが可能である旨を確認をしております。

9月4日には、企画振興部長が佐賀県を訪問し、事務的な会談を行いました。

7ページをご覧ください。

部長同士の会談におきまして、長崎県からは、「今後、両県の知事、副知事間の協議の実施をお願いしたい」ということ。また、「国土交通

省が実施する四者協議に参加してほしい」ということをお伝えいたしました。

佐賀県からは、「知事、副知事間の会談については、話をしないとは言っていないが、従来と同じ話をするのであれば、急いでやる必要はなく、話の内容次第である」ということ。また、「国土交通省が実施する四者協議へはフル規格が前提ではないこと。スケジュールありきではないことを確認しないと協議に動けない」というようなことでした。

長崎県からは、「前回の副知事協議から時間も大分たっており、改めて協議をしたい」ということ。「四者協議についても、まずはテーブルに着いてもらい、議論を深めていくべきではないか」と再度お伝えをしております。

1 ページにお戻りください。

9月9日、国土交通省鉄道局長が佐賀県を訪問し、建設中の新幹線の工事現場を視察しております。

8 ページをご覧ください。

報道によりますと、鉄道局長は、視察の際に佐賀県知事と面会することを希望したが断られているということ。また、四者協議の前に佐賀県と二者で会談したいということの意向を示しております。

再度1 ページにお戻りください。

9月11日には、内閣改造が行われ、新たに国土交通大臣となった赤羽大臣が佐賀県知事と面会し、話を聞きたいとの意向を示されました。

最後に、今後の動きになります。

今後の動きといたしまして、長崎県としましては、基本方針において、国土交通省が実施するというふうにされております関係四者の協議へ積極的に参加し、議論に協力をしてまいり

たいと考えております。また、地元として、佐賀県との二者間での協議を実施し、四者協議への参加を促すとともに、基本方針に対する佐賀県の受け止めや考え方なども確認しながら、対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動きについて説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明をお願いいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 県庁舎跡地活用に関しまして補足説明をさせていただきます。お配りしております総務委員会補足説明資料のA4縦の「資料1 県庁舎跡地活用に関する検討状況」をご覧くださいと存じます。

6月定例会におきまして、3つの主要機能の詳細な規模、運営手法等について検討していく「基本構想」の策定に係る委託費や専門家の意見聴取に要する経費を承認いただきました。

これらの予算を活用いたしまして、まず、①の専門家や民間事業者への意見聴取といたしまして、公共施設の運営に携わる公民連携事業の専門家や広場の運営の専門家にご意見をお聞きし、賑わいを生み出す魅力的なデザインでありますとか、運営のあり方の工夫、早い段階からの意欲ある人材の発掘・育成などについて、ご意見をいただいたところでございます。

また、次のページをお願いいたします。

まちづくりの専門家や民間のデベロッパーにもご意見をお聞きし、歴史をはじめ、この地が持つポテンシャルをさらに活かすことが大事であること。また、デベロッパーからは、県警本部跡地におけるオフィスビルや飲食店など民間活力の導入の可能性について、ご意見をいただいたところでございます。

これらのご意見を踏まえまして、後ほどご説

明いたします、今後の基本構想の策定に向けた賑わい創出の考え方や留意すべき点について整理を進めていくことといたしております。

3 ページをお願いいたします。

先般、基本構想策定支援業務の委託事業者を決定いたしました。契約期間は、来年の7月末までといたしております、事業者につきましては、総合評価方式で選定をしております。

今後は、委託事業者から専門的知見に基づく幅広い意見を取り入れながら、主要機能の詳細な機能、施設の効果的な連携や運営のあり方、第3別館の取り扱い、県警本部跡地も含めた全体としての賑わい創出などについて、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

4 ページをお願いいたします。

今回の事業者の選定に当たりましては、プロポーザルのように具体的なデザインなどを提案してもらうものではございませんで、アンダーラインを引いておりますが、基本構想の作成支援といたしまして、①から⑦までの整理・検討において、どのような形で取り組んでいくか。また、後段の下線部分でございますが、ワークショップをどのような形で進めていくか。そして一番下の3番にありますように、どのような実施体制で事業を行っていくかといった点について技術提案をしていただき、評価を行ったところでございます。

評価結果につきましては、5 ページの右側に記載のとおりでございます。

まず、1 の技術評価点の表でございますが、専門的な知見、業務が活かされる内容となっているか。また、効果的、効率的な手法が提案されているかといった事業内容や実施手法について、また、事業遂行可能な組織体制であるかといった事業実施の適格性の部分につきまし

て、三菱総合研究所の評価が高い結果となっております。

これに加えて、下の段にございます2の価格評価点との合計によりまして、この三菱総合研究所を委託事業者に決定したところでございます。

なお、今回の事業実施に当たりましては、協力会社として県内のコンサルティング会社やシンクタンクが想定されておまして、地域の状況を踏まえた企業にも参画いただくこととなっております。

6 ページをお願いいたします。

経済団体や地元関係者の皆様と意見交換を続けさせていただいております。

皆様からは、「専門家に広く意見を聞きながら、さらなる活用策を検討してほしい」といったご意見や、「ホールだけでは心配であり、人が集まるような工夫をさらに検討してほしい」、また、下から2つ目にありますように、「交通結節機能のあり方についても留意してほしい」といったご意見などもいただいたところでございます。

今後とも、経済団体や地元関係者の皆様との意見交換を継続しまして、今後の基本構想の中で、よりよい活用策の検討につなげてまいりたいと考えております。

7 ページをお願いいたします。長崎市との協議状況を記載しております。

長崎市とは、ホールの質の高さの考え方や3つの主要機能について、県と市の連携による一体性を持った管理・運営手法などについて協議を継続いたしております。

このうち駐車場整備のあり方につきましては、県と市で整備の考え方に相違があることから、ホール地下の駐車場、石垣下の平面駐車場、

県警本部跡地の立体駐車場の3つの整備方法について、まちづくりの専門家等にご意見をお聞きし、「平面駐車場は景観上から好ましくない」、また、「複合的な整備も考えられるのではないかなどのご意見をいただいたところでございます。

民間事業者からの県警本部跡地における駐車場需要に対する意見も参考にしながら、引き続き、県市で協議を継続してまいります。

8ページの最後にごございます埋蔵文化財調査につきましては、次の資料2に関係資料をおつけしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

埋蔵文化財調査のうち、遺跡の有無を確認する範囲確認調査につきましては、教育委員会におきまして、文化財保護審議会の委員などに意見を聴取の上、調査箇所を決定し、10月中旬より約3カ月をかけて実施することとされております。

なお、中ほどの2に記載しておりますとおり、今後の調査において遺構等が確認された場合には、県と教育委員会において、その取り扱いを協議することになりますが、その際、全国レベルの幅広い見識を持つ専門家にご意見をお聞きし、これらの意見を踏まえた上で、県としてどのような対応が必要となるかを判断してまいりたいと考えております。

次のページからの資料は、先般、学芸文化課において公表されました資料をおつけしております。この資料の一番最後のページをお願いいたします。

今回、赤色の18カ所につきまして、約3カ月をかけて範囲確認調査を実施される予定となっております。平成21年度と22年度に実施した確認調査と合わせまして敷地全体の埋

蔵文化財の状況について、おおむね把握できる計画となっております。

続きまして資料3-1をお願いいたします。

今後、基本構想の策定作業を進めてまいります。委託事業者とやり取りをしていくに当たり、これまでいただいたさまざまなご意見やご助言を踏まえ、現時点における県としての賑わい創出の考え方や、今後の検討に当たっての留意すべき点を整理いたしております。あくまで現時点における県の考え方であり、3つの主要機能の具体的内容や附帯機能などにつきましては、今後の基本構想の策定作業の中で、委託事業者の専門的知見に基づく幅広い意見などもいただきながら、検討をしてまいります。

まず、1点目の賑わい創出の基本的考え方ですが、四角囲みにございますように、まず、県民・市民が、ふだんから憩いの場や集いの場として利用することで日常的な賑わいが創出され、そこに観光客が加わり、交流が生まれることを賑わいの基本と考えております。その上で、さまざまなイベントや催しの開催、また、交流・おもてなしの空間での歴史や観光情報の発信、空港バスや都市間バスのバスベイなど交通結節機能の整備などによりまして、多くの観光客や周辺を訪れる人々を引き込み、一層の賑わい創出や交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

これらの考え方につきましては、1ページの後段から2ページにかけて記載しております。民間事業者や専門家からも同様の意見やご助言をいただいたところでありまして、その実現に向けまして、具体的な方策等の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、こうした方策等の検討に当たっての留意点として、2の留意すべき点として整

理をいたしております。

まず、2ページから3ページの四角囲みにあります3つの主要機能の効果をより高めるための方策や、附帯機能等について検討してまいりたいと考えております。

想定される方策としましては、3ページの冒頭にご覧のように、民間事業者や専門家のご意見も踏まえまして、この地の重層的な歴史などを想起させるような象徴的かつ一体的デザインの導入や機能の付加、また、丸の5つ目にご覧いただけます学会などのアフターコンベンションとしての活用、一番下の丸にご覧いただけますエリア全体の賑わい創出につなげるべく県警本部跡地への民間活力の導入などを考えているところでございます。

4ページをお願いいたします。

2点目といたしまして、一層の賑わい創出のための仕組みづくりということで留意をしてみたいと考えております。

こちら後段にご覧いただけますとおり、専門家の皆様方からも一体性を持った施設運営のあり方、実際に活動してもらう人材の発掘・育成の重要性などについてご助言をいただいたところでございます。

こうしたご意見を踏まえまして、四角囲みに記載のような、県・市連携による施設の一体性を持った管理・運営のあり方、イベントや催しを企画・運営できる人材を発掘・育成していくためのワークショップの開催などについて留意をしてみたいと考えております。

最後にA3の資料3-2をご覧くださいと存じます。

先ほどの資料3-1でご説明しました賑わい創出の考え方、3つの主要機能の効果をより高めるための方策例を参考資料といたしまして、

既存の写真などを用いて、イメージとしてお示しをさせていただいております。左側から、まず、緑色の部分でございますが、賑わいの基本と考えます県民・市民による日常的な憩いの場として、3つの主要機能や附帯機能ごとに、例えば憩いの風景ですとか、カフェなどのイメージ写真をおつけしております。その横の黄色が、さまざまなイベントや催しによる賑わいをごさいますして、これらに観光客の方々も引き込まれ、交流が広がっていくイメージを持っております。

また、右から2列は、3つの主要機能の連携ですとか、周辺の催しと連携した利活用としてさらなる活用策をお示ししております、より多くの県民・市民や観光客を引き込み、一層の賑わい創出や交流人口の拡大につなげていくイメージでございます。あくまで、現時点における県としての考え方であり、今後の基本構想策定の中で、具体的イメージを整理いたしまして、県議会をはじめ、経済団体や関係者の皆様にお示しし、ご意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次のページは、1ページの写真が小さいものですから、写真部分のみを拡大したものをご参考でおつけさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

【深堀委員】 資料の陳情・要望事項対応の中で確認をしたいと思うんですけれども、各自治体から出ている陳情・要望の中で、地域の足であるバス等に対する支援の拡充等々の要望が、資料でいけば6ページの佐世保市であったり、16ページの長崎県町村会であったり、22ページの諫早市であったり、それぞれ地域バスのいろんな補助制度の拡充を求める要望が出ております。

それに対して、県の対応としては、おのの趣旨としては、国、県、市町の役割分担を踏まえて県のみで財政拡充措置は困難であると。ただ、地域公共交通再編実施計画に基づく特別措置を平成29年度から設けたことから、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指して取り組んでいただきたいというような回答になっているんですけれども、そこで、お尋ねなんですけど、この地域公共交通再編実施計画の内容と、それぞれ基礎自治体がこの計画を制定しているのかどうか、そのあたりをまずお尋ねしたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 まず、地域公共交通網形成計画でございますが、その地域に合った持続可能な公共交通網の計画を各地域においてやっていただくということでございまして、現在、長崎県内におきましては、7市1町が単独で計画を策定しておりまして、共

同で作成しているのが4市ということで、12市町が公共交通網の形成計画を策定しているところでございます。

【深堀委員】 今、課長が説明されたのは、交通網形成計画ですかね。私が聞いたのは、再編実施計画なんですけれども、これは同様ではないですね。

陳情・要望対応のところで回答されているのが、交通再編実施計画の話でしたので、それを聞いているんですけれど。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 失礼いたしました。

地域公共交通網形成計画を策定した上で、再編実施計画を策定して事業を実施していくという流れになっておりまして、県内の4市町、佐世保市、対馬市、壱岐市、五島市の4市で策定されております。このうち対馬市、五島市、佐世保市の3市においては国の認定を受けておりますが、壱岐市については、現時点では市の独自の計画の策定にとどまっているという状況でございます。

【深堀委員】 今、4市町でしか再編実施計画は策定されていないということですよ。要望に対する対応としては、そういったことに基づく特例措置を設けているから、それを構築してくださいという答えになっているんですけれど、これがなかなか進まない要因は、結局、これを設置しないと、いろんな補助制度のかさ上げであったり、特別措置を受けられないですね。それなのに、なぜたった4市町しか、まだ再編計画が策定されていないのか、そのあたりはどういうふうなことなのでしょう。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 再編実施計画の策定になかなか至っていないという理由でございまして、再編実施計画を策定し国の認

定を受けますと、再編事業における国の支援を受けることができるようにはなりますが、路線の変更など状況に応じた変更につきましても、その都度、国の変更認定が必要となるというようなことから、柔軟な対応が困難な部分もあるということで、なかなかそこは進んでないということはお聞きしているところでございます。

【深堀委員】 県としては、そういった理由があるんだけど、そういう計画を策定したほうが、より地域の公共交通体制としては拡充をされていくので、そのあたりは各市町に働きかけというのをやっているんですか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 委員ご指摘のように、現在の人口減少による利用者の減少、もしくは、事業者における運転手不足等々を見ますと、地域、地域の状況に応じた、将来的に維持可能な交通体系・計画というのをつくっていただく必要があると考えておりまして、県の働きかけにつきましては、国から県内の交通担当課長会議の折に、国のほうから来ていただきまして、地域公共交通に関する施策、期待される取組について説明をしていただいたり、また、私どもについても、そういう部分についての情報提供、もしくは、そういう必要性があるということについてはお話をさせていただいているところでございます。

【深堀委員】 わかりました。その取組というのは、ぜひ今から、超少子高齢化の中で、人口も減少してくる中で、地域公共交通を守るためには必要なことだと思うので、ぜひその取組はお願いしたいと思います。

その関連で、各基礎自治体がやって求めている内容について、県も厳しい財政状況の中で、どれもこれもということは難しいということでの答え、それは、一定もちろん理解をし

ているんですけども、求めている中で、国の補助制度と県単独の補助制度がありますよね。県の単独の補助制度でいけば、生活バス路線運行対策費補助金というものがあって、これは、それぞれ県と基礎自治体が2分の1ずつ負担をする補助制度ですけども、これも当然、この拡充を求めている内容なんですけど、これは再編計画とは、基本的にはリンクをしないというふうに聞いています。

そういった意味では、財政状況が厳しいのは県だけでなく、県内の市町も当然厳しい財政状況の中で、自分たちも負担をする補助金制度の拡充を求めているわけであって、そのあたりはもうちょっと、県だけが出す補助金じゃないわけですので、それを負担する側も言っているわけだから、もう少しそのあたりは協議をしてほしいなと思うんですけども、その点はいかがですか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 要望としては、そういう県単補助制度の見直しという要望が非常に多いところでございまして、この分につきましては、当然、委員ご指摘のように、そこを見直すという形になれば、今、県と市町で2分の1ずつの支援をしている路線だけでなく、市の単独のほうで補助している路線まで県単補助の2分の1のほうへ上がってくるところもありますので、当然、補助額としては膨らんでくるというようなところもございます。

全体的にそういう状況を見ながら、私どもとしても、先ほども申し上げましたように、今、例えばバスで運行している部分をコミュニティー交通という格好で、地域の状況に応じた乗合タクシー等々を含めた体制に変えていただくという部分も一部必要かと思っておりますので、そうすることによって、そういう部分の必要経費

というのは減少してくるということも出てくるかと思っております。

そういう計画の見直しの状況も含めまして、私どもとしてどういう形での支援ができるかというのは、引き続き検討はしていきたいと思っております。

【深堀委員】 その考え方はわかるんですけども、それが過度にいけば、結果的に、本当に末端のといえますか、乗客が少ない地域の路線のバス自体が運営できなくなっていく、もしくは、いろんな小型のものに変えればという発想はもちろんあるべきなんですけれども、片一方で、結果的にはそういった乗客の少ない末端の路線が、結局、運営状況が厳しくなって切り捨てられていくことにもつながりかねないので、そのあたりは慎重にやらなければいけないのかなというふうに思います。

最後に聞きますけれども、基礎自治体が求めている要望の中で、国の補助制度と県単の補助制度の仕組みはほとんど似ているんですが、その中で違う点が、収支比率の問題です。国の制度は、収支比率の制限の撤廃を平成23年度に実施しています。けれども、県単の、先ほど言った生活バス路線等運行対策費補助金制度については、55%以上収支比率がなければ、そもそも補助の対象にならないということになっています。平成23年の時、国の制度は、その収支比率が撤廃されたにもかかわらず、本県の単独の補助金では残っている理由を教えてください。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 平成23年度に国の改正がなされまして、その時点で、いわゆる県の単独補助の制度が改正なされていない理由でございますが、その点につきまして、詳細が、現状ではわかりませんので、調査

をさせていただいた上で報告をさせていただきたいと思いますが、いずれにしても、先ほどからご答弁させていただいておりますように、全体の中の補助金等々を含めた支援のボリューム感というのをどう見ていくのかというのは、確かにあるかと思いますので、今ご指摘の部分については、調査をさせていただいた上で、後日報告をさせていただければと思っております。

【深堀委員】 ぜひ、それを教えてください。

それを聞いているのは、収支比率が55%以上ないと補助の対象にならないということは、結局、非常に赤字路線だったらこの補助が受けられないと、結果的にそういうことになりますよね。55%以上、収支比率がよくなければ、この補助金制度は受けられないわけだから、結果的に、私がさっき申し上げたように、赤字のところは補助は受けられなくて、そこは切っていかなければならないような状況になるのではないかと懸念があるものだから確認しているので、ぜひそのあたりは、後で結構ですので、教えてください。

終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【小林委員】 IRについて、国の基本方針が、つい先日発表になりました。その内容について、今説明をいただいたところであります。

まず、基本方針を見まして、国のほうの基本的な姿勢とか、あるいは整備に当たってのかなり真剣な考え方が受け止められて、よっぽどしっかりして取り組んでいかなければ、取り損な

ってしまうと、こういうような考え方を受けて、よほどしっかりやらしてもらわなければいけないし、また、我々も認識を新たにしなければならぬと思います。

まず、聞きたいことは、この基本方針については、かなり壮大なものでありますけれども、九州・長崎 I Rとして、こういう基本方針に沿った形でこれまで準備をしてきたと思うのでありますけれども、この基本構想についての評価をどのように受け止めておられるか、簡単にご説明をいただきたいと思います。

【小宮 I R推進課長】 今、委員からご指摘がありました、国土交通省観光庁から示されました基本方針案でございますけれども、私どもがこれまで検討を進めてまいりました国際的な M I C E ビジネスの展開でございますとか、国際競争力の高い、魅力ある滞在観光型の実現、また、今回具体的に示されました、2030年の訪日外国人旅行者数の6,000万人、同じく消費額の15兆円への政府目標への貢献ということで、相当スケールの大きいものが求められておりますので、私どもがこれまで取組を進めてきた方向性と合致したものということで受け止めており、実現に向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 国の基本方針に沿った形で、九州・長崎 I Rも区域認定を求めて進めてきたんだと、こういうような受け止め方をまずいたしたいと思います。

何せ、M I C E ビジネスを展開し、訪日外国人旅行者を2030年に、今や6,000万人という形の中で、その消費額を15兆円と、このくらい高い目標を掲げておりますので、当然これまで2,000億円ぐらいの投資金額の中で整備と、こういうようなことを考えておりましたが、投資

金額もかなり高くなっていくのではないかと。まずは、そこからの雇用創出とか、あるいは経済波及効果も相当変わっていくのではないかと考えられますが、その辺の見通しについての考え方をお尋ねしたいと思います。

【小宮 I R推進課長】 委員ご指摘のとおり、今現在把握しておりますのが、投資規模2,000億円での経済波及効果等でございますけれども、先般、イベント等で I R 事業者が公表されました金額といたしましては、投資規模4,000億円、または5,500億円といった規模もございます。

I R整備法施行令で示されました M I C E 等主要施設の規模要件等も大きくなってまいりますので、当然、投資規模が大きくなれば、経済波及効果も大きくなるものということで想定をいたしております。

【小林委員】 当然、投資規模が大きくなっていくということの前提の中において、一番大事な、まず雇用創出がどのくらいものになっていくのかと、ここに大きな関心を持っているわけであります。それを含めて、いわゆる経済波及効果がどういうふうに及ぼして、地域にどの程度の貢献をするかと、こういうようなことになっていこうと思いますが、雇用創出について、今まで2万2,000人ぐらいというような数字が歩いておりましたが、今、2,000億円をもう既にはるかに超えるような4,000億円だとか、あるいは5,500億円だと、もう M I C E ビジネスの中において、ある意味では、投資金額は高ければ高いほどウエルカムと、こういうような形になってきているような感じがしますけれども、いわゆる雇用創出についても、あるいは経済波及効果についてもある程度のめど、見通しがもしわかれば、もう一度確認をしたいと思い

ます。

【小宮 I R推進課長】 委員ご指摘のとおり、投資規模が大きくなれば、経済波及効果も大きくなるという想定でございますけれども、雇用創出効果は、経済波及効果による生産誘発額を就業者ベースに換算したものでございますので、当然、投資規模が大きくなれば、雇用創出効果も同様に上ぶれるものと想定しております。

具体的には、今後、実施いたします R F C で事業者との対話によりまして、どの程度の投資規模になるのか、あるいは、こういった地元の雇用が見込まれるのか、そういったものをしっかりと把握した上で、再度積算を進めたいと考えております。

【小林委員】 そういうところの数字については、これまで我々がいろんな論議の中において、ある程度の見通しを立てて承っておりました。政策監からもいろいろ承っておりましたが、今、国も基本的な姿勢というか、取組が変わったわけありますので、そういう点についても、地に着いた議論じゃない形でそういう数字がひとり歩きするということはいかななものかと思っておりますけれども、やはり我々が I R に期待できるものとしての、いわゆる真面目な基本的な姿勢を受け止めておきたいと思っておりますので、また、そういうことについていろいろと数字が出てまいりましたら、ぜひ委員会等において明らかにしていただきたいと思うわけであります。

次に、具体的な話でありますけれども、じゃ、区域認定の3つの中に、正式に手を挙げたのが4つだということになっている。大阪、横浜、和歌山、それから九州の長崎と、こういうことになっているわけでありまして、また、さらにこれから8地域に広がっていくであろうと言われ

ておりますけれども、具体的にこの区域認定を九州の長崎が認定されるためには、何と云っても、我々が一番心配しております課題というのは一体何かと。こういう課題の中において、長崎と他の地域を結ぶところの交通網の整備が、ちょっとそのところが、正直に言って弱いところがあるんじゃないかと、こう考えるわけであります。

例えば、我々の大村市の空港、この空港は、世界唯一の最初の海上空港としてスタートいたしました。このところの現状において、国際線という形になってまいりますと、これが、今の現状で果たして、さあ、700万人だ、800万人だ、1,000万人だと、こういうような状況の中でやってくるお客様に対して、受け入れることが十分可能であるか。あるいは、交通網の道路にしても、混雑をいかにして少なくするかと、こういう絶対的な要求があるわけでありま

す。

そういう点から見れば、今の長崎空港、長崎空港では、長崎に対していい評価につながらないのではないかと、現状のままで。こう考えるわけですが、その点についてはいかなう受け止め方をされておりますか。

【小宮 I R推進課長】 今、委員からご指摘がございました、国内外の主要都市の交通アクセスの改善でございますけれども、こちらは、先ほどご説明いたしましたとおり、評価の項目として、明確に記載をされております。

1次交通の受け入れとしましては長崎空港、鉄道としましては九州新幹線西九州ルートがございまして、今、委員ご指摘がありました空港の機能拡張につきましては、私どももそういった課題の認識はいたしております。

今後、10月から実施いたします R F C におき

まして、各事業者から、どのような事業計画が示されるか、あるいは、こういった国外のエリアから集客が見込まれるか、そういったところも十分把握をしながら、長崎空港の需要予測と申しますか、交通分担率等も精査いたしまして、長崎空港に求められる機能ですとか規模、そういったものを国をはじめ交通事業者ともしっかりと協議を進めながら検討してまいりたいと思っております。

また、西九州自動車道ですとか、東彼杵道路、陸路の輸送につきましても、国の予算を獲得する部分もございますので、引き続き国等への要請もあわせて進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 ご指摘のとりの交通アクセスの中において、新幹線もなかなか厳しい状況の中に立たされている。あるいは、空港についても24時間化とか、これからの民営化とか、離島の空港を抱えていると、こういう長崎県の宿命がある。その辺についても、なかなかうまくいかない。

したがって、I Rが決定したならば、新幹線だって、あるいは国際化だって、24時間化だって、簡単にできるはずだと、こんなようなことをおっしゃっている、それなりの県庁の役割を果たさなければいけない人もおるわけです。

私は、それは逆だろうと思います。やっぱりこれから空港をどうするんだと、24時間化をするんだ、また、こうして民営化をやるんだ、新幹線は必ずフル規格でと、こういうところの明確な長崎県の姿が明らかになっていかないと、一番弱い交通アクセスが、道路にしても、空路にしても、いろんな意味で遅れをとってしまうということになっていくわけです。

この辺のところについても、課題は、指摘す

ることは簡単だけれども、この決定的な要因を何とかしなければ、一生懸命頑張っても、九州は一つということで、これだけの九州地方知事会でまとまりを見せていただいている。また、九州の経済界からも熱い視線が送られている中において、その期待に応えることができない長崎県というようなことになってまいりますと、かなり長崎県の将来に大きな影響を与えてしまうということでもありますから、この点については、相当な決意を持って取り組んでいかなければいけないと思っているわけですが、この辺のところについては、少し質問いたしましても、なかなか答弁に窮するところでありましょうから、そういうところについては、強い問題意識をお互いに認識しながら、これをどのような形の中で、これからI Rの推進を進めていくのか、こういうようなことを考えていきたいと、ともどもの課題としてやっていきたいと思っておりますので、まず、そのことについても指摘をしておきたいと思っております。

最後になりますけれども、これが一番大事なところでありますけれども、事業者の選定をいつごろに、どういう方法でやるかというところでございます。まず、事業者を選定しなければいけないと。これが、長崎県としてはいつごろを考えているのか、そして、どんな方法でやるのか。例えば、選考委員会をつくるのかとか、そういうところについての具体的な考え方を教えてもらいたいと思っております。

【小宮I R推進課長】 今、委員からご指摘がありました事業者の選定につきましては、これも区域認定を勝ち取るためには非常に重要な案件だと認識をいたしております。

今回、国から基本方針案が示されましたので、公平性・公正性を確保しつつ、R F Cにおいて

事業者と競争的な対話を進めてまいりたいと考えております。

また、I R事業者を選定する際に、審査委員会等におきましては、今回、国が求めております審査の項目内容等を十分把握した上で、有識者、大学の教授であるとか、観光の専門家、あとは、法律面もございますので弁護士、依存症対策のドクターとか教授、あるいは治安対策等の有識者、そういった方々を選定しながら、事業者を決定してまいりたいと思います。

また、時期につきましては、今後、国から基本方針の最終版が公表されるというふうに伺っております。これが年度内になるのか、年明けになるのか、まだ未定ではありますけれども、基本方針が正式に示された後に、県としまして実施方針を速やかに策定いたしまして、来年度中には事業者の選定を進めたいと思っております。

【小林委員】 今のお話のとおりで、やっぱり治安の面から弁護士を入れるとか、あるいは大学の教授等々の有識者を考えているとか、今言われたような形の中で、選考委員会はきちんとつくってもらうということで、ただ、来年度中というところだけでも、来年度のいつごろになるのか、来年度も12カ月もあるわけだから、来年度の春ごろにつくるのか、夏ごろにつくるのか、この辺のところについても、長崎県としては遅れをとってはならないという考え方を持っております。

今、事業者の方については、手を挙げてくださっているのが何社ぐらいあるのかどうか。国内で何社ぐらいあるのか、あるいは、外国から何社ぐらいあるのか。今、シンガポールで4,000億円から5,500億円ぐらいということで、この間からもそういう活動が明らかにされて見え

ましたが、もう今や、この4,000億円とか5,500億円ぐらいの規模で事足りていくのかと。投資金額は、事業の金額はもっともっと求められていくのではないかと思います。まず、どれぐらいの事業者が、今、長崎県にラブコールを送っているのか。そして、今言う投資金額、事業金額はどれくらいまで拡大されていくのか、この点についてのご答弁をお願いします。

【小宮I R推進課長】 今、お尋ねがありました、まず、I R事業者の対話をしております事業者数でございますけれども、国内外の事業者約20社程度と対話を継続しておりますけれども、今回、R F Cを実施いたします際には、I Rの実質のオペレーターと申しますが、I R事業者、この20社の中には投資を主にしておる事業者ですとか、エンターテインメント、イベント系の事業者等々もございますので、I R事業者ということで言うと、十数社ということになります。

次に、投資規模のご質問がございましたけれども、イベント等におきまして事業者自らが公表されておりますのが、先ほど申し上げました4,000億円から5,500億円ということでございます。

今、私どもが事業者と対話しておりますのは、それ以上の金額を示される事業者もおりますけれども、これは公表しないということを前提に、競争的対話を進めております。他の事業者とのいろんな状況もございますので、具体的な投資金額は、この場では差し控えさせていただきたいと存じます。

【小林委員】 課長、「競争的な対話」と、こういう明言があなたにだんだん似合ってきたね。この間までは、全然そういうところについてはほど遠いような感じがしたけれども、

やっぱりあなた方は役職につけば、しっかりと  
した言葉の中で「競争的な対話」と、こういう  
ところは具体的にどういうふうに受け止めれ  
ばいいか、最後に聞かせていただいて、終わ  
りたいと思います。

【小宮IR推進課長】 私どもは、今現在、ア  
メリカ系、ヨーロッパ系、それと、あとアジア  
系の複数の事業者と対話を進めさせていただ  
いておりますけれども、最終的には1社を選定  
するということになりますので、今現在の状況  
としましては、この数社と幅広く対話を進める  
という意味で、競争的な対話という表現を使用  
して進めている状況でございます。

【浅田委員】 本来、陳情書のところすべき  
案件でした。県庁跡地に関しては陳情にも、12  
項目のうち2つの項目が、県庁跡地についての  
陳情が上がっております。

それだけ多くの県民の皆様にとっても注目  
されている部分だというふうに判断をいたし  
ますが、今、さまざまな状況が進んでいく中で、  
改めて部長のほうにご確認をさせていただき  
たいんですが、部長にとって県庁跡地というも  
のをどのように捉えており、どのように活用し  
ていくのが県民にとっての最適なものであら  
うと部長自身はお考えなのか、お聞かせくだ  
さい。

【柿本企画振興部長】 県庁舎跡地の活用につ  
いての考え方としましては、やはりこの土地が  
持っている歴史的な価値、経過、そういったも  
のを活かしながら、そして、なおかつ、そこに  
活用を図っていく中で、地域のための賑わい  
を創出する。そして、それがまた、県全体にと  
っても効果的な活用方法になるといったこと  
が、基本的に考え方としてあるものと考えてお  
りまして、そういった点を踏まえながら、活用

策の検討を進めているところでございます。

【浅田委員】 そのとおりだと思います。

しかし、私がすごく心配しているのが、どう  
しても建物を建てることありきになっている  
のではないかと。昨日も、文教厚生委員会のほ  
うに参考人の方々が来ていただきました。その  
方たちは、我々総務委員会のほうにも6月定例  
会に来ていただいた方であり、昨日も、この場  
所というものがどれだけの価値があって、新た  
なものをつくる以上に、ここに重層的に積み重  
なっている歴史性というものが、長崎のみなら  
ず、日本、世界に誇れるものであるのではない  
かということをお話しになったというふうに  
伺っております。

その中で、どうしても企画振興部の中におい  
ては、まず、つくることが優先になっているよ  
うな気がしてなりません。もっともっとそこを  
しっかりと、どのようにやっていただくのかと  
いう意味において、今日も補足説明の中にあり  
ました、外部専門家の委嘱についてであります  
けれども、最大で5名から6名程度を想定してい  
るというふうにあります。例えば、こういう場  
合においても、どのような専門家の方々が来て、  
どのような発言をし、どういうところをしま  
り調査をしたかというようなことは、県民に  
開示はされるのでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 補足説明資料に  
ございますように、埋蔵文化財調査を行ってい  
く中で遺構等が出土した場合の取り扱いにつ  
きまして、県と教育委員会で協議する際に、全  
国レベルの見識を持つ方々にご意見を伺いな  
がら進めていきたいと考えているところでご  
ざいます。

どういった専門家というところにつきまし  
ては、出土した遺構等の内容によっても変わっ



てくるところがございますので、遺構の状況等踏まえまして、そういった分野の専門家の方々に意見を伺う形といたしております。

そういった状況の公開につきましては、こういったやり方というのは、今後検討していきたいと考えておりますけれども、必要な対応については、今後、整理をさせていただきたいと考えております。

【浅田委員】 今ご答弁いただいたことは、こちらにも書いていてわかっている部分で、私が気になっているところは、確かにどういった出土がされるのか、もちろん出土されるに違いないと私も思っているのです。お伺いをしているんですけれども、調査をする方たちが、よく県の方たちは、「専門家の方が言いました」、「専門家の方が言いました」と、すべての答弁が、どの専門家で、何の専門家で、誰なのかということがわからなくて、簡単に一言で、「専門家に伺いました」で済まされることが多いと思うんです。

前、私が質問をいたしました時にも、例えば、「県民の方々に一定の理解を得ました」という説明をします。でも、一定の理解をしましたと言っても、理解していない人たち、反対をしている人たちがいっぱいいるにもかかわらず、商店街の方たちはホールを望んでないにもかかわらず、皆さんは、「一定の理解を得た」、そういうふうな説明をする。だから、あえてここで専門家というのが、きちんと誰なのかということをつまびらかにしてほしいと、開示をしていただきたいと、これは要望の中、陳情の中にも入っていますが、そこをしっかりといただかないと、ほわっとした「専門家」で済むような歴史性ではない。この場所はそれだけのものを持っている地域です。そのあたりをもう少しし

責任を持っていただけないでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 私どももこの専門家につきましては、県庁跡地の埋蔵文化財についてもさまざまな分野がございますので、例えば石垣とかもございます。また、歴史につきましても、近世からございます。そういったところの時代とかも含めた各分野の専門家について、教育委員会のほうに推薦をお願いすることといたしておりますので、そういったところは十分留意しながらやっていきたいと思っておりますし、こういったご意見等が出た部分について、どのような形で公開できるかについては、今後検討させていただきたいと考えております。

【浅田委員】 室長、私が言いたいのは、開示をしていただきたいということを行っているんです。

おっしゃったように、たくさんの専門家がいらっしゃるでしょう。教育委員会が専門家です。だけれども、この委員会においてもこれだけしっかりと説明をなさるわけですから、やっぱりどういう議論が行われて、誰が、どういう知見に基づいてそれだけのことを言ったかということをしっかりオープンにしていだかないと、県民の方々は納得できないことが多々、多々あると思います。検討するではなくて、そこは、当然、開示をするというのが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

【柿本企画振興部長】 専門家の意見をしっかりと踏まえていくということで、これから、こういった外部専門家の方に就任をいただくかということは調整をしていくということで考えております。

そういった中で、専門家からいただいた意見についての関心が非常に高いということにつ

いては、私どもも十分に理解するところであります。

そこで、具体的にどういった形でいただいたご意見を公表していくかということについては、また今後、専門家の皆さんと、委嘱をお願いしていく過程の中、さらに議論をしていく中で、どういったことが可能かということについては、検討させていただきたいと考えております。

【浅田委員】 行ったり来たりになるのかもしれませんが、あまりにもしっかりとした覚悟がないなという気がするんですね。それだけ、先ほど部長は、一番最初に、ここはすごい価値のある場所だということはお認めになっている。だとするならば、専門家の方々にも、自分たちが出した結果というものを、自分たちが出した知見というものをいかに責任を持って県民に伝えていただいて、その活用策というのを考えていただかないと、専門家という言葉で逃げられては困るなというのが、正直なところ。これを詰めていっても、またどうせ検討、検討ということになると思いますから、ここはしっかりと開示をする方向に持っていただきたいというふうに思っています。

なぜそのように、先ほどからずっと詰めさせていただいているかということ、過去に、教育委員会のほうで専門家の意見を聞いて評価をする。私が一番心配しているのは、部長、いろんな保存の仕方があると思います。企画振興部としては、記録保存でいいのではないかと、頭から記録保存でいいのではないかと考えているのではないかと、このことを非常に危惧するところなんです、そのあたりは、部長、どのようにお考えでしょうか。

【柿本企画振興部長】 保存の方法というのは、

それぞれの遺構によって適した保存の仕方というものがあるのであろうというふうに、我々としては理解をしております。

そういう意味で、そこについて記録保存ということが前提というか、そういったことについて、今まで我々としてそういったお話をしたというふうには思っておりませんので、そこはそれぞれどういったものが遺構として出てくるのかということ踏まえた上で、そこに対しての保存方法も含めて専門家のご意見を踏まえるということだと考えております。

【浅田委員】 なんでこれを何回も言っているかということ、教育委員会で受けたその評価をもとにして、この担当部署で、その後どうするかということを決めるというのが、過去の委員会でも答弁をされていますよね、ご記憶あるかと思いますが、それを考えると、どのような埋め戻しをしてしまうのかといったところの検討は、ここの部署ということになってしまうわけですから、それならば、どんなすばらしいものが出てしまっても記録保存でいいという判断をされてしまえば、そういうふうになってしまうかわらないですか。ここの部署の中でそれを判断するというのが、前の委員会で言われていたんですけど、それはちゃんと専門家の方に聞いた上で、ここだけではなくて、きちんと判断すると考えていいですか。

私が心配をしているのは、幾ら専門家の方々がしっかりと保存をしていただきたいと言ったにしても、この部署の中でその判断を、県民たちが望んでいる、我々が望んでいる判断ではないことになってしまうのではないかと、このことが残されているので、何回も何回も同じ質問をしているんですけど、いかがでしょうか。

【柿本企画振興部長】 この埋蔵文化財の調査

と、その後の調査結果を踏まえた対応については、我々としては、予断を持たずに考えていくということで申し上げております。

そういう意味で、教育委員会も、当然専門的な部署としての立場で、これにしっかりとかわっていただいておりますし、そこで調査の結果が一定出て、その中で遺構等が発見された場合には、専門家のご意見を聞くということで、そこを踏まえて、逆に言うと、私どもだけで判断をするということではなくて、そこには教育委員会の意見も踏まえ、そして、専門家のご意見も踏まえて、それに我々も開発の責任ある者として加わって、その中でその判断をしっかりと行っていくということで、我々が何かの予断を持ってそれを考えるということではないと考えております。

【浅田委員】 ならば、部長のことを信用したいと思いますが、過去に、前回の委員会の中で、その評価をつけた調査結果を私どものほうが実際に県庁跡地を活用する部局にいただきまして、今度はどう判断するかという答弁がありましたので、そこにこだわっております。

しかしながら、部長はさまざまな方たちのご意見を聞いて、ホールありきではなく、しっかりとここを活用する方法を考えるという認識でよろしいですね。ホールありきでは決してないというふうに思っております。

【柿本企画振興部長】 先ほどご答弁させていただいたのは、まずは、跡地活用の考え方を、検討を進めるにおいて、今、当面、埋蔵文化財の調査ということが課題となっているということで、埋蔵文化財の調査について、先ほど申し上げたような形で、専門家の意見も踏まえて検討していくということで、それに加えて、その後の跡地活用のあり方ということでは、そこ

でこういった調査結果が出るのか、そして、専門家のこういったご意見が、またそこで確認できるのか、そこを踏まえた上で、その後の活用策についてどうするかというのは、またそこで議論をしていくことだというふうに考えております。

【浅田委員】 やっぱり非常に歯切れが悪いなと、また何回も何回も追及したくなってしまうような答弁かなと思いましたが、時間がないので、一度はここで進ませていただきます。

この間、一般質問の際にも、長崎大学の学生さんとパークレーの非常に優秀な学生さんが来て、5週間にわたって、この県庁跡地をどのような活用をするかという発表が行われました。このときに、その後、担当部署の方からは、それはうちからお願いしたわけではないと、大学から県庁跡地を使いたいと言ってこられたというふうに担当部署は言います。しかし、大学の先生側は、県庁からそれを言われたと言われています。

それが、どっちがどうなのかというところなんですけれども、あまりにもオペラができ、1,000席の高さが34メートルのホール、そして、そこにはインフォメーションセンターが必要、喫茶スペース、展示場、会議室、駐車場、これは別館につくってもよい。第3別館の保存はオプションとして必要である。そして、壁の保存と県庁跡地以外での建造物の建設は禁止であると。そして、えらい細かいなと思ったんですが、出島の前のスタンドは、必要あれば撤去可能、ここまで申し述べて、学生さんに企画案をつくらせているということが、一体どういうことなのかというのを、いま一度、ここでしっかりお伺いできればと思います。

【村上企画振興部参事監】 まず、ご指摘をい

ただいております長崎大学のワークショップですけれども、これは、本年4月に長崎大学のほうから、先ほどご指摘いただいたアメリカからの留学生、5週間でありまして、設計の演習に当たって県庁舎跡地を題材として使いたいということで申し出があったものでございます。

今、ご紹介がございました設計の条件について、どうしてここまで細かく設定をされているのかということなのですが、県といたしまして敷地の状況、それから、残っている建物の状況、あるいは関係法令の制約と、その時点では整備方針案でありましたけれども、その内容などについて、一定ご説明をさせていただいております。現状、県としてはこういうことを考えておりますということをご説明しております。

その後、学生さんたちとのやりとりの中で、残存する建物、あるいは樹木、周辺の民有地を含め土地利用などについてどのように考えたらいいますかということでご質問がありました。今回、県庁舎跡地を題材としてお使いいただくということを引き受けるに当たって、研究テーマとしてお使いくださいということでお話をしております。ということは、ある程度現状に沿ったものを条件とすることもございますし、また、研究テーマとして自由に設計をして構わないという部分もあろうかと思えます。

先ほど幾つかございましたけれども、例えば民間の建物をどうするのかといったところについては、現状、何も制約がないということでございますので、それはそちらで条件として自由に決めてくださいということでお返しをしているところでございます。

一方で、オペラができる34メートルのホール建物につきましては、私どもで配置の検討をす

るに当たって、昨年の11月に県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方ということで、議会にもお示しをさせていただいております。大体このあたりにホールがあって、このあたりに交流・おもてなしの空間があって、ここに広場があると、石垣の上におさめるという要件がございましたので、一定その大きさについては想定をしております。その中で想定しておりました数字が34メートル以上ということでございましたので、これはホールの建物としてどれくらい想定されていますかというお尋ねがありましたので、34メートル以上は必要になるでしょうねということをお答えしております。

ちなみに、この34メートルと申しますのは、大体同じぐらいの舞台を持つホール、演劇用のホールと申しますのは、舞台そのものと、上に舞台装置を吊り上げる空間が必要になりますので、このあたりの数字を勘案いたしまして、大体これくらいになるだろうということで、想定値として持っておったというものでございます。

また、1,000席のホールというのは、これは現状で、整備方針の中では1,000席から1,200席としておりますので、この中で、1,000席と大学のほうで設定をされたものであろうというふうに考えております。

【浅田委員】 大学の先生方が、県庁から頼まれたと、自分たちから申し入れたわけではないと、そのよううそをつく必要性があるのかなのかというのは、非常に疑問を残すところですが、それをここで議論をしてもしょうがないと思います。

そのときに、わざわざ模型図もしっかりあったというふうに伺っておりますが、私どもはそ

ういうふうな模型図を見たことがないので、模型があるのであれば、それもこの後しっかり、午後にでも、また議論させていただきたいと思いますので、見せていただきたいと思いますし、このホールというのは、ある一定、市がつくであろうというふうになっているにもかかわらず、なぜ県が全部説明をして、県の方向性だったんですか。そこに市の方は加わらず、県の方は一体何回ぐらい学生さんと議論をなさったりしているんですか。

【村上企画振興部参事監】 まず、模型についてですが、これは、実は私が個人的に作製したものでございます。着任以降、敷地の形状、特に高低差がよくわからないということがございまして、私の勉強のためにつくったものでございます。

実は、私はこの分野の勉強を大学でした者でございまして、学生さんに状況の説明をするに当たり、参考になればと思ってお見せしたというものでございます。

それと、大学とのやりとりでございすけれども、県のほうにお申し出がございましたこととございまして、県のほうで対応しております。最初に打診がありました時には、現地での説明と、先ほどの県としての整備方針の内容の説明、それから、途中段階での中間発表と最終発表に立ち会ってほしいということでご依頼がございました。これらの説明と、それに加えて、メールでのやりとりによって、先ほどの条件などについて質疑応答をしていたという状況でございす。

【浅田委員】 そうですね、どんなに埋蔵文化財が素晴らしいものが出てきても、そこに何でもホールをつくるという参事監の思いが溢れているかのような模型図なのか何なのか

がすごい気になるころではありますが、それはぜひお見せいただければと思います。

先ほどの細かい条件というのは、大学側が想定してつくったということですか。スタンドもなかったりとか、いろんな細かいことに関しては、県というよりも、自由な発想の中で大学側が出したものですか。

【村上企画振興部参事監】 幾つかご紹介がありましたが、県の想定に沿っておられるところもあります。また、民間の建物については、周辺のいろんな建物、国道34号線沿いを学生街にしたいというようなご提案を考慮しておられたそうですので、幾つか建物、空き地が出てきている、例えば県警本部跡地なんかも空き地になってきつつあったんですが、そういったところの状況をどう設定したらいいですかというお尋ねがございましたので、それについては、もう自由に設定をしてくださいというふうにお返しをしたものでございます。

【浅田委員】 今日はこれで終わらせていただきますけれども、いずれにしても、確かに素晴らしい作品でした。このまま基本構想になるぐらいの素晴らしいものができ上がっているなというのを思ったんですけれども、学生さんに、あまりにもこちら側の要望でやらせていたのかなというような疑義があったものですから、これは質問させていただきましたし、後ほど、これはまた質問させていただきたいと思えます。

【中島(浩)委員長】 ここで休憩をしたいと思います。

再開は、午後1時30分といたします。

-----  
— 午後 零時 2分 休憩 —

-----  
— 午後 1時29分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外質疑を行います。

【川崎委員】 I Rについてお尋ねをいたします。

午前中、小林委員のほうからも、事業者の選定のことについて質疑がありました。関連いたしますが、改めてその手順について確認をさせていただきますと思います。

部長説明で、R F Cの取組についてありました。来月からR F Cを開始して、来年の3月ごろ、実施方針への反映というところまで説明がございました。その後、実施方針を策定され、事業者選定ということになりますが、いま一度、詳細に事業者の選定に至るまでの経緯といたしますか、スケジュールについてお尋ねをいたします。

【小宮 I R推進課長】 午前中の小林委員のご質問にお答えした際に、少し詳細ではなかったということで、改めて川崎委員からのご質問でございますけれども、今現在、国から示されております基本方針案、こちらにつきまして、各自治体からの申請の準備状況等のヒアリングが実施されると伺っております。このヒアリングを経て、最終的に区域認定申請の受付期間等も具体的に示されるというふうに想定しております。

仮の話で大変恐縮ではございますけれども、年度内にカジノ管理委員会が設置され、3月中にも最終的な基本方針が国から示された後、直ちに、県といたしましては実施方針を策定いたしまして、事業者の公募・選定にかかる詳細な制度設計を行ってまいりたいと思います。

新年度に入りまして、実施方針に基づきまして事業者の公募に取りかかる予定としております。期間は、おおむね半年程度ということをして

想定しておりますので、最速のスケジュールで申し上げますと、来年度の秋ぐらいには事業者の選定までは進めたいと思っております。

その後、区域整備計画を事業者とともに策定いたしまして、国から示された区域認定申請の受付期間に間に合うように、鋭意準備を進めてまいりたいと思います。

【川崎委員】 スケジュールについては承知いたしました。

このR F C、あまり聞き慣れないことでして、リクエスト・フォー・コンセプトという取組ですが、これは実施方針へ反映をするというところが、一つ最終目的になっているようでございますが、まず、この実施方針へ反映をさせるといふこのステップは、県の実施方針策定に当たって、つまりR F Cの成果物、事業者からいけば成果物、これを踏まえて、よりよいものを県として考えていく上でのステップと、そう理解をしていいでしょうか。

【小宮 I R推進課長】 委員ご指摘のとおり、各事業者から受けましたコンセプトの中身を、よりよいものを本県の I Rとして設計すべく、実施方針に反映をさせていくという取組でございます。

【川崎委員】 そうしますと、先ほど事業者で長崎県に対して非常に関心があるところが十数社という説明もありましたが、多くの事業者の方に、このR F Cに参加をしていただくことは、ある意味大事なことなんでしょうね。そういったところから、よりよいご提案を受けつつ、そこからさらに、長崎 I R実施方針を策定するに当たって、さらに、よりよいものにつくり上げていくように努力をしていただきたいと思います。

次に、国の基本方針を読むにつけ、これまで

ないスケールやクオリティーというのが求められていると思います。最近、ハウステンボスと佐世保市が、当該の候補地約30ヘクタールと敷地内のホテルについて、205億円の売買予約契約が締結をされたということを伺っております。

まず、その30ヘクタール、これまでにないスケールやクオリティーを求められているということから、この30ヘクタールという広さ、そして205億円という、これは将来、事業者が取得することになるかと思いますが、205億円という価格について、県としてどう評価をしているか、お尋ねいたします。

【小宮 I R推進課長】 この30ヘクタールの I R候補用地でございますけれども、今現在、国の I R整備法施行令で示されております中核施設、M I C E施設ですとか宿泊施設、この規模を敷地内に十分展開できるという事業者とのやりとり、対話もございまして、私どもといたしましては、候補地としては十分な広さを確保できたものと認識をいたしております。

加えまして、今般、この30ヘクタールにつきまして、205億円での売買予約契約に向けて合意をしたということで報告を受けておりますけれども、佐世保市が実施いたしました不動産鑑定評価による土地の評価、それと、敷地内に設置されておりますホテル等建物の評価を合わせたものということで、適正な評価がなされておるものと認識をいたしております。

【川崎委員】 わかりました。

先ほど投資が大きければ、その分、わかりやすく言えば売上と言いましょか、売上に反映しますよと、つまり、これが粗利の30%が国並びに県にと考えると、やはり広さはより大きく取得したいし、投資もより高まっていくという

のが理想なのかなと思います。一定広さについては十分というお話がありましたので、これは進めていかれればと思いますが、可能性があれば、いろんな広さを求めていくとか、投資を高めていくとか、そういったことも、ぜひ、実施方針の中に盛り込んでいただけるように努力をしていただければと思います。I Rについては以上です。

県庁舎跡地について、お尋ねいたします。

先ほども質疑があってございましたが、埋蔵文化財がいよいよ発掘調査がスタートし、約3カ月取り組まれるということでございました。仮定の話なので、そこについて議論するつもりはありませんが、いろんなものが発掘される、されないということにはかわからず、ここにある重層的な歴史、これはもう間違いない事実かと思います。そう考えると、何がどうあれ、この重層的な歴史をしっかりととどめるということは、この県庁舎跡地には反映をすべきというふうに考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 県といたしましても、この県庁舎跡地の重層的な歴史の重要性については、十分認識をしているところでございまして、整備方針の中にも、「岬の教会」ですとか、「長崎奉行所西役所」など、この地のそういった歴史を踏まえた情報発信機能を整備するというのを盛り込んでいるところでございまして、こういったものが、より効果的な発信につながるかといったところをしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 そこだけは何としてもしっかりと守って、堅持をしていただきたいと思います。

県庁舎跡地、本庁舎があったところが、割と

焦点が当たっているところではありますが、県警跡も、当然のことながら一体的に整備をする大事な用地かと思います。

ただ、残念ながら、あそこが本庁舎の跡とすると、道路を挟んでいるとはいえ、もう一画あって、飛び地になっていて、まちづくりということを考えると、いまひとつ使いづらいというか、そういった感じがしないでもありません。

日本生命が角地の土地をお持ちかと思います。道路を一本挟んでいるとはいえ、この角地、まちづくりに関しては魅力がある土地だというふうに思います。この日本生命の、跡地という表現がいいんでしょうか、今、建物がありませんが、日本生命所有の土地に対して、県庁舎跡地の開発活用、何か連携をしながら進めていくのが肝要かと思いますが、そういったお取り組みについてお尋ねをいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 お話がございましたように、まちづくりの観点から、県庁舎跡地を含め、エリア全体に賑わいを創出していくという視点は非常に重要なことであると考えているところでございます。

土地の所有者の日本生命のほうにも、県の考え方をしっかり伝えながら、引き続き情報交換を行っていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 角地がコントロールがきくかどうかは、かなりまちづくりに大きくかかわってこようかと思います。いろんな考え方があろうかと思いますので、具体的にこうだ、ああだということは申し上げる場ではないと思いますが、民地ではあるものの、重要な関心を持ってお取り組みいただければと思います。

交通結節点についても、随分前から、バスベイということについて、あまりにも表現が粗雑

だということはしきりに指摘をさせていただいておりましたが、最近、奈良県のほうで45億円でバスターミナルを整備したけれど、全く活用がなされていないと、マスコミもかなり厳しく指摘をされているところではありますが、やはり交通結節点、交通のあり方ということは、まちづくりに大きく影響していくわけで、バスベイ、貸切バスの駐車場、そういったことも一定考えはあろうかと思いますが、毎度のことでありますけれど、十分に、附帯機能という整理ではなっていると思いますが、もう格上げしていいぐらいの重要な機能かと思いますので、しっかりとご検討いただきたいと思います。これはご答弁は結構でございますので、ご認識いただいております。

次に、移住政策についてお尋ねいたします。

本当に努力をしていただいて、大きな成果を出していただいていることについては、敬意を表したいと思います。

そういった中で、移住政策につなげていただきたいなという思いで質問させていただきましたが、実は、昨日、アニメ、サブカルチャーを活用した地域振興ということで、文化観光国際部の方と質疑をさせていただきました。漫画家がかつて養成した「トキワ荘」というのがあって、トキワ荘プロジェクトというNPO法人もありながら養成をする、そういった施設があるやに聞いております。ぜひこういったサブカルチャーを利用した移住・定住、そういった施策というものが展開できないものかなというふうに思っているんです。

養成所なので、移住・定住ということについて何も担保されたものはなく、おそらく専門学校みたいに、数年すると成長して、次のステップということもあろうかと思いますが、一定こ



ういった技術を持った、才能を持った方がその地にとどまって技術を磨いていく。そして、そこから日本へ、世界へと旅立っていく、そういった素晴らしいプロジェクトであります。こういったものを県内のしかるべきところに誘致をして、移住・定住に結びつけていく、そういった施策も十分に検討に値するものかと思いますが、県のご見解を賜りたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 今、委員のほうからお話がありました、漫画、アニメなどのサブカルチャーということ、ご承知のとおり、クールジャパンコンテンツと言って、世界的にも大変注目を集めておりまして、交流人口の拡大とか、地域振興に大きく寄与しているものと思っております。

漫画、アニメとは少し異なった視点ではあるかもしれませんが、昨年9月に南島原市において、旧白木野小学校の廃校舎を活用して再生した、芸術交流施設「アートビレッジ・シラキノ」というのがございます。こちらのほうでは、南島原市が実施主体で進めているプロジェクトなんですけれども、芸術家が一定期間滞在しまして、施設の中に宿泊施設もございまして、そこに宿泊して創作活動を行って、こういった専門的な技術を一定期間で磨いていくと、それを発信していくと、こういった取組を行っております。

今年度、もう既に行っているところで、芸術家の方からは、これは新聞情報であるんですけど、「南島原市に一定期間滞在して、第二のふるさとになった」というふうな評価をいただいているということもお聞きしております。

こういう形で、直ちに移住・定住に結びつかどうかというところは、まだまだ不透明な部分があるにせよ、一度長崎県にお越しください

て、その地域の方と交流等をしていただくということは、今後の移住に向けて大事なことだというふうに考えております。

県としても、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、市町とともに、関係人口の取組ということで、交流人口でも、定住人口でもない、継続して地域との関係を構築するような取組を行いたいと思っておりますので、こうした一定期間長崎に滞在して、そこで長崎のファンになっていただく、あるいはイベントを通じて長崎県の継続的なファンになってもらう、こういった取組を市町とともに、今後進めたいと考えております。

【川崎委員】 浅田委員が共著の「コンテンツツーリズム入門」という本を、先ほどお借りしたところでして、拝見をさせていただくと、「アニメの聖地」をまとめた部分があって、ずっと順位なんです。長崎が16位、36カ所あると。昨日も紹介をしたんですが、アニメツーリズム、長崎さるくの紹介をさせていただきましたが、佐世保では艦隊コレクション、「艦コレ」という、まさにこういったクールジャパンの力を最大に活用しながら地域振興に取り組む、いわゆる観光のレベルではありますが、取り組んだ実績がたくさんあるわけです。

先ほど36カ所、全国でも16位、これだけアニメの素材になっている。県の努力もありますよ。施策としてやっているのも、努力もありますよ、まさにそういったことで、非常に可能性が高い地域が、この長崎なのかなと。そういったたくさん素材が埋まっているこの長崎において、そういった技術を持っておられる方をしっかりと誘致を図っていく、そのことがまさに第二のふるさとになって、その先には、その先にはということも期待をするわけでございます。

今まで移住政策の部門と、そして、文化振興の部門と全く違う部署でしたので、パラパラで話をさせていただいていますが、連携をとっていただいて、文化の力をかりた移住・定住、そういった施策というものも新たに構築をしていく、検討していくということが大事じゃないかなと思いますが、最後にご答弁をいただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 ただいま委員のほうからありましたように、移住あるいは定住促進の観点で、観光に加えて、地域がそれぞれの地域資源を生かして魅力ある地域をつくっていき、その地域独自のまちづくりを目指していく、いわば地域のブランド化みたいなものに取り組むことによって、観光の交流拡大のみならず、ゆくゆくは移住・定住につながっていくだろうということは、まさに委員お考えのとおりだと思っています。

先ほど南島原市の事例をご紹介しましたが、けれども、ちょうど今、私どもと文化観光国際部のほうと少し連携をとり合いながら、市町に関与している事例として、雲仙市の小浜のほうでは、いち早く移住したデザイナーの方が、東京から世界一流のデザイナーを呼び込んでイベントをやるような、そういう取組も、地域によって進んでいるところもあります。

移住の話でいきますと、文化の分野ではないんですけども、例えば五島とか壱岐のほうではリモートワーク、あるいはテレワークの推進ということで、一度、その地域に来ていただいて仕事をする中でファンになっていただくという取組を進めている地域もあります。

こうした形で、それぞれの地域が地域の資源とか強みを生かして、観光のみならず、移住・定住につなげていくということも、まさに重要

なことであると考えておりますので、先ほども答弁申し上げましたとおり、次期総合戦略においても、文化観光国際部等、あるいは私ども部内のスポーツ振興課で、スポーツを核にしたファンづくりというものもあるのではないかと思います。さまざまな分野において、こういう関係人口の創出・拡大に取り組んでいきたいと思っております。

【松本委員】 私は、4項目について質問をさせていただきますので、時間が限られていますので、端的に答弁いただきたいと思います。

まず一つ目ですが、議案説明資料の1ページ目にあります、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご質問いたします。

この報告にありましたとおり、第1期が終わりまして、来年度から第2期ということで、1期目の取組による要因分析をして、そして、それを踏まえて政策を構築し、第2期に、具体的な成果につながる総合戦略をつくるということで説明をいただきました。

まさにPDCAサイクルではございますが、一番大事なことは、やっぱりCの後のA、アクションのほうだと思います。

結果的に、まず、要因分析の中で報告によりますと、一定の企業誘致による雇用創出や移住者は増加したにもかかわらず、しかしながら、人口減少が止まらない。県内就職が伸び悩んでいる。さらに、女性の転出が超過しているという課題が見えてまいりました。

では、第2期は、第1期と比べて何に力を入れて、何を重点的にするのかというところが大変重要になってくると思うんですが、その部分に対して、第1期と異なる手法とか、手段とか、そういったものに対してのお考えをお尋ねいたします。

【陣野政策企画課長】 委員からお話がありましたとおり、第1期の戦略につきましては、さまざまな施策を講じてきたところでございます。

今お話がございましたように、雇用の場の創出、移住者数というところは、現時点では目標を上回る成果を上げているところでございますが、なかなか人口減少に歯止めがかかっていないと。

一つは、やはり県内就職率が伸び悩んでいるというところもございます。こちらは、高校につきましては65%の県内就職率の目標を掲げておりまして、平成26年時点では57.7%ということで、一時期、平成28年時点では63%まで上がっていましたが、平成30年の時点が61%と少し下がってきていると。大学につきましても55%の目標でございましたが、平成30年時点では41%ということで、伸び悩んでいるというところでございます。

やはり県内就職率というのは、どうしても長崎県の場合、若者の転出超過というのが一番の課題でございますので、ここの県内就職率のところをいかに上げていくのかというのが一番の課題だと考えております。そうしましたことから、改めて県内就職の体制等の見直しをしっかりと図っていききたいと思います。

雇用の場の創出は、一定目標を達成しておりますので、求人自体は増えてきているところでございますが、一方で、県外のほうからの求人かなり増えてきているという状況を聞いております。

こうしましたことから、やはりそういったところの条件等比べてみますと、賃金であったり、賞与であったり、休日であったりといった、そういう条件のところ、県外の企業と比べると

まだ劣っているという面もございますので、改めて県内の企業の皆様にも、そういった採用の条件の処遇面での改善をお願いしていくという点に注力していきたいと思っております。

一方で、採用活動自体も、保護者の皆様のご意見も聞くと、県内企業のことをあまり知らないというお話もございますので、改めて県といったしましては、県内企業の情報をいかに学生・生徒の皆さんに伝えるのかという点もございますし、企業の皆様にもそういった採用活動に力を入れていただきたいと思っております。

そういった面では、課題のところでもお話ししておりますが、改めて県、市町、行政、そして教育機関、企業の皆様、県民の皆様と改めて意識の共有を図るところにも注力していきたいと考えております。

まずはそういった形と、あわせて、大学進学時に県外に出ていかれている方も多くございます。この方々がなかなか戻ってきていないという状況もありますので、改めて県外の大学に進学した方のUターン対策にも力を入れていきたいと考えております。

【松本委員】 ご答弁ありがとうございました。

申し上げたいのは、今まで5年間やってきてこうなんですね。さらに、今度は令和2年から7年までの6年間やる計画、もちろん骨子なので方向性だと思うんですけども、今までやってきてこの状況、県内就職が伸びないという状況の中で、それで企業の採用条件とかそういうものは県で動かせることができませんよね。その状況の中で、じゃ、今後6年間でどうやったら上がるのかというところが、見させていただいた政策では、今までの既存の政策と大きくかわりばえがしないものですから、じゃ、同じように6年間やって、本当に数字が上がるのかとい

うところにちょっと疑問が残ったわけです。

もちろん、令和2年度の新年度から始まりますから、その部分は、ぜひ新規事業、もしくはその部分の予算を拡充するなど、そういった県の政策にも反映させていただきたいというふうに思っております。

特に、女性の県内定着の促進に関しては、離職率が上がっているというふうに聞いております。特に保育士とか、看護師とか、介護士とか、そういった方たちの処遇、これも保育士なんかは県外、特に都心では住居費が無料になって、県内からかなり抜かれているという話も保育士会から伺っているんです。だから、そういった処遇改善も、再三県にもご提案しているんですけど、なかなかその分の予算も上がっていきません。ずうっと上がっていません。そういったところに、やはり選択と集中をしていって取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

2つ目は、追加1に入っています長崎空港のリモート化についてでございます。

大村市からの要望でも24時間化ということが出ております。後でも言いますが、I Rに関しても、これは重要なことだと思います。

しかしながら、これがなかなか進まないのは、やはり管制業務の増員などの体制の整備がなかなか進まないということではありましたが、しかし、その中で、実は今回、管制のリモート化、自動化ですね、これの検討を進めていくということで少し前向きになってきたかなと思います。

実は、隣の佐賀空港は、1998年の20年前から県営でリモート化が入っていると伺っています。隣の佐賀空港のリモート化の実績について、まずお尋ねいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 佐賀空港の状況でございますが、委員ご指摘のとおり、佐賀空港につきましては、リモート化という格好で、実際の航空管制官の方は常駐しておらずに、管制についてはリモートでやられているという状況でございます。

現在の状況でございますけれども、運用時間が17.5時間ということで、朝6時30分から24時までの運用という形になっておりまして、実際、すべての時間帯において管制官が常駐するというのではなくて、リモートでそこは行われているという状況でございます。

現在、佐賀空港においては、国内線が羽田、成田の定期航路が2路線と、海外が4路線ということで運航がなされております。全体の利用者数が、平成30年度、これは過去最高の数字でございますが、約81万9,000人と伺っております。

【松本委員】 深夜便とか早朝便になるとメリットがあると思うんですね。例えば、今の長崎～羽田は8時とかだけれども、もっと早い時間から行けば前泊をしないでいいと。朝行って会議をして帰ってこられる。もしくは北九州空港も、今、深夜便をしていて、ディズニーランドに日帰りができる、泊まらなくても深夜に帰ってこられるという意味では、利便性は上がってくると思うんですね。

しかしながら、佐賀も北九州も今やっているわけです。私たちがこれから取り組んでいくという段階で、ほかでもう既に稼働しているものに新たに組み込んでいかなければいけないわけですから、そこに対しては、すぐあしたからなるわけではなくて、やはり2～3年はかかると思うんですけども、そこはやはり航空会社に対してセールスをしていって、長崎県も早朝

便、深夜便ができますよという告知をしていないと、いざ、導入しましたけれども、航空便が来ませんということであって、どうしようもないと思いますが、そちらに対しての取組はどのように考えていらっしゃいますか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 今後の取組についてでございますが、今回、リモート化ということで、今までは、航空の管制関係の体制づくりが先か、もしくは航空会社のほうから考えてみると、その体制ができないと、なかなか先々のそういう路線の計画検討ができないという状況でございましたが、一部リモート化を入れるということで一定の見通しといいますか、航空会社等へセールスができるようになるのかなと思っておりますので、早速、私もこの10月から、リモート化の内容を含めたところで各航空会社へのセールスを強化していきたいと考えております。

【松本委員】 ぜひ進めていただきたいし、これはI Rのアピールにもつながるんですね。長崎空港のキャパが増えていきますよということにもつながるので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして、もう一つ気になることが、例えば、長崎空港、大村に深夜12時に着きました。12時に着いて、そこからどうするんだという話、バスがちゃんとできているのか、タクシーはできたとしても、大村に宿泊するのか、そういったところの2次交通や宿泊に対してのフォローも同時進行でしていかないと、航空便が来ましたよと、その後はどうするんだということになります。そちらのほうはどうでしょうか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 深夜・早朝便の運航に対する2次交通の関係でございますが、私どもは、深夜・早朝便等を含めて路線

の誘致をしていきたいと思っておりますので、今後、そこにもらんだところで24時間化推進委員会等を含めて、バス事業者もしくは大村のタクシー協会等ともよく協議をしながら、どういう形の運行ができるのか、もしくは大村市内にどうやって泊まっていたのか、そういう部分も含めてよく協議を行っていききたいと思っております。

【松本委員】 これは大変大きな起爆剤になると思いますので、ぜひ連携をしていただいて、経済効果も、泊まっていただければありますし、また、来た方がアクセスがなくて困ることがないように、進めていただきたいと思います。

次に、I Rについて質問いたします。

先ほど小林委員、川崎委員からもございました。私もやはり気になることが、先ほど小林委員からもありましたけれども、I R事業者がこれから選ばれるための不安要素というのをしっかり対策をしていかなければいけないと思っております。

基本構想案を読ませていただきました。基本構想案、本当によくできているんですが、その中でも、先ほどからありましたとおり、31ページからの部分、交通インフラについてでございます。

調べますと、ハウステンボスが、大体年間288万人来場しているということで、300万人近い方が、今現状としてハウステンボスで受け入れていると。その中でI Rの目標が、以前の資料だと740万人の受け入れ、つまり、2倍以上の方を受け入れようとしている中で、結局この部分で空港からのアクセスというのが、今の現状では大変厳しいと。

私も、実際、大村からハウステンボスに行く時に、やはり渋滞をして1時間ぐらいかかった

経過がございます。そういったものに対して、交通網に関しては、道路や船を使う場合は港湾ですよね。そうすると、いくら民間事業者が何千億円かけたとしても、道路や港湾は民間業者がつくれませんから、やはり行政として、ここに関しては、いつまでにこのように整備をしますと、業者に聞かれた時に対応するような準備が必要だと思います。

逆に言えば、民間で投資して交通インフラをしてもらうことも、例えば船をつくっていただくとか、さまざまな提案が36ページに出ておりますが、そういったVIP対応できるものも民間にお願いすることも、同時にしていかなければいけないと思いますが、そちらに対しての準備というものは、業者の方が納得いただけるような説明はできるような準備はしていってほしいかなと思います。

【小宮IR推進課長】 今、委員ご指摘がございました交通インフラの問題は、私どももIR誘致を進めるに当たって重要な課題だと認識をいたしております。

今現在、行政におきましては、国、県、市、それぞれ行政の関係する機関が集まりまして、長崎IR交通連絡調整会議を開催いたしております。国道でありますとか県道、市・町道それぞれあります。また、港等の活用もございます。こうした関係者の会議を持ちまして、計画的にどういうふうな整備が可能なのか、意見を交換しながら対策を具体的に講じる検討を進めております。

また、周辺地域の渋滞のご指摘もございましたけれども、やはり佐世保ハウステンボス周辺の渋滞が生じないような、いろんなソフト対策、例えば道路交通の案内板でありますとか標識、そういったもののソフト対策も含めて、随時検

討をしてみたいと考えております。

【松本委員】 道路は時間がかかることではありますけれども、しかし、もうそれに合わせて国に要望もしていってほしいと思いますけれども、これは、もちろんIRもきっかけになりますし、先ほどの空港の24時間化もそうですし、同時並行で、決まってからするのではなくて、IRもあるから、さらにプラス要素として国に要望しやすくなるわけでありまして、そちらをぜひ進めていただきたいと思いますし、また、海のルートですね。こちらは直線で、海は渋滞はありませんから。しかし、漁業権の問題も出てきます。これも決まってから漁業者と話していても時間がかかりますから、並行して、こちらのほうも進めていただきたいと思います。

それと、もう一つ心配なことは、8月に片山さつき元地方創生担当大臣がハウステンボスを視察されました。そのときに記者会見も開かれましたし、さまざまな意見交換もさせていただきました。もちろん、今は本県選出の北村大臣でございますが、その中でおっしゃっていたのが、42ページに書いてある、片山大臣がおっしゃるには、九州の代表というのはわかと。すごく地方創生にかなっているんだけれども、民間も議会も行政も一丸となってやっていますということを大臣に申しました時に、いやいやと、北九州が手を挙げているじゃないかと、この件はどうなっているのと。そこら辺は、九州は一枚じゃないのというところで、合意はとれているのかということ懸念されていらっしゃいました。

これに関しては、福岡なのか、北九州なのか、どちらかわかりませんが、長崎県からしっかりと協力要請をしてもらわないと、ここで足

並みが崩れれば、やはり競争が厳しくなると思うのですが、そちらのご見解をお尋ねします。

【吉田企画振興部政策監】8月9日に片山元地方創生担当大臣が来られた時に、私は一緒に参りまして、佐世保の現地でIR関係の説明を行いました際に、まさに今、松本委員ご指摘のとおり、九州一体となって進めておりますと申し上げましたところ、今のようなご指摘があったところでございます。

その後、実は政府、観光庁のほうで、各自治体に調査を行った結果が伝わってきているところでございます。先日、赤羽国土交通大臣のほうから、全国8地域ということで、閣議後の記者会見で表明をされたところでございまして、その中には北九州市は入っておりませんでした。都道府県、政令市の中で大阪府・市を一つと考えた場合に既に誘致を表明している大阪、長崎、和歌山、横浜と、現在検討中の東京、千葉、名古屋、北海道の計8地域が発表されておりますけれども、その中には北九州市は入っていなかったため、確認をいたしましたところ、適地がなく、未定ということで回答されているようでございます。

ですから、九州一体となって進めておりますという私の構図は、いまだ崩れておらず、国の関係機関をはじめ、関係国会議員、それから九州経済界も含めたところでしっかりとアピールを行っているところでございます。

【松本委員】それを聞いて安心しました。ただ、行政サイドと、また、民間の一部団体での声が上がっているということもあります。しかし、私たちがやはりすべきことは、長崎だけのメリットではなくて、これはあくまでも九州全体のメリットなんです。だから、残り、沖縄はちょっと離れていますけれども、福岡にとっ

ても必ずプラスがあるんですよということを、やっぱり私たちが足を運んで理解と協力を、連携していきましょうというふうに福岡県に対してもしていくことが、北九州を抑える一つの要因にもなってくると思いますので、そちらのほうも、会議だけではなく、担当のほうからも各県回っていただいて、一緒にIRを盛り上げていきましょうという取組をあわせてお願いしたいと思います。

それと、やはりこれから大事になってくるのは、いかにメリットを発信していくことではないかと思っております。先ほど小林委員からもありましたとおり、雇用も2万人と言われて、投資効果、経済効果も運営で2,600億円、建設で3,700億円と言われていることが、県民の皆さんに伝わることによって、県のためになるんだと、売上の15%が県に入って、県民に還元されるんだということがまだ伝わってないところがあるんですね。そちらもぜひ、合意をとるために発信していただきたいし、IRの事業者に対しても、やはり不安要素の払拭のアピールをぜひしていただきたいというふうに思います。

最後に、跡地について質問をいたします。

資料1に、検討状況の説明をいただきました。やはり一番大事になってくるのは、跡地に対して賑わい、おっしゃいましたね、広場の賑わい、それとホールだと思うんですね。賑わいというのは、人がいて賑わいがあるわけであって、ホールだって、観に来る人がいなきゃいけないわけです。

じゃ、多くの人に来て集まるには、何が必要かということ、交通アクセスなんですね。徒歩であそこに集まる人はほとんどいないわけであって、当然、車かバスを使うわけでございます。

じゃ、交通アクセスが今の状態でどうなのかと  
いったら、全くできてないわけですね。車も止  
めるところも、今の中では少ないし、バスも遠  
いし。で、よくあるのは、やっぱり駅前の再開  
発が多いですね。当然、駅があるから、そこ  
に人が集まるから、そこの前に広場ができるわ  
けです。しかし、何もないまちのど真ん中にど  
んと広場があったところで、そこに本当に人が  
集まるのかなというところで、先ほど川崎委員  
からもありましたけれども、バスターミナルの  
交通アクセスをどのように考えているのか、そ  
れと、駐車場に対して何台ぐらいの駐車場を用  
意するのか、ホールを利用される方が何人いれ  
ば、必然的に駐車場は何台というのが逆算でき  
ると思いますが、そちらのご見解をお尋ねいた  
します。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 お話がございま  
したように、交通結節機能という部分について  
も、跡地活用については十分検討していかなけ  
ればいけない課題だと考えているところでござ  
います。

先ほど川崎委員からもございましたけれども、  
交通機能につきましては、現在、バスベイ  
ということ考えているところでございます  
けれども、そのバスベイ自体もどういった形で  
機能を持たせるのかといったところについて  
は、今後、より具体的な検討を進めていかなけ  
ればならないと考えているところでございま  
す。

また、交通機能のあり方自体をどう考えるか  
といったところにつきましては、跡地だけでは  
なく、市内のエリア全体としてどう考えるかと  
いったような視点が非常に重要だと考えてい  
るところでございます。こちらは所管は土木部  
になりますけれども、交通結節機能のあり方に

についての会議なども先般立ち上げられたと聞  
いておりますので、そういったところの議論な  
ども踏まえながら、今後、私どもも検討を進め  
てまいりたいと考えております。

また、駐車場につきましては、整備する施設  
の延べ床面積に応じまして台数が決まってく  
るようなところもございます。今後具体の検討  
を進めてまいりますので、必要な台数をどうい  
った形で確保していくかというところについ  
ても、長崎市のほうとも十分協議をして進めて  
いきたいと考えているところでございます。

【松本委員】 やっぱりバスや電車で来られる  
方々にとっては、例えばココウォークという商  
業施設は、その中にバスターミナルがあるわ  
けですね。そうしたら、必然的に交通拠点に  
なって、その部分で買い物をされるというこ  
ろで利便性は上がりますが、その部分で、  
バスベイというだけで、本当にバスでどんど  
ん人が来るのかと。じゃ、1,000 人規模のホール  
をつくったとして、その部分で本当に人が、  
いろんな県外から、また県内から集まるのに十  
分なのかという部分では、これから計画をつく  
る機会ですから、その部分で、やはり民間の  
方々にも意見を聞きながら進めていただきた  
いと思います。

駐車場に関しても、7 ページに書いていると  
おり、県と市の考え方が違いますよね。県は地  
下、市は周辺にということで、また、ここもず  
れています。この部分が、まずそろうことが  
大事だと思いますが、やはり地下駐車場を考え  
た場合、一般的には、平和公園とかもそうです  
けれども、コストがかなり上がりますよね、地  
下につくるわけですから。そういった意味では、  
やはり平面のほうが現実的ではないかと思う  
中で、一つ、今話が上がっている、民間デベロ



ッパーによる県警本部跡地です。ここは民間が開発するわけですから、その部分に立体駐車場で、駐車場の収入も入る。その中で建物を複合型にして、オフィスを入れる、マンションを入れるなどしてビルにすることによって、すぐ目の前に駐車場があれば、民間も駐車場代とか家賃が入るわけですから、民間で運営ができると。そうしたら、公的資金を投入しなくても駐車場をつくることも可能になります。

そういったのも含めて、やはり賑わいを創出すると言いながら、結局どうやっていくかの手段が十分にできていない中でつくことはやっぱり不可能でございますので、例えば 1,000 人呼ぶなら 2,000 台の駐車場、周辺にどれだけあるのか、そういったところも今後の計画の中に入れていただいて進めていくことが必要になっていきますので、そちらは要望にかえさせていただきます。

【下条委員】 皆様、お疲れさまでございます。

私のほうからは、スポーツ振興についてお尋ねをしたいと思います。

6 月定例会の一般質問で、V・ファーレン長崎スタジアムシティプロジェクトについて質問をさせていただきました。

2023 年開業予定の三菱重工幸町工場跡地にサッカースタジアムを中心とした大型商業施設ができるということでございます。

9 月 26 日現在、J2 リーグは非常に上位がせめぎ合っておりまして、現在勝ち点 50、11 位という立ち位置につけております。J2 リーグは全部で 42 試合ありまして、現在 33 試合、約 80%が消化されて、残り 9 試合、プレーオフ圏内まで勝ち点差 5、自動昇格まで勝ち点差の 2 位まで 8 という、非常に厳しいですけれども希望がある、頑張れば手が届くような立ち位置に

なっております。

そこでお尋ねですけれども、私も V・ファーレン長崎の新スタジアムを一般質問でさせていただいた時に、テレビのメディア等に取り上げていただいたりしまして、また、たくさんの市民、県民の皆さんからいろんなお声をいただきました。非常に注目をしている事業かなというふうに思っております。

そこで、この V・ファーレン長崎を県として応援する意識といいますか、どのように県として捉えているのか、お尋ねいたします。

【野口スポーツ振興課長】 私どもは長崎県総合計画、それから長崎スポーツビジョンにおいても、地域密着型クラブチームを活用した地域活性化という項目を立てておりまして、それに基づいて V・ファーレン長崎の支援に取り組んでいるところでございます。

V・ファーレン長崎自体は、県内全市町がホームタウンということで、皆様ご存じとは思いますが、まさしく県民のスポーツチームというふうに考えております。

チームの活躍自体は、県民に夢と希望を与える、また、チームを応援することで県民の一体感と郷土愛を醸成する効果があると考えております。また、平均して毎回 7,000～8,000 人がスタジアムに集まる大型のイベントでございまして、さらに、県外からの観戦客の来県などによる交流人口の拡大という経済効果も期待しているところでございます。

【下条委員】 ありがとうございます。

それでは、具体的にどのような支援をお考えなのか、お尋ねいたします。

【野口スポーツ振興課長】 現在、V・ファーレン長崎への支援として取り組んでいることでございますが、スタジアム施設使用料の減免

を行っております。それとあと、市町とか、市内の関係課と連携して、県民応援フェアというイベントを開催しております。また、県の広報ツールを活用して、ホームゲーム、チームの情報をPRするようなことと、それから、県庁のロビーでパブリックビューイングを数回実施しております。その他にも、経済界が後援会組織を立ち上げておりますので、そこと連携した取組を実施しているところでございます。

【下条委員】 わかりました。このV・ファーレン長崎のスタジアムシティプロジェクトは、高田旭人社長が民間主導で地域の、今、野口課長も言われましたが、交流人口であったり、地方創生のプロジェクトを進めていくというような形でされていますが、県としても、今のよう形で支援をしていくということですね。よくわかりました。

それでは、今の話の中で民間主導と、財政的なものはほとんどV・ファーレンがされると思いますけれども、県としては、財政的なご支援ということを少しお考えでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】 これまでも財政的な支援と、先ほどのスタジアムの施設使用料の減免等も合わせまして、平成21年度にJFLに昇格した時代から今年度予算まで含めて、トータルで約4億3,603万5,000円をこれまでに支援しております。

今年度に関しましては、先ほど申し上げた競技場使用料の減免が1,704万5,000円、それから県民応援フェアの開催委託事業としまして130万5,000円を計上しているところでございます。

【下条委員】 わかりました。このような形で、減税措置ですかね。（「使用料減免です」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。経済的な支

援をしているということですが、県としては、やはりこういった形で財政的に支援をするわけですので、見込みといいますか、この支援をしてどれぐらいの経済波及効果があるのか、教えていただきたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】 経済波及効果でございますけれども、算定にこれまで苦労しておったのが、実際に宿泊がどれぐらい見込めるかというところでございますけれども、私どもの計算では、一応ビジター席の入場者数を宿泊客、それ以外の方を日帰り客というふうな仮定をしまして、県の経済波及効果分析ツールを使って、一応算定はしております。

昨年度はJ1でございましたので、かなり入場者数が多かったので、年間20万2,664人入場されまして、経済波及効果が約26億円というふうに一応算定しております。ただ、今の前提での経済波及効果でございます。

【下条委員】 わかりました。26億円ということですね。

すみません。人数をもう一度教えてください。

【野口スポーツ振興課長】 20万2,664人です。

【下条委員】 これが、昨年ですから、J1ですね。私も、昨年のJ1は、ホームスタジアムには多く観戦に行かせてもらいましたけれども、過去6年、J2時代に比べてとてつもない、倍以上の人数が、特にアウエーがたくさん来られたと思います。

ただいまJ2でありまして、その前のJ2の時というので、経済波及効果というのはわかりますか。

【野口スポーツ振興課長】 昨年度が、今申し上げた約26億円でございまして、全く同じ算定方法で、一昨年度、2017年度の算出をしております。13億8,900万円でございました。です

から、単純に言うと、J1からJ2で約1.7倍の経済波及効果があつておるということでございまして、先ほど言ったビジター客が約4倍に伸びておつたというのがございます。

それと、新聞等でも報道されましたけれども、スタジアムがある地元諫早市の昨年度の観光客が、一昨年度に比べて7%以上伸びているというふうな実績もございました。

【下条委員】 わかりました。私も倍以上来ているのかなと思っていましたけれども、ビジターで約4倍、たくさん来られている。やはりJ2の時代よりもJ1のほうが、かなり経済波及効果があるということが考えられると思います。

応援をして、来期からまたJ1のほうに行っていたきたいなと思っているんですけども、現在計画されているスタジアムシティプロジェクトに関して、スポーツ振興課としてかわり方といいますか、スタンスというものはどのようにお考えでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】 スタジアムシティプロジェクトに関しましては、庁内で今連携会議を、副知事筆頭で、各部長が委員として実施しておりますけれども、このプロジェクトにおいて、ジャパネットホールディングス側から要望を聞いておりまして、私どもに関係することとしては、スタジアムが完成した後にスポーツのイベント、コンテンツを誘致することに協力いただけないかということがございます。

これに関しましては、現在、県、スポーツコミッションという組織が私どもにはございますので、そこが中央競技団体とかスポーツ庁、それと、関係する公的団体とのネットワークを持っておりますので、そちらからできるだけ情報をすばやく入手して、それをジャパネット側

にお伝えして、イベント誘致と一緒にやっていくというようなことができないかということと、それから、県外に、東京とか大阪の事務所も広報を非常に積極的にやっておりますので、そこを活用しつつ、私ども自らでもございますけれども、スタジアムへの情報を幅広く県外に発信していくことで、スタジアムの利用促進につながるような取組をとりあえずできないかと考えております。

ほかにも、またいろいろご要望が、これからも生じるかもしれませんので、それについてはできるだけ前向きに、可能な範囲で対応していきたいと考えております。

【下条委員】 わかりました。ありがとうございます。

今、野口課長からもありましたけれども、やはりお知らせといいますか、こういった形でV・ファーレンも頑張っていると、それを県民一体となって応援していくということが非常に、サッカーというスポーツは、応援をされますと、本当にスタジアム自体が大きく変わってくる、12番目の選手というふうに言われるぐらい力があります。

県としまして、県のほうでは唯一のプロスポーツクラブになります。経済状態が、J2時代に悪い時代もありましたけれども、民間のジャパネットに参入していただいて、このような状況になっております。私も先週の京都戦を久しぶりにスタジアムのほうで見させていただきましたけれども、昇格した年のような大きなねりといいますか、流れも感じました。ぜひ、県としても、人口減少であつたりとか、いろんな暗いニュースがありますけれども、明るいニュースで盛り上げていけるように、ともに頑張ってもらいたいと思いますので、引き続き支援

をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんか。

【深堀委員】 私は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関して質問させてもらいたいと思います。

冒頭、骨子案についての説明もいただきました。その中で、第2期総合戦略の方向性の中で、「2040年問題」についても戦略に盛り込んでいくということが骨子案のほうにも記載されてありました。また、こちらの縦長の詳しい資料の中にも、2040年問題について触れられており、その中で、「このような状況を踏まえ、県では、長崎県2040年研究会を設置し、2040年ごろまでに本県が直面するであろうさまざまな課題や、それに対する対策の方向性を議論しているところである」という表現が入っています。

この研究会は、今年の4月に立ち上がって、8月までに第4回まで開催されていると聞いておりますが、その報告といいますか、方針といいますか、こういったものは10月中に回答があるというふうに聞き及んでいるんですが、そのあたり、今の状況、議論の取りまとめの状況について、概略でいいので、まず説明ください。

【陣野政策企画課長】 委員のお話がございましたように、高齢者の人口がピークを迎える2040年ごろの課題をいかに検討していくか。全国では2040年が高齢者のピークでございますが、長崎県は2025年が高齢者のピーク、2040年ごろは15歳から64歳までの生産年齢人口が、人口の約半分を下回るような形で、非常に危機的な状況を迎えるということが予想されておりましたことから、これは国のほうでも、2040

年問題というのをさまざまな省庁で検討しておりますが、そういう国の検討を待たずに、長崎県独自でもそういった問題を早めに検討しておくべきではないかということで、今年の4月に長崎県2040年研究会を立ち上げさせていただきました。県もそうですが、各民間の有識者、さらには五島市長、波佐見町長という市町のほうからもご参加いただきまして、一緒に共同研究しようという形で立ち上げて議論してきたところでございます。

これまで4回ほど議論してまいりまして、委員からお話がありましたように、その議論の中身につきましては、10月を目途に一定の取りまとめ、報告書を作成して、県にも報告いただきますし、その報告書につきましては、県もそうですが、市町並びに民間の皆様も共有して、それぞれの立場において2040年問題をどう取り扱っていくのかというところを研究したいということで、今作業を進めているところでございます。

【深堀委員】 状況はわかりました。先ほどの質問の中で、議論の中身といいますか、もう4回されているので、もちろん部長もその委員の中に入っていらっしゃいますよね。こういった結論の概要といいますか、そのあたりを教えてください。

【陣野政策企画課長】 議論の中身としては、大きく4つの方向性につきまして議論させていただいているところでございます。

1つは、地域におけるインフラ、公共交通、介護の確保という形、2つ目が、先ほど申し上げましたように、生産年齢人口が2040年ごろには人口の半分を下回るということが予想されておりますので、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足をどう補っていくのかという点、3

つ目が、一方で2040年ごろといいますと、新技術、AI、IoT、ICTといったさまざまな技術が進展する、そういったところの技術を活用して産業の振興にどうつなげていくのか、4つ目は、人口減少に対応するために、行政としてどういったサービスのあり方が適切なのか、この4つの方向について議論していただてきたところでございます。

1つ目の地域インフラ、公共交通、介護につきましては、やはりインフラが高度経済成長期にたくさんのインフラ、道路、橋梁とかを整備しておりますが、そういったインフラが老朽化するところに対してどう対応していくのかというところにつきまして、やはり広域的な連携を図るべきではないかという点、さらには、介護の確保につきましても、人材をどう確保していくのか、さらに、人材が確保できないということであれば、やはり先端技術を活用していくことも一つは重要ではないかという議論がされているところでございます。

生産年齢人口の減少につきましても、やはりICTの活用、未来技術の活用であったりとか、働き方の改革による効率化を図るという点、さらに、人材育成につきましても、先を見据えたさまざまな分野での専門人材の育成というのも必要ではないか。特に、先ほど申し上げました未来技術の活用に向けて、そういった専門人材の育成、活用というのも必要ではないかといった方向性であったりとか、さらに、労働力不足ということで、さまざまな皆様に活躍いただくということで、女性や高齢者の参加も必要ではないかというところを検討いただているところでございます。

また、先ほど申し上げました新技術の活用につきましても、これは全分野に共通することで

ございますので、繰り返しになりますけど、やはりそういった新技術の活用を支える人材の育成というのも必要ではないかという点、さらに、産業のあり方とか、そういったところの議論をしていただいたところでございます。

人口減少に対応した自治体のサービスのあり方というところは、やはり行政の役割が、人口が減少すると、どうしても行政の体制も縮小する形も検討されますので、改めて「公・共・私」という形で、公的な行政のサービスの仕方、また、共助という形で地域の皆様にご協力いただく形、さらには私的分野という形で、やはり役割分担をしっかりと改めて検討すべきではないかと、こういったところを方向性として議論していただいたところでございます。

こういった話につきまして、4回ほどご議論いただきましたので、今、概略の方向性しか申し上げませんでしたけれども、改めて議論の中身につきましては、今後、研究会のほうでも座長等と含めて協議いたしまして、先ほど申し上げましたように、10月を目途に報告書を取りまとめて、それぞれの関係分野の皆様にお示ししたいと考えているところでございます。

【深堀委員】 今、概略の報告をいただいて、非常に中身の濃い、本県の将来に大きな影響を与えるような課題についての議論が行われていることがわかりました。

私は、そのメンバーの方が個人的につくられた報告を少し事前にいただて中身を見て、今、課長から報告があった内容とそごがないか確認をしていたところなんですけれども、私は、今、2040年問題を研究会として議論して、10月に取りまとめるわけなんですけれども、ぜひともこれを、冒頭言いましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略とか、次期総合計画にしっ

かり反映してもらいたいと思うんですよ、非常に貴重な議論を有識者の方々がされているので。

それを考えた時に、10月に研究会が報告をまとめるということなんだけれども、実際に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子は、今既に出されてあって、かつ、11月には素案を提出してパブリックコメントまでもらうということになっていますよね。そのときに、今議論されているものすごく重要な視点の議論の中身が、本当にこれに反映されるのかともものすごく心配になるわけですよ。そのあたり、どうですか。

【陣野政策企画課長】 委員ご指摘のとおり、2040年問題の対策につきましては、次期総合戦略に反映したいと思っております。

その中で、2040年問題研究会につきましては、4月から4回議論しておりますが、その4回の議論の都度、関係部局にも議論の中身につきましてはお知らせして、今、議論の方向性につきましては、各部局においてもしっかり認識した上で対策を講じるという形になっております。

また、7月に開催されましたスクラムミーティングにおきましても、その時点での2040年問題の研究会の中身につきましては、市町にもお知らせして、途中の段階でございますけれども、方向性につきましては、一定共有を図ってきたところでございます。

繰り返しになりますけれども、4回の研究会のたびに、研究会の議論の方向性とか資料につきましては、各部局とも共有して、今回の総合戦略の方針の中身についても反映していただいているということで認識しております。（「その資料はないのか、我々は」と呼ぶ者あり）

【中島(浩)委員長】 休憩します。

-----  
— 午後 2時38分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時39分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【深堀委員】 そうであれば、特に、先ほど報告された内容というのは、あくまでも企画の話だけではなくて、ものすごく多岐に、インフラのことに関してもそうだし、地方交付税のことにも触れられていたし、いろんな生産年齢人口の各産業の人口の動向であったりとかというふうに、だから、そのあたりがしっかり横串が皆さんで共有されているということが確認できれば、もちろんいいんですけども、そういうことで確認されているということですね。

今も少しありましたけれども、これは議会にも、当然、議論の進捗状況というのは、タイムリーに報告してほしいというふうに思っているんですが、そのあたりはいかがですか。

【陣野政策企画課長】 2040年問題研究会につきましては、私どもは県と市町、そして民間の皆様との研究会ということで議論してきたところでございます。

そうした中で、一定第4回のところである程度取りまとめたところで研究会の中でも議論したんですが、さらに、もう少しこういった方向が要るのではないかと、4回目の研究会の中でも、委員の皆様から議論がありましたので、改めて最終の調整をしているところでございます。

先ほどからお話がありますように、2040年問題というのは非常に重要な問題であると考えておりますので、改めて報告書ができた段階では、議員の皆様にも直ちに配付させていただきまして、今後の施策の検討、私どもも当然活

かしていきますし、市町の皆様にも生活かして  
いただきたいと思いますので、議会にもしっか  
りご報告させていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】 ここでしばらく休憩をと  
りたいと思います。

再開を、10 分後の 14 時 50 分といたします。

-----  
— 午後 2 時 41 分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2 時 50 分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。まずは、長  
崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関して  
の質問でございます。

令和2年度から令和7年度までの6年間の戦  
略を立てるということで書いていただいてお  
りますが、少し数字の話になるんですけれど、  
そもそも県が、「ひと」については、じゃ、ど  
れだけ人口流出を具体的に防ぐとか、何年後、  
長崎県民は何人いていただかないといけない  
とか、どれだけの収入があるべきだとか、具  
体的にそういった目標があるのかを、まず伺  
いたします。

【陣野政策企画課長】 まず、現戦略の目標で  
ございます。

現戦略の目標につきましては、まず、その前  
提として人口ビジョンというのを策定いたし  
まして、その中で今後の人口の推移を示して  
きたところでございます。そういう中で、人口  
ビジョンの中では2030年に合計特殊出生率を  
希望出生率である…、ちょっとすみません。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩します。

-----  
— 午後 2 時 52 分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2 時 52 分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【陣野政策企画課長】 すみません。失礼いた  
しました。

人口ビジョンの中では、自然減対策といたし  
まして、2030年に希望出生率を2.08にして、  
2040年までに社会移動の均衡を図った上で、  
2060年の人口を100万人にすると、抑える  
というところの目標を掲げております。そう  
いった目標を達成するために、第1期の戦  
略におきましては、さまざまな目標を立てて  
おるところでございます。

第1期の目標につきましては、「しごと」の  
ところで申しますと転出超過数を3割改善  
ということ、また、企業誘致等につきましては  
5年間で約4,000人の雇用を創出するとい  
った目標、「ひと」のところにつきましては先  
ほど申し上げましたけれども、大卒の就職  
率を55%、高卒の就職率を65%、移住  
者数につきましては660人増やすとい  
った目標で、さらには合計特殊出生率は、  
第1期の目標は1.8まで上げるとい  
った目標を掲げて施策を展開したところ  
でございます。

ただ、先ほどご説明したとおり、企業誘  
致等の雇用の創出、移住者数については  
目標を上回る成果を上げておりますけれ  
ども、県内就職率のところは低迷して  
いる。合計特殊出生率も1.8を目指  
してございましたけれども、一時期、  
1.7まで改善しておりますが、近年  
ちょっと下がり気味であるとい  
ったところでございます。

第1期の目標がこういったところ  
でございますので、第2期につ  
きましては、こういった目標  
にするのかというのは、今改  
めて、今後の施策の検討  
の中で再度議論しながら、  
設定していきたいと思  
っております。

【中村(泰)委員】 ご答弁  
ありがとうございます。  
私の手元にも平成30年度改訂版がござい  
まし

て、確かに、一つひとつ基本目標に対してK P Iが設定をされているのは、私も認識をしているところでございます。

先ほど人口ビジョンがあると、その人口ビジョンに対して一つひとつのこの数字をキープできれば、人口ビジョンで設定している人口も防げると、それは計算をされてそうになっているという理解をしておりますが、間違いないでしょうか。

【陣野政策企画課長】 最終的な人口ビジョンのところにつきましては、先ほど申し上げましたように、合計特殊出生率を2030年で2.08、社会移動のところを2040年で均衡を図るところをシミュレーションして、2060年に100万人を維持するといった形での設定をしております。その施策につながるような形で、総合戦略においては各施策を展開しているという立てつけになっております。

【中村(泰)委員】 基本的には、考え方というか、計画の中で、そこは一致をさせているという認識でございます。

第2期総合戦略を立てる時に、成果が得られていない分野については、施策の充実・進化や量的な確保といったところで、恐らくそういったところをしっかりと見て、じゃ、具体的にそれを守るにはどうしたらいいのかといったところをしていただけるものだというふうに考えております。

また、一方で、第1期でどうしてそれが守れなかったのかといったご報告も多分いただけたらと思うので、そこは、ぜひともよろしくお願いをいたします。

先ほどは「ひと」に関する話で、ご回答であったんですけども、最初ちょっと申し上げた、やっぱり我々としては、いかに長崎県民の皆様

の県民所得を上げていくのかといったところが非常に大きな課題でございます。下から数えて、多分5番目ぐらいの県民所得であろうという私の認識でおるんですけども、それをせめて全国平均に持っていくとかという大きな目標をどんと立てた時に、第1期の総合戦略においても、産業においていろんなK P Iを示していただいてまして、恐らくこれが県民所得に連動しているのかというのは非常に難しいとは思うんですけども、できれば、やはりそれぐらいのところ、本来、長崎県民の皆さんに平均ではこれぐらいにしたいといったところから、こういった経済的なところの数字が出てきたら、もっと、何というのか、県民の皆さんに対しても説得力が増すとは思いますが、いかがでしょうか。

【陣野政策企画課長】 総合戦略につきましては、やはり大きな目的としては、人口減少にいかに関止めをかけるのかという視点のところで、先ほど申し上げました合計特殊出生率並びに転出超過の改善といったところを指標として掲げて施策を展開しています。基本的には、それが中心になっております。

一方で、委員のお話にありました県民所得向上につきましては、総合計画というのを、別途、私どもは設けておりまして、これは総合戦略と1年ずれておりまして、平成28年から令和2年までの政策でございます。

こちらにつきましては、その総合計画の中で県民所得向上対策という項目を掲げておりまして、現在の平成28年から令和2年までの5年間の増加目標として1,028億円という目標を掲げて、今、県民所得向上対策も展開しております。そういった意味では、委員からお話がありました所得対策という面では、そういった総



合計画の中で目標を掲げて政策を推進しているということですので、先ほどありましたように、人口減少対策については総合戦略でございますけれども、そういった所得の面に関しては総合計画のほうで、その辺は、私どもも県民の皆さんにわかりやすいような説明はしていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 総合計画はチャレンジ 2020 を多分言われていると思います。こちらということであれば、まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容と、このチャレンジ 2020 の中身はそんなにずれてないと思いますので、そういう意味では、多分、県民所得につながっているような流れであろうと思っておりますので、そういったところをもっともっと県民の皆さんに対して、例えば県民所得を全国でも平均にするんだといった目標をがっとう県が出していただければ、我々県民としてもすごく勇気をいただくようなものだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて新幹線の話で、以前、小林委員のほうからも県民大会という話がありました。私もその思いは一緒でございます。

そこで、経済界の皆様が中心になって県民大会をという気運が醸成されて、県民大会に向かって進んでいこうとしているということを伺いました。今どういった流れでそれが実施されるのか、そしてまた、県としてどういった方向性、思いを持っておられるのかということをご教示願います。

【坂野企画振興部次長】 以前、本委員会でも議論になっておりました県民大会ということでございますけれども、先日、九州新幹線西九州ルート整備推進協議会の会議が開かれまして、その際に、協議会のほうで、2022 年度ま

での開業に向けて、県民の気運醸成のために、県民大会の開催を検討しているという旨の動きがあったというふうに承知しております。

こちら協議会のほうでは、まだ具体的には、今後検討というような格好になっていたかと思しますので、今後、県としましても、この協議会や経済界と連携をいたしまして、こういった形で県民大会を開催できるかということについては、連携して検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。経済界の皆様もそういった思いでおられるといったことが、今回よくわかりました。県民の皆様と心をつなげて、全線フル規格に向けて頑張るんだといったところで、ぜひとも成功させたいと私も思っております。

続いて、跡地に関してでございます。

先ほどから発掘調査はやるものの、箱はつくるんだといったところでちょっと話が出てはいるんですけれども、今回、三菱総研にパートナーというか、ともに仕事をする、コンセプトをつくっていただくところで三菱総研にお願いをするということでございますが、地元の業者ですね、地元の思いをどういうふうにして酌み取っていくのかということについて、ご回答をいただけますでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 お話ございましたように、今回、基本構想の策定支援業務委託ということで、委託先として株式会社三菱総合研究所のほうに決定したところでございます。

今回の委託に当たりましては、やはりこういった幅広いノウハウをお持ちの企業でございますので、全国の豊富な事例の収集、また、それに加えて、そういった事例がこういった

形で成功に導いているのかというような分析ですとか、あと、それを県庁舎跡地に当てはめた場合にどういった形でやるのが一番効果的であるのか、そういったようなご助言といえますか、意見等を幅広くいただきながら一緒に考えていきたいと、そういったところを期待しているところでございます。

お話にありました地域の企業との協力におきましても、今回いただいている技術提案の中にも、業務の実施体制ということで、協力会社ということで地元のコンサルですとか、シンクタンクの参画も想定されておりますので、そういった地域の実情も加味した形で業務を進めていただけるものと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。私の周りでも、跡地についてどういうふうになるのかといったことをすごく心配している仲間、また知人がおります。

今、広場とおもてなしの空間といったところで話が進んでおりますが、三菱総研がされるということで、やはり長崎のことをどれだけわかっておられるのかと、長崎にいるデザイン会社の皆さんもすごく心配をしておりますので、積極的に長崎の皆さんがどういう思いで、そしてまた、できれば三菱総研が出されるプランについても多くの方の意見を聞いていただいて、むしろ県民の皆さんがどのプランがいいのかといったような議論か何かできれば、一番いいかなと思っております。

また、これからワークショップを重ねていけるといったところで、ぜひとも数多くこなしていただいて、多くの仲間の皆様をつくっていただくことが成功につながると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【吉村委員】 1点、私も何か夢のある前向きな質問をしたいなと思うんですが、年4回の委員会の中で、今進めております五島産業汽船の問題を、改めてまた、質問をさせていただくところでございます。

といいますのも、やはりなかなか事実関係が明らかになってこないというところに釈然としないというか、そういうところがございまして、まずは、その事実関係が明らかにならないというのはどこに理由があるかという、破産手続中であるというところが課題なのかなというふうに、前回も、前々回も同じような答えになるので考えるわけですが、その債権者の会議とか、破産手続の進捗状況について、まず、お尋ねをいたしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、破産手続の状況についてでございますけれども、前回の委員会でご報告をしました状況と変わっておりませんで、現時点でも破産管財人においては、旧会社の財産について換価処分、いわゆる現金化をするための手続を行っているところでございます。

この手続につきましては、早ければ年内で終わるかもしれないといったような一定のめどもお伺いしておりますけれども、実際に物を売るといったところの手続になってまいりますので、買い手を見つけたり、また、金額の交渉であったり、そういったところの手続等もございますので、あくまでも目安という中で、年内といったところのご説明を受けております。

また、債権者集会の実施状況につきましては、昨日、第3回の債権者集会が行われるということ、以前、破産管財人からお聞きしております、9月25日になりますけれども、実施さ

れたということでお伺いしております。

また、破産管財人からこの連絡を受けて、債権者集会での配付資料等の開示について、また改めて、破産管財人に対してお願いをしていきたいと思っております。

【吉村委員】 なかなかその手続が進まないことには、中身がわかってこないのかなと。

先般、新上五島町に行く機会がありまして、その鯛ノ浦の船着き場に2隻泊まっておりましたよ。「ありかわ」と、もう一つは何だったか、「たんぽぽ」ですか、五島産業汽船の所有の船ですね。新しい五島産業汽船の出資者の一人と一緒にでしたが、「なかなか売れんとじゃもんな」という話で、そういうのが売れないと、その破産手続というのは終了しないのかなと思うんです。

それと、以前に、熊本のドックにつないである「ひまわり」がどうなっておるのかという質問をしたと思います。そのときの答弁が、「ドック事業者の方の了解があれば確認に行けるんで、そのようなことでやってみたい」という答弁があるんですが、その後、この熊本の「ひまわり」は実際に見に行かれたかどうか、お尋ねします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、1点目の船舶の処分につきましては、破産管財人にお伺いしたところ、売却を念頭に、まずは手続を進めていきますけれども、最終的に売れないということになれば別の処分も考えられるといったこととお伺いしております。

それから、2点目の「ひまわり」という船舶については、現在、旧五島産業汽船からもう既に売却ということになっておりまして、売却先との間で、今、破産管財人が、この船舶についての権利関係について協議を行うべき財産と

いったところを認識しておりますということでございましたので、まずは直接係留をされているだろうと思われるドックに行く前に破産管財人にご連絡をしまして、ご相談した結果、破産管財人のほうから、まずは、現状について公開できるものかどうかについては先方に確認をした上で連絡をするといったところで、現在、連絡を待っている状況でございます。

【吉村委員】 連絡を待っておるということであるんですが、それはいつごろ連絡があるんですかね。破産管財人ももうずっと、何回も聞くけど、全然しゃきとした答えが返ってこんわけですけれども、大体いつごろをめどに、その辺がつまびらかになってくるのか想定ができないかと思うんですが、いかがですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 実は、先週も破産管財人のほうにご連絡をいたしまして、督促をさせていただきましたけれども、「もうしばらく待ってください」といったところで連絡がきておりますので、今回の委員会が終わりましたら、直ちに、また連絡を入れてまして、状況の確認をしたいと思っております。

【吉村委員】 破産管財人に「破産手続の完了を待たんとどうにもならんのですよ」と言われれば、それまでなんですけれども、この問題は、私自身は県も責任があると思っているんですよ。だから早く事実関係をはっきりして、それなりの決着をつけんといかんということでずっとやりよるわけですね。性格的に、私はあまりしつこいほうではないと思っておるんですけれども、何回もやらないといかんわけですよ。

だって、この旧五島産業汽船の「ありかわ8号」、「びっぐあーす」、「びっぐあーす2号」、この3隻で約27億円の補助金を国からもらっているわけですよ。そして、「びっぐあーす」

と「びっぐあーす2号」は全部中古船ですけど、中古船を買って、新上五島町に売却をして、身軽になっておるわけですよ。

「びっぐあーす」は、平成22年に新上五島町に売る。それから、「びっぐあーす2号」は、平成25年に新上五島町に売却しているわけですよ。そして、平成27年に有川～佐世保航路を開設したわけです。その前の平成26年は、五島～有川は競合路線じゃなかったわけですよ。そこで欠損補助金、これが九州商船に3億7,800万円いつているわけですよ、平成26年です。その前は競合しておりました、美咲海送と。それから、平成27年からは、今度は五島産業汽船が入ってきたので、また競合路線になって、その欠損補助が入らないわけです。欠損補助が入らない時は大体約1億9,000万円ですよ、競合しない路線の分の欠損補助、差額が約1億9,000万円。

この中身は、3億7,800万円の時には、国が4,690万円、県が3億3,100万円出しておるわけですよ、欠損補助をですね。競合路線、有川～佐世保が競合している時は1億8,000万円、この時に国が6,000万円、県が1億2,000万円、何か計算がいろいろやぐらしいそうで、はっきりした何分の幾ら、何分の幾らとはならないそうですけれども、県もこういう支出をしているわけですね。そのうち8割は特別交付税で見られるというふうに聞いておりますけれども、それでも2割は県の一般財源を持ち出さないといかんわけですよ。

そういうことで、結局、県としては、競合すればその金を出さなくていいからいいんですけども、船会社としては運営が厳しくなる。そこで、路線の維持が難しくなるということも、表裏一体であるわけですよ。それで、五島産業

汽船は無理して、平成27年度に有川～佐世保に入ってきて、そして29年に、もう倒産するわけですから。この国の27億円の補助金も幾らも払わんし、こういう欠損補助はもらっておられませんけれども、そういう中でいろいろ迷惑をかけて倒産をしておるというところを考えると、どうもそこまでに至る経緯をつまびらかにしてもらわないと、我々県民としても納得がいかないというところがあるので、その事実関係を早く明らかにしなければならないと思うわけです。

それで、もう一つ、先ほど熊本市内のドックにつないである「ひまわり」ということを話しましたが、この船舶を売買した時の上五島からの資料が非常に複雑なので見づらいんですが、「びっぐあーす」と「びっぐあーす2号」を売買した時の関係でお尋ねをしますが、こういうところの売却代金にかかる税というのはどうなっているのかなというのが出てくるんですけど、そこが税金の窓口じゃないのでわかりませんが、国税、県税あると思いますけれども、その辺を尋ねられたことはありますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 船舶の売買に伴う税のかかりぐあいについて、今回、確認をしたということはございません。

【吉村委員】 そうだろうと思いますが、確認してもらいたいと思うんですけどね。

もう一つ、この旧五島産業汽船は倒産をして、国の補助金以外にも二十何億円か負債があったわけですよ。そして、その中には福江港のターミナルの入居料25万円の未納とか、こういうのがあるわけですよ。

そうすると、恐らく大波止の岸壁の使用料とか、係船料とか、そういうのも、これも県ですから、この福江港のターミナルビルも、これは

県の持ち物で、五島市に指定管理をしておるだけの話ですから、県は関係あるわけです。その辺の未納というのがどれぐらいあるのか、計算されておりますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 未払金の詳細につきましては、実際は、これは港湾とか漁港ということになりまして土木部の所管になりますけれども、昨年 11 月末時点での報告では、県の係船料として長崎港で 6 万 6,000 円、9 月と 10 月分といったところで報告を受けております。ほかにも指定管理者の使用料であったり、権限委譲の係船料等がございますけれども、こちらのほうの金額については、現在、正確なものは持っておりません。

【吉村委員】 なかなかですね、もう何回目ですかね、我々が集中審査をやり出してですね。その辺の資料は集めておいていただきたいと思います。

当然、岸壁の使用料とか、それは、所管は土木部ですから、「我々の所管じゃないです」と言えばそれまででしょうけど、やっぱりこの問題に関連して、そういう資料はそろえていただきたいと思うわけです。

続いて、それからずっと売却をされてきておるんですが、エンジン換装からこの問題は発生しておるんですけれども、前回、中村(泰)委員の方から、「これだけ故障をするエンジンならメーカーが保証するんじゃないか」と、「だからその辺はしっかり確認をしとってください」というお願いがあっておるんですが、その後の対応はどうでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、エンジンメーカーからの保証については 1 年ということでございましたけれども、確かに、頻繁にエンジンの吹き抜けといった故障が起

っておりましたので、当時の記録としまして、当該船舶についてのメンテナンスの記録といったものについて、これまた破産管財人になるんですけれども、破産管財人のほうに、そういった時の資料の提供について、今お願いをしているところでございます。

【吉村委員】 破産管財人のほうに逃げ込まれると、なかなか突っ込みにくくなるんですけれども、早くその破産管財人を外してもらうようにやらないと、質問が、なかなか結論が出てきませんね。

それまでの間というわけじゃないんですけれども、このエンジン換装について、ずっとエンジンを載せかえられておるんですよね、この 3 隻については。それで、「びっぐあーす」は、古いエンジンはスクラップ処分をされたという話で終わっております。

ただ、町の台帳を確認したところ、そこに金額が計上されているので、それがスクラップ費用としての金額か詳細に教えていただきたいということで、情報開示の手続で町にお願いしているというふうに答弁がっておりますが、その後どうですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 情報開示の手続を行いまして、開示をされた文書でございます。ただ、今回、開示をされた文書が、既にこちらのほうでも確認をしていましたエンジン台帳のみでございましたので、内容について、さらに関係する書類がないか、現在確認をとっているところでございます。

【吉村委員】 なかなか現在進行形ばかりで、もうこれを聞いてから約 3 カ月たっておるわけですよ。だから、もう少し具体的な答えがぽんと返ってくるようなことでやってもらわないと、我々も、また同じことを 3 カ月後に、今、

この常任委員会でやっておるから、ちょっと間延びするとか、もう3カ月待たないと次の質問ができないということになるんで、その辺はもう少しスピーディーにやっておいてもらいたいと。

それは、相手があることとはわかりますけれども、当初に言いましたが、これは県議会も、県も、国も、私は責任があると思っておるんですよ、この事業自体が。あまりにもずさんな事業ですから。それで、これは終わったといって、もう国はこの制度を廃止したでしょう。だから、そこもおかしいんですよ。

この旧五島産業汽船の会社の計画で言うなら、この「ありかわ8号」は、あと2年後にエンジンを載せかえないといかんとです。これが載せかえないですつといきよったら、おかしい話なんですよ、それまでしよったことが。5年に1回ずつとどの船もエンジンを載せかえよったわけですから。

だから、そういうところが、やっぱり国の制度としても、これはおかしかった。そこは指摘をせんといかんわけですよ。そのために、私たちはこういう事実をずっと積み重ねて結論を導かないといかんとって、こういう作業をしているわけですから、協力をよろしくお願いします。

そういった意味で、特に「ありかわ8号」についてはエンジンを載せかえて5年だったから、新しいので保管をしていると、故障した時用の代替エンジンで保管をしていると。

私がメーカーに行きって聞いた時は、「そういうことはもうほぼありません」という答えだったんですが、前回の委員会の答弁では、載せかえた方が早いとかという話になっておるんですが、その辺のずれは、私たちもまだ確認して

おりませんからわからないんですけども、少なくともこの「ありかわ8号」のは故障ばかりして本当は使えないから交換したのに、それをまた整備して使おうなんていうところはなかなか理解しがたいんです。

長崎市内の整備工場に置いてあるという話をされた記憶があるんですけども、写真もいただいておりますが、こちら辺の現況ということについて、現地でこのエンジンを拝見させていただいて、その整備をされている方々にお話を聞かせていただきたいと思うんですが、それについて、我々がこの委員会で行ってお話を聞かせていただけるものか、まず、当局が行って聞かれた時の状況を、お知らせいただければと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】平成28年度の換装で取り外しましたこのエンジンにつきましては、今、委員からのご指摘もございましたけれども、航路の安定化を図るために、いざといった時に、またそのエンジンをといたところで、予備エンジンという形で保管をしております。

県の方でも、このエンジンにつきましては、現地確認ということで参っております、一昨年度、それから、今年は9月13日に現地を確認しております。予備エンジンとしての保管状況には変わりなく、保管をされている状況を確認しております。

このエンジンにつきまして、私どもが現地にお伺いする時にも、毎回どういった目的でお伺いをしますという中でスケジュールの調整等も行ってもらっておりますけれども、基本的には、所有者である新五島産業汽船、それから保管の委託契約を受けていらっしゃる保管の事業者、こちらのほうの了承があればお伺いでき

るものと考えております。

【吉村委員】 持ち主、所有者の権利というのも、それはあるでしょう。あるでしょうが、国の補助金を全額、全額ですよ、費用負担してないんですから。そういうものについて所有者の権限というのが、そこまでやらないといかんのかなと思いますけれども、我々が見ることについて、新五島産業汽船が断るなんてことは恐らくないんだろーと思いますけれども、このエンジンを確認に行って、その状況について委員会でお話を伺いたいと思うんですが、委員長、これを予備日の時間を使って、今日の今日というわけにはいかんでしょーから、予備日の時間を使って調査をさせていただきたいと思うんですが、お諮りをいただけないでしょうか。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩します。

-----  
— 午後 3時25分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時27分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【吉村委員】 長崎市内の割合近いところにその整備工場もあるようでございますので、ということで取り計らいをしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。  
（「関連」と呼ぶ者あり）

【小林委員】 今、いろいろ宿題があるようでありますけれども、五島産業汽船について、ぜひとも調べて正確なお答えをいただくように、次回お願いしたいと思うことは、事実上倒産の状況にある五島産業汽船、これが新会社に移行するまでの間が約1週間ぐらいの期間しかなかったと、こういうようなことが言われているわけであります。

去年の10月2日に倒産をして、わずか1週間ぐらいで新会社に、実はすべてが移行していると。登記とかその他の手続は、その新会社を設立するのに1週間ぐらいでできるということについては、誰も考えられない。これは大変なことであるけれども、ただ、事実を確認せんといかんから、あまり言われたいだけども、例えばこの1週間の間で、調べてみた。この1週間の期間の中で連休が3日間か4日間、実はあるわけです。事実上、登記ができる期間というのは、あるいは手続ができる期間というのは、わずか3日か4日ぐらいしかないわけです。

そういうような形の中で、県が今言われるように、二十数億の支援をしている旧会社、そして、この新会社は、旧会社が県の補助金、あるいは国の補助金を持って購入した、または換装したり、あるいはいろいろと修理したり、そういうところの船を使っている。こういうような状況でありますから、これは、仮に計画倒産的なものであったとするならば、これは大変なことではないかと思うんだよ。

いいですか、企画監、よく調べていただきたい。倒産した日から1週間ぐらいで、実は新会社が設立をされていると、こういう手品みたいなやり方が果たしてできるのか。しかも、調べてみたら、3日ないし4日は連続して連休、いわゆる祭日になって、その手続をするところの関係の事務所は、実はあいてないわけだよ。誰が考えても、1週間でも無理です。それが、仮に3～4日で手続がなされたとするならば、これはちょっと大きな問題ではないかと思うよ。

だから、これについても、私ももう既に調査をしておりますけれども、正式な一つの大きな問題として、計画倒産の疑いが、実は話として出てきているわけよ。この辺のところにつ

いても、吉村委員の宿題に対して、私のほうからお願いをしておきたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今、小林委員からご指摘がございました、新会社の会社設立の経緯、これにつきましては調査をいたしまして、後日報告をしたいと思います。

【小林委員】 政策監、I Rの件でございます。

I Rの件については部長にお願いしたいんですが、もうとにかく今回の区域認定をいただかなければ、正直言って、次は難しいとあえて言わざるを得ないような環境の中にあるんじゃないかと。先ほども松本委員から、時の大臣のほうから、北九州市だって手を挙げようとしているんじゃないかと。こんなような形の中で、実際、そういう動きがあったことは事実であります。

ただ、おっしゃるように、今、そういうことで表には出てきてないけれども、これがもし今回とれなかったら、今回、区域認定ができなかったら、次の機会には、宮崎が手を挙げます、どこが手を挙げます、福岡が手を挙げます、北九州市が手を挙げますと。九州の代表選手に長崎県が継続してなれないということは、想像に難くないのではないかと思います。

今回が最初であって、事実上、最後だと。もう今回の区域認定をとれなかったら、長崎は正直言ってI Rについては浮かばれないということです。

しかも、一番大事なところが、先ほどからも指摘しておりますように、いわゆる交通アクセスの整備のあり方、ここが問題になってきているわけです。しかも、一番大事な空港の整備、C I Qをはじめとして、24時間化をはじめとして、いろいろと対策を練らなければいけない、そういう区域認定を勝ち取るための整備が実

は横並びにあるわけです。

それで、これは当然、平田副知事を座長として全県庁の中で取り組んでいただいていると思うんです。私は率直に言って、先ほどからのお互いの議論を聞いていても、頑張ります、やります、そういう前向きな発言はずっと続いているけれども、じゃ、具体的にいつまでに、何ができるのかと。ある程度、そういうアピールを九州各地区、あるいは国に対してもどんどんやっていかなければいけない、そんな状態にきているんじゃないかと思うんです。

ですから、国土交通省出身の平田副知事が座長でありまして、いろいろ聞いてみますと、平田副知事も一生懸命頑張っているというふうなことでありますけれども、なかなか表に見えてこない、平田副知事は何ぼしよっとやろうかと。こういうような状況しかないところでありますが、名誉のために、現実には本当によくよく頑張っているというふうなことであります。

そこで、私は提案をしたいわけですが、今も申し上げますように、I Rの獲得のために、区域認定をいただくために、どんな交通アクセスの整備をやるのか、これを具体的に県の姿勢として明らかにすべきではないか。もう言葉だけではなくして、日時を入れて。

ちょっと確認しますが、区域認定はいつごろ行われるのか、事業者の選定はいつごろ行わなければならないのか、この確認をしてから、その話を続けたいと思います。

【小宮I R推進課長】 今、小林委員からスケジュールの確認がございました。今、最速で想定しております区域認定は、2021年度には行われるのではなかろうかという情報でございます。



したがって、事業者の選定をいつまでに行うかということでございますけれども、想定で恐縮でございますけれども、国から基本方針が示された後、速やかに実施方針を策定いたしまして、来年度早々にも公募・選定に取りかかりたいと思います。おおむね時間を半年ほど想定しておりますので、2020年度、令和2年度の中ごろには事業者を選定したいという想定で今事務を進めております。

【小林委員】 これはとても大事なところです。カジノの粗収益の15%で貧乏県の長崎県が普通の県になるんだと、そんな短絡的な話じゃないわけです。やっぱり長崎県は人を呼んで栄えるまち、このところをしっかりと考えて、何といっても人を呼んで、いわゆる交流人口を増やすということは、昔から伝統的に、歴史がそれを物語っているではありませんか。

だから、単にカジノの利益だけを当てにして長崎県が元気になるとかいうようなことじゃなくして、むしろ、今回のIR、いわゆる統合型リゾートについては、これを迎え入れるという、ここは宿命的な長崎県の置かれた状況と、こんなぐらいの格式高い考え方を持って、短絡的なあぶく銭の中で長崎県が生きていくというようなことでは絶対ないんだと。これだけは、我々議会人も含め、県民の皆様方にも広くアピールしていかなければいけないところだと思います。

そこで、部長、あと2年しかない。1年後には、あるいは来年早々の半ばごろまでには事業者を決定しなければ間に合わない、こうなっているんです。そうすると、交通網の整備の遅れが非常に取り沙汰されている。先ほども指摘したように、長崎県と他の土地のアクセスが大きく問題視されて、これは、要するに、一つ

の大きなネックになっている。今の状況の中では、いろいろ整備はできていても、認定されるかどうかということを考えていけば、可能性としては、なかなか薄いのではないかと。真っ先に、一番最初に取り組んだのは長崎県ではありませんか。事務的にも、吉田さんたちは苦勞されて、相当先に進んでいった。

ところが、失礼だけれども、国のほうである程度緩やかになったものだから、他の都市の、いわゆる事務的な作業が追いついてきたと。もし仮に最初の予定どおりであったとするならば、長崎県の整備はもう抜群で、一番最初に事務的な整備が完璧だと、こういう視点で実は区域認定を受けておったんじゃないかと、こういうことであります。大阪も横浜も、ずっと後の後の後ですよ。ただ、大都市というだけのことで、これが決まろうとしているということ。

したがって、長崎県は、どうしても地方創生という立場から、どんなことがあっても勝ち取らんといかん。北海道が少し事務的に遅れているような傾向も見えますので、そういう点から考えていくと、3つの中に残る1つは、どんなことをしても、これは長崎、九州代表の、まさに九州・長崎IRがこれを勝ち取らないといかん。

そのためには、長崎県のそういう交通整備をいつまでに、どうするというようなことの前向きな姿勢を、国に対しても、あるいは九州全体に対しても、県民の皆様方に対しても、もっともっと前向きにアピールしていかなきゃいかんと思う。具体的にいつまでに何をやると、こういうIRの獲得に向かって明らかにすべきではないかと思いますが、その辺のところの作業をぜひとも協議していただきたいことをお願いしたいんですが、これは政策監でも部長

でも結構でございますが、ぜひご答弁をお願いします。

【吉田企画振興部政策監】 ただいま小林委員のご指摘にありましたとおり、政府はインバウンドの飛躍的な拡大を企図されておりますので、長崎県といたしましては、東アジアの中心地にあるという長崎の地理的な優位性をしっかり政府にアピールしているところでございます。

そのときに鍵となってまいりますのが、長崎空港のありようでございます。長崎空港自体は、実は、世界初の海上空港として整備されて、その滑走路も3,000メートルということで、福岡空港の現状使われております2,800メートルの滑走路よりも長い、九州では一番の空港と言うことができますと思います。

ですから、そことどういうふうに世界とを結ぶか、そして、長崎空港とIR区域をどういうふうに結ぶのかというのが、このIR区域認定を得られるかどうかの鍵となってまいるわけです。

その中で、長崎空港とIR区域を結ぶ高速船を使えば30分というのが、実は、今、手を挙げている4つの中でも最も早いうちの一つになりますので、これはアピールポイントになるわけでございますので、まずは海路でしっかりと結ぶということで、今、土木部のほうと協議をしながら、長崎空港側、そして、ハウステンボス側の港湾「早岐港」と「大村港」の整備についても具体的に検討しているところでございます。

それからもう一つは、世界の空港とどういうふうに結んでいくかということは、空港そのものは、先ほど申し上げましたとおり、むしろ優位性がございますので、例えば24時間化であ

りますとか、そういったソフト面も含めましてしっかりと調整が必要ということで、今、各関係機関等も含めながら調整をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、長崎IR交通連絡調整会議というものを持っておりまして、その中で長崎空港事務所長、長崎港湾・空港整備事務所長などを交えた中で、空港のハード面での拡充、それから、ソフト面につきましては県の部分もございますので、今後どうしていくべきかというところを、まだタイムスケジュールを示せるところまで至っておりませんが、調整を始めているところでございますので、ご答弁申し上げます。

【小林委員】 企画振興部長、今、政策監がいろいろ話をされました。今からの課題はどんなことであるかということはわかっていると思うんです。それを、いつ、どういう形で解決していくか。そして、IRの区域認定を受けるために、いつまでに、どうするかということを、これは全庁的に考えて出していただかなければいけないと、これを実は言っているところなんです。

ですから、現場も、吉田さん、あるいは担当課長とか、後ろにいらっしゃる関係者は大変だと思うんです。大変努力をされてここまできていただいているわけだけでも、その対策をきちんと出してもらわないと、正直言って勝負にならないと思います。

柿本部長がその辺のところを全庁的な立場に立って、いつまでに、何ができるとかいうようなことをペーパーで明らかにして、これをアピールして、何とか残る一つを勝ち取るという方向に持って行っていただきたいと思いますが、部長からも一言お願いします。

【柿本企画振興部長】 このIRの区域認定を受けるということは、長崎県の将来を大きく変えるきっかけになる非常に重要な課題だと思っています。

そういう意味で、これから国の基本方針の案も示されたということ、そして、その中で、まさに委員ご指摘のとおり、交通アクセスの確保ということが、国の判断の中でも大きなウェイトを占めるということが明らかになったわけでございます。

そういったことで、先ほどIR推進課長が申し上げましたけれども、今年度末、もしくは来年度に入って実施方針を定めていくということで、それがまたIR事業者の公募にもつながっていくということです。今から具体的に、全庁挙げてアクセス確保のために、土木部を含め、それから、海上交通という意味では、関係する水産部等も含め、そういったところで具体的に何をやるかということで、まずは公共セクター、私ども行政でやっていくこと、そして、民間の交通事業者でやっていただかないといけないこと、そして、最終的にIR事業者に求めていくこと、これをしっかりと整理をして、まずは今年度末、もしくは来年度早々に示す実施方針の中で明らかにしていくことを着実に進めていきたいと思います。

そしてその中で、考え方をきちんと示した上で、行政もこれだけしっかり取り組んでいく姿勢があるということをIR事業者にも示し、そして、IR事業者からのよりよい提案をしっかりと確保できるように、そういった具体的メッセージを出していくような形で取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 政策監並びに部長から、極めて信頼できるご答弁をいただきました。言葉で終

わらないような形の中で、今の言葉をぜひとも実行して結果につなげるようにしていただきたいと、重ねてお願いをしておきます。

新幹線・総合交通対策課長、今そうやって空港の整備が極めて大事な部分を担っているということ、これはずっと以前からも、あなたはおわかりでしょうし、また、部長だって、担当の責任者としておわかりいただいていると思います。

ただ、今、長崎空港というのは、離島空港を持っているわけですね。4つの離島空港の連携をNABIC（ナビック）がやっているとかという状況の中で、なかなか難しい問題があるわけだけれども、実は、いろんなマイナス要因をつくってもらうわけにはいかない事情にきていると思うんです。

例えばオリエンタルエアブリッジ、ここにORC本社、つまり会社があるわけです。この間、ORCの飛行機の不祥事があって、大阪の担当の管理局から大変な注意を受けたというようなことがありましたね。離島航空を担う大変な状況の中において、大きな事故につながらないとも限らない大変大きな問題が、実は、欠航させないという意味において、大変無理なことをやっていったということが、大きな課題になりました。本当ならば、これは議会のこの委員会にも来て陳謝をし、そして、事実関係を明らかにしていかなくちやいかんところだけれども、これは簡潔、明瞭に、どんな問題があったのか。

これはゆゆしきことなのか、そうでもないのか、そして、具体的に社長か会長か知らないけれども、知事並びに県にきちんとおわびに来たのかと、そういう反省の意を明らかにしているのかどうか、その辺のところを明快に、簡潔にお願いしたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 ORCの不適切整備にかかる問題でございますが、問題の内容といいますのは、オイル漏れのところに、キャップに当たる部分にふたをしておったということで、その状況で約1週間飛行しておったと。それと、交換した発電機というのは、本来、一旦おろして、またきちんと点検をした上で載せないといけないものを、点検をせずにそのまま載せておったというのが大きな2点、問題がございました。

これを受けまして、7月5日に大阪航空局のほうから業務改善勧告を受けたところでございます。業務改善勧告当日に、社長のほうが知事のほうにはおわびに参りまして、知事のほうからは、やはり安全というのは第一だということで、そこについては非常に遺憾であると、今後は安全第一ということで、そこを重々に肝に銘じて今後の対応に当たってくれというようなことでの発言がなされているところでございます。

【小林委員】 課長、今聞いただけでもぞっとするような話じゃないか。こういうような整備で、大きな事故につながらないとも限らない。これは、なんでわかったのか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 この件につきましては、ORCの会社内の整備部門のトップが、そういう状況を自ら確認して、その旨を大阪航空局のほうに、ORCの会社を通じて報告をしたと、自ら申告を大阪航空局のほうにやったということでございます。

【小林委員】 しかし、そういう状況の中で飛行機を飛ばして、欠航が続いておったというようなことも含めて、会社の圧力に屈しきらなかったと、こんなようなことを言っているようなことが報道されておったけれども、そういうこ

とは事実ですか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 現場の整備の発言という部分では、やはり不具合等々で欠航が続いておったという部分で、欠航を出さない、欠航させないというプレッシャーはあったというお話はお聞きしております。

また、先ほどの油漏れのところにキャップをはめておったという部分でございますが、エンジンについては2つあるという部分で、それですぐすぐ運航に問題がある危険性はないということで報告は受けておりますが、しかし、整備の体制等々として、やはりここは重大な関心を持って、私どもも当たる必要があると思っております。

【小林委員】 ORCというのは、地元にあるわけよ。総務委員会には松本委員と私と二人おるわけで、もちろん、あと一人いらっしゃいます。少なくとも担当委員のところ、当時のあの時点においては、やっぱりいろいろ聞かれるわけよ。そういうことで、たまたま何かの会合があった時に、どうもお騒がせしました程度の話があったとしても、正式に我々にもそういう事故の内容と今後の取り組みについて、きちんとした決意のほどを承ることができないということは、正直言ってとても残念なんです。

今、離島航空をどうやって維持するかということを、我々の県政課題の大きな一つでありますから、そういう点から考えてみても、もう少しお互い連携があってもいいはずではないかと思えます。

松本君のところにあいさつに来たか。そうか。

そういうようなことであるから、ぜひその辺のところもきちんと指摘をして、今後とも一緒になって離島航空も守るべきところは守らなければ、かん、民営化にするところは民営化にして

いかんばいかん、そういうような考え方で、ひとつお願いをしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかにありませんか。

【浅田委員】 I Rに関しましては、先日、私も特別委員会のほうで、仁川空港に一番近いパラダイスシティというところに行ってみまして、長崎のさまざまな課題と可能性を非常に感じました。

先ほど海上空港を使ってというような話もありましたけれども、長崎らしさというものと、やはり事前にリスクヘッジをするところがかなり必要かなと思ったのが、依存症の方のところが、韓国とかも後手後手になって、今すごくやり出している感じがあって、誘致する前からそういったところをしっかりとやってほしいなというのを非常に感じたところであります。

この質問に関しては、もう時間がないので、特別委員会のほうで改めてさせていただきたく存じますが、さまざまな影響は、小林委員をはじめ多くの皆さんが言った要望に関して、しっかり取り組んでいただければと思います。

そして、質問のほうは先ほど途中になっておりました、しつこいようですが、県庁跡地について、また少々お願いをしたいと思います。

先ほど参事監から、学生に見せたという模型を見せていただきました。参事監の器用さというものを改めて感じて、それはすごいなというふうに思ったんですが、その模型というのが、結局、旧県庁がどこに何を配置されていたかという模型でございました。でも、実際学生さんとか、大学の方が見たというのは、34メートルのオペラハウスというか、ホールもあわせたものだったり、いろんなものがあったというふうに聞いております。改めて、そういったものも、委員会だけでなく構いませんので、後ほどしっ

かりお見せいただくことは可能でしょうか。学生さんと同じように説明をしていただきたいと思います。

【村上企画振興部参事監】 手製の模型で、大変失礼いたしました。

先ほどご説明申し上げました、学生の皆さんにご説明したものは、先ほどお見せした現況の模型と、あと幾つか、実は配置の検討をするに当たって、ホールですとか、あるいは交流・おもてなしの空間ですとかのボリュームを置いてみたというものが何通りかございます。その中の一つをお見せしたのではなかったかというふうに記憶をしております。また、別途機会をいただきまして、ご説明に上がりたいと思います。

【浅田委員】 先ほど県が言ったか、学生が言ったかというところは、まあまあ委員会においてはさておきますけれども、やっぱり学生の皆さんも、ましてや海外から来て、5週間にわたって、徹夜してやり遂げたというのは、県の方たちが本気でこのホールをつくらうとしているんだというような思いをどうも得ていたみたいです。それだけ真剣に県の方々も、今後の跡地に関してのご説明をしたのかなと。やっぱりホールをそれだけつくりたいんだろうなというふうに私は思ったものですから、これをしつこく聞かせていただいております。

幾ら大学生といっても、大学院生の優秀な方々を使って、本当にかなり、ユーチューブで何度も見ましたけれども、いろんな要素が組み込まれていて、完成度は非常に高いものです。学生の研究課程でばっと放置するのではなくて、そういうふうな思いも、今後、三菱総研が決まったにしても、そういうさまざまな人たちの声をいただいたものは、いただいたものとし

て、無駄にしない姿勢というか、人材育成の観点も必要かと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【村上企画振興部参事監】 私も、実は7月12日、長崎大学に行きまして、どういったものができたのか、初めて拝見いたしました。端的に申し上げて、5週間で仕上げられたということで、驚くべき完成度だったというふうに思っております。

ただ、今回、繰り返しになりますけれども、県として提案をお願いしたものではないものでございますので、今後の検討でそれを取り入れるというのは、逆に問題があるのかと思っております。

今回の題材の提供に当たりまして、担当教官の方に大学の研究成果を勝手に引用しないでくださいということは、逆に言われておりますので、そのあたりは、研究成果は研究成果ということで取り扱いをしたいと思っております。

【浅田委員】 わかりました。さまざまな意見があるみたいで、中には学生の方にとっても真剣にやったものなので、取り入れていただくなり、学生も加わったというような、これは、私はホールではなくて広場のほうとかいろんな考え方が、そこには組み込まれておりましたので、そういったものをある一定取り入れる必要性というか、それは大学と、今後話していく必要性はあるのではないかとこのように思っています。

そして、もう一つ、どうしても跡地活用になると、埋蔵文化財調査が終わって、その後に、何年もたって、いざ建物を建てますと。建物を建てるだけの感じが、どうもしてならないんですが、今現在も、あの一体が疲弊をしている、

いろんなことを、人の流れをつくらなければいけない、出島との流れがあるというようなのを考えた時に、ノープランで、そのまま建物を建てるまでは何もないままお進みの予定でしょうか。

【村上企画振興部参事監】 これから基本構想をまとめまして、その中でワークショップなんかもやっていくと。その上で、全体の基本設計に入っていくということなんですが、それと並行いたしまして、先行して整備ができる部分については、もう整備を始めて、実際に使うということができないかと思っております。

具体的には、石垣の下の部分、江戸町公園から第2別館、第1別館の跡、今はもう更地になっておりますけれども、このあたりを使って、広場として使うような暫定的な利用ができないだろうかと。その中で、実際に広場の本整備をした場合に、広場を活用していただくという体験を事前にしていただいて、その中から、本体の広場を使われる方、あるいは周辺の商店街と連携をされる方々が出てくるのではないかと、人材の発掘、育成みたいなことも、そういった先行整備の中で進めていければというふうに考えております。

【浅田委員】 県としては、広場のほうをメインで考えるというのをずっとおっしゃっていたかと思います。そういう意味においては、前倒しででき得ることというのは絶対的にあって、ずっと塀で閉ざしたままということには決してしないでいただきたいというふうに思っておりますし、今でもでき得ることであるのではないかと思います。

なぜかというのは、この間、学芸文化課の方とお話をしても、調査の時にも見学会をしたりとか、埋蔵文化財を見せたりとか、さまざまな

ことをしていくと。常に、やっぱり使っていく、開示していくというような姿勢をしっかりとっていただきたいなと思っています。

そんな上で、昨日も観光の視点でご提案をさせていただいたんですけども、委員会で原城に行った時に、例えばあそこだったら、ここに立てば、海側に向かっている方向が「岬の教会」と言われておりますとか、ここにはセナリヨがありましたとか、奉行所がありましたとか、いろんなものが見せられると思うんですね。VRとかを使って想像させたりとか、人を回遊させたりということが、今なおでき得ることを少し考えていただきたいなと思っているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【村上企画振興部参事監】 前回のこの委員会でお示しをいたしましたけれども、例えば出島を今の景色と江戸時代の景色と、例えば絵図なんかを使ってVRとして見比べるというようなことは、今でも可能かと思っております。

また、県庁舎の解体をした調査の記録なども写真等撮っておりますので、そういったものも含めて、これからどうあの場所の歴史を見せていくのかというところは、検討を深めていきたいと考えております。

【浅田委員】 そこは時間をかけずに、これまでもあそこをどうしていくのかというのは、今、今、私は質問しているわけではなくて、長い、もう何年もの時間をかけてこういった質問をさせていただいております。少しでも無駄にしないでいただきたい。

前、県庁舎を壊す時にも、県庁舎が閉じた、引っ越した、そこから、じゃ、少しでも広場を使わせましょうという時の告知をするまでに半年以上かかって、もっと早くその告知をしていれば、夏休み段階に使えたかもしれないとか、

企画を打てたかもしれないというのがあったんです。そういうことが、県は非常に遅いと思います。なので、どういうところまでが進んでいるのか、進捗状況とかも含めて、次回の委員会でも、少しどこまで進んだかというのもお示しいただきたいですし、先ほど部長に答弁をお願いしましたがけれども、専門家の方たちの名前だったり、議論のあり方を開示していただきたいということも、今はまだ、教育委員会とお話ししてないと言っておりましたがけれども、次の委員会までには時間があります。そういったときに、「多少なりとも検討します」ということではなくて、検討はずっと続けていたら、ずっと検討しているだけで、何も進んでいません。そうじゃなくて、もっと形として見える、説明できるような答弁をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 午前中、私の答弁も含めまして、今後、具体的な専門家の皆様に委嘱手続などを行うものですから、そういった検討をしまいたしますといったような、こういった対応ができるか検討をしまいたしますといったような趣旨の答弁をさせていただいたところでございます。

ただ、お話がっておりますように、こういった形で議論がなされたのかといったような部分などを含めまして、開示していく方向というのは、私どもも認識しながら進めていきたいと考えているところでございます。

具体的なやり方等につきましては、今後、関係の部署との調整などもございますけれども、開示できるような形で検討をしまいたいと考えているところでございます。

【浅田委員】 部長、11月の議会までに、少しぐらい答弁を前に進めそうな感じで検討をし

ていただけますでしょうか。

【柿本企画振興部長】 この問題については、もう10月から実際に埋蔵文化財の範囲確認調査が始まっていくわけですので、それに合わせて、今、専門家の選定も含めて進めていかないといけないことだと思っておりますので、その中で11月の本委員会までに方向性が決まったことについては、しっかり委員会にも報告をさせていただきたいと考えております。

【浅田委員】 わかりました。ありがとうございます。前向きな答弁と受け止めさせていただきまして、しっかりと、もっと県民に示せるような形をとっていただければと思っております。

もう一点だけ、スポーツのことでお伺いをしたいと思います。

今、ラグビーワールドカップ、非常に盛り上がりを見せて、各国いろんな、世界中から人が集まったりとかしております。そんな中で、来年はオリンピック、パラリンピックが始まります。閉会式は、被爆8月9日というふうにもなっております。長崎からももっともっと発信すべきことというものがあろうかと思っておりますけれども、今現段階で考えていることなどがあれば、お示しください。

【江口スポーツ振興課企画監】 来年オリンピックということで、長崎県内においても、各国から事前キャンプを誘致しております。具体的には、ベトナム、ラオス、フィリピン、それからスペイン、ポルトガルといった国のチームが参ります。

まずは、そういったチームと市民との交流、そういったものが第一になるかと思っております。そういった取組を国内に発信したり、また、相手国にもぜひ伝えるような形をとってまい

りたいと考えております。

【浅田委員】 来年といっても、もう1年を切ったわけですから、本当にかんりの勢いで動き出していかなければいけないんじゃないかなというふうに感じておりますし、確かに、来ていただいた選手と子どもたちが触れ合うことで人材育成、いろんな形ででき得ることは、私たちも期待すべきなんですけれども、前に川崎委員も質問しました、8月9日のあり方でしたり、もっと世界に長崎をお示しできるような形があらうと思います。そういったところが、質問されてからとか、いろんな動きの中で報告できるようなことがまだ何もないのか。

キャンプ地というのは、もう何年も前から、いろんなところでキャンプができ得るようということで、ずっとご準備をしてきたと思うんですけれども、それから1歩、2歩進んでいかなければいけないと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】 今、オリンピックの組織委員会のほうから、例えば地域においてパブリックビューイングをやらないとか、そういった照会とかがきております。随時市町のほうにもお流しをして意向を聞いているところなんですけれども、まだ、残念ながら、市町のほうからは、そういった動きはあっておりません。

県で考えておりますところは、市町単位でやっていただくことはやっていただくとして、県のほうでは、先ほど申し上げましたように、国を受け入れることによって、相手国に長崎の存在をぜひ知ってもらうための工夫をやっていきたいと考えております。

【浅田委員】 今、まさしくおっしゃっていただきましたパブリックビューイング、私も質問



させていただこうと思っていたんですが、今、全国の首長連合というところが中心になられて、「応援村」というのをつくろうということで、例えば都道府県で言うと、三重県がやりとかして、応援村をつくることによって、そこで物産の販売だったり、いろんなことをやって、地域自体をもっともっと盛り上げて、いろんな人に来てもらったりとか、相互性を持ったりというようなことが出ております。これは市町村だけではなくて、県自体もそういう手を挙げて動いていらっしゃると思いますが、そういったところはいかがでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】 応援村についてでございますけれども、こちらは浅田委員からもお話があったとおり、自治体のほうが主催者となりまして、各地域の公園とか駐車場とか、そういった公共のスペースでモニターを設置して、オリンピックを応援したり、それとあわせて、物産とか飲食とか体験とかができるブースをつくって、住民とか観光客へのおもてなしを提供するという取組でございます。

来年夏に、全国2,000カ所に設置するというのが目標と聞いております。こちらは8月27日に第1回の委員会が開催されて、今、ホームページでガイドラインが示されておりますけれども、10月以降に実施要領が発表されて、申請受け付けが開始されるというふうなスケジュールになっております。

詳細は、今後、10月以降の実施要領で示されるものと認識しておりますので、それ以降の動きがあることを期待したいと思っております。

【浅田委員】 長崎県庁には大きなビジョンもありますし、この間も、商工会議所青年部の九州大会のサッカー大会の時には、外を活用して人を集めたりとか、いろんなイベントが今はな

されるようになりました。そういった意味においては、県が中心になって、もっともっと盛り上げたりとか、物産とかも売れたりするわけですし、よそとの連携を深めていただいて、そういうことを積極的にやっていただければなと期待をしております。

先ほど野口課長からも、スポーツコミッションの話も出ておりました。2016年に、私どもは20人、知事から委託を受けまして、半年間、スポーツ人材育成講座というものを、私もその一人として受けさせていただいて、さまざまなスポーツだったりいろんな業種で頑張っているメンバーがたくさんいると思います。そういう方たちは、今もラグビーワールドカップにかかわっている人もいますし、県費をかけてやった事業でしたし、知事自身がそうやって承認をしたというのがちゃんとありましたので、もっとそういう人材もしっかりと、こういうところで使っていないと、やっぱりあの事業は終わったねというふうになってしまいますので、そういったところも、いま一度お考えいただければと思います。

【小林委員】 地方創生の立場から、人口減少に歯止めがかからないと、そういうようなことがずっと指摘がありました。その問題は、統轄監を持って、こうしていろんな取組をやっておりますけれども、正直に言って、人口減少という実態につながらないということが、とても残念に思っております。

特に、若者の県外流出というところについて、一番気を使っているし、また、その対策を非常に骨太でやっていただいていると思うんです。

ところが、とても大事なことが一つあります。それは、今回の考え方の中で、女性の転出超過

というような視点をどこまで考えていただいているかどうか。さっきも言うように、転出超過については、若者が中心だと。そういうようなことで、そのところが大きくクローズアップされている。

しかしながら、女性が転出超過をしているということは、実は新たな、また、大変な問題だと思うんです。つまり、女性が転出超過になってまいりますと、人口の減少はもっともっと加速されてしまうと、こういうところは誰もがわかることだと思うんです。これはもう社会減であろうが、自然減であろうが、両面において女性の転出超過は、これは大変ゆゆしき問題だと思います。

こういう問題について、担当課長として、どのような形の中で今回の新しい対策の中に盛り込んでいただいているかどうか、この辺のところを、時間がありませぬけれども、簡潔、明瞭にお願いしたいと思います。

【陣野政策企画課長】 小林委員ご指摘のとおり、近年、女性の転出超過が拡大する傾向ということでございます。これは、本県に限らず他県でも同様の傾向が見られております。他県でも転出超過で、主に東京といった大都市部に若い女性が転入しているという状況が見受けられます。

こうした要因につきまして、今後、総合戦略の素案の策定に向けて、さらに検討していかねばならないのですが、一つは、やはり大学の進学率が女性のほうが上がってきた。そういった形で大学に進学して、キャリアアップを求めて都会に出ているという傾向もあるのではないかなというのが国の調査とか、他県のアンケートでも見受けられるところでございます。

そうしましたことから、小林委員のお話がご

ざいましたように、女性に転出超過というのは、一つの大きな課題であると認識いたしまして、総合戦略の骨子案の中でも一つの視点として位置づけまして、総合戦略の中では、女性の働きやすい職場環境、これは職場環境もそうですし、大卒等の女子が就職して、さらにキャリアアップが図れるような、そういう人材登用の面での職場環境、さまざまな環境整備も必要と思っておりますし、子育てをしやすい環境というのも一つのキーポイントではないかと思っています。

そういった施策を盛り込んでおりまして、これは一つの分野だけじゃなくて、さまざまな分野で考えなければならないということで、今、庁内においても、各分野において女性の転出超過という問題を視点としまして対策を講じていこうと考えております。

また、こういったことにつきましては、女性の視点に立った施策の構築というものが非常に重要ではないかと考えておりますので、現在、各部局において、改めて女性の転出超過というところをどう対応するのかという視点を持って検討してもらっているところでございます。

【小林委員】 大体認識は同じでございますし、問題点をしっかり認識、把握をされていると思います。

これは長崎県だけじゃなくして、女性の転出超過は九州、特に他県でも見られる状況です。こういう視点に、これからまた、若者と同様に、ひとつメスを入れて、この対策を練っていただきたいことを要望し、また時間がある時に議論させてもらいたいと思いますので、お願いします。

それから、県庁舎の跡地対策であります、ずっと一貫して聞いていて、もう浅田委員の流

れのごとく、大体それに引っ張られておるんじゃないかというような感じがしまして、浅田さんはなかなか影響力を持っていますね、本当に。そういう感じがいたしておるところでございます。

そこで、私が思うことは、例えば県庁舎整備基本構想の策定に向けて、賑わい創出の考え方についてというところについて、補足説明まで入れて、これに非常に気を使っているような感じがするわけです。

そこで、この賑わい創出の基本的な考え方の中で、県として一番重きを持って考えているところは一体何なのかと。この辺のところを、時間がないので簡潔に、こういうようなことの中で、この賑わい創出の基本的な考え方の中で、県が最も重点を置いている考え方だと、こういうようなことを明快にひとつお答えいただきたいと思います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 補足説明の中の賑わい創出の基本的考え方の一つ目でございます、この場所を県民、市民にふだんから憩いの場ですとか、集いの場として利用してもらい、日常的な賑わいが生み出されていくこと、これが最も重要な点だと考えているところでございます。

そうした日常的な賑わいがございますことで、そこに観光客の皆様も引き込まれ、さらなる交流につながっていくと考えているところでございます。

これに加えて、さまざまなイベントの開催ですとか、歴史や観光情報などの情報発信、または空港バスなどのバスベイの整備などによりまして、より多くの観光客を引き込み、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】 よくわかりました。賑わいを創出すると、こういうところについては、とても大事なことだと思いますし、本当にずっと当局のやり方を見ておりますと、あなた方は腫れ物に触るような形の中でいろいろとやっていると思うんだけど、県庁舎が、旧県庁からこちらの県庁に移ってきて、跡地の対策については、本当にいろんな皆さん方の関心が高いわけです。あの人の意見、この人の意見、いろんな意見がたくさんあるだろうと。

その中から、どういう決定をしていけばいいのかと、この辺のところについては、大変な問題であろうと思いますが、今、埋蔵の問題と、跡地の埋蔵をどういうふうにするかということと、それから、業者が決定されたので、そういう面で両面から、今、事を進めているということではありますが、ただ一つ、私が言いたいことは、埋蔵のところについて、例えば、仮に3年でやったらどうかと、大村の稲富さんがそんな話をしていると。じゃ、片や1年でいいではないかと、こういうような形になってくる。3年であろうが1年であろうが、その期間の限定というのは、本当はないわけですよ。

まず、今、事前調査をやって、そこからどういう方向に向かっていくかというようなことをやっていただいているわけですから、そこから先の中身の中で、1年になるのか2年になるのか、こういうようなことにならなければいかんと思うんだ。

そこで、私が言いたいのは、例えば3年と言えば、非常に旧県庁舎跡地に対しての思いをしっかりと持っているというような見方をされるし、あるいは1年でいいじゃないかと言えば、何か旧県庁の置かれている位置にあまり関心を持ってないというような決められ方が、2つ

に分かれていると思うんです。

それで、私は、今日、あまり勉強してないから申しわけなかったんだけど、行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準というところで、文化庁が出しているところ、教育委員会の学芸文化課が出しているところの中身、結局、発掘調査は、遺跡の理解のために必要なものとはいえ、それによって結果的に遺跡自体の解体、破壊をもたらすという一面があるということ、可能な限り現状のままで残しておくことが求められると、こういうようなことの云々がいろいろ指摘をされております。我々としては、これを改めて読み直しながら、発掘調査のあり方についての基本的な姿勢をしっかりと求めていかなくちいかんじゃないかと思うんです。

要は、今の流れの中で、事前の調査の中において、本当にこの歴史的な遺構がしっかり残されておるかどうかが、こういうようなことについても、はっきりやっていただきたいと思っておりますので、とにかく期間が長ければいいというものでは決してない。必要な期間だけをかけてしっかりとした結論を出していけばいいんじゃないかと、こういうように考えておりますので、改めてこの点については申し上げておきたいと思います。

時間ありませんから、新幹線について、一つ、二つ、質問したいと思います。

新幹線が、もう言うまでもないことでありますが、8月5日に、あのような形で整備方式が決定した。さあ、これからは四者協議の中でなっているわけだけれども、佐賀県の山口知事のかたくなな姿勢の中で、これがうまくいかないと。四者協議も、今のままだったら、これはもう暗礁に乗り上げてしまうんじゃないかと、

国土交通省も立場がないのではないかと、こんなことさえ感じるような状況であります。何せ長崎県の置かれている立場というのは、もう12月の末までに一つの方針を出していただかなければいけない。これは、どうしても佐賀県の協力をいただくことができれば、来年の予算の中にアセスメントの予算を盛り込むことができないと、こういうせっぱ詰まった状況の中であって、これは先ほどのIRの中でも言いましたけれども、やっぱり県庁として、これだけの大きな危機感を、本当に今持たなければいけない、こういう時期にきているわけだけれども、この辺のところについて、本当にこの危機感の中で、佐賀県にどういうふうな形の中でご協力をいただくことができるかと、長崎県独自でどこまでのことができるかと、こういうようなことでありますけれども、国の鉄道局長が行っても断る、与党PTの山本委員長が行っても断る、もう誰が行っても断る、断るというような形の中で、そもそもフル規格を前提とした話には参画できないとか、乗らないということになっているわけです。

何かフル規格は相当悪者かのような、そんなイメージの中で言われているわけだけれども、もうこれからは、整備方式はフルだという方針が出たわけですから、そういう意味では、もうフリーゲージもない、ミニ新幹線もない、スーパー特急もない、残るのはフル規格だけであるというところ。しかも、長崎県の新幹線は、国でその整備を決めた、いわゆる整備5線の中に入っている、まさにこういう国策の中にある、西九州ルート長崎新幹線ではないかと。このところも、もっとアピールをしていかなければいかんところではないかと思うんです。

時間ありませんから、総合的に、これから

12月末の、佐賀の協力をいただくことができれば、これはもう絶対に先に進まない。もう長崎新幹線はどんどん、どんどん遅れていくというような形になっていくわけでありますから、そういう面から考えてみても、ここも正念場ではないかと思っているわけでありすけれども、知事をはじめとして柿本企画振興部長をはじめ、いろんな皆さん方がご苦勞をいただいているところでございますけれども、もう勝負はあと数カ月、本当に限られた日程であります。そこのところをどういような形の中で攻めていくことができるだろうか、本当に四者協議はこれから継続されるんだろうかと、そういうようなことを非常に心配しながら見ていますけれども、総合的に、企画振興部長なり、次長なり、そこのところ、今後の見通しがどういような形の中で落とされるかどうか、その辺のところはいかがでございしますか。

【坂野企画振興部次長】8月5日に与党のほうで基本方針のほうが示されまして、それ以来、佐賀県の知事のほうが、「フル規格を前提とした議論やスケジュールありきという議論には応じるつもりはない」ということで、慎重な姿勢を示しているというふうに承知しております。

今後は、国土交通省が主体的に協議を進めるとされております関係四者の協議の中で議論していくというふうにされているところでございます。

また、先日、鉄道局長が佐賀県のほうにお見えになった際の取材の対応の中でお話しされておりますが、まずは、四者協議の前に二者の間で会談を持ちたいというふうな意向を示されていると承知をしております。

国土交通省としましては、そのような面談を

経まして四者協議の中で、今後議論のほうを進めていきたいと考えておりまして、その議論の中にも積極的に参加していきたいと思っておりますし、また、委員がおっしゃられましたように、12月に来年度の予算案が決定されるというようなプロセスがあるということで、そのスケジュールを念頭に協議のほうを進めていただきたいということで要請していきたいと考えております。

【小林委員】 ありがとうございます。

終わります。

【山下副委員長】 皆さん、お疲れさまでございます。最後に、手短に2点だけ質問させていただきますと思います。

まず1点目、過疎法であります。振り返ってみますと、平成12年に衣がえをした形で、当時、ちょうど平成の大合併の時期と重なるわけでありましたが、みなし過疎地域、一部過疎地域が、要件にきちんと盛り込まれた形で自立促進を促した法律として平成12年に成立しているわけであります。

その後、平成22年、これは10年の時限立法、議員立法でありますから、平成22年に、ハード事業に加えてソフト事業もできますという部分で改正されてきたと承知しております。このように、時代に合わせて改正、延長がなされてきた過疎法であります。

今回、令和2年度末をもって切れるということとであります。もちろん、この過疎法を現行のまま堅持していただくことが長崎県にとっても有意義なことだと私自身は考えておるわけとあります。

ここでお尋ねであります。直近の国の動き、または、例えば全国知事会等、どういような議論になっているのか、そのあたりをお知らせ

いただければと思います。

【浦地域づくり推進課長】 過疎対策法に関する国等の検討状況についてのお尋ねでございます。

国におきましては、専門家等を構成員とする過疎問題懇話会を設置しておりまして、平成29年から新しい過疎対策のあり方について検討を行っているところでございまして、本年4月に中間的整理というのが取りまとめられております。

その後、今年度に入りまして、引き続き検討が進められておりますが、第1回ということで7月2日に過疎対策の理念とか、あと、地域要件についての議論が行われております。

また、7月23日、8月6日、その後と、今年度3回開かれておりまして、年明けの3月27日が最後の第8回目ということで、そのときに提言の案という形で取りまとめを実施されるというふうにお聞きしております。

直近の議論の状況の要点だけ申し上げますと、特に私ども注目をいたしている7月2日に過疎対策の理念とか地域要件についての議論が、この検討会の中で行われております。過疎対策の理念につきましては、新たな理念を設ける必要がないとか、あるいは「過疎」という名称について引き続き用いることが適当であるとか、こういった点の議論がなされております。

主な意見としましては、過疎対策につきましては、都市と農村対策の地域の格差是正の趣旨もあるが、むしろ、農山村地域が持っている、都市にはない価値に国民全体の目を向かせるような方向性がよいのではないとか、あと、国民のライフスタイルが多様化する中で、過疎地域のより一層の個性化を目指していく必要

があるのではないかと、こういった意見がなされております。

また、名称につきましては、これもさまざまなお意見が出ているんですけれども、やはり「過疎地域」という名称は認知度も高く国民的な理解が得られやすいのではないかと、引き続き使ってもいいのではないかとというようなご意見も出ているところでございます。

【山下副委員長】 ありがとうございます。まさに心配しているところはそこでありまして、私もいろいろと情報を聞いてみたんですが、まず、過疎という名称自体が時代にそぐわないんじゃないとか、あと、もっとミニマムなのか、限界集落とか、そういった形で掘り下げてやるべきじゃないとか、いろんなご意見が今出ているとお聞きしております。また、各県で足並みがそろってないとか、そのような意見も聞いているところであります。

これは、まさに議員立法でありますので、今後、国会で国会議員を中心にやっていただくことになると思います。もちろん、国への要望等も精力的にやっていただいていると思いますが、本県選出の国会議員の方に対しても、引き続き強力にプッシュしていただいて、特に、みなし過疎地域の雲仙市とか、一部過疎地域の旧合併地域、こういうところはぜひ堅持していただくようお願いをしたいんですけれども、前川政策監、その辺の意気込みを一言お願いしたいと思います。

【前川企画振興部政策監】 この過疎対策につきましては、まさに、面積でいきますと本県の7割が過疎地域ということでございます。その中には離島・半島を多く抱えておりまして、今後、長崎県が人口減少対策を進めていく上でも、過疎法によります財源措置というのは今後も

不可欠であると考えております。副委員長がご指摘のとおり、これは議員立法ということでございます。

実は、20年前に自立促進法を新法として制定していただく時に、当時の地方課で、まさに担当者として私は事務をさせていただいておまして、20年ぶりに、また今の立場で新過疎法に取り組むという立場になっております。当時、20年前もかなり厳しい状況がございまして、その中で国においても、「自立」というキーワードを表に出すことで新過疎法を制定したというような経緯がございます。

まさに、本県にとっては、なくてはならない法律だと思っておりますので、そういった覚悟を持って、今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【山下副委員長】 ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に移ります。

具体的提案の、10ページにもありますけれども、「生活交通の確保・維持改善のため、支援制度の拡充等を図る必要がある」と、こちらの資料にもございますが、これに関連するんですが、これは新聞報道にもありましたが、先月、対馬市において自律走行バスの実証実験が行われたというということで、記事にもなっておりました。

この概要をお聞きしましたら、対馬市と明治大学とSBドライブ、これはソフトバンクの子会社になるんですかね、要するに、3者が実施主体としてこれを行われたということでありまして。たまたま同じバスが、このシンポジウムが今日と明日、県庁の敷地内というということで、自動運転バスの試乗会というということで、私も先ほど、昼休みを利用して乗ってきました。まさに同じバスだったんですけど、小型の9人乗りという

ことで、非常に狭い道路でも行けるということです。小型の9人乗りなので、私の体型だと3人か4人ぐらいしか乗れないのかなというところもあるんですが、非常にすぐれたバスで、本当に自動運転。もちろん、補助員として職員さんが一人乗っているんですが、緊急時の備えで乗っていらっしゃるだけで、自動運転の実用化がもう近いのかなと、非常に参考になったわけでありまして。

これについて経済産業省のホームページを見てみますと、経産省も実証実験の取組について積極的に、強力に進めているということもあります。

これは何につながるのかなと。佐世保市でも過疎地というんですか、要するに、高齢者の交通弱者地域というんですか、そういうところがありまして、とにかく足がないと。市町がデマンドタクシーとかコミュニティバスの整備を一生懸命して、何とかしようということをやっているんですが、幹線道路まで行けば路線バスが走っているんですね。幹線道路である国道まで行けないとか、県道まで行けないと。例えば、その1キロ、2キロを、今日みたいな自動運転バスを走らせれば、これは速度は非常に遅いです。時速5キロから10キロぐらいで非常に低速で走るんですけども、これが実用化されれば、まさに地域の問題について解決していくんじゃないかと私は思います。

もちろん、これはいろんなハードルがあると思います。安全性の確保とか、あと車両価格が何千万円ということ、ちょっとはっきり言えないですけど、そういうことでありますので、そういうところの部分が、いろんなハードルが高いということでもあります。

こういう取組を、特に実証実験というのは、

長崎みたいに離島とか過疎地、半島を抱えている、もしくはアップダウンがあるところ、平地で幾ら実証実験しても同じなので、長崎は、まさにこういうバスの実証実験のモデル県になれるのではないかというふうに私は思っているんですが、県の考え方が何かございましたら、お聞かせいただければと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 自動車の自動運転につきましては、2025 年をめどに市場化、普及を目指して、内閣府、経済産業省、国土交通省において取組を進めていると認識しております。

県といたしましても、委員ご指摘のように、過疎地域等の交通不便地域におけるコミュニティ交通は、定住促進などの集落対策とか高齢者の移動手段として大変重要であると考えておりますので、対馬市や全国の事例等につきまして情報収集を広くいたしまして、県内の各市町や事業者とも情報共有を図ってまいりたいと考えております。

【山下副委員長】 ありがとうございます。最後になりますけれども、民間の活力とか、大学とも連携しながら、こういった技術を生かしながら、ぜひとも地域交通の対策に反映していただければなと思っております。

これは、まさに交通事故も減るでしょうし、CO<sub>2</sub> の削減にもなると思います。あと、高齢者の免許返納の促進にもつながるんじゃないかなと思っておりますので、大きな効果が期待できると思いますので、ぜひとも皆さんと一緒に頑張っていききたいなとも私も思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】 次に、意見書の審査を行い

ます。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時41分 休憩 —

-----  
— 午後 4時42分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

今回、「自由民主党・県民会議並びに自由民主党」会派から、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）」提出の提案がっております。

それでは、吉村委員より、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【吉村委員】 ただいま、お手元に配付しました意見書案でございます。

ただいま、山下副委員長より質問もあったところでございまして、私から説明することもあるかなったかと思いますが、多少解説をさせていただいて、提出させていただきたいと思えます。

この過疎法ですか、皆様もうご承知のとおりでございます。これのおかげで過疎地域というのは大変助かっておるところでございまして、これは特別措置法でございますので、時限立法でございますので、その期限がございます。令和2年3月31日をもって期限がくるということでございますので、再度延長、または新法の制定ということになるわけです。

中身としましては、これまでどおりというばかりでなく、過疎地域の疲弊の度合いは、以前より度を増しておりまして、厳しさを増しておりますので、人口減少対策ということについて、特に、通常のソフト枠とは別に枠をつけていただきたい。

また、過疎地域における拠点づくりというのを長崎県も進めておりますが、その拠点づくり



のための公共施設の合理的な整備ということについても、ハード部分で特別な枠をさらに加えていただきたいというこの2点もつけ加えさせていただきますまして、提出をさせていただきたいというところでございます。

皆様のご賛同を賜りますよう、よろしく願います。

【中島(浩)委員長】 ただいま、「自由民主党・県民会議並びに自由民主党」会派から説明がありました。

「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご意見等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

「自由民主党・県民会議並びに自由民主党」会派提案の「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「自由民主党・県民会議並びに自由民主党」会派提案の「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

企画振興部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時45分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時45分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、企画振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
— 午後 4時46分 散会 —  
-----

## 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年9月27日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時26分  
於 委員会室 1

|             |         |
|-------------|---------|
| 広 報 課 長     | 田中紀久美 君 |
| 人 事 課 長     | 大安 哲也 君 |
| 新行政推進室長     | 大瀬良 潤 君 |
| 職員厚生課長      | 山下 明 君  |
| 財 政 課 長     | 早稲田智仁 君 |
| 財 政 課 企 画 監 | 園田 貴子 君 |
| 管 財 課 長     | 松田 武文 君 |
| 管財課企画監      | 太田 昌徳 君 |
| 税 務 課 長     | 原 清二 君  |
| 情報政策課長      | 山崎 敏朗 君 |
| 総務事務センター長   | 松村 重喜 君 |

2、出席委員の氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 中島 浩介 君 |
| 副委員長(副会長) | 山下 博史 君 |
| 委 員       | 小林 克敏 君 |
| 〃         | 中島 廣義 君 |
| 〃         | 浅田ますみ 君 |
| 〃         | 川崎 祥司 君 |
| 〃         | 深堀ひろし 君 |
| 〃         | 松本 洋介 君 |
| 〃         | 吉村 洋 君  |
| 〃         | 下条 博文 君 |
| 〃         | 中村 泰輔 君 |

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明をいたします。

「予算決算委員会総務分科会議案説明資料」及びその（追加1）のそれぞれ総務部をご覧いただきたいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分、そして（追加1）に記載をしております第116号議案「令和

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 危 機 管 理 監       | 荒木 秀 君  |
| 危 機 管 理 課 長     | 近藤 和彦 君 |
| 消 防 保 安 室 長     | 宮崎 良一 君 |
| -----           |         |
| 総 務 部 長         | 平田 修三 君 |
| 総務文書課長<br>（参事監） | 荒田 忠幸 君 |
| 県民センター長         | 鳥谷 寿彦 君 |
| 秘 書 課 長         | 伊達 良弘 君 |

元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳入予算は、合計で6億2,967万1,000円の増となっており、この内訳といたしましては、財政調整基金繰入金3,697万1,000円の増、県債5億9,270万円の増であります。

次に、令和2年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

総務行政県有施設等の管理業務に係る令和2年度から4年度までに要する経費として、6億5,211万円を増額いたしております。

続きまして、（追加1）の方でございます。

第116号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で3,223万7,000円の増となっており、全て財政調整基金繰入金であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 質疑がないようですので、次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第116号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務部長より、総括説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明をいたします。

「総務委員会関係議案説明資料」及び（追加1）、（追加2）のそれぞれ総務部をご覧いただきたいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第105号議案「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等を、資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へ適正化されるとともに、所要の手続規定の整備が行われ、地方公務員法においても現行の欠格条項を単純削除する改正等が行われたことから、本県の関係条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明をい

たします。今回、ご報告いたしますのは、合わせて4点ございます。

まず、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります。

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さまざまな施策を講じてきたところでありますが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、総務部は、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化」について積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、今年度中の策定を目指してまいります。

次に、障害者雇用について。

障害者雇用については、今年度の障害者の採用を拡大するとともに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進めているところであります。

知事部局における障害者雇用率については、昨年は1.85%と法定雇用率2.5%を下回っていましたが、本年6月1日時点では2.53%と法定雇用率を上回っております。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、（追加1）の総務部でございます。

中期財政見通しについて。

今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、令和2年度から6年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月9日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、令和元年度当初予算を基礎として、「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げた取組を織り込むとともに、県税や地方交付税など一定の仮定に基づき、試算を行ったものであります。

今回策定いたしました「~~中期財政見通し~~」については、当初予算編成等を通し、一定の収支改善が図られたことにより、昨年度の見通しと比較して、財源調整のための基金残高は増加しているところでありますが、令和5年度以降は、社会保障関係費の継続した伸びや公債費の増加に伴い、収支不足が見込まれることから、厳しい財政状況が続く見通しであります。

そのため、今後の財政運営においては、行財政改革推進プランや財政構造改革のための総点検に基づき、歳入・歳出両面からの収支改善に取り組むとともに、成果を重視した施策の選択と集中を図り、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

また、今後、増加が見込まれる社会保障関係費等に適切な対応するため、国に対し、地方交付税の総額確保や実効性のある税の偏在是正措置など、政府施策要望を通して、地方税財源の充実・確保を強く要請しているところであります。

県としましては、このような取組を通して、人口減少対策をはじめ、本県の将来を見据えた施策への重点化を図りながら、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、（追加2）の総務部でございます。

県職員による不正アクセス事案の発生について。

先般、県民生活部の係長級職員が、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の容疑で書類送検されるという事案が発生しました。

本事案は、当該職員が業務時間中に、複数の職員IDで不正に業務用ネットワークへログインを行っていたものです。

調査を行った結果、当該職員は平成27年6月から平成31年2月までの期間に、最大97人の職員になりすまして不正アクセスを行っていたことが判明いたしました。

併せて、当該職員は、他所属の業務用データを個人のUSBメモリへ記録し、その一部を閲覧していたことについても、判明しました。

事案の発覚後は、被害拡大防止のため、直ちに当該職員が職場で使用していたパソコンを回収しました。加えて、再発防止のため、なりすましが困難なパスワードしか使用できないようシステム設定を強化するとともに、職員に対して、情報セキュリティに関する集合研修を実施しております。

県警からは、捜査の結果、外部への情報漏えいは確認されていないとの報告を受けており、また、本事案以外に不正アクセスがないことも確認しております。

情報管理及びセキュリティ意識が徹底されていなかったことにより、県民の皆様にご心配をおかけしましたことに対し、深くお詫びを申し上げますとともに、再発防止に向け、一層の情報管理及び職員の情報管理に関する意識の徹底を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

ます。

【中島(浩)委員長】 次に、危機管理監より、所管事項説明をお願いいたします。

【荒木危機管理監】 おはようございます。

所管事項のご説明の前に、お手元に追加資料としまして、「総務委員会関係議案説明資料（追加2）」をお配りしております。追加資料の内容につきましては、先般の台風17号に対する対応状況を記載したものとなりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

お手元に配付しております「総務委員会関係議案説明資料」及び「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」と「（追加2）」の危機管理監部分をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、県内における自然災害および対応状況について、消防の広域化について、米海軍佐世保基地隊員の不祥事についての3件でございます。

説明資料（追加2）の危機管理管部分の1ページをご覧ください。

はじめに、県内における自然災害および対応状況について、ご報告いたします。

7月中旬及び8月下旬に活発化した前線や台風の影響により、7月20日に五島市ほか県内5市町に大雨特別警報が発表され、また、8月28日には佐世保市ほか県内北部6市町に大雨特別警報が発表されるなど記録的な豪雨となりました。

さらに、今月21日から23日にかけても、台風17号の影響により県内に暴風警報等が発表され、県内で最大約7万6,000戸が停電するなど、ライフライン等に重大な影響を及ぼし、対馬市での断水に対しましては、今月23日に県から陸上自衛隊対馬警備隊に災害派遣要請を行い、給

水支援をしていただいたところであります。

これらの災害により、幸いにも県内では人命に関わる被害はありませんでしたが、県内では住宅浸水やがけ崩れ、停電や断水などの被害が多数発生いたしました。

この間、県としましては、災害警戒本部を設置し対応に当たっておりましたが、大雨特別警報の発表時や台風の接近に伴い、人員を大幅に増員するなど最大級の体制をとり、災害対応に当たりました。

ここからは説明資料（追加1）、危機管理監部分の1ページ、及び説明資料、危機管理監部分の1ページをご覧ください。

7月の災害に対しては、新上五島町に山本防災担当大臣を団長とした政府調査団による現地視察が行われ、また、8月末の災害に対しましては福岡県、佐賀県、長崎県の3県合同で激甚災害の早期指定と特別の財政措置等を要望したところであります。

近年、全国で大規模な地震や豪雨災害が発生していることから、県としましては、災害に対し迅速かつ適切に対応できるよう、今後とも各市町及び消防や警察、自衛隊をはじめとした関係機関と連携し、防災体制の強化に取り組んでまいります。

続きまして、消防の広域化についてでございますが、説明資料危機管理監部分の1ページをご覧ください。

平成22年に知事が策定した「長崎県市町消防広域化推進計画」の再策定に向けて、去る7月9日に、長崎県市町消防広域化推進協議会の第1回委員会を開催いたしました。

委員会では、現計画の策定後の経過や消防力の現状と取り巻く環境の変化などについて説明した後、「県内一本化による広域化」について

意見交換を行いました。

各委員からは、「既に広域化が進んで、これ以上の広域化は消防の質が落ちないか心配」、「離島においては、国や県が示す広域化のメリットに疑問がある」、「少子化が思った以上に進んだことを考えると、広域化は検討しておくべき」などの意見が述べられました。

また、段階的な広域化につきましては、今後、各市町消防等の意見をお聞きした上で、必要に応じて、同協議会の分科会などで、取り組み方を協議していくことをお示しし、年度内の計画案の策定に向けて、委員会や分科会などで協議を進めてまいります。

最後に、米海軍佐世保基地隊員の不祥事についてでございますが、説明資料（追加1）の危機管理監部分の1ページをご覧ください。

去る8月24日、米海軍佐世保基地所属の海軍兵が、福岡市内において、酒に酔って乗用車を傷つけたとして、器物損壊の疑いで現行犯逮捕される事案が発生し、さらに9月2日には、武雄市内において追突事故を起こし、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕されるなどの不祥事が連続して発生いたしました。

米海軍佐世保基地に対しては、5月の武器持ち出し事件の際に、原因究明と再発防止、隊員の再教育を要請したにもかかわらず、事件が続いたことはまことに遺憾と言わざるを得ず、9月4日に上田副知事が米海軍佐世保基地を訪れ、基地司令官に対し、再発防止策を講じられるよう要請し、基地司令官からは、9月3日から夜間の外出禁止及び飲酒禁止の措置を行っているとの説明がありました。

今後とも、基地に対する地域住民の信頼関係、ひいては日米の友好関係に悪影響が及ぶことがないように、関係市と連携し、対応してまいります。

いと考えております。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【深堀委員】 第105号議案の分で確認です。今回、法の改正に伴って欠格条項をなくすということでもありますけれども、これまで県の条例であった欠格条項において、過去の実績として、被後見人となったことによって欠格条項に該当した人はいらっしゃったのでしょうか。

【大安人事課長】 過去におきまして、この欠格条項ということで、その場合は、一旦職員になられた後にそういう状況になられた方ということになってまいりますが、把握しているものとしてしまして、2名の方が成年被後見人となって失職ということはございます。

【深堀委員】 過去にそういう事例が2名ほどいらっしゃったということです。

追加で聞きますけれども、今回の改正の内容で、職員の退職手当に関する条例も、今回そういった欠格条項がなくなったことによって、これまでは欠格条項で退職した人に関する退職金の支給制限をしないということでの条例内容であったのを、今回、欠格条項をなくすことによって、そういったことが発生しないので、退職金の支給制限処分の除外の分をなくすという条例改正ですね。

確認だけなんですけれども、過去に2名の方々がいらっしゃったということですが、今回、条例を改正することによって、そういう方々は

退職をせずに済むわけですね。済むわけけれども、その後、例えば業務に耐え得ずに、いろんな状況があった時に、この退職金の規定をなくすことによって、そういった方々の不利益になるようなことが今後考えられないのかどうか、その点だけ確認をお願いします。

【大安人事課長】 現行の退職手当の条例上でいきますと、退職手当を支給しない取扱いから除外しておりますので、逆に支給をされるということになってまいります。過去にあった2名の方についても退職手当については支給をされております。

今回の条例改正に基づきまして、支給制限の除外規定は、そもそも失職にならないということで削除するということですが、そういった方々が失職にならずとも、場合によって勤務に耐え得ないという状況が発生した場合について、一方で地方公務員法の中に分限という規定がございます。その中には分限の休職であったり、分限の免職ということもございます。そうした形の中で分限免職ということに該当して、結果的に退職に至るというケースにおきまして、退職手当自体は支給をされるということになってまいりますので、そういった意味において不利益になるということはありません。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

条例議案に対する質疑・討論が終了いたしま



したので、採決を行います。

第105号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第105号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【近藤危機管理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました危機管理監関係の本年6月から8月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

まず、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金については、該当ございません。

次に、1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、長崎県噴火災害発生監視施設撤去処分業務の1件となっております。

決議・意見書に対する処理状況については、該当ありません。

続きまして、資料3ページからになりますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市、五島市、島原市、大村市からの要望が計7件となっており、それに対する県の取扱い、資料3ページから16ページに記載のとおりでございます。

最後に、資料の17ページからになりますが、

附属機関等会議結果報告について、本年6月から8月に行った会議結果報告としましては、長崎県防災会議の1件となっており、その内容につきましては、資料17ページから19ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【荒田総務文書課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。令和元年6月から8月までの実績は計8件であり、1ページから2ページに各契約の内容を一覧でお示ししております。

その内容といたしましては、左端の番号5の職員が業務に使用するパソコン約2,300台とプリンター250台の調達を行う一般事務用パソコン等の賃貸借及び保守契約が1件、2ページの番号7の仮想化技術を用いてサーバを集約、稼働させる機器の更新に伴う調達を行うサーバ仮想化統合基盤の賃貸借及び運用保守契約が1件などとなっております。

また、3ページから10ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、11ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県町村会、諫早市、島原市の計3件となっております。

具体的な要望項目としては、資料の11ページから12ページにおいては、長崎県町村会から「離島振興対策の充実について」、資料13ページの諫早市から「諫早駅周辺整備事業への協力と支援について」、資料14ページの島原市から「地域振興への財政支援措置について」でありまして、それぞれに対する県の対応をお示ししております。

次に、15ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、令和元年6月から8月までの実績は、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が3件、長崎県情報公開審査会が3件、長崎県個人情報保護審査会が1件の計8件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、16ページから23ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませ

んか。

【吉村委員】 危機管理監の提出資料3ページ、佐世保市からの要望で、新返還6項目の早期実現についての県の対応が載っているわけですが、これは針尾の弾薬集積所の関係です。平成23年にこれは始まっているわけですが、なかなか進まない。この事業は、全体は数千億円という規模の事業になってくるわけですが、佐世保市は平成30年3月に、前畑弾薬庫跡地利用構想を具体的に作り上げたわけで、これをどんどん実現に向けて進めないといかんわけですが、現状どうなっておりますか、お知らせをいただきたいと思います。

【近藤危機管理課長】 新返還6項目の一番の肝といいますか、今、一番重点を置いているところの前畑弾薬庫の移転でございます。

現状としましては、委員ご指摘のとおり、平成23年に日米合意がなされて、それに基づいて移転を進めていくところでございますけれども、今現在のところは前畑弾薬庫を移転する針尾島の集積所の調査という形になっておりまして、来年度の予算におきましても移転調査費で1億9,500万円の政府の概算要求が行われているということで、それにつきましては工事用道路の調査と基本設計という形になっております。

今後の計画としましては、調査設計から、実施設計、アセス調査を行って、初めて着工という形になりますので、まだ経過的には数年以上かかるものとは思っております。佐世保市も跡地利用計画の構想をつくっていただいておりますので、それは市と一緒に国へしっかり要望をして、実現に向けて一步一步進んでまいりたいと考えているところでございます。

【吉村委員】 一緒になって頑張っていくという言葉はあるんです。いつも聞くわけですが、な

なかなか遅々として進まないという現状があるわけですよ。佐世保市の中でも、県の対応がもっとびしゃっとしておけば進むんじゃないかという声もあるわけです。ですから、そういうためにも、なお一層頑張っていたきたいと思うわけです。

これは、ずっと一連の関連した、佐世保港の中のすみ分けとか、そういう流れがあるわけですよ。そういうところで整備していく中で崎辺の利活用、そのためには前畑崎辺道路を整備しないといかんということになるわけですね。これも総額60億円程度の事業ということで約2.9キロ、最初は米軍の敷地内を通るということではなかなか厳しいというところがあったんですが、これも改善して、そこを通らないで事業の進捗を図るということで今進んでいるわけですが、総額60億円以上の費用がかかる事業の中で、予算がついているとはいえ、なかなかまだ、この状態が続いていけばかなりの年限がかかる。

これは早急に完成させないと、その次につながっていかんわけですね。ですから、そのためにも県としても佐世保市と一緒にやってやるという答えになるんだろうと思いますけれども。

以前も質問をした折に、長崎県にも、危機管理監の中にそのセクションがあるとはいえ、基地対策課なりつくってやるべきじゃないかという質問をしたことがあるんですが、その時の知事の答弁に、いや、仕事が少ないですから、課をつくるほどの業務がないんだというふうな答弁が返ってきたんですけれども、果たしてそうかなと。これを今見るだけでも、いっぱい課題はあるわけですね。

この前の佐世保市の要望の中でも、県立コロニー跡の整備のために、そこに行く道路の整備

をしないといかんと。その整備については基地対策交付金の事業の活用ができるんじゃないかと。その前に、弾薬庫の近くの道路を県でやった時に、土木部長の答弁では、その基地対策交付金を使ったことがあるんじゃないかと、調べてみますという答弁でした。それぐらいの感覚であってらっては困ると思うわけですよ。だから、使えるのはどんどん使っていかんといかん。有利な制度ですから。

そういう意味でも、危機管理監の中に基地対策課なりともびしっとつくって、人員を配置して、こういう遅々として進まない事業の進捗を図っていくということをしないといかんのじゃなかろうかと思いますけど、それについてご見解をお願いいたしたいと思います。

【近藤危機管理課長】 委員ご指摘の、県としても基地対策の組織をもっと整備をして、県としてやれることを一生懸命やるべきではないかというご意見等につきましては、前からもお話は聞いているところではございますけれども、では、一体県としてどんなやれることがあるのかというと、なかなか今のところは市の事業なり、おっしゃられました県道とかはありますけれども、土木部の方でそこはしっかりやれるということもありますので、どんな仕事があって、どんなことをすべきで、何がやれるのかということ、もう一度課としても整理をして、必要などころで、また部局内で要望するなり、その対応を図ってまいりたいと思っております。まずは、そこの部分の研究をさせていただければと思っております。

【吉村委員】 最後にしますが、なかなか今の答弁を聞いていても、するとかしないとか、全然わからんじゃないですか。この前の土木部に対する要望でも、土木部の感覚がね。

以前に赤崎の弾薬庫の横の県道をやった時に使っているんですよ、その防衛予算をね。土木部長はその時にいなかったからわからんかもしれん、課長もおらんやったかもしれん。だけど、聞かれたら、県も予算がなかなか厳しいという中で、そういう有利な制度を使って国の予算を取ってくるということは、目を光らせておかんといかんわけですよ。それが、「多分そうじゃなかでしょうか」とか、「調べてみます」とか、「獲得に向けて検討します」とか、そのくらいの答弁が返ってきたって、それは佐世保の人は満足しないですよ。何をしているのかという話になるわけです。

また、基地も県内には、自衛隊、米軍合わせて二十幾つかあるわけですよ。それだけある県というのはそんなにないわけですから。おまけに中村知事は渉外知事会の副会長でしょう。神奈川県なんかは部まであるわけですよ。だから、そういう意味でも、せめて課ぐらいつくと。そして、こういう国の予算獲得に向けて取り組んでいく、これも一つの重要な作業ですよ。予算を獲得できるんですから。そういう意味でも、課の設置ということについて鋭意取り組んでいただきたいと思うんですが、総務部長、どうですか、その辺の考えは。

【平田総務部長】今のお話を伺っておりまして、現状を打開していくためにどのような取組が必要なのかということについて、まずは危機管理監の方で十分に精査をしていただいて、必要な業務と判断される部分、これはやった方がいいということであれば、それに応じた体制をとっていくことも必要だろうと思っています。

その結果が、委員がおっしゃるように課を設けることなのかどうかという結論までは、この場で明言することはできませんけれども、そう

いう確認なり、精査は行っていきたいと考えております。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に議案外所管事務一般について、質問はございませんか。

【川崎委員】 おはようございます。

まず、行財政改革についてお尋ねいたします。たびたび質問していることでございますが、本土振興局の再編についてのお尋ねです。

今回の定例会の一般質問で、老朽化する県央振興局の建替え候補地は、諫早市提示の諫早市先行取得地が有力候補という知事答弁がございました。

平成20年3月に、地方機関の再編計画で長崎、県央、島原の3振興局を統合するという方針を示しておられまして、当面の措置として今現在があるわけですが、当面と言ってももう10年何も動かず、今の状況があるわけです。

今回の答弁を踏まえて、迅速に行政改革を推進していただきたい、そのように考えますが、いかがでしょうか。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま川崎委員から、地方機関再編についての考えについてご質問がございました。

先ほど川崎委員がおっしゃいましたとおり、先般の一般質問の中で知事が答弁申し上げましたけれども、地方機関再編の基本方針の中において、県南地区の再編の課題でした庁舎の建設場所につきましては、地理的な利便性、相当規模の土地の確保等が必要であることを踏まえて、諫早市から提示がっている市先行取得用地が有力な候補地であるということで、同用地の活用を念頭に検討を深めていくというご答弁を知事から申し上げたところでございます。

この10年間という話の中で、さらに知事の答弁もありましたことで、今後さらに迅速に進めていく必要があるということでございます。

その上で、我々の考えとしましては、現時点で建設場所を決定というところまでは至っておりませんが、今後、長崎振興局の大橋庁舎や県央振興局の庁舎等、老朽化が進んでいる状況も踏まえ、できるだけ早く県南地区の再編を実施する必要があると考えています。

それに当たりましては、住民サービス等も考慮しながら、県議会、それから市町、その他関係者等のご意見も聞きながら、できるだけ早く検討を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】住民サービスの低下ということについては、確かに配慮すべきところがあるかと思いますが、基本方針を示し、10年間何も動いていないという状況から、大きな決断があったと思っておりますので、速やかに対応していただきたいと思います。

県央のエリアで統合整備が進めば、おのずと長崎と島原振興局は廃止になるだろうと考えます。人口減少がどんどん進んでいる中において、特に長崎市が激しいわけございまして、多様かつ良質な雇用の場の確保、創出が求められていると思っております。

そういった中において、先ほどの県央振興局という方針があって、そこにぜひ統合を速やかに終えられて、長崎振興局を早期に再開発といいますか、跡地活用を、ぜひ雇用に資する活用を進めていただきたいと切にお願いするものでございます。

特に、長崎大学と隣接をしていて、交通至便であり、一定の面積もあるわけで、これまでになかった雇用を生んでいくということには非常にすばらしい場所であると考えます。雇用拡大、

人口減少をストップする、若者を定着させる、長崎県の一丁目一番地の施策であると、課題であると思います。ぜひ本気を出して進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【太田管財課企画監】ただいま川崎委員よりご質問がありました、長崎振興局の大橋庁舎を今後どうしていくのかということについてですが、現時点では、再編の具体的な方向性がいまだ定まっていない中で、現在、庁舎として使われている大橋庁舎をどうしていくかというのは、現時点ではまだ活用策を検討する段階ではないのではないかと考えているところでございます。

ただ、一方で、委員ご指摘のとおり、県有地の有効活用を図る上では、施設の用途廃止が今後、仮に決まった場合においてはスピード感をもって、庁内関係部局や関係機関と協議をもっていく必要があると考えておりますので、再編の一定の方向性が見えた段階では、先ほど委員がおっしゃったような雇用、あるいは地方創生といった視点を併せ持ちながら、そういった議論を速やかに行ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ加速度的に議論を進めてください。本当に雇用を生んでください。そのために、部局横断していろんな知恵を出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。返礼品のことでございます。

ふるさと納税については、さまざま報道されている中において、国においていろんな制限等々設けられていると承知をいたしております。

現在、ふるさと納税の返礼品に求められている法的制限は何でしょうか、確認をさせていただきます。

【原税務課長】ふるさと納税返礼品の法的制限

ですが、平成27年度頃から全国的に返礼品競争が過熱したことから、平成28年から3度、総務大臣通知が出されておりまして、それを経て本年4月1日に地方税法の改正が行われ、6月1日から施行されております。その中で、「ふるさと納税の募集を適正に実施すること」と、「返礼品は返礼割合を3割以下にすること」、もう一点、「返礼品は地場産品とすること」の以上3つの法的制限が示されております。

【川崎委員】 3つの規制があって、その中で3割以下、そして地場産品というテーマがありました。

こういったものに抵触をしないにもかかわらず、長崎の大事な産業である水産業の中で生まれる真珠が除外をされている状況がありますが、これはなぜでしょうか。

【原税務課長】 委員ご質問の真珠は、先ほど申しました大臣通知、平成29年4月1日に総務大臣通知が出されておりまして、その中で「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について」というくだりがありまして、「資産性の高いもの」に当たるという理由から、真珠については見直すように要請がありまして、全国の自治体が真珠を返礼品から除外してきております。

【川崎委員】 資産性が高いところで真珠が除外されたと。資産性というところが、一体何をもって資産性なのかということについては非常にアバウトな話でありますね。

今現在、長崎県、そして市町において、直近の1年ぐらいでいいんですが、返礼品として扱われた真珠の件数、額がおわかりであれば、お答えをお願いいたします。

【原税務課長】 総務省の現況調査の中でそういった数字がございまして、県としても個別には調査しておりませんが、長崎市の議会

の議事録の中で、平成29年度時点では真珠の扱いが一番多かったという記事がございます。

【川崎委員】 なかなか数字がはっきりしないということではありますが、少なくとも長崎市においては一番大きかったということございまして、長崎の地場産品が全国から注目をされているという証左だと思います。

水産部の方に伺ったんです。真珠は、長崎県の水産業では91経営体の方が生産をされていると。平成28年の生産量が7.15トン、生産額は52億2,700万円、愛媛県に次いで第2位の生産を誇ると教えていただきました。また、県内の海面養殖生産額の17%を占めていると。クロマグロ、ブリ類に続く主要な養殖種ということで、特に対馬あたりは、離島の大事な産業として、その地位を維持しているということございまして。

国においては、平成28年に真珠の振興に関する法律が制定をされて、翌29年6月には「真珠産業及び真珠にかかる宝飾文化の振興に関する基本方針」を策定しているわけです。

これを受けて県も、本年3月に「長崎県真珠振興計画」を策定して、令和9年には、新規需要ですからプラスですね、プラス24億円を目指しているという計画も発表されております。

今年は被害が発生をしていて、大きく報じられたところもありましたが、生産者の皆様も一生懸命、何とかこれを維持していこうと頑張っておられるところでございます。

先ほど、資産性ということもありましたけれども、どこからかダイヤを持ってきて加工してお渡しをするというものでもなく、れっきとした県産の水産加工品と私は思うわけです。海外からいろんなものを輸入してきて、加工して皆様に返礼するということとは全く異なると考え

ます。

ふるさと納税の返礼品から除外されたことから、長崎県真珠養殖保存会会長さんとともに、8月に総務省に行ってまいりました。長年手塩にかけて市場に供給される真珠の生産工程をしっかり一つひとつ紹介をして、そして総務大臣政務官に真珠の振興に多大な支障を来している、この窮状を訴えて、返礼品復活への理解を求めてまいりました。

国は、一定理解は示してくださいました。そういったことを受けまして、ぜひ長崎県においても国との協議を行って、真珠のふるさと納税返礼品への復活をぜひ行っていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

【原税務課長】 委員ご指摘のとおり、真珠につきましては我々も重要な地場産品との認識を持っております。6月1日に新しいルールがスタートしておりますので、その中で真珠の取扱いが可能かどうかを総務省の担当の方に照会をしております。

その結果、口頭でもらっているんですけども、平成29年4月1日の総務大臣通知の資産性が高いもの、あるいは価格が高額なものに該当しないこと、もう一点、令和元年6月1日施行の返礼割合が3割以下であって地場産品基準に適合していること、併せて、資産性と価格については総務省においては各自治体の実態までは確認ができないので、その地域の実情と社会通念をもって妥当性を判断し返礼品として取り扱って構わないといった回答をいただいております。併せて、その趣旨にかなったものであるように取り扱ってほしいという付言もいただいております。

【川崎委員】 そうすると、今のお話では、復活は可能ということですね。そして、趣旨に違

わないように、また額とか、そういったものの妥当性はそれぞれの自治体が責任をもって判断をして進めていく、そのようなことで理解をしてよろしいでしょうか。

【原税務課長】 そういったふうに取り扱っていただければと思っております。

【川崎委員】 ありがとうございます。業者の皆様、関係する皆様、大変喜ばれると思います。

真珠に限らず、長崎の水産加工品はたくさんあるかと思えます。例えばサングも同様かと思えます。サングなど、同じようなカテゴリーに入っていると思えます。同じような県の判断で取り扱いを行っていただきたいと思いますが、真珠以外の、サングをはじめとした水産加工品について、取り扱いを復活していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【原税務課長】 委員がおっしゃるとおり、サング、ベっこうについても水産加工品というふうに考えておりますので、同様に総務省に対して照会を行っております。その結果、真珠と同等の取り扱いをしていいと回答をいただいております。

【川崎委員】 ありがとうございます。

水産県長崎ですよ。宝飾というように一括りにされることは非常に歯がゆい思いがいたしております。ぜひ水産業を守る、そういった観点から県も、返礼品という形ではありますが、そういった判断で前に進めていただけるということですので、産業を守っていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、危機管理監にお尋ねをいたします。防災士です。

私も2年前、県が主催をしたセミナーに参加をさせていただいて、おかげさまで防災士の資格を取得させていただきました。

2年経過をして、あの時の知識が、今そのまま残っているかということ、実は正直自信がないところでありまして、そういった意味では、取ったけれども、なかなか活用されないということは、恐らく全国いろんなところでそういった課題があるかと思っています。

そういったことをお尋ねする前提として、まず、県内にこの資格を取得されている方が何名ぐらいいらっしゃるか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】防災士は、特定非営利法人の日本防災士機構が認定する資格でございます。今年の8月末時点で県内の有資格者は1,613名でございます。

【川崎委員】1,613名いらっしゃる。えらい数の方がいらっしゃいますね。恐らく年齢層も、私がお世話になった時のセミナーを見ると、かなり年齢幅もあって、いろんな方が男女問わずに取得をされていると思います。

今現在、この資格取得に向けて、例えば県として啓発や、また受講料の支援、そういったものがどのようになっていますか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】防災士というのは、地域の防災リーダーという形で担っていただく方と思っています。委員も講座を受講していただいたということですが、平成21年度から毎年、防災推進員養成講座というものを県内各地2～3カ所で開催をしております。講座は一般の方が受講しやすい土日に開講しまして、受講料は県費でということで無料にしております。講座を全部受けた方が防災士の試験を受けることができるという形になっております。

なお、啓発につきましては、県のホームページや県からのお知らせの新聞、広報誌のほか、各市町、消防、関係の機関を通じまして文書で

案内し、各市町においては市町の広報誌等で周知を行っているところでございます。

【川崎委員】受講料は無料ということで、県も力を入れておられることがわかりました。どんどん資格取得者が増えていると思いますが、資格を取得して、そしてその知識を活かして地域の防災訓練や計画に参画をしていって、力を発揮していただけるのが理想の形かなと思っています。

防災士を、防災訓練、防災計画の策定といった分野でどう活用していこうとされているのか、お尋ねをいたします。

【近藤危機管理課長】現在、日本防災士機構の長崎県支部の方に、講座の講師だとか県の防災会議の委員にもなっていて、いろいろとその計画参画、そして訓練等のご助言等もいただいているところでございます。

1,613名の有資格者のうち、1,069名が県の講座で防災士となられた方なんです。こういった方々をどうネットワークをつくって、そしてそれぞれの地域で活躍していただけるか、地域の核となっていいただけるかというところが、確かに委員ご指摘のこれからの課題だと考えておりますので、今後は、そういった方々のフォローアップみたいなもののセミナーなり研修といったものを十分検討し推進してまいりたいと考えているところでございます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【松本委員】危機管理監の議案説明資料にありますとおり、今年の8月28日に、県内では佐世保市ほか県内北部6市町に大雨特別警報が発表される記録的な豪雨となったということでございます。

大雨特別警報というのは、今年から内閣府の方から出されております警戒レベルの5に相当



するという報告を受けました。

警戒レベルは、1、2、3、4、5と5段階ありまして、レベル3は「高齢者等は避難してください」。レベル4は「全員避難。速やかに避難先へ避難しましょう」。警戒レベル5、大雨特別警報は既に災害が発生している状況で「命を守るための最善の行動をしましょう」と。確かに5段階に分かれているから、いかに大雨特別警報が危険な状態にあるかというのが認識できるわけでございます。

実際8月28日に警報を発令して、「命を守る行動をしてください」と言われた対象が、佐世保市、平戸市、松浦市、波佐見町、小値賀町、佐々町で、避難対象の世帯が14万2,236世帯、対象人数が33万2,229人となっております。

命を守るための最善の行動を判断してくださいということで避難所が開設されて、実際に避難した人はどれくらいの人数で、それが何%ぐらいに当たるのか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】 8月28日に出されました大雨特別警報につきましては、委員がご指摘のとおり7市町で出され、いずれにつきましても避難勧告、避難指示、警戒レベル4の避難情報の発令がなされたところでございます。その対象人員が33万2,229名でございました。そのうち、実際に指定避難所に避難された方が416名、率にしますと0.13%という形になっています。

【松本委員】 命を守るために特別警報が出されて、警戒レベル5であった。約33万人が対象になったけれども、実際に避難した人は416人、1%にも満たない0.13%だったということなんです。

これはいろいろ報道等、テレビでも出る中で、私も地域の方から相談を受けたのは、「命を守るための最善の行動をしてください」と気象庁

から言われても、自分でどう判断したらいいのかと。特別警報を出された場合、避難する途中で被災したらどうするんだと。家にいた時に、裏が崩れて被災したらどうしたらいいんだと。非常に判断に困るという相談を受けました。

この判断というのは、もちろん行政でも対策本部をつくって、万全の対応を警察も消防もしていますけれども、基本的にはやはり自主防災、その人が自分で判断をすべきことなのか。

0.13%だった避難状況に対してどういう認識を持たれているか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】 今回の特別警報に対する避難につきましては、実際、特別警報が出された時間が朝5時50分と非常に早い時間で行いましたし、大雨特別警報が出された時は、大量の雨が降っている状態で、その中で避難所へ避難をするのは、確かに避難する方がリスクがあると考えておりますので、今できる最善の行動を、例えば頑丈な家であるとすれば2階に避難をすとか、崖と反対側の部屋に避難をすとか、もしくは近所に高い建物があれば、そこに避難をすといったものを考えております。

今回の警戒レベルという国のガイドラインの改定は、自らの命は自分で守るというような趣旨で、自らの判断を促す数字でもって認識をしていただくと。これまでは「避難勧告」、「避難指示」という言葉だったものを数字と結びつけて、レベル3なら高齢者は避難、レベル4なら全員が避難という数字で覚えて避難スイッチを入れていただくという趣旨で出されたものと認識をしているところでございます。

県といたしましては、まず、住んでいる地域は災害のリスクがどうなのかをハザードマップ等で確認をしていただいて、その時々に応じて自分で逃げる、もしくは自主防災組織の活躍な

どで地域で避難をするというような取組を進めていきたいと考えているところでございます。

【松本委員】申し上げたいのは、「命を守る行動をしてください」というのは抽象的で、自分がその場でどう行動したらいいのかというところの判断ですよ。結局、避難情報が住民の避難行動に結果的にはつながっていない状況。

おっしゃったとおり、逆に、豪雨の中で逃げる方が危ないということも確かに心理として働くのは当然でございます。ですから、大事になってくるのは、自主防災の観点から、その地域において、こういう時はこういうふうにしなうということをして各市町、そして町内で考えて、例えば1人で住んでいるお年寄りの方とか山間部の方々は、まずは優先的に消防団が見に行くとか、そういうふうな防災計画というものを綿密にしておくことによって備えができると思うんですが、そういった対策をとっていただくような働きかけとかはしているんでしょうか。

【近藤危機管理課長】今回の特別警報も台風の時もそうだったんですけれども、避難発令に際しましては、地区の消防団にも号令をかけるような形で、地区をぜひ見回ってほしいとか、声かけをしてほしいといった市町の取組はあっていると聞いているところでございます。

ご指摘のように、避難行動要支援者と申しますか、高齢の方や障害を持たれている方が、いかに安全に避難をしていただくかというところが、より重要になってまいりますので、市町と連携し今回の反省点を踏まえて研究をしながら、また地区のリスクを理解していただいて、避難所に避難をすることの理解促進を十分働きかけ、研究をしてまいりたいと考えております。

【松本委員】あくまでも県としては発令をして体制を整えるけれども、やはり大事なことは地

域における自主防災だと思うんです。ですから、前も質疑をしましたが、自主防災の組織率を上げていただくように市町へも働きかけをしていただきたいと思います。

実際、私の住んでいる町内では、自主防災の一環として、町内の方が集まって逃げる訓練をしました。実際に町内で地震が起きたと想定して、その時、自分たちはどこへ逃げればいいのかというのを、それぞれの班に分かれて避難をする訓練です。

いざとなった時に、ぱっと逃げられるかというと、やっぱりそういった地域においての避難訓練というものの、もちろん施設もそうですけれども、そういった働きかけをぜひしていただきたいと思います。

それともう一つ、今月の21日から23日にかけての台風17号の影響で停電などの被害が多数発生したということで、J R大村線も被害に遭いました。

どうしても、その前に千葉県の実況を見ていたものですから、うちも停電した時に覚悟をするというような、もうパニックになるような、多分県内でも多数あったと思うんです。

県内の停電の状況と復旧の状況、どれくらいで復旧したのか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】停電の状況でございますが、先ほど危機管理監の説明の中にありましたように最大で7万6,000戸が県内で停電をいたしました。今回の台風につきましては、暴風により電線が切れたことで非常に大きな影響があったと聞いております。九電の長崎支社以外の、他県からもかなりの数の応援をいただいたということで、23日の夜の間には全部復旧をしたところでございます。

【松本委員】千葉県はかなり日数がかかった。

あれは高圧線が倒れたという大きな事情でしたが、今回は7万6,000世帯停電したけれども、線が切れたから、九電やさまざまな事業者が連携して1日もかからずに復旧したということでございますが、やはりライフラインというのは非常に重要で、電気がなければ生活も滞るわけです。

県としまして、長崎県災害警戒本部を設置しているわけですが、電気、水道、ガスなどのライフラインに対しては民間がやっています。行政として、そういった時の対応として、連携はどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

【近藤危機管理課長】 長崎県災害警戒本部を、防災対策室に設置しております。当然ライフラインの状況は逐一情報をいただいております、状況の確認はしております。

ただ、一番ひどい暴風時に復旧はできませんので、状況確認をしています。その場合に、万一、その復旧に当たって業者独自の力では難しい場合、自衛隊等の協力なり派遣が必要であれば、県の方から自衛隊に、災害派遣という形で要請することもできますので、自衛隊との協力とか情報連携をとりながら、その辺の対応は逐次図っていくという形になります。

【松本委員】 やはりライフラインというのは人の生活がかかっているところです。民間の業者だけでは限界がある時があると思うんですよ。そういった時に県が中心となって、自衛隊や、さまざまなところに協力要請をして迅速に復旧に努めるような態勢づくりは、普段からつくっていらっしゃると思います。今回も復旧が早かったということで安心をしておりますが、いつ災害が起こるかわからないということで。また、JRのところも復旧は早かったですけれども、バスでピストン輸送するだけでもかなりの負担

をかけます。佐賀県的高速道路もそうでした。

そういった災害に迅速に対応できるような連携をしっかりと取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかにありませんか。

【下条委員】 皆様、お疲れさまでございます。

私も松本委員同様、防災の点についてご質問をしたいと思います。長崎県の防災体制について、特に情報ネットワークのところについて、少しご質問をしたいと思います。

近年、こういった大雨や台風が、非常に性質、規模が変化しており、被害も深刻化しているような状況が、今回いただいた資料にも書いてあります。

この中で、現在の災害対策本部などの長崎県の防災の態勢で、特に情報のネットワークです。関係のさまざまな部署の情報がネットワークで結ばれていると思うんですけども、現在のネットワーク状況についてお尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】 災害対応の情報収集のネットワークでございますが、各市町と、防災無線のほかＬアラートという形で防災情報がつながっておりますので、被害の状況、そして避難の状況なり避難所の状況は、市町からシステム上で瞬時にこちらの方に連絡がきます。それは住民への周知も必要ですので、報道機関と直接つながるような形で各報道機関へ、それも瞬時に流れるというようなＬアラートシステムの対応はっております。

それ以外の各関係機関、医療・福祉機関もそうですけれども、県の各部署で警戒本部もつくっておりますので、その中で対応しておりますし、もしそれが災害対策本部という形になれば、その部局が災害対策本部の部屋の中に一堂に会し連絡体制を取りながら、それぞれの部局で必

要な対応をとっていただくような形になっております。

なお、事前にはリエゾン等を派遣していただいて、情報共有を図っている機関もございます。

【下条委員】わかりました。災害対策本部の場合はそのような形で、いわゆる一室に全て関係の方たちがそろって情報を共有していくと。

その時に、医療班はもちろんおられるんですよね。医療班について、ちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

【近藤危機管理課長】医療班は、災害対策本部の中に医療の部屋、ブースといいますか、机を配置しております。その中に県災害医療コーディネーターのチームが参画していただく形になっております。その中で一緒に情報を共有しながら対応を図っていくという形になります。

【下条委員】わかりました。災害対策本部の場合は、そのような形で医療班もしっかり含まれているということだと思います。

今回、長崎大学病院の高度救急センター、災害医療支援室の山下和範准教授からご提案がありました。災害時、恐らくこの災害時と言われているのは警戒レベルでのお話だと思います。災害対策本部が立ち上がる前の段階ではないかと思いますが、そういった状況において、情報ネットワークの中に我々医療班もぜひ参加をさせていただきたいというご提案でありました。

災害時は、やはり大変混乱をしますので、そういった状況の前に情報をいただきたい、ネットワークに入れていただきたいという大変ありがたいご提案をいただいたんですけれども、危機管理監としては、そのご提案についてはいかがでしょうか。

【近藤危機管理課長】大変ありがたいお言葉と思っています。いざ大きな災害が発生すれば、

医療チームといいますか、実際はDMATとしてご活躍いただく形になろうかと思っておりますので、災害対策本部をつくる前の段階の警戒本部の段階で、準備なり何なりということもしていただく方が、いざという時の初動がうまくいくのではなかろうかと思っております。

災害警戒本部の中には福祉保健部として所管課の福祉保健課が参画しているところであります。福祉保健課を通じまして、医療政策課に情報を共有しながら、医療政策課から災害医療のコーディネーターの方に情報提供をするという形で話を進めておりますので、そういった対応をとってまいりたいと考えております。

【下条委員】わかりました。ありがとうございます。それでは、ぜひ積極的にそういった体制をとっていただいて、いわゆる大変な混乱に陥る前に、情報の共有というところ、それから、さらにその前に、何もない平時の時から、関係各部署が意思疎通を図って、コミュニケーションを図って準備をしていただきたいと思います。本当に災害が深刻化しておりますので、大きな被害にならないように、日ごろからの関係部署の連携強化についてご要望をいたしたいと思っております。

もう一つ、今回、この委員会の資料でいただいたんですけれども、県職員の不正アクセス事案の発生についてということがありました。この件については、皆様からご報告を受けて、詳しく状況を聞いている段階ですので、私ももう少し深く掘り下げていきたいと思っているんですけれども、一点だけご質問したいと思います。

本日、報告していただいた中で、97名の職員になりすましたということがありました。97名というのはかなりの数じゃないかと思うんですけれども、このあたりはどういう状況だったの

かを少しお聞かせ願えないでしょうか。

【山崎情報政策課長】 97名は、本人以外のパスワードで入った職員の数でございます。

【下条委員】 ということは、その職員は、97名分のIDを何かで入手したということですか。

【山崎情報政策課長】 このIDはパソコンに入る時のパスワードで、職員番号が職員IDで、一番最初の既定値の中に入っております。それを最初に本人が、自分のパスワードとして新たなパスワードを設定する必要があるんですが、それが設定されずに、その初期値のまま残っていたということで、その職員IDというものの自体は、調べようと思えば、メールアドレスとかの中に名前と職員番号が入っておりますので、職員番号自体はわかると。それを具体的に入力した場合に、パスワードを変えていけば入れませんが、変えていない場合は、それがパスワードとして認識されて、なりすましてアクセスができるという形になっております。

【下条委員】 わかりました。この件に関しては、私も状況や全体像をもう少し詳しく調べたいと思っております。97名分のIDを不正に取得できるような状況は、やはり改善をしていかないといけないのかなと思いますので、これからも情報を共有しながら進めてまいりたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】 私も、災害関係で、先ほど松本委員から質疑があったことを質問させていただきたいと思うんです。

先月8月末の豪雨での避難状況の話があって、対象人員が33万2,219名に対して416名ということで、自主避難した人のパーセンテージが0.13%ということでありました。

質疑の中で、もちろんいろんな状況の中で自

己判断もいろいろあってという答弁もあったわけですが、難しいとは思うんですけれども、今回、避難指示、勧告等々出した発令の地区ですね、例えば佐世保市でいけば早岐地区とか、もしくは江迎とか、そういった地区を限定した発令の仕方と、今度は平戸とか松浦とか波佐見とか小値賀、佐々は全域という出し方をされています。発令の時間も、朝方の5時とか、深夜の1時半とか、それは当然その時々気象状況の中で発令したものだと思うんですけれども、そういった出すタイミングです。事前にももう少し情報を提供するとか、その出し方です。あと、避難所の受け入れ態勢としてはどうだったのか。そういった今回の事例を、ただ単に自己判断の中でということではなくて、どういったことで0.13%の人しか避難しなかったのかということ、各自治体とも連携をとりながら調査してみるべきだと思っているんですけれども、その点はいかがでしょうか。

【近藤危機管理課長】 委員ご指摘のとおり、今回の8月の豪雨については人的被害は全くございませんでしたので、何もなくてよかったというわけにはいかないと思っております。やはり正直なところ、行政が、市町が呼びかけた避難情報が、実際の住民の避難行動には結びついていないのではなかろうかと考えておりますので、その検証は十分必要なのではなかろうかと考えております。

そこで、先ほど深堀委員もご指摘をいただきました発令時間がどうだったのか、そして、発令する地域が全域という形の出し方はどうだったのかということについても検証をする必要があると思っております。

気象の状況というのは、やはり時間は待ってもらえませんので、気象台は、ある程度雨量計

等の数値をもって、警報等を発令することになると思います。ただし住民が、安全に避難をしていただくというのが一番でございます。しかも、総務省は早め早めの躊躇ない避難行動を起こすような避難勧告などの指示を出してくれという指導もあっておりますので、そういったところを踏まえて、市町長の判断での発令になるかとは思っております。

地区の限定につきましても、気象情報が市町村単位という形でありますので、その中で地区を分けるというのはなかなか難しいところはあるのかもしれませんが、やはり住民の方がより意識をするという意味では、地区別に出された方が、より深刻性があるのかなとは思いますが。そういったところを含めて、十分市町と協議をしまして、今後の改善につなげたいと考えているところでございます。

【深堀委員】 多分、どれが正解というのはなかなかないんだと思うんですけども、いろいろ意見交換をしながら、より住民の避難行動につながるような発令の仕方を模索していただきたいということを申し上げておきます。

それと少し関連するんですけども、先般報道で、被災者台帳システムというものについての報道があって、これはどういうものかというのと、1995年の阪神・淡路大震災後に広まったもので、市町村が住民基本台帳をもとに、住宅被害の程度や義捐金の支払い状況などを入力して、被災者に支援メニューをまとめて示すことができ、漏れや二重支給が防げると。被災者も、申請に必要な書類が減り負担が軽くなるというようなものであると。全国的に見て、その被災者台帳システムを導入している自治体は3割ぐらいだということが大々的に報道されているんです。長崎県は、6自治体と報道されています。

本県の各基礎自治体の話ではあるんですけども、これは消防庁の調査でまとまって報告されている内容ですので、本県の状況を再度確認したいと思います。

【近藤危機管理課長】 被災者台帳システムは、報道にあった内容で、実際、災害時に建物の被害状況や支援の利用状態を一元的に管理し、手続の迅速化や支援漏れを防ぐための台帳システムということでございます。

県内市町では、平成30年4月現在で、委員が言われました6自治体、6市町は導入が済んでおります。これはシステム状態でございまして、それ以外の、例えばエクセル等でのデータベースであれば、ほかに3市町が加えて一応整備といたしますか、つくってはいるという状況ではございます。

【深堀委員】 その報道でいけば6自治体だったんだけど、そういうシステムではなくて、エクセルなど独自のやり方で3市町が、この被災者台帳システムに類似するようなものを使っているということですね。わかりました。

報道では、各自治体のいろんな意見も載っているんです。やはりシステム導入には費用がかかりますと、システムがあった方がいいんだけど、導入するには費用がかかるという話もあっております。専門家の大学教授の、「市町村では、避難施設などハードの整備が優先されて、システム導入は人員や予算面で負担が大きい。都道府県が支えて国が後押しする仕組みが理想だ」という発言も記事に載っていたんです。

もちろんこれは基礎自治体が行うべき話ではあるんですけども、県として、被災者台帳システムに関して何か支援できるようなことはありませんか。

【近藤危機管理課長】 実際、被害があった場合

には、大規模災害であればあるほど、こういった台帳システムがあれば有用だという認識はしております。

ただ、現状、本県はそういった災害が幸いにも起きていないということで、このシステムを使う機会が今のところないのかなというところもありますけれども、実際、幾つかの市町が既に導入をされていると。そういったところの状況をまず確認をさせていただきたいと考えております。

県が何かこれでできるかどうかというところは、実際難しいところはあるのかなとは思いますが、やはり有用な、場合によってはここは非常に大切なものだと思いますので、情報提供なり、県として何らかの、作成する時の費用面の負担はなかなか難しいと思うんですけれども、それ以外の、技術的な支援というものはできるかなと考えておりますので、まず、市町とそこはよく協議してみたいと考えているところでございます。

【深堀委員】何ができるかというのはこの場ではないんでしょうけれども、導入している自治体、導入していない自治体、何らかの防災関係の会議体の中で、入れるメリット、入れる費用の問題、そういった情報交換をやっていただきたいということを要望として申し上げておきたいと思います。

次に、中期財政見通しの件でお尋ねをしたいと思います。非常に厳しい本県の財政状況の中で、今般公表された中期財政見通し、本当に頑張っているなど、私はそういうふうに見ました。それはやはり基金の問題です。去年の分と比較すると、49億円ほど基金残高が改善しているところなんです。説明の中では、特例的な県債を40億円発行している影響が一番大きくて、実

質的には10億円程度の改善となっていますということでした。

少しお話を聞いてみると、有利な特例的な県債とは減収補てん債のことで後年75%が交付税措置をされるものだとお聞きしました。その減収補てん債の中身と、残りの10億円程度を実質的には改善したということになっているわけで、その特徴点を少し教えてください。

【早稻田財政課長】中期財政見通しのお尋ねの部分は、今回公表した財源調整のための基金の見通しで49億円改善していきまして、特例的な県債40億円は減収補てん債で、内容につきましては地方交付税と非常に関連が深いものであります。例えば国の方で地方交付税の算定をする際に基準財政収入額ということで基準値というのが全国的に示されてまいります。そこで、本県の実際の県税などの収入額と国が示す基準値の基準財政収入額の値で、本県の場合が基準値より下回っていれば、それだけ普通交付税の交付額が多くなるのですが、逆に国の基準値の方が大きく、発射台を大きくされた場合に、交付税の交付額が実態的に少なくなってくるので、そこについては国の調整ということで、乖離の部分は減収補てん債で起債を100%隙間発行して、75%交付税措置されるものです。したがって、交付税の部分で基準財政収入額は75%の算入ということになっていますので、その乖離を減収補てん債で埋めるというのが1点目でございます。

それから、あと約10億円の収支改善の部分は、行財政改革推進プラン、財政構造改革のための総点検に取り組んでおりまして、他の団体と比べて水準が高い普通建設単独事業の見直しや国庫補助事業財源の取り込み、それから補助金などにおきまして単純に一般財源だけを支出し

ているものについては一定の圧縮をさせていただいております。そのような取組の効果によって、歳入・歳出両面からで約10億円の改善されております。これは後年度にも引き続いて行われるということで現在取り組んでいるところでございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。1点目の減収補てん債、基準財政収入額との乖離の部分、今回こういうのが出ていますけれども、これはこれまでもあったことなんですね。

【早稲田財政課長】 毎年の国の地方財政計画、それから交付税の算定というところで数値は決まってまいりますけれども、これまでも、額の大小はありますが、その年度に応じて発行したことはございます。

【深堀委員】 2つ目の10億円の特徴点について、行財政改革推進プランの着実な履行というか、その成果があらわれているということで、これは評価をするんですけれども、そこで、課長も今少し、その中で投資的経費の単独事業の件に触れられましたよね。

今、言っていることと逆行するかもしれませんが、中期財政見通しの中で投資的経費について触れられている項があって、特定の大型事業については見込額に基づき積み上げていますと。公共事業、令和2年度については令和元年度当初内示ベースと同額、令和3年度以降については、令和元年度のベースの通常分と同額として試算していますと。

さっき言われた単独事業は、令和2年度以降の伸び率、マイナス3%として試算ということなんですね。

これはちょっと気になって事前に確認しましたが、この考え方は、これまでも単独事業についてはマイナス3%できているんだというこ

とであったんですけれども、それは間違いないですか。

【早稲田財政課長】 中期財政見通しにおきましては、一定の試算ということで、今年度普通建設単独事業マイナス3%と見込んでおりますけれども、数値を変えたら、前年度との比較ができなくなりますので、一定マイナス3%ということでシーリング率の設定みたいな形で、仮に置かせていただいているところでございます。

【深堀委員】 実績としては、過去、やっぱりそういう実績なんですか。今は中期財政見通しの話をしているわけですがけれども、実績としては、前年度からずっと97%で推移をしているということなんですか。

【早稲田財政課長】 中期財政見通しにおきまして、基金の取り崩しの財源不足というものが生じております。

そのため、中期見通しの中では3%と仮で置いておりますけれども、厳しい財政状況、それから県税収入、交付税の見込みなどを踏まえまして、例えばマイナス10%のシーリング率というものも設定させていただいているところでございます。

【深堀委員】 厳しい財政状況の中で、そういったことをやらなければいけないということは理解をします。ただ、単独事業の額を減らすと。単独事業というのは、小規模な維持補修とか、そういった関係の予算ですよ。長崎県内にあんないろんな施設であったり、インフラであったり、そういったものが毎年毎年減少してきているということであれば、それはそのとおりだと思うんだけど、長崎県にあるインフラをどんどん、どんどん長寿命化をしなければいけないような、大規模な橋りょうであったりとか、50年以上の橋りょうがあと30年で43%になる



とか、いろいろあるわけですね。いかにして今あるインフラを長寿命化するかというためには、こういった単独事業の予算を削っていけば、後でもっと大きな財政出動をしなければいけないことにつながるんじゃないかと、私はちょっと懸念をするわけです。

厳しい財政状況だから単独事業を減らしていく考え方も一定あるのはわかるんだけど、長い目で見た時に、この単独事業費を落としていくことがマイナスになるんじゃないか。だから、これは当然土木部であったり、農林部であったり、水産部であったり、多大なインフラを持っている事業部の判断もあると思うんだけど、そのあたりはそういう考え方を踏まえてどういうふうに協議をされているのか。

【早稲田財政課長】 ご指摘のとおり、単独事業の中で、例えば災害関連とか、災害の事前防止の事業とか、もしくは維持補修といったものもございます。

近年、災害関連の事業は国の方でも重要視されておりまして、例えば「防災・減災、国土強靱化のため3か年対策」ということで、平成30年度、令和元年度、それから令和2年度におきましては、国庫補助にプラスアルファで起債を100%充てて、半分は交付税措置とする国土強靱化の防災にかかる起債、併せて単独事業につきましても、緊急自然災害の防止債で、これも充当率100%、交付税措置70%という非常に高率の制度が設けられております。

全国的に単独事業に関して、厳しい財政状況の団体がありますので、一方で気象状況などに応じて災害関連の防災事業も重要視されているという事項がございますので、本県におきましても、例えば令和元年度の予算におきまして緊急自然災害防止対策で約31億円という予算を

組ませていただきました。これは単独事業でございます。前年度比約2倍の単独事業ということで確保させていただいています。

それから、国土強靱化対策事業につきまして、平成30年度の2月経済対策補正予算で、公共事業、道路、河川等を含めまして148億円程度確保するといったことで、こういった単独事業の全く財源措置がないものだけになると、財政状況を反映して厳しくなってくるので、財源措置の有利な起債などをうまく活用しながら、将来に向けて先んじてする必要があるものは、先にこの3か年で重点的に行うなど、財源対策の工夫というものをしながら、公共施設の維持というのを図っていく必要があると考えております。

【小林委員】 県民センター長、新しい県庁舎ができて、連日のように、たくさんの県民の皆様方が県庁見学にお見えになっています。私は、あえてこの場でお礼を申し上げたいと思うけれども、私が関係する多くの方々が県庁舎を見学に参りまして、本当によく案内をしていただき、いろいろと説明もとてもわかりやすく、特にまた人が足りないぐらいでありますけれども、センター長自ら出ていって案内の先頭に立たれているということで、非常に評価をいただいております。関係の皆様方にも大変ご苦労いただいていると思いますけれども、また、センター長もさらに頑張ってください、県庁のイメージに関わる問題であろうと思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それから、税務課長にお尋ねをします。

先ほど川崎委員から、ふるさと納税の返礼の問題について触れられました。結論的に、真珠とか、ベッコウとかサングとか、まさに長崎県

の特産品、これがなぜ返礼品から漏れておったのかということについては、結論的には川崎委員の考え方に同調し、その結論が出ましたことを実は非常に喜んでいただいているところの一人です。反対をしているわけじゃありません。

ただ、何が理解できないかというと、ふるさと納税の返礼品にどういうものを入れるかということは、かなり議論があったのではなかろうかと思うんです。その議論の経過の中で、まさにこの長崎県の誇る真珠とか、ベッコウとかサングとか、こういうものが漏れていたこと自体がおかしいわけだけれども、しかし、それは相当協議をされたんだらう、どれを残し、どれを残しながらというところで、また値段の面という判断して。絶対に高価なものであってはいかんとか、あるいはきらびやかなものであってはいかんとか、いろいろその中に総務省の通達がきていることもよく承知をいたしております。

しかし、今日のこの議論の中で、あなたの方で、これはオーケーと、入れますと、税務課長一人が判断するぐらいの簡単な政策決定のそういう中身だったのか。もし、そういうことであるならば、ほかの部長でも課長でも、これをやってくれ、あれをやってくれと、みんな言っているんだよ。通常だったら、持ち帰りまして検討いたしましてと、全く検討しないで終わってしまっているんだけれども。今のうちに、この委員会の席上で「じゃ、やります」と、こういう返事は、なかなか率直に言ってこないわけだよ。

政策決定のあり方について、今のような形で税務課長が、新たに「それはおっしゃるとおりです」と、こういう明快な判断をあなたがしてくれるように、県庁の組織内でやることができ

るならば非常にありがたいと。これはある意味では予算が要らないものだから、検討しやすいことであろうからそういうふうになっているかどうかわからんけれども、川崎委員があんまり圧力をかけてワアワア言っているわけではなくして。

ただ、喜びようがちょっと異常だったな。さっきは暗い言い方からスタートして、あなたがやると言ったら、この喜びよう。西肥バスはそんなやり方でしてきているかわからんが。

そういうことであって、それをどうのこうの言っているつもりはないけれども、政策の決定のあり方が、ここでちょっと言うて、じゃ、それを参入させますとか、そう決定しますと、こういう一つの判断は非常にありがたいと思うわけだよ。だから、ほかの人たちでもそういうことができればと。

予算が伴わないことについてはできやすいんじゃないかと思うんだけれども、もしできるものがあるならば、やっぱり今日みたいな明快な答弁によって、できること、できないこと、いろいろありましようけれども、できることがあるならば、やっぱりきちんと話をしてもらおうという形で今後も進めてもらえば非常にありがたいと思いますので、これも要望として、（発言する者あり）答弁ですか。吉村委員の言うとおり、それについて見解を。

【原税務課長】 委員ご指摘のとおり、言い切り型で大変申しわけございませんでした。

真珠につきましては、当初、県の方も入っておりまして、県内自治体の方も各自治体で真珠を返礼品として取り扱っているところもございましたけれども、総務大臣の通知をもちまして、資産性が高い、高額、あるいは宝飾品ということで随時、技術的助言という形で、総務大臣名

とかで来まして、やむなく取りやめた経緯がございます。

今回、総務省に照会いたしましたところ、「新ルールのもとで、各地域の実情に応じて判断していただければ、真珠即だめという話じゃないです」というような回答を受けたものですから、先ほど、そういうふうにいたしますと申し上げたんですけれども、回答といたしましては、「そういった方向で協議してまいりたいと思います」というふうに訂正させていただきたいと思っていますので。

【小林委員】初めて聞いたというような形でやっているわけだけど、君も正直だから、いろいろ中身を暴露するな。大体わかった。総務省でそういう判断をするであろうということで、ここであなたは総務省の立場に立ってオーケーを出したんだと、こういうふうには受け止めます。

私が言いたいことは、できることはできるという格好で、こういうわかりやすい格好でできるものは、今後ともぜひともやってもらいたいというところが大事なところありますから、総務部長、そこを言いたいわけだよ。あなたは太ったな、最近。そういうところでよろしくお願いしたいと思います。

そこで、総務部長、あなたに質問したいんだよ。人事のあり方。大安課長が横におりますし。

財政課長が、この間から24時間化とか新幹線をやっていたのに、あの顔から本当に財政課長の顔になっている。あなたたちは本当にすごいよな。担当をやっている時は担当の顔丸出しで、代われば代わったですぐ変わる、そういうことも本当にあなた方の天才的なあれだけれども。

これは総務部長か人事課長にお尋ねしますが、今、長崎県は、何だかんだ言っても、いろんな問題が山積しているけれども、人口減少対策と

というのはどんなことがあっても第一の大きな課題だと思うんですよ。

そこで、今回、中村知事は、統轄監という人口減少に特化した特別職を設けて、そのプロパーである、東京から、総務省から人を連れてきたわけだよ。そのやり方、その確保というか、そういうことを非常に評価しているわけだよ。

そこで、補佐監ということで、それぞれ一番働き手のそういう人たちをこうやってつけた。だから、統轄監のもとにおいて、よく動き、よく内容のわかっている働き手の人たちを、またそれなりに信頼できる人たちをきちっとつけたなど、そこまでは非常に評価をしておったわけです。ところが、驚いたことは、たったわずか1年間でそういう補佐監をべらっと代えている。この代えた理由は何か。

【大安人事課長】私の方から答弁させていただきますのは、個々の人事につきまして、理由とこののを申し上げるのはなかなか難しいところはございますけれども、実際、いろんな退職等々ございます。そういった中で的人事というのはどうしても出てくる。その中で、やはり適材適所ということの中できちんとやらせていただいているとご答弁させていただきたいと思います。

【平田総務部長】人事課長も申しましたように、個々の人事についての発言はできませんけれども、当然年次が上がっていきます。昨年の統轄監グループにおった人間につきましても、それぞれ、また新たな立場で活躍してもらう必要がある職員もおるわけでございまして、その中の異動もありというふうに認識をしているところでございます。

【小林委員】年次なんというのは最初からわかっていることだよ。1年経って初めてわかった

んじゃないんだろうや。

人口減少という命題を抱えて、一番みんなが苦勞している時に、統轄監を持ってきて、その補佐監という、まさに何というか命名の仕方というか、この役割の仕方を補佐監ということで、実にすばらしい一つのシステムができた。そして、今言うように、それなりの活動できる人をきちんと置いてある。このやり方に率直に言って、なかなかやるな。ならば、そういう結果をとという形で思っていたわけだな。期待をしておった。

ところが、今言うように1年でころっと代わっている。しかも、1人じゃなくて2人とも代えている、こういうやり方でね。

もうとにかく年次がどうだとか、その他もろもろの事情はわかっているわけよ。そういうようなことで一番特化した人口減少対策をやっている統轄監のもとに、優秀な人間をそこにみんな集めて、それなりのやり方を新たなシステムをつくってやっている時に、年次がどうだとか、適材適所だということであれば、これは適材じゃなかったのか。この1年間で、あんまり大したことがなくて代えたのか。

こういうところが、適材適所というのは当たり前で、これは何もその統轄監のところだけじゃなくて、あなたたち全部そうたい。総務部長とか財政課長に抜擢したのも、そういう適材適所で、それなりのことで今みんなおるわけだよ。

そういうことをした時に、なんでそういう一貫性がないのかと、1年ぐらいで何ができるのかと。結果的に全然歯止めはかからんじゃないか。そういう人事のあり方を、単なる年次がどうだとか適材適所ということは、適材適所じゃなかったんじゃないか。もう一度、これにつ

いて明快な答弁をしてくれ。

【平田総務部長】 委員おっしゃるとおり、現実としての最重要課題であります人口減少について、具体的な成果としてはあらわれていないということは現実でございます。そのために必要な人員体制のあり方をどうするのかということにつきましては、人事の配置のあり方として、県政の課題を進めていく上でも最も重視すべき課題だというふうに認識をしております。

去年の人事について、申しわけございませんが、私の口からこうだ、ああだと評価することは差し控えさせていただきますが、これからさらに私どもは、そういう成果を目指して仕事をしていかなければいけない、そのための体制を考えていかなければいけないと考えています。

新たな体制でありますとか、人事のあり方につきましては、そういう観点から十分に考えさせていただきたいと考えております。

【小林委員】 だから、人口減少の一つの結果は、例えば就職率とか流出率とか、そういうところについては目標はある程度やってくれているけれども、ただ、結果的に歯止めはかかってないわけだよ。いわゆる流出超過の状態が継続されているわけだよ。

統轄監まで呼んで、我々は誰でもそうだけれども、統轄監には相当な期待を寄せておったんだよ。だから、もう最近は少しさざ波が出てきておるじゃないか。

私も今回、決算の総括質疑の中において、統轄監はどういう対策をやってくれているのかとか、期待に応えているのかとか、あえてそういうことで指摘をせざるを得ない、そういうようなことなんだけれども。

要するに、人口減少に特化をする統轄監のシステムをつくって、そこに配置した補佐監をた

った1年で代えるということは、年次がどうか、適材適所だとか。みんな適材適所だよ。その場所において、その部署において、絶対にこれは避けて通ることはできないような人はちゃんとおってもらわんと困るということで、ある程度のこともいろいろと考えながらやっているじゃないか。単なる鉛筆転がしでやっているんじゃないじゃないか。統轄監から嫌がられたのか、この2人は。

そういう点から考えてみて、私どもは何だかんだ言っても、やっぱり結果だよ。あるいは結果につながるであろうというプロセスなんだよ。

だから、この人事のあり方について、これを年次とか適材適所でそうせざるを得なかったと、これが正しい判断だったとあえて言えるかどうか、もう一度聞く。

【平田総務部長】私どもは、それぞれの職責において最大限の力を発揮するように努力をして、県民の皆様に成果を還元していくように努めるということが求められている職責でございます。そこに配置された職員は、全身全霊を賭して、その職責を果たしていくということが責務として求められております。

今回、委員が言われましたように、昨年と今年と、その体制が変わっているということは事実でございますけれども、仮に人が代わっていたにしても、同じ目標の中で責任を果たしていくということで、それぞれ職員が精いっぱい職責を果たしていくと、努力をしていくという姿勢には変わりはないわけでございます。

ただ、今、委員もおっしゃいましたように、現実として、一部では成果が出ているけれども、人口減少そのものの解決にはつながっていないということは現実であるわけですから、そういう実態を踏まえて、組織のあり方、人事配置の

あり方ということについては、しっかりと考えていく必要があると考えている次第でございます。

【小林委員】もうそれくらいの答弁しかできないということであれば、これは知事がやったのか。副知事がやったのか。

大体、通常においても最低で2年、3年というぐらいな形で、例えば年次制だったらば普通こうやっているじゃないか。もちろん1年で交代するということもあるけれども、そういうシステムはわからんわけじゃないけれども、何度も言うように人口減少という長崎県の命題を抱えて、それに特化した取組をして、そういう配置をしたところに、わずか1年ぐらいで、まだ結果も出さない状況の中において、あえて代えざるを得ないということについては一体何なのかと。

我々にとっては、私にとっては、ほかの議員はどう見ているか、それはわからんけれども、私から見た時に、なんでこんな人事をやるんだろうかと。そんなことをやるぐらいだったら、そういう統轄監とか、そのもとに補佐監みたいなものをつくらんならいいじゃないかと。通常のやり方をやっていけば、何ということはないじゃないかと、こんな話になるんだけれども、そんな状況ではない人口減少、今の長崎県の最大の命題なんだよ。そのためにみんな一生懸命やっているじゃないか。

だから、私は、今回のこういう人事のやり方について、我々が何も見てないぐらいで我々をなめるなよ、あんまり。人事課長、なめるなよ、そういうところは。ちゃんと我々は見ているわけだよ。結果を出してもらわんと困るんだよ。だから、人事も鉛筆転がしでは困るんだよ。適材適所と言うならば、本当に適材適所にきちん

と配置して、それだけの結果につながるような人事をやるべしじゃないか。

そういう点から考えてみても、私は今回のことに非常に憤りと、わからない、こんなやり方をして人口減少対策なんかできるもんかと、一体人事は何をを考えているのかと、こういうことをあえて強く強調し、抗議をしておきたい。これについて、今後の人事のあるべき姿についてしっかり考えていただく一助になることができれば大変ありがたいと思いますから、よろしくお願いします。

最後にちょっと一言だけ。もう時間がないからあれでございますが、危機管理課の近藤課長にお尋ねというか、これもお礼かたがた申し上げたい。

今、本県は有人離島をたくさん抱えて、救急搬送をいろんな形の中で、離島の島内において高度な医療技術、あるいは医療ができないと判断した時に、海上自衛隊の応援を受けて救急搬送をこれまでずっとやってきて、その回数はなんと5,000回を超え、今、5,040回ぐらいになっているんじゃないかということです。

実は、自衛隊の幹部の方たちから、率直に言って、そういう個人的なことを言っただけじゃないけれども、危機管理監並びに危機管理課の皆さん方の取組を非常にありがたいと、評価をされておりましたので、これもひとつお礼を申し上げながら、一つお尋ねをしたいわけです。

今まで、緊急搬送に対しては3機の救難機をもってやっておりましたね。ところが、おわかりのとおり、この間も委員長の采配で我々は海上自衛隊を訪ねて、この問題についてもお話をしましたので、お互いこの委員はわかっていると思うんだけど、今まで3機でやっていたのが、1機老朽化の中において、この4月から

2機体制になったわけだよ。3機でやっていたものが2機体制になったと。こういう形の中で、これからのことはこれからですけども、今の2機体制の中において、ちょっと問題があったとか、あるいは3機の時はいくらでもやれたけれども、2機の中でこんな問題が出てきたとか、そういうことは現時点でありませんか。

【近藤危機管理課長】離島からの急患搬送体制でございますけれども、確かに委員ご指摘のとおり、1機除籍になりまして、UH-60Jという救難機で対応しておりますが、それが今、2機体制になっております。

しかし、それ以外のSHという哨戒機でも急患搬送は可能でございますので、今、聞いておりますところ、特に、離島からの急患搬送に支障が出るようなことはあっていないということでございます。

【小林委員】そうすると、我々が中央省庁に対する要望をする中に、救難機のUH-60Jの追加をひとつやってもらいたいと、こういうお願いを繰り返しやっていたら、こういうところに評価が集まっているし、あなたたちの姿勢が非常に丁寧だと。こういうことで、県庁として威張ったような態度もしてないし、しっかり本当に一緒になってやっていたら、こういうところに非常に評価のそんなことの話があったんだけど。

その要望というものについて、いわゆる中期防衛計画というのがあると思うんだ。こういうことで結論はどうでしたか、今の時点で。

【近藤危機管理課長】中央省庁に、防衛省に対して、UH-60Jの後継機、代替機を要望しているところでございますけれども、今、防衛省の回答としましては、委員もご指摘のとおり、次期中期防衛計画、防衛大綱の中に新たに海上

自衛隊に救難機を配備というものは全く計画がないということでございますので、UH-60Jの後継機の配備は、今のところは全く考えていないという回答でございました。

【小林委員】それは地元の国会議員をはじめとして頑張ってもらわんばいかんわけですよ。

ただ、一番問題にしているのは、あと2年ぐらいしたら、その2機の救難機も実は老朽化して、これも除籍になってしまうと。今、3機あったのが1機なくなって、残る2機があと2年後には、これももう除籍でなくなってしまうわけだよ。そういう状況でしょう。

それでもって、この次期の防衛大綱の中において、全く新しいものは、残念ながらできないと、こういう一つの方針が固まっているわけですよ。

だとすればどうするかということについても、この間、自衛隊の方で話をしたわけだけれども。そうすると、これはもう海上自衛隊のみならず、陸上自衛隊の目達原とか、あるいは芦屋とか、福岡県あたりから協力して、全体の総合型でひとつやりますよと、こうなっているけれども、総合型でやらざるを得ないということについては、どういう形の中で、例えば発進するまで、今まで大村だったら1時間で発進ができていたと、そこから現地まで行って時間的に短縮だったけれども、これが目達原や芦屋から救難発進する。救急搬送のお願いをして、そこから飛んだ時に現地に行くまで、今とどのくらい違うと考えているんですか。

【近藤危機管理課長】距離の問題、そして隊員が出発する調整の問題もございます。まず、夜間である場合につきましては、今の22航空群にお願いをしましたところ、こちらが要請をしてからヘリが出動するまで約1時間以内で出動が

可能という形で運用しております。これが航空自衛隊にお願いをすると、約2時間かかるのではなかろうかというふうに聞いております。飛行航路の決定や、ルート、職員参集等の調整が必要だと、ここは今後、協議なり訓練を通じて、運用時間をできるだけ少なくしていくというような検討の場は必要かと考えております。

あと距離でございますが、佐賀県、そして北九州近辺にある芦屋との距離で申しますれば、やはり15分から30分ぐらいの距離の差が出てこようかと思えます。壱岐・対馬につきましては、直接行けば近くなるのかもしれませんが、医療体制として、今、大村の医療センターを拠点にしているものですから、そうしたところとの連携を含めると、やはり距離等も遠うございますので、そこも含めて大きな運用の課題があるかと考えているところでございます。

【小林委員】また後でゆっくりお話をさせてもらわないといかんと思いますが、ちょっと申し上げておきますけれども、例えば福岡県の芦屋とか、あるいは佐賀県の目達原とかから行った時にどこからドクターを乗せるのか。これはからで飛ぶわけにはいかんのだから、ドクターを乗せていかなきゃいかん。そうでしょう。だから、芦屋にも1人というか、福岡県との協力体制の中で、芦屋の空港から救急搬送をお願いした時には、確実に誰かドクターが来ていただく。あるいは、佐賀県の目達原からとなった時には、佐賀県の目達原の方から確実に誰か、今のように医療センターからすぐ駆けつけていただくような同じ体制ができるのかどうか。どこから乗せるのかと。

しかも、病院同士のカルテとか、例えば医療センターと五島の各地区の病院は全部体制がで

きていますよ。全部すぐぱっとカルテ等々の必要な資料を送ることができるんです。

そういうところを考えていけば、2年後、全部そうやって除籍して、哨戒機が飛ぶような状態ではいかんともしがたいと思うんです。これはひとつ重大な問題として、これまでの5,040回の実績を、これからは、こうやって救難機が後で追加することができなかつた、そういう防衛の大綱の中にそれが盛り込まれなかつた、したがって、その結果こんなことになったと。助かる命がそれによって、もし仮に助かることができないうようなことになった時に、これまでの輝かしい実績はどういう形になっていくのかと、そんなことがありますので、もう少し時間をかけて、また次の機会でも、同時に委員会等々じゃなくして相談をさせていただいて、あるべき姿についてのこういうことをまた議論したいと思いますから、委員長、よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】 午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

-----  
— 午後 零時 9分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

質問のある方は、どうぞ。

【浅田委員】 それでは、防災のことについて、お伺いをできればと思っております。

私も、東日本大震災のころから何度も被災地に足を運ばせていただいたり、防災士の資格を5年ほど前に取らせていただいて、いろんな活動を日々しているんですけども、最終的に頼るべきところは自治体というような状況で。

先ほど深堀委員からご質問がありました台帳の問題なども、災害があったところは、全国的にもどんどんシステムを導入しているというような状況で、それがなければというような状態だと思うんです。なので、全国的に3割程度。

しかしながら、ここは各基礎自体だけに任せるのではなくて県自体が。我々も条例をつくっておりますし、県自体がどこまで本当に守るのかという覚悟をもって、それを市町村が捉えて。

予算を県が持ってでもそれをリードしていくという覚悟がなければ、なかなか進まないような気がしているんですけども、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

【近藤危機管理課長】 被災者支援台帳システムの件でございますが、確かに委員ご指摘のとおり、その実態がないとなかなかシステムが入らないと。やっぱり費用が一番ネックになるかとは思いますが、あとはそれを処理するマンパワーの不足が大きいと考えております。

まずはマンパワーのところ、どんなことが必要なのかというようなところを県の方で十分精査をしまして、導入している市町と協議をして、どうやってそれを入れたのかと情報共有の助言というような形で、まず協議をしながら、このシステムの導入に向けて働きかけ等を行ってまいりたいと考えています。

【浅田委員】 この問題に関しては備えるしかなくて、岩手に何度も足を運んでいた時に、これだけ想像できなかったことがあったり、熊本でもそうですし、長崎においても水害とかがあっているわけですので、もっともっとそういうところをご協議いただきたいと。

そして、千葉県でも若干問題になっていたんですが、発電機が、ちゃんとあるにも関わらず貸し出されていなかった、半数ぐらいは倉庫に眠ったままだったというような状況がありまし



た。

長崎県は、保有の在庫の量だったり、どうい  
うシステムをとられているかを教えていただ  
けますか。

【近藤危機管理課長】 すみません、発電機の個  
数、配備状況というのが今、手元にないわけ  
ですけれども、各備蓄は、食料品、飲料水、それ  
以外のいろんな生活物資等も含めて、県内本土、  
離島地区で保管をしております。

そこをうまく、必要な場合に的確に迅速に配  
送できるような形の協力体制はとっております  
ので、その中で精いっぱいやらせていただき  
たいと考えています。

【浅田委員】 もちろん精いっぱいやっていただ  
きたい案件ではあるんですけれども、発電機を  
何個保有しているというのは県ではわからな  
い、全部各自治体になるんですか。

千葉県の場合は、4百数十台持っていたけれ  
ども、200台しか活用できていなくて倉庫に眠  
っていたという状況。

県では持たず、各市町がそれぞれ持っている  
と、ほかの備蓄のものと同じ状況でしょうか。

【近藤危機管理課長】 大変申し訳ありません。  
県全体の防災部局で、私が全て中身を承知すべ  
きところであるのかもしれませんが、実際、  
備蓄の案件につきましては福祉保健部で管轄を  
しておりますので、今、私の手元にその数字は  
持ち合わせておりません。

なお、市町における、それぞれの非常用発電  
機などのものにつきましては、市町でもある程度  
は確保されるべきものかというふうには思っ  
ております。後で、その確認はしたいと思  
っております。

【浅田委員】 もちろん福祉保健部が所管かも  
しれませんが、県の中での危機管理体制をし  
っかりやるというのはそちらの部署だと思  
います。

県民にとっては、福祉保健部だろうが、県だ  
ろうが、市だろうが、そういう部分ではなく  
て、そういう災害の時にいかに備えられてい  
て、それが迅速に自分たちの手元に届くかとい  
うことで、県です、市です、福祉ですという  
ところではなくて。

その体制がどうなのかなと、聞けば聞くほ  
ど不安になってしまうんです。もちろん部署、  
部署でそういうのは必要だと思うんですけれ  
ども、最低限こういうことは。

想定できると思うんです。千葉のことがあ  
ったばかりで、あの課題があった、だったら  
こういことが議会の中でも問題視されている、  
課題になっているというところは、そもそ  
もの危機管理という言葉と同様、そこは備  
えていただければというふうに感じており  
ます。

さっき、備蓄のお話がありましたけれども、  
九州の中では学校の防災機能が非常に低い  
と、これもまた新聞で問題視されていまし  
た。今回も全部が全部避難所に行ったわけ  
ではないにしても、高齢者の方が避難所  
に行って、あそこでは整えられていた  
けど、ここでは整えられていなかった  
とか、いろんな備蓄のあり方も問題  
だと思うんですけど、その辺の統轄も  
全く、こちらに聞いてもわからない、  
学校との連携もここではないという  
ことですか。

【近藤危機管理課長】 学校に避難所が開設  
されて、そこに大勢の方が被災されて  
避難をしたという形においては、避難  
所を開設するのは市町の管轄になり  
ますので、市町の方でそこに対応  
する備蓄は出していただく。そこ  
に不足する分があれば、県がその  
分をすばやく手配をするという  
ような流れとなっております。

いずれにしても、災害対応というのは  
危機管理ばかりではございませんで、  
県庁全体で対応いたしますので、  
部署部署がその責任を

もってやるというふうに理解をしているところでございますので、いざ、そういう物資関係でしたら福祉保健部が責任もってやるというふうに理解をしております。

【浅田委員】わかりました。では、これは別の機会にでもお伺いをしたいと思います。長崎県は、東日本大震災みたいな大きな災害が近年あまりなかったのも、備えるというところが若干どうなのかなと、ここ何年も同じような形で質問をさせていただいていました。

皆さんだけではなくて、横軸の学校関係だったり、子どもたちにどうやって備えさせるか、小さいころからのボランティア教育しかり、サバイバル教育しかり、いろんな形で人材育成をしていくことが必要だと思いますので、そのあたりの連携体制というものをとっていただきたいと思いますし、そういうふうなシステムとか目に見えるような形で、もっともっと便利になればなど。

ああいうポータブルを、いろんなところに行かないと探せなくて。災害の時に、いろんなところに行って、いろんなことをリサーチしながらというのは非常に厳しいなど、この間も思った次第で、やっぱり県民、市民がいかに使いやすくしていくかというようなことも全体的に統括していただければというふうに思います。

そういう意味におきましては、この間、総務部長にも私、一般質問の中で、テクノロジーの導入というところで、防災しかり、医療、福祉、いろんなところでの一元化をしていただいて、そういったトップをきちっと設けるべきではないかというようなご質問をさせていただきました。

あの際には、情報のトップとしては上田副知事がいらっしゃるということだったんですけども、一般質問をさせていただいた時にも、い

ろんな形でのスピード感というものを考えると、副知事のどちらかが何かの部署に充てられているということではなくて、ここの部分はもっともっと専門的な方を、よそに委託しているとかではなくて、庁内に一定常駐した上で統率していただく必要性があるのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

【平田総務部長】特に、ICT等の技術を活用した管理、戦略づくりを進めていくというようなことにおいて、連携して推進をしていく、あそこがここがではなくて一体として進めていくためにどういう体制が適しているかということについて考える時に、現状の進め方がこれで最適だというふうには思っていないというのは事実でございます。

そのあり方を検討していく中で、民間のそういう知識を持っている方をどのようにかして活用していくということも検討の中に入ってくるというふうには考えております。ただ、その組織の立て方とか体制のつくり方とか、そのあたりにつきましては、引き続きこれから検討していきたいと考えているところです。

【浅田委員】県の職員さんは、本当に私は優秀だと思います。異動になってすぐに、どこに行ってもその分野のことをすぐに熟知し、それを我々に伝えてくださるという意味においては、本当にすごいなと常々感じるんですけども、しかしながら、情報政策の中においては、もっとプロフェッショナルな方がいるんじゃないかと。

今も情報政策課の方に聞くと、そういった専門の方はいないと、一般の自分たち職員が、今どういったところが進んでいるのか、どういうやり方が今、自治体や世の中で取り入れられているのかを調べていって、調べた後にもっと深堀りする場合には誰か専門家に聞くというよう

な形で、そこから年に何回かある会議でとかとやっているとなかなか。

この世の中とか企業とか、いろんな世界が、本当にデジタル・トランスミッション・フォーメーションがものすごく、これだけ進んでいるにもかかわらず、そこについていけないような状況で、高齢者が増えて人口減少している我が長崎県だからこそ、そこを迅速にやるべきであって。

よその自治体が、確かに大きいところではありますが、東京都だったり神奈川県だったり専門部署を、今日も小林委員から統轄監の話が出ていましたけれども、そこに特化した人材を置く。そうしないと、もう世の中に遅れていくんだということがあると思います。

その中で西の端にいる我々としては、どの九州各県に負けることなく、私は、そこはしっかりとこれから協議の中にのせていただきたいと思いますし、課題としてはあるんだということ部自身もご理解いただいていると思いますので、一步二歩進めて、よそがやるというだけではなく、長崎だからこそやるんだという気概をここはもっていただきたいと思います、この間から一般質問でも思いながら質問をさせていただいているんですけれども、いま一度、いかがでしょうか。

【平田総務部長】とりわけスピードを求められる時代になっております。併せて、県の組織として各分野を動かしていくということも必要であります。

そのために体制をどうするのか、そして、それをリードしていく、けん引していく、知識として注入していく、そういう形で人材をどのような形でか活用していくことについては、積極的に検討していきたいというふうに考えております。

【浅田委員】ありがとうございます。先日から私は、そのCDOにすごくこだわって質問をしているわけですが、今こそ長崎は、その構築を急いでやっていただいて、スマートシティ化もしていきたい、いろんなものをけん引していきたいということがあろうかと思っておりますので、そういったプロをぜひとも登用していただければと思っています。

もう1点だけ質問させていただきますが、人材登用ということで、この間、テレワークについても質問をさせていただいておりました。この間は、障害者に対してというか、割と障害者に特化した形で質問をさせていただいたんですけれども、今の実情というものをまず教えてくださいませんか。

【大安人事課長】テレワークにつきましては、仕事と家庭の両立支援を実現するための勤務形態の一つといたしまして、現在、中学校就学前の子どもの育児、または介護を行っている職員に対しまして、本年2月から、制度の運用を開始したところでございます。

利用実績といたしまして、この間、11名の職員が、このテレワークを利用して業務、テレワークの勤務という形をとられております。内容的には、週1日は、それぞれの職場に出ただく、それ以外の日については、その状況に応じまして日を設定してテレワークを行っているというふうなところでございます。

【浅田委員】この間、一般質問のやり取りの中でお話を伺っていくと、モビリティワークというのはみんな、常日頃いろんなところでやっていますと。でも、テレワークに関しては、くくりをつくっているわけですね、中学生以下のお子さんがいる方と。

実際は11名しか活用していないと。これだけ職員がいる中で、もっとその間口を広げると

働きやすさが、介護とか小さいお子さんがいなくても、いろんな形でやれるのではないかなと思うんですが、そこを広げることは難しいんですか。

【大安人事課長】間口の拡大ということでございますが、現在は、先ほど申しましたような形で運用を行っているわけでございます。

利用の拡大という観点で申し上げますと、今、対象となっている方々に関して、もっと職員が積極的に活用できるような形で、例えば環境づくりとか、そういったところに取り組む必要もあろうかと思っております。

それから、先ほど障害者の話もございましたけれども、対象拡大というふうな観点につきましては、現在のテレワークの実態とか、国、他県の状況も踏まえながら、そういったところについての検討は進めていきたいと思っております。

【浅田委員】本庁に限らず、福岡県とか国も推奨しておりますサテライトオフィスの考え方でテレワークを導入したり、障害者の方をそこでというようないろんな働き方があるかなと思うんです。女性だけに限ることではないんですけれども、働き方の選択肢を増やしていくと、またいろんな人材とか、若い人たちは、もっとこれに特化して、いろんなことがやれる人たちも多くいるかと思うので、ここは一步も二歩も進んでいただいていいのではないかなと思います。

庁内での障害者の方のテレワークも一切ないということですか。

【大安人事課長】現状では、障害者の方のテレワークはございません。

【浅田委員】それがどうしてなのか、枠組みを決め過ぎているというところがあると思うんですけど。

実態として県庁の職員さん、働いている方に対して、テレワークというものをどう思っているとか、導入されたらそれで働きたいとか、そういうことを調べたことは過去にあるんでしょうか。

【大安人事課長】今回のテレワーク実施に当たっては、この間、試行等も行いながら進めてきたところでございます。

今実施をしている職員の実施後のアンケートでは、資料作成とかデータ収集、分析というところで作業に集中ができたという意見がある一方で、なかなか職場のコミュニケーションをとるのが難しいこともあったと、急な対応の場合に状況把握が難しいと、そういうふうな意見もあったんですが、直接業務に支障が生じるようなものではございませんでした。

そういうふうな状況の把握はやりながら、今後引き続きやっていきながら、もう少しそういった実態をつぶさに見ていきながら、他方の対応については考えていきたいというふうに思っております。

【浅田委員】テレワークをやられている方の声ではなくて、庁内全体の方の。そういう枠組みがなければ、そういう働き方をしてみたいとか、いろんな方がいらっしやると思うんです。さっき、ちょっと言葉が足りなかったと思うんですけど、若い世代は私たち以上に当たり前にそういうことをやってきているので、実際、いろんな大手の企業でもそういったことを導入したりという部分もありますので、と思っているんですが、室長がお答えいただけるんですか。何かご意見があるんだったら言っていただければ。

【大瀬良新行政推進室長】働き方改革の観点でIT機器の活用についてどう感じているかと、そういう観点で、テレワークに限らずということで私の方でお答えをさせていただきたいと思

います。

この間、私ども新行政推進室、人事課を含めてでございますが、関係課等々で働き方改革を進めてまいりました。こういった中において、今の時代、浅田委員もおっしゃったようにＩＴ機器等も進んでおります。

そこで我々も、この間、アンケート等も実施してまいりました。今年の夏の期間にもアンケートを実施したところで、テレワークと限定しての話ではないんですけれども、我々が進んでいるＩＴ機器を活用した働き方改革というのを職員がどう感じているか、それについて進んでいるかどうかという観点で質問をさせていただきました。その観点での回答になりますけれども、今年の結果としましては、まだあまり進んでいないと大体30％ぐらいの方しか進んでいないと答えていない。もっと進めるべきということだろうと思いますけれども、まだ取組として進んでいないんじゃないかということでございます。

それを含めまして、ＩＴ機器に限らず、働き方改革というのは業務の見直しその他、活用の仕方と、いろいろあるかと思うので、種々いろんなことでＩＴ機器も活用しながら、どういったことが可能になっていくのか、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

【浅田委員】 いろんな形で県庁が進むと、企業とかをけん引できるということもありますし、障害者の雇用をテレワークでやると、ほかの企業に見せること、示せることが多々あると思いますし。

コミュニケーションの難しさというのももちろん理解はできる場所ですけど、一方では、テレビ会議を導入することによって、長崎県は5,000万円浮かすことかできていますよね。もっとそういうところを増やすことが行革にもつな

がって。テレビ会議を入れることによって年間5,000万円減らせるというのは、すごいことだなと。実際、去年ですか、5,000万円減らしたという実態がありましたので、そういうこともできればいいのかなと思います。

私たち議会の方でも、国においては、こうやって一般質問とかのやりとりもテレビ会議をすることによって、お互い議員も、長崎は特に離島・半島がありますので、わざわざ県庁に来なくても、県の職員何人か、複数人での会議ができるようなことを取り入れているところもあるということでしたので、そういったところも含めて私も勉強していきたいと思っていますし、働き方改革の一つとして、もっともっと積極的にしていただければと思います。時間になりましたので、終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】 先ほど、浅田委員からもございましたが、政策、行革におけるテクノロジーの導入についての質問となります。

私も、一般質問であったり、県の皆さんのご答弁、また、制作資料でＩＣＴ、ＩｏＴという単語をよく見ます。そういった単語を見ると同時に、なぜか皆さんの言葉が魔法のような言葉で、それがあれば何でも解決できるかのように使われていることに、すごく懸念を持っております。要は、そのＩＣＴ、ＩｏＴをもって具体的にどういったことをやっていくのかということが極めて重要であろうと思います。

9月25日に、長崎県市町村行政振興協議会が中心となって、長崎県の市町の皆様を集めて、具体的に言えば、要はＩＣＴ、ＩｏＴを使ってどういった業務改善ができるのかといった議論がなされています。

私も、そこに参加をされた大手の企業さんと話をさせていただきました。大手の企業さんか

ら伺ったところでは、すごく長崎県はその意識が高いと。ICT、IoTを使って何とか自分たちの仕事を楽にして、その余力を政策につなげるんだと、そういった方がすごく多いといった話を聞きました。

そして、多くの市町の行政の皆さんが、わらにもすぎる思いで、どうしたらいいのかといったことを尋ねてきてくれたということで、そういった思いを大手の企業さんが言われたと。もちろんその企業さんも、自分たちも何とかしたいんだといったことで、私も思いを共有した次第でございます。

要は、市町の皆様が、とにかく業務効率を改善させたいと。先ほど、浅田委員のところでもございましたが、RPAですね、ロボティクス・プロセス・オートメーション、これが今、すごくもてはやされています。

私も、行政の仕事全てではないですけども、決まった仕事があると思いますし、まさにそういったところから、ぜひとも行政の皆さんが中心になってまずは進めていただくと。そういったことを進めることで、多分、政策の部分においても積極的な活用ができるんだろうと考えております。

まずは県の行革における、例えばRPAであったり、そういったところの取組、そして、県が中心となって長崎県の市町の皆さんも含めた上で、県としてどういうふうに業務改善を図るのか、特にテクノロジーを用いてどうやってやっていくのかということについてお尋ねをいたします。

【山崎情報政策課長】 RPAにつきましては、昨年度末に実証実験ということで、この時には、導入した際の効果や課題を見極めるというようなことをやらせていただきました。

今年度に入りまして、昨年度の実証実験で認

識したいろんな問題、具体的にいえば庁内システムの環境にうまくRPAが適合するのか。細かいいろんな長崎県独自のシステムとか持っているものですから、そこの整合性といったものを確認いたしまして、今現在は、RPAの調達に向けた入札の手続を準備中という段階でございます。

市町村の分については、基本的に市町村課が主になるかと思えますけれども、情報政策課でも市町村の情報担当課長会議というものがございまして、その中でRPAの県の取組状況とか各市町村の状況とかの情報共有もやらせていただいているところでございます。

【大瀬良新行政推進室長】 先ほど、情報政策課長から市町村との関係ということで答弁させていただいたところで、市町村課の関係でお話が出ましたので、私の所管ではございませんが、補足をしたいところがございますので答弁をさせていただきます。

市町村の中においても業務改善していかないといけないという状況はもともとあったわけですが、総務省の方で2040年問題というのを大きく取り上げまして、行政のあり方について、研究会の中でも報告がっております。そういった中におきまして、今後、ICTの活用を積極的に進めないといけないんだろうというご提言が研究会からあっておりました。

さらに、今現在、第32次の地方制度調査会で、国のレベルでございまして、その中でも今後の将来的な行政のあり方ということも検討されている途中でございまして、先ほどのご提言があったような話のところも踏まえまして、ICTの積極的な活用をやっていかなければ、行政体としてなかなか難しいだろうというご議論がされています。

そういった中におきまして、これは市町村課

の所管でございますけれども、今年度6月定例会におきまして補正予算、総務省の予算を獲得いたしまして議会に上げさせていただいています。その予算を使いまして市町村課で、人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会というものを8月から立ち上げております。私も、市町村を含めて今後の行政のあり方を検討する研究会のメンバーになっておりますので、私の知っている範囲でご説明いたします。

その研究会の中におきまして、調査をしている項目が3つございます。

1つ目は、市町含めて専門技術職員が不足してきているのではないかと、採用が難しくなっているんじゃないかというお話もあっておりますので、そういった者の不足の状況であるとか、地域偏在状況等の調査研究をやっていくということがございます。

2つ目の項目で、今ご議論になっていますが、AIとかIoT、RPA等の共同導入に向けた可能性検討調査、それから研究をやっていこうというふうになっています。

もう一つ、今後の行政運営に支障を来すと考えられるような人口減少社会の中の課題等を把握しながら、こういった形でやっていった方がいいのかという検討をやっていくという大きな項目がございます。

そういったことの研究会が8月に立ち上がったばかりでございます。答弁が長くなって申し訳ございません。

今現在、市町の方で、RPA等について必要となるような業務はどういうものだろうとかというアンケート調査をかけている状況でございますので、いろんなところでそういったところのアンケートをしながら、市町も一緒になって、こういったことが可能になっていくのかというのも併せて研究をしているところでございます。

答弁が長くなり申し訳ございません。

【中村(泰)委員】 ご回答ありがとうございます。もう既に8月から、そういった組織立てをして取り組んでいただいているということ、非常にありがたく感じております。

先ほど私が申し上げた、市町村行政振興協議会でプレゼンをした大手企業さんと話をして、アドバイスしていただいたことが、2つキーワードがあったんですけど、共通化とリーダーシップだと言われました。

共通化というのは行政フロー、申請書類とかであったらフォーマット、特にこの2つの共通化が必須であると。つまり単一自治体、基礎自治体でこれをやったとしても、お金ばかりかかってしまってなかなか効果が得られない。であれば、長崎県の市町で県庁を含めて同じような仕事、そして同じような書類があれば、それをまずは統一させると。それができさえすれば、つまりRPAも実現ができるといった説明です。非常に納得感があるアドバイスをいただきました。

民間でいえば、銀行はRPAがすごく進んでいるのは我々もわかっております。これは間違いなく金融機関は、会社が違おうが、ある程度そういったものが整えられているんだと思うんです。だからこそRPAが進んでいるというのはすごく知られています。

行政の皆さんの仕事においても、同じようなことがきつと言えると、私はそう信じていますので、そういった目線でご回答をいただければありがたいです。

【大瀬良新行政推進室長】 今、中村(泰)委員からご指摘がありましたとおり、RPAを進めるに当たって、先ほど情報政策課長が答弁した実証実験に、私の立場でも関わらせていただいております。その中で課題になってくるのがプロ

セス、仕事の進め方というか業務の流し方、それと様式等の統一化であったり。

例えばOCRという読み込み機械があるんですけれども、そこで読み込ませるためにこういった様式がいいのか、そういった課題を整理するのがまずは一番重要だと、課題として上がっております。

さらに、それが一つの団体の中だけではなくて共同でやっていくということになると、そういった様式の統一化という作業が実は重要になってまいります。

現実的な話としまして、今現在、市町でも基本的に同じような業務をやっている中で、業務の進め方とか様式が違うところがあります。今後、先ほど申し上げた研究会の中でも、そういった課題というのは出てまいるかと思っておりますので、私は私の立場で、一人のメンバーではございますけれども、市町村の皆さんとも意見交換しながら、こういったことが可能か、そのためにはこういった作業を手順として進めていく方がいいのか、一気に全部というのは難しいので、こういったところから進めた方がいいのか、そういったことも含めまして意見交換等を私の立場でもやらせていただきながら、今後、検討を進めさせていただきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 頼もしいリーダーシップ、ありがとうございます。

先ほど、発注について、そろそろそういったことを考えていく時だというお話がございました。じゃあ、誰にお願いをするのかというところは非常に重要でございまして、私が話をした大手の企業さんは、自分たちが仕事を全て取ればいいなんて思っていないとされています。というのは、結局、地場の長崎の、そういったシステムを構築できる、実装できる企業とともに仕事をしなければうまくいかないと言われて

います。

こういった分野で長崎のこういったところに託せるのかというのは、なかなか難しいところがあるんですけれども、ぜひともそういった地場の企業さんの指導、教育も含めて、また、これは確実に長崎の企業だけでできる話ではないと思いますので、積極的に大手の企業とも情報連携をとりながら進めていただいて、一番ベストの形をとっていただきたいと思います。

長崎は非常に課題が多いと言われています。しかしながら、長崎で成功すれば、全国どこでも成功できるんだというようなことも一方で言えるわけで、課題先進県といいますか、長崎はそういった立場でございます。

先ほど、総務省の話もございました。ぜひとも長崎が、課題先進県ですけどモデル県になるんだと、そういったアピールをしていただいて積極的に、補助金であったり、そういったところにおいてもアクションをとっていただきたいと思います。

もう一つ、また別の質問になります。財務に関わる、財政に関わる質問でございます。

中期財政見通しの資料を頂戴しております。先ほど深堀委員からもございましたが、非常に厳しい財政収入の中、何とかうまくやっていると、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

実質的な公債費の長期シミュレーションという資料をいただいています。つまり交付税措置を除いた真水の負担という資料ですけれども、これが令和2年度から、ぐぐぐと数字が伸びています。恐らく、公共事業であるとか、そういったところの負担がボディーブローのようにこれからきいてくるのかなと、それをまじまじと見せられたような気もしております。

そして、これから2040年問題、県としては



2025年が一つピークであるというところをいただいております。

つまり、社会保障関係費も膨らんでいくという説明が2ページにございまして、要は、歳出の負担が、不安がこれからすごく膨らんでいくんだろうなというのを、これを見ただけでもわかったところでございます。

具体的な対策としては、発行額の抑制に努めるという非常に厳しい書き方をなさっていますが、このあたりについてご説明を頂戴できますでしょうか。

【早稲田財政課長】中期財政見通しにおける実質的な公債費の長期シミュレーションということで、実質的なという文言をつけておりますのは、建設事業などを行う際に、起債の半分や70%などといった交付税措置がありますので、そういったところを加味したところで記載をさせていただきます。

今回の実質的な公債費のシミュレーションで、一時的に、こちらに記載しておりますように令和3年度、4年度は減少するわけでありませけれども、過去の公共事業の部分が終了しまして、そういったものが一段落して、また新たに県立図書館や長崎警察署の整備といった大型事業の整備などが始まってまいりますので、そういったもの。それから公共事業につきましては、一定水準を置いたところでの試算ということで考えております。こういう前提に基づきますと、令和5年度からの上昇が見込まれるわけです。

その対応としまして、財源措置が有利な起債の発行というのが、いわゆる国土強靱化に係る公共事業とか、県の単独ですと緊急自然災害の防止事業など、交付税措置が50%から70%と高い事業がございます。

したがいまして、公債費の抑制、事業費の抑制というのは、もちろん重点化という形で進め

ることは重要なのですけれども、災害対策などの急を要する、備えておかなければいけない事業は、国の有利な制度を十分活用して事業費を確保した上で、実質の真水負担、いわゆる実質的な負担は小さく抑えるというところで財政運営を常に行って、公債費のチェックというものを進めていければというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 ご説明ありがとうございます。何とか県の負担が少ないよう、正直、ちょっと綱渡り状態であるというような感じもいたしました。我々といましては、歳出の抑制もそうなんですけど、歳入をどれだけ増やしていくのかといったところに多分尽きるんだろうと思いますので、県の皆様とともに、歳入がどうやったら増えるのかといったことを真剣に考えていきたいと思っております。

時間がぎりぎりなので、最後の質問をさせていただきます。

県立大学の資料を今回頂戴しておりますが、県立大学で今、社会人基礎力を有する人材の育成といったところで、起業インターンシップ、海外ビジネス研修...、（発言する者あり）申し訳ございません。質問を終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。

【山下副委員長】 皆さん、お疲れさまでございます。

私の方から、不正アクセス事案についてお尋ねをさせていただきます。午前中、下条委員からもお話がありましたけど。

長崎県庁としては、常に高度なセキュリティシステムの構築をされているというところで、また、特にこういう公の機関でありますので、海外、国内からサイバーテロ等の標的になりやすいというところでも非常にご苦労されている

というふうに感じておりますが、このたび、こういうふうな残念な事案が起こってしまったということでございます。

新聞報道等で中身について聞かせていただいているんですが、今回の一番の原因がどこにあったのか、パスワードの問題ということはちょっとお聞きしているんですけども、それから、今後どういうふうな再発防止に努めるのか、より具体的にひとつご説明をいただきたいと思います。

【山崎情報政策課長】午前中にも少しお話しさせていただきましたけれども、パソコンにログインする際に、パソコンにといいますか県庁のネットワークにログインする際のパスワードが初期設定のままであって、いろんな試行を繰り返すことによって、そこの中に入れてしまったというのが一番大きな今回の課題でありました。

そこにつきましては基本的に、そのパスワードがどういった内容で入っているかというのが、県の現在のシステムの仕様の中では暗号化されておりまして、管理者側でもちょっとわからない、そういった状況だったので。

各職員に対しまして、当時は、定期的にパスワードを変更しなさいとか、こういった形で作りなさいといった周知とか、セキュリティ・セルフチェックとか、そういったもので周知を図っていたところだったんですが、結果的にこういったことになってしまいました。

できれば、それはもう技術的に、もうこうしかパスワードは入力できないというような形をつくるべきだということで、今回、再発防止策の中に書かせていただきましたけれども、入力する際に、一定の県のセキュリティポリシーにのっとった形でないと設定できない、そういった形で、もう全職員にいっぺんにパスワードの設定をしていただいたと、そういったことをさ

せていただきました。

【山下副委員長】今、AIの技術もかなり進歩してしまっていて、例えば顔認証とか、そういうシステムがかなり進んでいます。もちろん費用がかかる話なので簡単にはというところもあると思うんですが、例えばパスワードについてもダブルでセキュリティをかけるとか、いろんな方策を用いて再発防止に努めていただきたいと思います。

もう一つ、私は、個人のUSBメモリーにデータを入れ込んで、それを持ち出せていたというところが非常に気になっていました。

これは昔から言われているんですけども、家庭のパソコンに、インターネットをつないでいる状態でUSBを差し込むと、そのパソコンが何かしらのウイルスに汚染されている場合に全て情報が流れてしまうと、これはもう昔からある話なんです。

そのあたりを県として、どのように情報の流出の防止に努められているのか。不正アクセスした職員以外の、正規にアクセスした職員が外にUSBを持ち出せるのか、それとも何かしらの防止策をしているのか、そのあたりをお尋ねしたいんです。

【山崎情報政策課長】USBなどの外部記録媒体につきましては、データの持ち出しは所属長の許可を得ることとセキュリティポリシー上はなっております。許可を得て、実際に自宅等で仕事をする場合につきましては、インターネットから外して作業をすると、そういったものは決められております。

【山下副委員長】どういうルートで情報が漏れていくかというのはわからないので、特に自宅のパソコンにつながる際には慎重な対応が必要じゃないかと思いますので、今後はそういう中身についても職員の皆さんに徹底していただくよ

うに、よろしくお願ひしたいと思ひます。

実は、不正アクセスの発表というか記者会見があった同じ日に、インターネットのサイト上で私も発見したんですが、「長崎県庁は、セキュリティ事象を監視し、インシデント発生時に原因解析や影響範囲の調査を行うCSIRT、コンピュータ・セキュリティ・インシデント・レスポンスチームを構築した」という記事がインターネット上に載っていたんです。

これは我々、多分、事前に何も知らされていないんじゃないかなと思うんですが、この中身について今日、情報をお持ちでありましたら、急で申し訳ないんですけど、中身についてお知らせいただきたい。

できれば、そういうサイトに出る前に事前に総務委員会委員に、もしくは議員の皆さんにもお知らせをいただければと思うんですが、よろしくお願ひします。

【山崎情報政策課長】副委員長がおっしゃったのはCSIRT（シーサート）ということで、コンピュータセキュリティのインシデントにレスポンスするチームということです。こういったインシデントが起こった際に、めったに起こる頻度がございませんので、あらかじめ一定の連携体制で、どんなことをこういった場合にはやるのかをきめ細かに決める、そういったことを専門に扱う組織でございます。

本当にタイミングが悪くて、私も困ってしまっただんですけども、これ自体は今年の4月から実際に稼働をしております、県庁内の関係する部署が集まりまして、このチームをつくっております。その上にセキュリティ委員会というのがございまして、その中で具体的に動いているという内容でございます。

【山下副委員長】また後ほど、資料等を配っていただければと思ひますので、よろしくお願ひ

します。

私、冒頭に申し上げましたとおり、もう本当にサイバーテロはどんどん技術が、いわゆるいちごっこみたいになっていますので、こちらで防御しても、向こうがまた新しい技術でというところがありますので、常に緊張感がある。対策について、皆さんも大変だと思いますけれども、ぜひ県民の情報を守るという観点で引き続き頑張っていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時19分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時19分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時20分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時21分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果について、10月2日水曜日の予算決算委員会における総務分科会長報告及び10月4日金曜日の本会議における総務委員長報告の内容等について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

-----  
— 午後 2時22分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時24分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

総務分科会長報告及び総務委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程について、お手元に配付しております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時25分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時25分 再開 —  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、なにかご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご意見等ないようですので、正副委員長にご一任を願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

-----  
— 午後 2時26分 閉会 —  
-----

# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年9月27日

総務委員会委員長 中島 浩介

議長 瀬川 光之 様

## 記

### 1 議 案

| 番 号         | 件 名                                                                | 審査結果 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|------|
| 第 105 号 議 案 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第 117 号 議 案 | ローマ法王の来県時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例                                     | 原案可決 |
| 第 118 号 議 案 | 長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例                                             | 原案可決 |

計 3件（原案可決 3件）

委 員 長 中 島 浩 介

副 委 員 長 山 下 博 史

署 名 委 員 中 島 廣 義

署 名 委 員 松 本 洋 介

---

書 記 馬 場 雄 志

書 記 望 月 一 寿

速 記 (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

令和元年 9 月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部



警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分  
であります。

補正予算の内容について御説明いたします。

（債務負担行為について）

令和2年度の債務負担を行うものについて御説明いたします。

警察移動無線通信システム運用事業として警察無線機の更新に係る令和2年度に要  
する債務負担として、

2億 6,221万 8千円

を計上いたしております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

文 化 観 光 国 際 部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で、

|   |   |   |        |     |
|---|---|---|--------|-----|
| 諸 | 収 | 入 | 2,033万 | 円の増 |
| 合 |   | 計 | 2,033万 | 円の増 |

歳出予算は、

|   |   |   |          |       |
|---|---|---|----------|-------|
| 企 | 画 | 費 | 1,729万   | 9千円の増 |
| 観 | 光 | 費 | 9,549万   | 7千円の増 |
| 合 |   | 計 | 1億1,279万 | 6千円の増 |

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

41億7,886万 8千円

となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

上海線定期便の増便運航支援・利用促進支援により、国際定期航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に要する経費として、

|                  |        |     |
|------------------|--------|-----|
| 国際定期航空路線維持・拡大事業費 | 1,729万 | 9千円 |
|------------------|--------|-----|

宿泊・交通のパッケージ商品にしまの体験プランを加えた旅行商品の造成・販売を支援する経費として、

|            |        |     |
|------------|--------|-----|
| しま旅滞在促進事業費 | 9,036万 | 3千円 |
|------------|--------|-----|

海外向け動画制作、Web 広告を実施し、しまの魅力を発信する取組に要する経費として、

令和元年 9 月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳入予算で、

|       |               |
|-------|---------------|
| 国庫支出金 | 1億3,715万8千円の増 |
| 合 計   | 1億3,715万8千円の増 |

を計上いたしております。

この歳入予算の内容についてご説明いたします。

|           |             |
|-----------|-------------|
| 地方創生推進交付金 | 8,463万9千円の増 |
|-----------|-------------|

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 | 5,251万9千円の増 |
|---------------------|-------------|

であります。

これは、他部局で歳出予算を計上しております地方創生推進交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した事業に対応するものであり、地方創生推進交付金は政策企画課、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は地域づくり推進課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分  
であります。

歳入予算は、合計で 6億 2,967万 1千円の増  
となっております。

この内訳は、

財政調整基金繰入金 3,697万 1千円の増  
県 債 5億 9,270万 円の増  
であります。

債務負担行為について、

令和2年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

総務行政県有施設等の管理業務に係る令和2年度から4年度までに要する経費とし  
て、 6億 5,211万 円  
を増額いたしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料  
(追加 1)

総 務 部



【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 総務部の1頁3行目の次に、次のとおり挿入】

第116号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 総務部の1頁4行目の次に、次のとおり挿入】

はじめに、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 総務部の1頁15行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第116号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で 3, 2 2 3 万 7 千円の増  
となっております。

この内訳は、  
財 政 調 整 基 金 繰 入 金 3, 2 2 3 万 7 千円の増  
であります。

令和元年 9 月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 (追加 1)

文 化 観 光 国 際 部

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 文化観光国際部の1ページ3行目から4行目を削除し、次のとおり挿入】

第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分

第116号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分  
であります。

はじめに、第103号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち  
関係部分についてご説明いたします。

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 文化観光国際部の2ページ10行目  
の次に、次のとおり挿入】

次に、第116号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係  
部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

|   |   |   |                   |
|---|---|---|-------------------|
| 諸 | 収 | 入 | 3, 2 2 3 万 7 千円の増 |
| 合 |   | 計 | 3, 2 2 3 万 7 千円の増 |

歳出予算は、

|   |   |   |                   |
|---|---|---|-------------------|
| 観 | 光 | 費 | 9, 5 1 7 万 9 千円の増 |
| 合 |   | 計 | 9, 5 1 7 万 9 千円の増 |

であります。

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、第103号議案のう  
ち関係部分と合算いたしまして、

42億7,404万 7千円

となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

対馬を訪れる韓国人観光客の減少に伴う国内客等の誘客対策として、宿泊・交通の  
パッケージ商品にしまの体験プランを加えたしま旅旅行商品の販売拡大や個人客向け  
の宿泊料金割引キャンペーン等の取組に要する経費として、

対馬観光誘客対策事業費

9,517万 9千円

を計上いたしております。

令和元年 9 月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料  
(追加 1)

企 画 振 興 部

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画振興部の1頁3行目から4行目を削除し、次のとおり挿入】

第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分  
第116号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
であります。

はじめに、第103号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

【予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画振興部の1頁20行目の次に、  
次のとおり挿入】

次に、第116号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係  
部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、

|       |              |
|-------|--------------|
| 国庫支出金 | 3,070万 5千円の増 |
|-------|--------------|

|     |              |
|-----|--------------|
| 合 計 | 3,070万 5千円の増 |
|-----|--------------|

を計上いたしております。

これは、対馬を訪れる韓国人観光客の減少に伴う国内客等の誘客対策として、文化  
観光国際部で歳出予算を計上しております特定有人国境離島地域社会維持推進交付金  
を活用した事業に対応するものであり、地域づくり推進課において歳入予算を計上す  
るものであります。

## 総務委員会関係議案説明資料





警察本部関係の議案外の報告事項について御説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件の合計108万4,965円を支払うため、9月2日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっています。

公用車による交通事故を減少させるため、警察学校の卒業を控えた学生に対する交通事故防止研修会の開催や、各所属において安全運転指導員等による運転訓練を実施する等、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

平成31年1月から令和元年7月末までの県内の刑法犯認知件数は1,966件で、前年同期と比較しますと39件、2.0パーセント減少しております。

人口10万人当たりの犯罪率は146.6件で低い方から全国第3位、検挙率につきましては62.9パーセントで高い方から全国第5位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、昨年中の県内の刑法犯認知件数が戦後最少を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3<sup>さん</sup>ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自

治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

平成31年1月から令和元年7月末までの県内のストーカー事案の認知件数は135件で、前年同期と比較しますと30件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が8件、同法に基づく書面警告が7件、禁止命令が18件、禁止命令の延長処分が1件、脅迫等他法令による検挙が15件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は190件で、前年同期と比較しますと1件増加しております。

認知した事案の措置に関しては、DV防止法違反の検挙が1件、暴行・傷害等他法令による検挙が24件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

平成31年1月から令和元年7月末までの県内の特殊詐欺は、認知件数が15件、被害総額は約1億6,165万円で、前年同期と比較しますと認知件数は14件の減少、被害総額は高額被害の特殊詐欺を認知したことから、約1億1,344万円の増加となっております。

また、特殊詐欺の予兆事案と認められるはがきやメールに関する相談は後を絶たず、被害が増加するおそれがあることから、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としましては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等についての的確に分析の上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後も、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

#### (暴力団対策について)

県内の暴力団勢力は、平成30年末現在、指定暴力団傘下組織など12組織と約220人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組が分裂し、離脱した傘下組織により神戸山口組が結成されて以降、両団体構成員等による抗争事件が継続している中、神戸山口組の内部対立に伴い結成された任侠山口組とも対立状態が続くなど、予断を許さない状況であります。

こうした情勢において、平成31年1月から令和元年7月末までの県内の暴力団員等の検挙人員は34人で、前年同期と比較しますと10人の増加となっております。

今後も引き続き、あらゆる情報を収集・分析して取締りを徹底するほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成31年1月から令和元年7月末までに、覚醒剤事犯で18人、大麻事犯で9人、麻薬事犯で1人を検挙し、薬物事犯全体で

28人を検挙しております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成31年1月から令和元年7月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は102人で、前年同期と比較しますと22人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は16人で、前年同期と比較しますと2人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は1,050人で、前年同期と比較しますと204人の減少となっております。

県警では、少年サポートセンターを中心に、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、特に夏休み期間中におきましては、少年警察ボランティアと協働した地域の祭礼行事やその他繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的とした放課後児童クラブにおける非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

平成31年1月から令和元年7月末までの県内の生活経済事犯は、検挙件数が41件、検挙人員が45人で、前年同期と比較しますと件数は2件の増加、人員は9人の減少となっております。

引き続き、県民生活に直結した悪質な事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖

勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通事故の発生状況について)

平成31年1月から令和元年7月末までの県内の交通事故は、発生件数が2,246件、死者数が16人、負傷者数が2,926人で、前年同期と比較しますと、発生件数、死者数、負傷者数ともに減少しております。

交通死亡事故の主な特徴点としましては、

- 75歳以上の高齢者が加害者となった交通事故による死者数が4人で、前年同期と比べて3人増加していること
- 飲酒運転による交通事故による死者数が3人で、前年同期と比べて2人増加していること

等が挙げられます。

このような情勢を踏まえ、交通死亡事故を抑止するため、「高齢者の交通事故抑止対策」、「横断歩行者の交通事故抑止対策」に加え、「飲酒運転の根絶対策」等を重点として、

- 交通指導取締りや交通監視などの街頭活動
  - 交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導
  - 自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した広報啓発活動
- 等を引き続き推進してまいります。

(障害者雇用について)

長崎県警察における障害者雇用につきましては、障害者を対象とした採用試験を導入し、本年度1名を新規採用しました。

引き続き、計画的な採用と被雇用者の働きやすい環境整備に向けて進めているとこ

ろであります。

障害者雇用率につきましては、昨年は1.51パーセントと法定雇用率2.5パーセントを下回っていましたが、本年6月1日時点では2.85パーセントと法定雇用率を上回っております。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

## 総務委員会関係議案説明資料

出 納 局

監 査 事 務 局

人 事 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

議 会 事 務 局





監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(住民監査請求について)

去る6月17日、大村市在住の個人から本県監査委員に対して住民監査請求がなされました。

その内容は、長崎県立諫早高等学校が、教室名等を示すプレート2枚及び図書3冊を本件請求人の子である卒業生により盗み出されたにもかかわらず、何ら返還請求をしないまま放置していることは、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたるとして、長崎県教育委員会に対し、盗み出されたプレート及び図書の返還請求並びに再発防止策を講じることを求めるものでありました。

監査の結果、同校がこれまでに行った返還請求や図書の管理が十分であったとは認め難いものの、本件請求人が盗難の証拠資料であることを理由として、自らが保管しているプレート及び図書の返還に応じないことや、既に教育委員会から同校に対して指導が行われるとともに、図書の管理に係る改善策が示されていることなどから、請求を棄却いたしました。

なお、以上の監査結果については、教育委員会に対して、物品の管理及び処分に係る問題点をすべて洗い出し、最も効果的な管理のあり方を今一度十分に検討したうえで文書によりすべての県立学校へ指導を行うことや、請求人等との十分な協議による本件の早急な解決を求める監査委員としての意見を付記したうえで、8月14日付けで請求人に通知いたしました。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

前回説明以降、新たに申請があった調整事件は1件であり、現在調整中の事件は本件のみとなっております。

(審査事件について)

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為に係る審査事件はなく、現在審査中の事件は3件であります。

(個別的労使紛争について)

前回説明以降、新たな申し出はなく、この間、取り扱いました個別的労使紛争に係るあっせん事件1件が打切りにより終結しており、現在調整中の事件はありません。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

文 化 観 光 国 際 部



文化観光国際部関係の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

長崎県美術館、長崎歴史文化博物館では、「名探偵コナン 科学捜査展 ～真実への推理 (アブダクション)～」並びに「チームラボ★学ぶ！未来の遊園地」を開催し、夏休み期間中、多くのご家族連れの皆様にご来館いただきました。

今後は、美術館において、10月18日から、歴史、記憶、人間の存在をテーマとして活動を続けるフランスの世界的作家ボルタンスキーの回顧展「クリスチャン・ボルタンスキー - Lifetime (ライフタイム)」を開催いたします。大阪府の国立国際美術館、東京都の国立新美術館に続き、巡回展示される本展覧会は、日本における過去最大規模のボルタンスキー展であり、長崎県美術館が最後の会場となります。

長崎歴史文化博物館では、9月21日から、博物館が収蔵する歴史資料や美術工芸品をはじめとする多数の収蔵品の中から、学芸員が「これぞ」という「イチ推し」資料を選び抜いて展示する「収蔵品展 学芸員のイチ推し！」と、長崎くんちが始まって今年で385年を迎えることを記念し「くんち三八五展」を同時開催しております。

また、県内最大の美術公募展「第64回記念長崎県美術展覧会」については、県内各地から約1,500点の作品の応募をいただき、9月15日から9月29日まで長崎県美術館において入賞・入選作品を展示しております。会場では、体験参加型美術の促進を図るという観点から、小中学生を対象とした「ふれあいワークショップ」や「チャリティー・オークション」を実施しております。また、10月3日から佐世保会場、10月17日からは諫早会場で本展を開催するほか、西海市、五島市でも移動展及びワークショップを予定しており、広く県民の皆様に美術作品の創作と鑑賞の機会を提供することとしております。

今後とも、県民の皆様からより親しまれる「県展」となるよう努めてまいります。

(世界遺産の保存活用について)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録から1周年を迎える中、若い世代への価値の継承や構成資産集落の活性化を図るため、様々な施策を進めているところであります。

去る7月16日、長崎大学教育学部附属中学校で「世界遺産と私たち」をテーマとした「総合的な学習の時間」の授業を公開し、県及び関係市町の世界遺産担当者がゲストティーチャーとして参加しました。この授業をモデルとしながら、将来を担う子どもたちに世界遺産の価値を知ってもらい、郷土への愛着や誇りを持ってもらうために、県内の小中学校で同様の試みを広げられるよう引き続き取り組んでまいります。

また、「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト」の一環で実施している、長崎大学や県立大学と連携した世界遺産集落でのフィールドワークについては、学生たちが住民と交流しながら地域の現状や課題を把握するための現地調査が進められているところであります。このフィールドワークを通じて、学生との交流による地域活動の活発化や、世界遺産の保存活用に向けた機運醸成にもつなげてまいります。

世界遺産登録1年に際しては、12構成資産及び県内各地のキリスト教関連の文化遺産群をPRする記念写真展を7月8日から31日まで、県庁エントランスホールにおいて開催したところですが、今後も講演会や民間と連携したPRなど、あらためて、遺産の価値や意義を広く発信するとともに、関係県市町や構成資産所有者、地域と一体となって、世界遺産の保存と活用の両立に努めてまいります。

(観光の振興について)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」への来訪者数は、世界遺産登録後の1年間で前年同期の約1.6倍となっており、これまでと同様に好調に推移しております。

引き続き、地元市町、関係団体等と連携しながら、世界遺産の真の価値を伝えるガ

イドの確保・育成や、二次交通対策も兼ねた着地型旅行商品の造成・販売に取り組み、登録効果が一過性のものとならないよう、持続的な誘客に結び付けてまいります。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、“しま”を訪れた観光客にもう1泊していただけるよう、市町や旅行会社と連携し、従来の宿泊と交通機関を組み合わせたパッケージ商品に地元の体験プログラム等を組み込んだ旅行商品の企画・販売に取り組んでおり、6月末現在で約15,000人泊余りの送客実績で、前年の約4倍の伸びとなっております。

これらの旅行商品に加え、個人旅行者向けに地元の体験プログラムに利用できるクーポンがセットになったお得な「長崎しま旅 わくわく乗船券・航空券」については、7月末現在で1,360枚を販売し、昨年度の年間実績を大きく上回っております。

また、関係市町においては、しまの魅力を高めるための体験プログラムの充実などに取り組んでいるところであり、引き続き、県・市町で連携しながら、国境離島地域への誘客拡大を図ってまいります。

県内の宿泊施設がさらなる品質向上を目指して設立した「宿泊施設グレードアップネットワーク」のキックオフ会が去る7月17日に長崎市内において開催されました。改善意欲のある県内25の宿泊施設が参画し、観光品質認証制度「サクラクオリティ」の導入、グルメ満足度の向上、人手不足解消に向けた観光人材の確保・育成、接遇・マナーの改善等にネットワーク全体で取り組むことを共通認識とし、さらに、個々の宿泊施設においては、他産業事業者等とも連携しながら付加価値の向上を目指していくなど、本県観光の質の向上に努めていくこととしております。

観光人材の確保・育成に向けて、去る8月3日、「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」（長崎会場）の第1回を開催いたしました。本事業では、県内の高校2年生を対象として、宿泊業をテーマとした講座や宿泊施設でのインターンシップを受けていただくことで、明確な職業イメージを持って観光産業に就職し、将来にわたって活躍できる人材となっていくことを目的としております。

8月から来年2月までの7ヶ月間で、長崎と佐世保地区においてそれぞれ7回の講座等を予定しており、60名の定員に対し、県内の高校2年生142名から参加申し込みがありました。

講座では、宿泊施設の経営者や第一線で観光客と接する長崎コンシェルジュ等による講話を予定しており、旅館・ホテルで働くことの意義ややりがい、また、宿泊施設における働き方改革の取組等を紹介していただくこととしております。参加生徒には、働くうえでの心構えや現場の厳しさ、働くことで得られる喜びなど、良い面も厳しい面もしっかりと学んでいただき、1人でも多くの生徒の皆様に観光産業を目指していただきたいと考えております。

#### (国際航空路線の取組について)

国際航空路線の取組については、長崎～上海線において、本年7月16日から9月24日までの夏季期間中、火曜日に臨時便が運航しておりますが、月曜日と金曜日の定期便と合わせ週3便と利便性が高まったことや、インバウンド及びアウトバウンド双方での利用促進に取り組んだことにより、定期便の利用にも好影響を及ぼしているところです。

また、航空会社においては、臨時便も含めた路線の利用状況などを踏まえ、10月下旬から週1便の増便を計画されているところであり、増便により週3便となることで利便性が向上することから、今回の増便を契機として、旅行社への販売促進支援に加えて、教育旅行の誘致や個人旅行者向けの情報発信などの取組を強化し、誘客を促進してまいりたいと考えております。

なお、上海線については、昭和54年に開設され、今年9月で就航40周年を迎えることから、去る9月5日、路線開設40周年を記念して知事を団長とする訪中団が中国東方航空本社を訪問し、李養民総経理に対して、これまでの長年に渡る運航に対するお礼をお伝えするとともに、今後の同路線の維持・発展について意見交換を行っ



てまいりました。

また、同日、上海市の応勇市長と会見し、様々な分野における交流拡大に向けて意見交換を行ったほか、在上海日本総領事館のご協力のもと、現地旅行社向け本県観光説明会を開催するとともに、総領事公邸において、これまで同路線の運航にご尽力いただいた皆様などをお招きして、路線開設40周年の記念夕食会を開催いたしました。

台湾からの連続チャーターについては、本年6月1日から10月16日までの間運航され、搭乗率も好調に推移しているところであり、チャーター実施者である旅行社や航空会社とも協議を行ってまいりましたが、機材繰りなどの関係から10月下旬以降の運航については見送られることとなっております。しかしながら、チャーターを実施している旅行社、航空会社ともに、今後も本県へのチャーター実施の意向を示されており、現地における本県の観光地としての情報発信に引き続き取り組むとともに、チャーターの実現に向け働きかけてまいりたいと考えております。

今後とも、国際航空路線の維持・拡大に取り組み、インバウンド誘客拡大を通じて県内への経済効果が高まるよう努めてまいります。

#### (県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋・長崎館」は、本年4月から8月末までの来館者数が約24万5千人、売上額が約9千3百万円であり、対前年同期比では来館者数は108%、売上額は102%と多くの方々にご利用いただいております。

今年度は、都内の大手企業などにおける県産品PRを拡充し、県産品のブランド化・販路拡大や、本県への誘客に結び付くよう、市町、県内企業、運営事業者とも連携を図りながら、取り組んでまいります。

県産品のブランド化の推進については、首都圏・関西圏の百貨店や高級スーパーなどにおいて「長崎フェア」の開催や店頭でのプロモーション活動のほか、高級ホテルの料理長などを産地へ招聘し、長崎県の多様な食材の魅力を知っていただいた上で、

「長崎フェア」を開催する取組を進めており、10月末まで「長崎プロモーション」として「ザ・リッツ・カールトン大阪」において、長崎和牛や水産物を中心に本県の食材を使用したメニューを提供していただいております。

さらに、販路開拓を図るため、7月4日から5日まで大阪市で開催された展示商談会「フードストアソリューションズフェア2019」に長崎県ブースを出展し、農水産加工事業者の商談を支援したほか、9月10日には長崎市において「食の商談会」を開催し、百貨店やスーパー等のバイヤーと県内事業者との商談の機会を創出してまいりました。

今後も市町、関係団体とも連携しながら、引き続き、本県の文化・観光・物産の魅力の総合的な発信に努めてまいります。

(中国との交流に関する取組について)

これまで築いてきた中国との友好交流の絆をさらに強めるため、将来を担う青少年による交流などの事業等に取り組んでいるところでございます。

8月19日から23日までの間、日中の大学生が相互理解を深め、今後の更なる交流拡大について意見を交わす日中「孫文・梅屋庄吉」塾2019を長崎市内で開催しました。また、同時期に開催した「日韓未来塾」に参加した学生とともに、日中韓の青少年によるトライアングルでの交流を行うなど、更なるネットワークの拡大にも繋がる取組を行ったところです。

県といたしましては、こうした取組を通じて、これまで先人の皆様が築いてきた絆を今後もしっかりと引き継いでまいりたいと存じます。

(ベトナムとの交流に関する取組について)

去る7月27日から29日、ベトナムの中部に位置するダナン市において開催された「ダナン越日文化交流フェスティバル」に参加し、県・五島市・長崎県立大学が一

体的にブースを出展し、本県の観光や物産等のPRを実施するとともに、ダナン市人民委員会外務局との共催により「日本語スピーチコンテスト」や「長崎留学説明会」を開催し、留学先としての本県の紹介等も行いました。

また、8月9日から11日には、同じくベトナム中部のクアンナム省ホイアン市において開催された「ホイアン・日本祭り 2019」では、本県ブースの出展による観光・物産等のPRをはじめ、本県の本石灰町自治会の方々にも同行いただき、ホイアン市の皆様とともに「荒木宗太郎とアニオー姫の結婚行列」の再現を行い、本県とホイアン市とのゆかりをPRし、「御朱印船」が奉納される2020年の長崎くんちへの来県などを呼び掛けました。

今後とも、現地政府との友好関係を活かし、市町や民間の皆様方とも連携を図りながら、本県とベトナムとの関係強化及び人的交流の拡大に努めてまいります。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところですが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、文化観光国際部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「外国人材の活用による産業、地域の活性化」、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」、「県産品のブランド化と販路拡大」、「アジアを中心としたインバウンド、海外活力の取り込み」、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「しまや半島など地域活性化の推進」、「特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化」などの施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

企 画 振 興 部



企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計37万1,347円を支払うため、去る9月2日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、良質な雇用の場の創出や若者の県内定着、移住の促進など、様々な施策を講じてきたところであり、本年度が計画期間の最終年度となっております。

現総合戦略においては、企業誘致等による雇用の創出や移住者数の増加など一部には成果が見られるものの、全体として人口減少を抑制するまでには至らない状況であり、高卒者・大卒者等の県内就職率の伸び悩みや、女性の転出超過の拡大、県民も含めた意識共有の不足などの課題が残されているものと認識しております。

そのため、来年度からの次期総合戦略では、こうした課題に対する要因分析を行い、それを踏まえた施策を構築するとともに、市町や民間との連携を図りながら、より具体的な成果につながる総合戦略となるよう策定作業を進めており、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示ししております。

骨子案では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系のもと、「しごと」と「ひと」のマッチング促進、Uターン施策の一層の充実・強化、ふるさとで活躍することの重要性について理解を深めるための施策の強化など、現総合戦略の課題を踏まえた対策を推進していくこととしております。

また、未来技術の活用や女性の県内定着を進める施策の充実・強化といった新たな視点も盛り込み、地方創生に向けた取組をより深化させていくこととしております。

このうち、企画振興部は、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、ながさき暮らしUIターン対策の促進や、関係人口との交流促進による地域活力の向上、移住者の裾野の拡大、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、九州新幹線西九州ルートの整備と開業効果の拡大や、しまや半島など地域活性化の推進、などの施策を積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

#### (次期総合計画の策定について)

令和3年度以降における県政運営の指針や考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示しするため、本年度から次期総合計画の策定に取り組んでおります。

策定にあたっては、市町や地域の方のご意見を参考とさせていただきたいと考えており、市町を訪問してのヒアリングや、県内の地域毎に開催した地元有識者との意見交換会を通じて、地域の課題や施策の方向性等についてのご意見を伺ったところであります。また、知事を本部長とし、副知事、部局長等で構成する策定本部会議を開催するなど庁内における議論も進めており、今後も引き続き、計画の構成や方向性等について検討を行ってまいります。

#### (特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について)

IR区域の整備については、長崎県・佐世保市IR推進協議会において、九州・長崎IR基本構想の改訂作業を進めているところですが、去る7月31日、今年度2回目となる九州・長崎IR区域整備推進有識者会議を開催し、基本構想の改訂に反映すべき具体的な方策案についてご意見をいただきました。

基本構想は、IR事業者が事業計画等を検討する際の基礎にもなることから、今後



速やかに改訂案を公表した上で、I R事業者から具体的な事業コンセプトの提案を募集するR F C（リクエスト フォー コンセプト Request for Concept）を行う予定としております。

今回のR F Cは、九州・長崎I Rの区域整備や施設の設置・運営等に対する考え方やニーズ等について、県及びI R事業者の相互理解を深めることで、県はもとより、事業者の準備・検討の加速化を図ることを目的として実施するものであり、国の基本方針策定後の速やかな実施方針の策定及び事業者の公募・選定につなげてまいります。

#### （U I ターンの促進について）

U I ターンについては、「ながさき移住サポートセンター」を中心に、市町と連携しながら、移住の検討段階から地域への定着まで、きめ細やかな支援に取り組んでおり、移住者数は年々増加している状況であります。

特に、本県からの転出者が多い福岡県については、本県への移住者の前住所地の中で最も多くを占め、その伸びも顕著であることから、Uターン促進の観点からも福岡県を移住施策の重要なターゲットとして認識しているところであります。

そのため、今回、産業労働部において、福岡地区の本県出身大学生等への働きかけを行う拠点を福岡市内に整備することに併せて、移住に関する相談窓口としての機能を新たに設けることとしております。

今年度、第1四半期の移住実績についても、414人となり、昨年度同時期の253人と比べて大幅に増加している状況であり、福岡地区における移住相談体制の充実を図ることで、更なる移住者の確保につなげてまいりたいと考えております。

#### （新たな過疎対策について）

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効が令和3年3月末に迫っておりますが、人口減少・少子高齢化が急速に進む本県過疎地域において、持続可能な地域社会を構築していくためには、従来の産業振興や交通の確保などの観点に加え、担い手の確保、生活支援サービスの確保などの観点も踏まえた総合的な過疎対策を講じていく制度が不可欠であると考えております。

現在、国においては、今後の過疎対策のあり方について、「過疎問題懇談会」での議

論が進められており、令和2年前半を目処に、新たな過疎対策の理念や、対象地域の支援制度のあり方等について提言が行われる予定となっております。

県においても、本年2月、庁内に「長崎県過疎地域活性化研究会」を設置し、県内過疎市町の意見も取り入れながら、新法制定に向けた具体的な提案等に係る検討を進めているところであります。

今後、県議会での議論も踏まえたうえで、本年11月頃を目処に、県過疎地域自立促進協議会とも連携しながら、新法制定や国の関係施策に反映されるよう要望活動を展開してまいりたいと考えております。

(東京オリンピック・パラリンピック等にかかる取組について)

東京<sup>ニ－ゼロニ－ゼロ</sup>2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致については、去る8月1日から12日まで、ポルトガル・トライアスロンチームのトレーニングキャンプが大村市で実施され、市や競技団体と協力してキャンプを受け入れたところであります。

また、8月23日には、ベトナム社会主義共和国文化スポーツ観光省スポーツ総局と県及び関係3市との間で、基本合意書を締結し、空手・柔道・競泳が長崎市、陸上競技・フェンシングが諫早市、バドミントンが大村市において、キャンプが実施されることとなりました。

このほか、今月20日に開幕するラグビーワールドカップについて、本県は、スコットランド代表とトンガ代表の2チームのキャンプ地となっております。

県としては、今後も市町や競技団体と連携し、スポーツを通じた地域活性化を目指して、交流人口の拡大や国際交流の促進につながる取組を推進してまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 整備促進について)

九州新幹線西九州ルート of 整備のあり方については、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、検討が重ねられており、去る8月5日、「九州新幹線（西九州ルート） of 整備のあり方等に関する基本方針」が示されました。

この基本方針において、新鳥栖～武雄温泉間については、これまで本県が求めてきたフル規格により整備することが適当と判断され、また、国土交通省に対し、同省を含めた、佐賀県・長崎県・JR九州の関係者間での協議の実施と同検討委員会への状況報告が求められているところであります。

また、8月27日には、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームに対して、基本方針の報告がなされたほか、環境影響評価調査費について令和2年度の概算要求に盛り込むことは見送る一方、予算計上については、同プロジェクトチームから国土交通省に対して、今後の関係者間協議の進捗に応じて柔軟な対応をとるよう求められたところであります。

県としては、諸課題の解決に向け、この関係者間の協議への積極的な参加と併せ、佐賀県との協議を重ねながら、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

#### (県庁舎の跡地活用について)

県庁舎の跡地活用については、去る6月、「広場」「交流・おもてなしの空間」「文化芸術ホール」の3つの主要機能を効果的に配置し、その相乗効果を発揮させ、賑わいを創出するということを基本的考え方とする「県庁舎跡地整備方針」を決定し、6月定例会において、3つの主要機能の詳細な機能や規模、運営手法等について定める基本構想の策定にかかる予算を承認いただいたところであり、現在、構想策定に着手するべく準備を進めております。

具体的には、経済団体など関係者の方々に加え、まちづくりや公民連携、広場運営などの専門家、デベロッパーなど民間事業者から幅広く意見をお聞きし、いただいた意見等を踏まえ、賑わい創出の考え方や今後における留意点などについて整理を進めております。

今後とも、基本構想の策定の中で、県議会をはじめ、専門家や関係者の皆様に具体的なイメージをお示し、ご意見などをいただくとともに、長崎市とも協議しながら、新たな賑わいの創出や交流人口の拡大につながるような活用策の検討を進めてまいります。

また、埋蔵文化財調査については、旧県庁舎解体工事が終了する10月以降、速やかに範囲確認調査に取りかけられるよう、現在、教育委員会において準備が進められており、去る8月30日に県文化財保護審議会を開催し、調査箇所等について意見聴取が行われたところであります。

今後、今月中旬を目途に調査箇所を決定し、10月中旬より調査を開始する予定であり、予断を持つことなく適切に調査を実施し、重要な遺構等が確認された場合は、その取扱について必要な検討を行ってまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 総務委員会関係議案説明資料



危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

(県内における自然災害および対応状況について)

7月中旬、活発化した梅雨前線や台風5号の影響により、7月20日に五島市ほか県内5市町に大雨特別警報が発表され、さらに8月下旬には活発化した秋雨前線の影響により九州北部の広範囲にわたり大雨が降り続き、8月28日に、佐賀県、福岡県及び県内では佐世保市ほか県内北部6市町に大雨特別警報が発表されるなど記録的な豪雨となりました。幸いにも人命に関わる被害はありませんでしたが、県内では、4名の方が負傷されるとともに、住宅浸水やがけ崩れ、道路の浸水損壊などの被害が多数発生いたしました。

この間県としましては、当初本庁と地方機関に長崎県災害警戒本部を設置し対応にあたっておりましたが、大雨特別警報の発表に伴い、本部の人員を大幅に増員するとともに、各部に連絡員を配置するなど警戒本部としては最大級の体制をとり、被害情報の収集・発信といった災害対応にあたりました。

また、7月に発生しました災害に対しては、新上五島町に山本防災担当大臣を団長とした政府調査団と、県選出国會議員、県議會議員等による被災地域の現地視察が行われ、知事及び新上五島町長が政府調査団に対して被害状況の説明を行うとともに、復旧予算の取り計らいを依頼したところであります。

近年、全国で大規模な地震や豪雨災害が発生していることから、県としましては、災害に対し迅速かつ適切に対応できるよう、今後とも各市町および消防や警察、自衛隊をはじめとした関係機関と連携して、防災体制の強化に取り組んでまいります。

(消防の広域化について)

災害・事故の大規模化や激甚化、人口減少や高齢化の進行に的確に対応していくために、平成22年に知事が策定した「長崎県市町消防広域化推進計画」の再策定に向けて、去る7月9日に、県内10の消防管理者や学識経験者などの委員により構成す

る長崎県市町消防広域化推進協議会の第1回委員会を開催いたしました。

現在の計画では、市町の消防体制の整備及び確立を図るためには、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが有効であり、自主的な市町の消防の広域化を推進することが必要としたうえで、基本的な考え方として県内一本化による広域化とともに、離島が多い本県の事情も考え、段階的な推進も有効な方法であること、消防管轄による行政区画の分割解消などについて定めております。

委員会では、現計画策定後の経過や国が定めた消防広域化の推進方針、消防力の現状と取り巻く環境の変化などについて説明したあと、はじめに「県内一本化による広域化」について、意見交換を行いました。

各委員からは、

- ・すでに広域化が進んで、これ以上の広域化は消防の質が落ちないか心配。
- ・離島においては、国や県が示す広域化のメリットに疑問がある。
- ・消防署員と地域の看護師で顔の見える関係を作っている。
- ・県内一本化は、地形的に長崎県よりもやりやすい地域でもできていない。県内一本化には問題があるのではないか。
- ・安全政策については、コスト的なことで判断するのは無理ではないか。
- ・県内一本化などの手段の検討が先になると、抱えている課題がおきざりになる。
- ・少子化が思った以上に進んだことを考えると、広域化は検討しておくべき。

などの意見が述べられました。

また、段階的な広域化については、今後、各市町消防等の意見をお聞きしたうえで、必要に応じて、関係市町による同協議会の分科会などで、取り組み方を協議をしていくことについて、お示ししたところであります。

現在、県におきましては、段階的広域化について、各市町からご意見をお聞きしているところでありますが、今後、年度内の計画案の策定に向けて、協議会の委員会や分科会で、協議を進めてまいります。



以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。



## 総務委員会関係議案説明資料



総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第105号議案 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例」のうち関係部分

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第105号議案 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例」のうち関係部分

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へ適正化されるとともに、所要の手續規定の整備が行われ、地方公務員法においても現行の欠格条項を単純削除する改正等が行われたことから、本県の関係条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について)

県においては、人口減少を克服し、地方創生を推進するため、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を講じてきたところですが、本年度が計画期間の最終年度となっていることから、今議会において、次期総合戦略の骨子案をお示しし、ご議論いただくこととしております。

このうち、総務部は、施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化」について積極的に推進し、地方創生のより一層の推進に取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様や市町、関係団体、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見をお伺いしながら、本年度中の策定を目指してまいります。

#### (障害者雇用について)

障害者雇用については、今年度の障害者の採用を拡大するとともに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進めているところであります。

知事部局における障害者雇用率については、昨年は1.85%と法定雇用率2.5%を下回っておりましたが、本年6月1日時点では2.53%と法定雇用率を上回っております。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

## 総務委員会関係議案説明資料（追加 1）





【総務委員会関係議案説明資料 警察本部の1頁1行目の前に、次のとおり挿入】

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第118号議案 長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例  
であります。

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路交通法施行令で規定する運転免許に関する手数料の標準額が一部改正されることから、これに合わせた改正をしようとするものであります。

本条例の施行期日は、「道路交通法施行令の一部を改正する政令」の施行期日に合わせて、令和元年12月1日を予定しております。



## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

出 納 局

監 査 事 務 局

人事委員会事務局

労働委員会事務局

議 会 事 務 局



【総務委員会関係議案説明資料 出納局・各種委員会事務局の2頁1行目に、次のとおり挿入】

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(令和元年度県職員採用試験について)

大学卒業程度の「行政」など15職種にかかる試験については、1次試験を6月23日に、2次試験を7月10日から30日にかけて実施し、8月19日に最終合格者を発表いたしました。434人が受験し、106人が合格、競争倍率は4.1倍となっております。

また、「行政（民間企業等職務経験者）」、「社会福祉（民間企業等職務経験者）」及び「行政（海外活動等経験者）」の選考試験については、1次試験を大学卒業程度と同じ6月23日に、2次試験を7月27日及び28日に実施し、大学卒業程度と同じ8月19日に最終合格者を発表いたしました。115人が受験し、6人が合格、競争倍率は19.2倍となっております。

警察官Ⅰ類（男性・女性）〔第1回〕については、1次試験を7月14日に、2次試験を8月12日から27日にかけて実施し、9月9日に最終合格者を発表いたしました。259人が受験し、64人が合格、競争倍率は4.0倍となっております。

警察官Ⅰ類（男性・女性）〔第2回〕については、1次試験を9月22日に、2次試験を11月中旬から下旬にかけて実施することとしております。

短大卒業程度及び高校卒業程度については、1次試験を9月29日に、2次試験を10月下旬に実施することとしております。

警察官Ⅲ類（男性・女性）及び障害者を対象とした選考試験については、1次試験を10月20日に、2次試験を11月中旬から下旬にかけて実施することとしております。



## 総務委員会関係議案説明資料（追加 1）





【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の1ページ1行目を削除し、次のとおり挿入】

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第117号議案 ローマ法王の来県時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例であります。

この条例は、ローマ法王の来県時に、法王の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、各種行事の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資するため、小形無人機の飛行を禁止する区域や期間について、法律より拡大した区域や期間とすること等について定めるものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(ローマ法王の長崎訪問)

去る9月13日、ローマ法王庁においては、ローマ法王フランシスコ台下が11月23日から26日にかけて来日し、本県もご訪問いただくことを発表されました。

法王には、潜伏キリシタン関連遺産が世界遺産暫定一覧表に記載された平成19年以降、機会ある度に親書を届け、世界遺産登録支援と併せ、本県来訪を要請してきたところであり、故ヨハネ・パウロ2世以来、38年ぶりの法王のご来県は本県にとって大変光栄なことでもあります。

法王におかれては、「焼き場に立つ少年」の写真カードを配布いただくなど、被爆地長崎に心をお寄せいただき、核兵器のない世界の実現を訴え続けていただいております。ご来県の折には、被爆者の方々をはじめ幅広い県民の皆様との交流の機会をいた

だき、平和のメッセージを全世界に向けて発信していただきたいと願っております。

ご来県にあたっては、本県でのご日程をつつがなく終わられるよう、カトリック長崎大司教区、長崎市や県警察本部をはじめ関係機関と綿密な連携をとりながら、万全の態勢でお迎えしたいと考えております。

また、法王のご来県に併せ、国内外から多くの来訪者が予想されることから、県では、長崎歴史文化博物館等において、潜伏キリシタン関連遺産の関係資料等を展示紹介する展覧会を開催することにより、特色ある本県キリシタンの歴史文化や世界文化遺産の価値を発信することとしております。

さらに、法王来県を契機に本県を訪れる方々に県内を周遊していただくため、旅行商品の造成を各旅行会社に働きかけるほか、特に潜伏キリシタン関連遺産をガイド付きのツアーで訪れる団体に対しては、スタンプラリー機能付きの観光ガイドブック「長崎の世界遺産めぐり」を無償で配布し、本県への再来訪促進や、世界遺産の価値に直接触れた感動の拡散などにつなげてまいります。

こうした取組のほか、県の観光ホームページ「ながさき旅ネット」内に法王来日に関する特設コーナーを設置し、本県の観光情報を発信するなど、この機会に本県の多彩な魅力を国内外に向けて発信し、交流人口の拡大を図ってまいります。

#### （対馬市における韓国人観光客の減少に伴う影響と対策）

今年の7月以降、韓国内において訪日旅行を控える動きが続いており、対馬市の調べによると、8月の対馬と釜山を結ぶ国際航路の乗客数は、前年同月に比べて約8割も減少し、宿泊施設や交通事業者においては売上が前年同月と比較して5割から8割減少した事業者もあるなど、地域経済への影響が深刻化していると考えております。

これまでも、国内の旅行会社に対して新たな旅行商品の造成を働きかけているところであり、対馬を旅先とする旅行商品の募集期間の延長や、新たな商品の造成につながっているところであります。

さらに、東京、大阪をはじめとした長崎県人会を通じて、県外の本県出身の皆様に対して、対馬への旅行を積極的にご検討いただくよう働きかけを行っております。

また、去る9月9日には、知事をトップとした「対馬観光対策会議」が開催され、「今回の状況は、想定外の事態が生じており、地域経済へのダメージについて手厚い支援が必要である。」との共通認識のもとで、全庁的に対策に取り組んでいくことを確認いたしました。

本定例会においては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業を活用した「しま」への送客が好調であることから、同交付金による支援枠を拡充する補正予算案を提出していましたが、韓国人観光客の減少により対馬の地域経済への影響が深刻化しており、さらに多くの国内客や韓国以外のインバウンド客を送客する必要があることから、9月18日に対馬地域への誘客に注力した追加補正予算案を提出したところです。

平成31年度当初予算に加え、こうした補正予算による事業に地元の対馬市、観光物産協会、商工団体など一体となって取り組み、さらなる誘客拡大に全力を注いでまいります。

こうした中、去る8月19日から24日には、日韓の大学生における相互理解を深めることを目的とした「日韓未来塾」を開催し、長崎の大学生19名と韓国の大学生15名が参加し、グループ討議や文化体験などを実施いたしました。

次代を担う青少年の交流は、これからの本県と韓国の友好関係の進展において大変意義深いものと考えており、こうした時だからこそ、引き続き、地域間交流や民間交流にしっかりと取り組むことにより、長崎の魅力発信に努めてまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の6ページ20行目から21行目を削除し、次のとおり挿入】

9月16日から23日までは、日中「孫文・梅屋庄吉」塾2019に参加した県内学生等が、上海市、北京市及び福建省に派遣し、現地の大学生と交流する「未来へつなぐ日中青少年交流事業」を実施いたしました。

また、去る9月8日から10日まで、福建省廈門（アモイ）市で開催された世界最大規模の投資見本市である「中国国際投資貿易商談会（C I F I T）」にブース出展し、隠元禅師をはじめとした偉人の足跡や本県と中国とのゆかりを紹介するとともに、長崎県産酒、五島手延うどんや波佐見焼などの県産品や観光の魅力を来場者や中国メディア等へPRいたしました。

さらに、同商談会への出展に併せ、県産品を取り扱う現地飲食店と連携し、長崎の食材や観光情報の発信を行う「長崎フェア」を開催し、さらなる本県の認知度向上を図りました。

県といたしましては、こうした取組を通じて、これまで先人の皆様が築いてきた中国との絆を若い世代にしっかりと引き継ぐことにより、経済的実利の創出へつなげてまいります。

令和元年9月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

企 画 振 興 部



【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の３頁６行目の次に、次のとおり挿入】

なお、去る９月４日、観光庁から基本方針（案）が公表され、パブリックコメントの受付が開始されたところであり、その内容を十分に検討しながら、実施方針案づくりにとも反映させるなど、ＩＲ区域認定の獲得に向けた諸準備を加速させてまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の４頁３行目から５行目までを削除し、次のとおり挿入】

県においても、本年２月、庁内に「長崎県過疎地域活性化研究会」を設置し、県内過疎市町の意見も取り入れながら、新法制定に向けた具体的な提案等に係る検討を進めてきたところであり、今回、「新たな過疎対策に向けた具体的提案（案）」として取りまとめたところであります。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の４頁２３行目の次に、次のとおり挿入】

（長崎空港の活性化について）

長崎空港については、運用時間を延長するにあたり、国において、管制業務の増員など体制を整備する必要があることから、それに見合う航空需要の創出が必要とされております。

このため、県においては、これまで航空会社に対して、路線誘致に積極的に取り組んできたところではありますが、その一方、運航する航空会社としては、先に運用時間延長の見通しがないと検討は難しいとの考えが示されております。

県としては、こうした状況とあわせて、インバウンド需要の増加による地方への流動が見込まれる中、地方空港の重要性は益々高まることから、国に対して、長崎空港のように海上空港で２４時間化に適しているものについては、より積極的な活用に向け、一部時間帯における航空管制のリモート化等の検討についても協議を重ねてきたところであります。

こうした中、国においては、これまでの本県の継続的な要請や、空港の特性を踏まえ、長崎空港もその対象空港として導入を検討されているところであります。

県としては、航空管制の夜間早朝帯における一部リモート化を契機に、路線の拡大が図られるよう誘致活動を一層強化し、運用時間の延長を図るとともに、将来的には長崎空港の24時間化の実現を目指してまいりたいと考えております。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の5頁9行目の次に、次のとおり挿入】

さらに、9月4日には、佐賀県と部長間で会談を行い、佐賀県内の議論を深めていただきたいことや、今後実施される関係者間の四者協議への参加について要請してまいりました。



令和元年9月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

危機管理監



【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の1頁15行目から18行目を削除し、次のとおり挿入】

7月に発生しました災害に対しては、新上五島町に山本防災担当大臣を団長とした政府調査団と、県選出国會議員、県會議議員等による被災地域の現地視察が行われ、知事及び新上五島町長が政府調査団に対して被害状況の説明を行うとともに、復旧予算の取り計らいを依頼し、また8月に発生しました災害に対しましては福岡県、佐賀県、長崎県の3県合同で激甚災害の早期指定と特別の財政措置等を要望したところであります。

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の3頁1行目に、次のとおり挿入】

(米海軍佐世保基地隊員の不祥事について)

去る8月24日、米海軍佐世保基地所属の海軍兵が、福岡市内において、酒に酔って同市会社員の所有する乗用車を傷つけたとして、器物損壊の疑いで現行犯逮捕される事案が発生しました。

さらに9月2日には、同基地所属の海軍兵が、武雄市内において乗用車に追突事故を起こし、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕されるなど米海軍佐世保基地隊員の不祥事が連続して発生しました。

佐世保基地所属の隊員による事件・事故については、5月の武器持ち出し事件の際に、原因究明と再発防止策を講じるとともに、隊員の再教育を要請したにもかかわらず、事件が続いていることは、誠に遺憾と言わざるを得ず、9月4日に上田副知事より、基地司令官に対し、基地での再発防止策を講じられるよう要請し、基地司令官からは、米海軍人に対し9月3日から夜間の外出禁止、飲酒禁止の措置を行っているとの説明がありました。

今後とも基地に対する地域住民との信頼関係、引いては日米の友好関係に悪影響が及ぶことがないよう、関係市と連携し、対応してまいりたいと考えております。

令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加 1）

総 務 部



【総務委員会関係議案説明資料 総務部の2頁17行目の次に、次のとおり挿入】

(中期財政見通しについて)

今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、令和2年度から6年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月9日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、令和元年度当初予算を基礎として、「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げた取組を織り込むとともに、県税や地方交付税など一定の仮定に基づき、試算を行ったものであります。

今回策定いたしました「中期財政見通し」については、当初予算編成等を通し、一定の収支改善が図られたことにより、昨年度の見通しと比較して、財源調整のための基金残高は増加しているところではありますが、令和5年度以降は、社会保障関係費の継続した伸びや公債費の増加に伴い、収支不足が見込まれることから、厳しい財政状況が続く見通しであります。

そのため、今後の財政運営においては、行財政改革推進プランや財政構造改革のための総点検に基づき、歳入・歳出両面からの収支改善に取り組むとともに、成果を重視した施策の選択と集中を図り、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

また、今後、増加が見込まれる社会保障関係費等に適切に対応するため、国に対し、地方交付税の総額確保や実効性のある税の偏在是正措置など、政府施策要望を通して、地方税財源の充実・確保を強く要請しているところであります。

県としましては、このような取組を通して、人口減少対策をはじめ、本県の将来を見据えた施策への重点化を図りながら、持続可能な財政運営を目指してまいりたいと考えております。





令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加 2）

文 化 観 光 国 際 部

【総務委員会関係議案説明資料（追加１） 文化観光国際部の３頁１５行目の次に、次のとおり挿入】

また、追加補正予算案の提出に合わせて、県及び県議会、対馬市、同市議会が合同で、「韓国人観光客の激減対策に関する緊急要望」を実施し、北村地方創生担当大臣や関係省庁等に対し、国内から対馬を訪れる観光客にかかる特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（滞在型観光促進事業）の対象経費の拡大、新たな宿泊料金の割引制度の創設や、観光宣伝・誘客プロモーションの実施に対する財政支援等について要望したところであります。

令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加 2）

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の４頁９行目の次に、次のとおり挿入】

(対馬市における韓国人観光客の減少に伴う影響と対策について)

本年７月以降、対馬市を訪れる韓国人観光客は急激に減少し、宿泊施設や交通事業者等の観光関連事業者に大きな影響が生じております。

このため、県としても、対馬振興局が中心となって宿泊施設等への聞き取り調査を実施するなど、地域経済への影響の状況把握に努めるとともに、去る９月９日には、知事をトップに、副知事や全部局長等を構成員とする「長崎県対馬観光対策会議」を設置し、全庁的な情報共有を図るとともに、中小企業者の資金繰りや観光客の誘致対策など、必要な対策に一体的に取り組む体制を整備したところであります。

こうした中、有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業の採択事業者に対する影響も懸念されることから、市と連携して状況把握に努めるとともに、雇用要件の緩和など、各事業者の状況に応じた柔軟な取扱いができるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

引き続き、地域経済に及ぼす影響の十分な把握に努めながら、対馬市をはじめ、関係機関や関係部局と連携し、必要な対策に取り組んでまいります。

令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加 2）

危機管理監

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の1頁3行目から14行目を削除し、次のとおり挿入】

(県内における自然災害および対応状況について)

7月中旬、活発化した梅雨前線や台風5号の影響により、7月20日に五島市ほか県内5市町に大雨特別警報が発表され、また、8月下旬には活発化した秋雨前線の影響により九州北部の広範囲にわたり大雨が降り続き、8月28日に、佐賀県、福岡県及び県内では佐世保市ほか県内北部6市町に大雨特別警報が発表されるなど記録的な豪雨となりました。

さらに、今月21日から23日にかけても、台風17号の影響により県内に暴風警報等が発表され、県内のライフライン等に重大な影響を及ぼし、対馬市での断水に対しては、今月23日に県から陸上自衛隊対馬警備隊に災害派遣要請を行い、給水支援をしていただきました。

これらの災害により、幸いにも県内では人命に関わる被害はありませんでしたが、7名の方が負傷されるとともに、住宅浸水やがけ崩れ、道路の浸水損壊、停電、断水などの被害が多数発生いたしました。

この間県としましては、当初本庁と地方機関に長崎県災害警戒本部を設置し対応にあたっておりましたが、大雨特別警報の発表時や、台風接近に伴い、本部の人員を大幅に増員するとともに、各部に連絡員を配置するなど警戒本部としては最大級の体制をとり、被害情報の収集・発信といった災害対応にあたりました。

令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加 2）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部（追加１）の１頁２１行目の次に、次のとおり挿入】

（県職員による不正アクセス事案の発生について）

先般、県民生活部の係長級職員が、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の容疑で書類送検されるという事案が発生しました。

本事案は、当該職員が業務時間中に、複数の職員ＩＤで不正に業務用ネットワークへログオンを行っていたものです。

調査を行った結果、当該職員は平成２７年６月から平成３１年２月までの期間に、最大９７人の職員になりすまして不正アクセスを行っていたことが判明しました。

併せて、当該職員は、他所属の業務用データを個人のＵＳＢメモリへ記録し、その一部を閲覧していたことについても、判明しました。

事案の発覚後は、被害拡大防止のため、直ちに当該職員が職場で使用していたパソコンを回収しました。加えて、再発防止のため、なりすましが困難なパスワードしか使用できないようシステム設定を強化するとともに、職員に対して、情報セキュリティに関する集合研修を実施しております。

県警からは、捜査の結果、外部への情報漏えいは確認されていないとの報告を受けており、また、本事案以外に不正アクセスがないことも確認しております。

情報管理及びセキュリティ意識が徹底されていなかったことにより、県民の皆様大変ご心配をおかけしましたことに対し、深くお詫びを申し上げますとともに、再発防止に向け、一層の情報管理及び職員の情報管理に関する意識の徹底を図ってまいります。



令和元年 9 月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加 3）

企 画 振 興 部



【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の２頁２８行目から３頁２行目までを削除し、次のとおり挿入】

基本構想は、ＩＲ事業者が事業計画等を検討する際の基礎にもなることから、今後速やかに改訂案を公表した上で、ＩＲ事業者から具体的な事業コンセプトの提案を募集するＲＦＣ（<sup>リクエスト フォー コンセプト</sup>Request for Concept）を１０月１日から開始いたします。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の４頁２０行目の次に、次のとおり挿入】

このうちスコットランド代表チームは、既に長崎市でのキャンプを終えたところですが、キャンプ期間中にはチーム関係者約６０名が滞在し、市民による歓迎イベントや子供達を対象としたラグビー教室などが行われました。また、今後、島原市でキャンプを実施するトンガ代表チームについても、ラグビー教室など市民との交流の機会が設けられることとなっております。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の４頁２３行目の次に、次のとおり挿入】

（地価動向について）

去る９月２０日、国土利用計画法に基づく「令和元年長崎県地価調査の結果について」を公表いたしました。本年は、県下４４７地点の調査基準地における７月１日現在の価格について、調査を行いました。

その概要を申し上げますと、県下の地価は、全用途の対前年平均変動率がマイナス０．７％で、前年のマイナス１．０％と比較すると０．３ポイント下落率が縮小しております。

緩やかな景気回復基調が続く中、地価の上昇地点数は昨年より増加したものの、全

体としては下落傾向が続いております。

住宅地の対前年平均変動率は、マイナス１．０％で、前年のマイナス１．２％と比較すると０．２ポイント下落率が縮小しております。人口減少と高齢化による住宅地に対する需要の減退等により平成１１年以來２１年連続でマイナスとなっておりますが、長崎市、大村市、長与町、時津町及び佐々町の住宅地においてはプラスの変動率となっております。

商業地の対前年平均変動率は、前年のマイナス０．３％から０．０％と横ばいとなっております。平成５年以來２６年連続でマイナスとなっておりますが、ようやく下落から脱しました。長崎市、大村市、長与町及び時津町の商業地においてはプラスの変動率となっております。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の６頁１行目から７行目までを削除し、次のとおり挿入】

また、埋蔵文化財調査については、旧県庁舎解体工事が終了する１０月以降、速やかに範囲確認調査に取りかけられるよう、現在、教育委員会において準備が進められており、去る８月３０日に県文化財保護審議会を開催し、調査箇所等について意見聴取を行い、先般、調査箇所を決定したところであります。

今後、１０月中旬より調査を開始する予定であり、予断を持つことなく適切に調査を実施し、重要な遺構等が確認された場合は、専門家のご意見もお伺いしながら、その取扱いについて必要な検討を行ってまいります。

【総務委員会関係議案説明資料（追加２） 企画振興部の１頁１１行目から１６行目までを削除し、次のとおり挿入】

こうした中、有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業の採択事業者に対する影響も懸念されることから、市と連携して状況把握に努めるとともに、去る９月１８日には、平田副知事をはじめ県、県議会、対馬市、同市議会が合同で、「韓国人観光客の

激減対策に関する緊急要望」を実施し、北村地方創生担当大臣や関係省庁等に対し、国内観光客誘致強化のための財政支援等とあわせて、雇用機会拡充事業の採択事業者の事業継続支援に向けた雇用要件の緩和など、各事業者の状況に応じた柔軟な取扱いに関して要望したところであります。

引き続き、地域経済に及ぼす影響の十分な把握に努めながら、様々な機会を通して国等への働きかけを行うとともに、対馬市をはじめ、関係機関や関係部局と連携し、必要な対策に取り組んでまいります。

